康德三年度

奉天省遼中縣

農村實態調查一般調查報告書

（下卷）

臨時產業調查局

農村實態調査一般調査報告書

（遼中縣 下巻）

凡例

一、本報告書は曩に発表せられたる「[illegible]調査之部」と共に[illegible]
に依り調査地の実態を明かならしむることを得る。

一、調査年度は「[illegible]調査之部」の場合と同じく、調査の[illegible]
[illegible]年十一月末に現在する状況及び[illegible]
[illegible]調査した。

一、[illegible]調査書と調査表[illegible]
[illegible]

一、報告書編著者及び調査員氏名は別表の通りである

臨時産業調査局

調査部第一科

縣名 / 事項	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	楡樹	磐石	梨樹	遼中	盤山	西豊	新民	洮南	鳳城	荘河	寧城	豊寧	延吉	敦化	黒山	[illegible]琿
縣一般敍	縣技士 時枝	技士 中 藤岡	技士 中 藤岡	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭 伊藤	技士 兵頭 伊藤	技士 岡村	八幡原	松見 北坂	松見 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	片岡 久保田	片岡 近岡 久保田	矢袋	矢袋	西村	縣技士 [illegible]
毛ノ沿革	屬官 横地	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	佐々木 北坂	佐々木 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	縣技士 [illegible]	山縣
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地關係慣行	岸	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	福田 北坂	福田 北坂	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	山縣	山縣
販賣購入事情	屬官 横地	技士 額田	技士 額田	中島	中島	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 岡村	技士 岡村	北坂	北坂	技士 篠田 縣技士 小野	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	氣田	近藤
度量衡	岸	技士 中	技士 中	岡村 瀬崎	岡村 瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	技士 岡村	技士 岡村	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通關係	屬官 横地	技士 額田	技士 額田	岡村	岡村	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 岡村	技士 岡村	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	技士 三田村	近藤
小作關係	縣技士 [illegible]	技士 宮下 佐藤	技士 宮下 佐藤	縣技士 高田	中島	技佐 八沼	技佐 八沼	氏家	氏家	北坂	北坂	鍛治	鍛治	技士 永山	縣技士 牧野 杉田	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	安田 矢袋	安田 矢袋	西村	西村
畜產關係	[illegible]	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田淵	田淵	平田	氏家	福田 北坂	福田 北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	縣技士 廣安	愛澤	近岡	縣技士 山本 近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
[illegible]						田淵	田淵			北坂	北坂		佐藤(鎮)			縣技士 恒吉	縣技士 恒吉				
農業經營	岸	技士 中	技士 中	[illegible]	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
[illegible]	岸	技士 [illegible]	技士 [illegible]	長[illegible]	[illegible]	伊藤	伊藤	技士 岡村 [illegible]	技士 岡村 [illegible]	松見	松見	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	近藤
副業	屬官 横地	技士 五十嵐		[illegible]	岡村	技士 兵頭	技士 兵頭	八幡原	八幡原			[illegible]	蛯原	内田 中山	内田 中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
公租	屬官 横地	技士 [illegible]	技士 [illegible]	[illegible]	[illegible]	農務司 [illegible]	農務司 [illegible]	技士 岡村	技士 岡村	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	近岡	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	氣田
農家經濟	岸	技士 [illegible]	技士 中	[illegible]	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	松尾	川田	川田	技士 [illegible]	技士 [illegible]	杉田	杉田	屬官 木村	屬官 木村 久保田	[illegible]	[illegible]	氣田	近藤
[illegible]	[illegible]					縣技士 [illegible]	縣技士 [illegible]	[illegible]	[illegible]			技士 [illegible]	縣技士 [illegible]	技士 永山	技士 永山	縣技士 山本	縣技士 山本	神保 石橋	神保 石橋	技士 三田村	縣技士 [illegible]

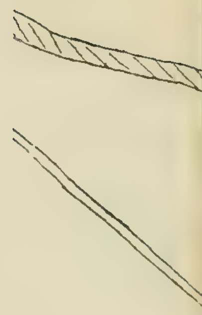
屬官 横地　技士 中 藤岡　技佐 鈴木　技士 兵頭 安井　技士 岡村 八幡原　松見 北坂　技士 小柳 佐藤　中山 杉田　久保田 近岡　矢袋 神保　西村 三田村

目次（下巻）

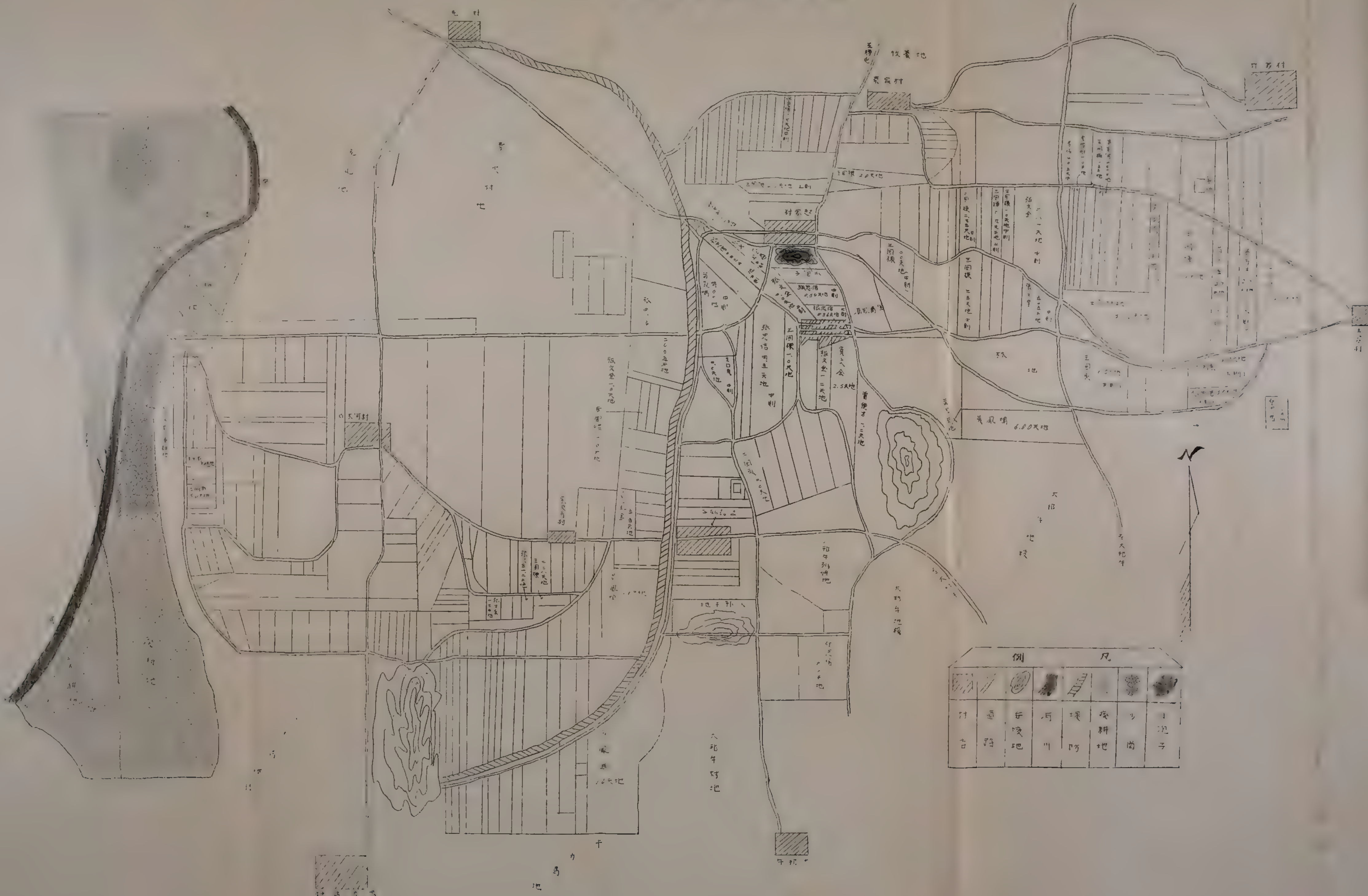
第二編 屯

遼中縣 第八区 黄家高堡 農家配置図





黄家窩堡耕地配置図



第二篇

第二編　屯

第一章　屯の概況

第一節　位置及地勢

本屯は遼中縣城の北方一八、五粁縣内の中央部より稍北部に位し縣城より[illegible]し新民縣境に通ずる縣道に南面した農家五十九戸からなる部落である

部落各農家は何れも南面[illegible]列に[illegible]んでゐる。縣内を貫流する[illegible]三、四粁の北[illegible]南北に走って[illegible]、水運[illegible]事実より見てかたの交通経済[illegible]有[illegible]するけれ[illegible]い。[illegible]試の期何によりくは大いに[illegible]重要性を加ふると見て差支へない

遼河の[illegible]部落の西方を南北に縦走し、此の堤防の[illegible]前に氷混子[illegible]小[illegible]

本屯は農、翁り農閑にあつて附近一帯の[illegible]
に炭等の見るべきものは皆無、本屯の西側に[illegible]
四隣部落としては西南に[illegible]
何れも相瀬の間に散在し、本屯と密接な農民関係に置かれてゐる

第二節　人口及社会構成

本屯部落農家五十九戸に就き、各戸別に家族員数を見れば全[illegible]て、内男一九九人、女一八六人である。男子は女子より一三人多い。之を平均して見ると一戸当六、五人にして内男三、三人女三、二人となる。最も多きは一戸当一二人、最も少きは一人である。

本屯農民の家族は一般に大家族制度が多く一戸内に二－三の夫婦が共同生活をして居る場合が[illegible]これは農民が他に移住又は分家することが少ない結果によるであらう。然かし農民家族員数も多く[illegible]訳である。

次に農家の教育状態を見るに修学中の者男一七人女九人計二六人にして識字者男[illegible]、女[illegible]、文盲者男九七人、女一三六人で計二三三人で農民層における文盲者[illegible]である。猶屯内における修学中識字者、文盲者の比率は[illegible]識字者二[illegible]文盲者六一[illegible]であつて残りの一四[illegible]は幼児とする訳である。

部落構成表によりて本屯の農家群別を大別すれば次の如くである。

地主	一戸
地主、自作	二戸
地主、自作、兼業	一戸
自作	六戸
自作、小作	二戸
自作、小作、兼業	二戸
自作、兼業	三戸
小作	二戸
兼業	三六戸
雑、兼職	二戸
合計	五七戸

次に部落内各世帯の経営形態、家族数、土地所有状況、経営面積を掲げて見ると次の如くである。

部落構成表

番号	氏名	経営様式	家族全数	性別数 男	性別数 女	貸付地	自作地	借入地	[illegible]
一	[illegible]	地主、兼業（行商）	四	二	二	〇・八七〇			
二	[illegible]	地主、自作	一五	一〇	五	[illegible]	八・[illegible]	[illegible]	八[illegible]

三	黄鳳鳴	同	二〇	九	一二	[illegible]・五〇〇	六三・三三〇	—	六三・三三〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			[illegible]		
五	王日棟	自作	三二	一四	一八	二・五〇〇	一五・五三六	—	二五・三三六
六	張文会	同	一〇	五	六	一・〇〇〇	三二・〇〇〇	—	三二・〇〇〇
七	馬文危	同	二	一	一	—	二・〇〇〇	—	二・〇〇〇
八	李俊山	自作、雑業(行商)	七	二	五	—	一・三〇〇	—	一・三〇〇
九	黄鳳祥	同 (歌者)	四	二	二	—	〇・四五〇	—	〇・四五〇
一〇	白成貞	自作	四	三	一	—	〇・三〇〇	—	〇・三〇〇
一一	夏文会	自作・小作・雑業(大工)	一〇	四	六	—	四・〇三六	一・五〇〇	五・五三六
一二	趙運存	同 ([illegible])	一一	五	六	—	一・六〇〇	一・〇〇〇	二・六〇〇
一三	[illegible]	[illegible]、[illegible]、雑業([illegible])	[illegible]	二	二		[illegible]	[illegible]	[illegible]
一四	趙恩能	同 雑業([illegible])	一七	四	三	—	一・二〇〇	一・〇〇〇	二・二〇〇
一五	王振山	自作、雇農(月工)	三〇	三	七	—	七・八四六	—	七・八四六
一六	馬万金	同 (年工)	五	三	二	—	二・七〇〇	—	二・七〇〇
一七	何俊山	同 (月工)	五	一	四	—	一・四九〇	一・〇〇〇	二・四九〇
一八	[illegible]	同 ([illegible]雑業(大工))	一一	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]		[illegible]
一九	劉鴻寛	同 (月工)	六	二	四	—	〇・五〇〇	—	〇・五〇〇

二〇	張[illegible]	小作、雇農（大邱天）	三	二	一	—	—	[illegible]	[illegible]
二一	張[illegible]	小作	三	二	一	—	—	[illegible]	[illegible]
二二	[illegible]長俊	雇農（年十二月三）雇農（日雇[illegible]）	八	五	三				
二三	金鳳淵	同（年十三）	六	三	三		—	—	—
二四	宋文珍	同（年二）雇農（六三）	九	[illegible]	四		—	—	
二五	劉　憙	同（年十一月五）	二	三	一	—	—	—	
二六	全景春	同（年十二月三）雇農（日稼[illegible]）	二	六	六	—	—	[illegible]	[illegible]
二七	張成喜	同（年十二月二、年三）	十一	四	一	—	—	—	—
二八	千長奎	同（年五、月五）	十一	二	十	—	—	[illegible]	[illegible]
二九	尹　富	同（年二、月三）	三	二	一		—		
三〇	張八年	雇農（年十二）	四	三	一	—	—	—	—
三一	張云家	同（年二）	十一	二	三	—	—	—	—
三二	千長慶	同（年五）	四	三	一	—	—	—	—
三三	張成可	同（年三）雇農（日子五）	七	三	七	—	—	[illegible]	[illegible]
三四	張云玉	同（年五）	二	一	一	—	—	[illegible]	[illegible]
三五	三二變	同（年三）	六	三	四	—	—	[illegible]	[illegible]
三六	吳德仁	同（年十一）	十一	七	二		—	—	—

一七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—		
一八	[illegible]	同（月工）	八	[illegible]	[illegible]			
一九	[illegible]	同（月工）	七	四	四			—
二〇	[illegible]	雇傭（月工）	七	[illegible]	[illegible]			—
二一	[illegible]	同（月工）	六	三	[illegible]	—		—
二二	[illegible]	同（月工）雑業（[illegible]）	六	二	四			
二三	[illegible]	同（月工）	五	三	二	—		
二四	[illegible]	同（月工）雑業（茶物工）	四	三	一	—		—
二五	[illegible]	[illegible]（月工日工）	四	[illegible]	二	—	—	—
二六	[illegible]	同（月工日工）	七	二	五	—	—	—
二七	[illegible]	[illegible]（月工日工）	三	一	一	—	—	[illegible]
二八	[illegible]	同（月工、日工）	一	一	[illegible]		—	—
二九	[illegible]	同（月工）	三	一	二			—
三〇	[illegible]	雇傭（月工）	三	二	一	—	—	[illegible]
三一	[illegible]	[illegible]（月工）	三	一	二	—	—	—
三二	[illegible]	同（月工）	三	一	二	—	—	—
三三	[illegible]	同（月工）	三	二	一	—	—	—

三一	[illegible]	同（月工）雑業（大阪大阪鉄工）	八	五	二	一	一	一	
三二	[illegible]	同（月工）	六	二	一	一		一	
三六	[illegible]	同（月工）雑業（大工見習）	六	三	三			一	
三七	[illegible]山	同（日工）	三	一	二	一		一	
三八	[illegible]会	雑業（農具製造）	三	二	一	一	一	一	一
三九	[illegible]文[illegible]	無職	六	三	三	一	三	一	一
合計			三八五	一九九	一八六	一三・八六	三〇・八六二	[illegible]	[illegible]
[illegible]			六五	三三	三二				

農民の年齢

年齢別	性別 男	女	計	[illegible]	[illegible]
六〇歳以上	一二八	一〇八	[illegible]		
五六―六〇	四	四	八	四九	[illegible]
五一―五五	六	八	一四		
四六―五〇	三	五	八		
三一―四五	四五	三二	七七	一五八	[illegible]

年齢	男	女	計		
二〇—三〇	二六	三四	七〇		
三一—四〇	[illegible]	八	[illegible]		
四一—五〇	一二	一二	二四		
五一—六〇	一〇	八	一三		
六一—七〇	一一	一七	二四		
七一—八〇	三四	二八	六二		
八一—一〇四	二三	二五	四八		
七六総計	一七九	一八六	三六五	三八五	一〇〇%
				一七八	四六、八

以上農民の年齢に就き調査せる結果によれば右の如く農民の高齢者は極めて少く五十歳以上の者は■■人にして一三%に当り青壮年者たる二〇歳以上五〇歳は一五八人にして四一%を占む。尚年齢を極めて多く一七八人にして四六%を含めてゐる。

次に全戸数五十九戸中農家と見做すべき戸数は五十七戸にして、全戸数の九六%を含み、残る二戸は長所である。他の二戸は雑業者又は無職で、貴重なる農民の農道或は現成其の他の活動を受けてゐる者、即ち部落の大多数は農業によりて生計を立てゝゐると言ってよい。

次に右の特殊相として本部民の何れもが農耕者(二)(農耕牧畜)農耕者(三)(半農牧畜)農耕者(二)(半農牧)農耕者(一)及く、全く田畑は放牧した生活をなしてゐる。彼等五九戸の耕作面積は二九一・一四六天地?の耕作

百頃三三四・三六一天地に対して実に八〇%に相当する。

一家の耕地面積増大と共に雇傭される地耕工が多く、移民は雇農、小作人[illegible]貧農[illegible]

に関聯した生活をなすべくよぎなくされてゐる。

清末[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]の由[illegible]力が依存し[illegible]は[illegible]資本主義[illegible]封建的[illegible]

彩の濃厚な面も有小作人と云つても僅に二　三天地の土地を耕作してゐる貧農であつてそれも数戸

に過ぎない。

然も、小作人、雇農の経済的地位はあまりにも明瞭に懸けはなれてゐなく小作人、雇農の[illegible]作人は

[illegible]を[illegible]ば[illegible]に[illegible]残いない。小作人になるにも小作料は高額で[illegible]、雇農・小作[illegible]

[illegible]、小作人の[illegible]、闘離は甚だ[illegible]小作人、雇農階級の[illegible]

考へて差支へない。

第二章　沿革

第一節　開拓以前の状況

一　農民来住前の領有と自然状況

[illegible]手實民、頭登主司）貝家孝子（まだ山）[illegible]
[illegible]入て地[illegible]
[illegible]、農番の祖先[illegible]べ購入した。（[illegible]手町、[illegible]入[illegible]
[illegible]家が購入した。
[illegible]七年[illegible]要番[illegible]）を[illegible]文会、[illegible]であり[illegible]
[illegible]くある。成果[illegible]系の[illegible]であつた事[illegible]
地方に来たりて旗人に依り土地を所有し得るの経歴に就いては[illegible]
した。

2、[illegible]

[illegible]

[illegible]劉家が小作し[illegible]

[illegible]大肥を当地を所有し民國七年之を劉家に売却した。当地附近で人家のあつたのは[illegible]
[illegible]であつて周囲は大な荒野に過ぎず直隷より流れ込んだ漢民族の對するとして黙々耕地
[illegible]

3、[illegible]の来住

清朝時代旗人から漢人への土地売却は禁ぜられて居たが三園地は一回一天地以下に限り許可され
、[illegible]の形式を以て購入した。地券は三園地照と称し奉天省の承徳縣（現在瀋陽縣）

江戸時代に於て銭二貫五百[illegible]納めて貢[illegible]して[illegible]した。

入間の[illegible]に於いて詳細を[illegible]、文化[illegible]三十三[illegible]青[illegible]天[illegible]年一天地[illegible]を[illegible]へした。（[illegible]に於て詳述す）一天地は十一両で[illegible]一文の[illegible]一[illegible]で[illegible]二[illegible]二[illegible]、三、（農番[illegible]）[illegible]た。[illegible]貢家が[illegible]の地に移住した。[illegible]一軒のみであった。[illegible]へ[illegible]した。[illegible]寄貢鳳鳴（農民3）の七代前の[illegible]の子孫[illegible]土地の[illegible]八、[illegible][illegible]件の[illegible]しくなる[illegible]の子が鳳鳴である。[illegible]貢鳳鳴は貢家の[illegible]

貢鳳鳴家分家の始祖が入宅したのは同治十三年である。

貢[illegible]家は[illegible]二十一二年二十天地の[illegible]した。[illegible][illegible]一[illegible]入した。[illegible]年員の[illegible]下げを受けた。

次に[illegible]貢家の[illegible]、[illegible]、[illegible]、三の諸家は[illegible]へ土地の[illegible]の[illegible][illegible]一五年[illegible]に移住した。王国様（農番5）家は貢[illegible][illegible]した。[illegible]後[illegible]文会家（農番6）馬[illegible]山家（農番21）[illegible]家（農番2）の順に入宅した。[illegible][illegible]、三[illegible]の家柄である

4 [illegible]三当時の[illegible]家

[illegible]司午[illegible]（[illegible]）[illegible]、[illegible]等と交渉が深かった。

[illegible]

[illegible]購入した。

[illegible]

2、[illegible]

[illegible]

佃組に従事して居た。

3、民人の来住

清朝時代漢人から満人への土地處理は禁せられて居たが三園地は一回一天地以下に限り許可され[illegible]た大小の改[illegible]に至る形式を以て購入した。地券は三園地照と称し奉天省の承認験（現在瀋陽縣）

の北鎮河に於て銀二両を納めて関毛を耕して貰った。
入関の於地に貰ハくは詳細を欠くが光緒三十三年の青賦以来奉天度支司に毎年一天地六角八角丈を納へした。（一項に於て詳述す）一天地は十畝であり一六〇銭は一両であった。[illegible]年代の東二[illegible]二[illegible]を黄、三、（農番9）及[illegible]と姓を同じくする者が同系では何ハ）周、于、[illegible]た。[illegible]て黄家が此の地に移住した。尺一軒のみであった。周[illegible]、于[illegible]へきした。現在予三の有力者黄鳳鳴（農民3）の七代前の祖先黄國瑛が初めて[illegible]其の後黄の子孫某が本三の土地の中ハ、九畝を耕し[illegible]、[illegible]後の孫を[illegible]存し本件の説話をしてゐる。[illegible]の子が鳳鳴である。[illegible]黄鳳鳴は黄家の嫡[illegible]
黄鳳鳴家分家の始祖が入もしたのは同治十三年である。
黄鳳儀家は光緒二十四年二十天地の小作をした。[illegible]二[illegible]を中[illegible]入した。民國四年同[illegible]の払下げを受けた。
次に章分黄家の遠流、並に周、于、王の諸家は其の後衰へ土地のアルカリ性の[illegible]緒十五年頃開原縣に移住した。王国模（農番5）家は黄[illegible]家よりに天地[illegible]たし其の後張文会家（農番6）馬万山家（農番21）張忠清家（農番2）の順に入屯した。[illegible]三[illegible]の家柄である

4、定住当時の市場関係

何司午家（現在縣城）西頭戸、卡力馬等と交渉が深かった。

[illegible]一貫匡子（[illegible]）[illegible]

[illegible]入[illegible]

[illegible]野[illegible]買[illegible]番[illegible]しべ[illegible]た。（二[illegible]前、[illegible]入[illegible]

[illegible]買[illegible]購入した。

[illegible]買[illegible]番[illegible]大会[illegible]地[illegible]あり[illegible]

[illegible]成沢[illegible]買[illegible]くある。[illegible]系の旗へくあつた事で[illegible]

[illegible]有し得る以の経歴に就いては[illegible]

しない。

2、[illegible]

[illegible]

[illegible]の劉家[illegible]

[illegible]当地[illegible]有し民國と年之を劉家に売却した。当地附近で一家の持つて居る土[illegible]

[illegible]残り少くあつて[illegible]大な荒野に過ぎず直隷から流れ込んだ漢民族に対して[illegible]荒地

[illegible]く[illegible]。

3、七民の来住

清朝時代旗人から漢人への土地売却は禁ぜられて居たが三園地は一回一天地以下に限り許可され、これを[illegible]園に[illegible]な[illegible]式を以て購入した。地券は三園地照と称し奉天省の承徳県（現在瀋陽県）

の徴収法に於て銀二圓を納めて契尾を附して貰った。

入関の初期に於ては未だ詳細を缺く、光緒三十三年の清賦以来奉天省各司に於て毎一天地六畝入[illegible]文を納へした。（一領に於て詳述す）一天地は十畝であり一文の銭は一角であった。[illegible]

土地[illegible]二百[illegible]を黄、三、（農番5）交出と共に同じくするが[illegible]八）閻、于、[illegible]

た。以て始めて黄家が此の地に移住した。只一軒のみであった。閻、王、于諸家は[illegible]

（七七）した。現在今も[illegible]の有力者黄鳳鳴（農民3）の七代前の祖先黄[illegible]が[illegible]

其の後黄の子孫[illegible]土地の中八、九畝[illegible]

存し[illegible]件の[illegible]をしてなる。[illegible]の子が黄鳳鳴である。[illegible]黄鳳鳴は黄家の[illegible]

黄鳳鳴家分家の始祖が入[illegible]その[illegible]十二年である。

黄[illegible]家は光緒二十二年[illegible]天地の小作をした。[illegible]

[illegible]入した。民国[illegible]年[illegible]の払下げを受けた。

次は章子貢家の遠流、並に閻、于、王の諸家は其の後各へ土地のアルカリ性の[illegible]

緒十五年[illegible]に移住した。王国棟（農番5）家は貢子家[illegible]

た。其の後張文会家（農番6）馬万山家（農番21）張忠信家（農番2）の順に入[illegible]した。[illegible]

[illegible]三[illegible]の家[illegible]である

4. [illegible]主と[illegible]の[illegible]家

河司午条（現在縣城）西關戸、卡力馬等と交渉が深かった。

[illegible]を政支司へ納入した事実である。

[illegible]

[illegible]を支払い代納せしめた。手数料は一件に付き百銭であつた。

[illegible]

第二節　土地の開放

[illegible]れる。当地の招墾へ獲願しの詳細については不明である。

[illegible]

[illegible]可通法に表示すつ

又に前列者は土地選入に際し特に官吏權頭等とか居住に関係なく他地方に於て資本を[illegible]
に全を以て午七の紅冊地、三園地を購入し開墾資金は個人出資であった。

清朝時代ヨ烈方に於ける一千条の所有地は大十二天地半であり午条軍隊駐屯中は[illegible]
七遷し西天に移行後は同地の官租を以て養兵の資とした。午系の兵士は家族を連れ[illegible]
経過と共に同族知己が増加した。明朝亡びて午系の守衛を解き当地を撤収した後[illegible]
くに変更した。午系地は官地である故個人の所有を許さず只領種權を与へた。[illegible]
のであった。



「註一」　壮園丁の内務府に対する義務は其の特殊の身分より生ずる歴史的[illegible]
役又は小作契約の如き私法上の契約に基くものに非ず、[illegible]
の系統に属する壮丁は出生と同時に将来荘園丁になるべき資格を有し、[illegible]

[illegible]

此制下の宮荘を領運する権利は一種の租権に過ぎず。故に其荘地を売却し又は抵地し得ざる

[illegible]

此系地は元来宮地であり旗人には世襲的な領種権を与へ民人には㈠永佃権を許されてゐたのであ

[illegible]

れてゐた。故に民人は旗人の下に小作人として働かねばならなかつた。機会ある毎に旗人より漸次旗人の世襲的領種権を奪つて民人の佃戸の身分を獲得する事を忘れなかつた。

[illegible]

[illegible]騰落[illegible]となつた。

注一　永佃戸は俗に老佃戸と云ふ。老佃戸は宮荘設立の前後荘頭、[illegible]
[illegible]く柴斧を開き毛荘を墾耕したる結果之が租権の享有に[illegible]の契約を要せず当然宮荘の佃耕を継続し来れるは勿論尚将来と雖も世襲して[illegible]認めざるものなり。明朝も佃戸は宮荘の設立に関して密接なる関係を有するものなるを、[illegible]を以て一種の分限即ち鉄なりと解し之を佃鉄と称す。

而して租の滞納又は逃亡私売等の非違あるに非ざれば何人と雖も[illegible]
出する能はざるは全く荘丁に於けると異なるなし。

例へば岳家が現在所有してゐる佃田地は、大字子の漢原へ金[illegible]
道光及へに天地して其々領種されてゐたりであるが金通、兩家は[illegible]
明した。

然るに兩者ともに佃租負担の能力も無く數年滞納した為[illegible]
放棄して更に佃戸権を得さしめた。金月豊の領種権を譲渡したは[illegible]
九年である。

旗人が自己の領種権を喪失して民人に佃戸権を取得せしめんとして午条衙門に領種権[illegible]
け出る事を[一]退文と称してゐる。民人より民人に佃戸権を譲渡する場合も同様である

午条地の譲渡を受けんとする者は午条衙門に出頭して口頭で土地譲渡を[illegible]
衙門は租佃を直接に其の者に与へ、前領種者及前佃戸の名義を新名義者に変更する。新[illegible]
[illegible]新名義者は当租納入の義務を有する。

当時下門の手数料は一天地毎則例無く一八吊である。如此く午条地の永小作権の譲渡を[illegible]
称してゐる。民国四年清文行はれ、旗退へが占有してゐた官地の領種権は[illegible]
に断付しく当この所有地に帰した故以後は旗民の別無く自由に売買が出来る様になつた[illegible]
民人は永小作権を有し乍らも清文に遇ひ貧困な為土地耕下価格を支拂ふ事が出来ず[illegible]

[illegible]、[illegible]小作人及[illegible]人間に[illegible]土地の[illegible]

[illegible]讓渡者[illegible]に返[illegible]

[illegible]證文を作す旨を記載した証文を交附した。讓渡者は[illegible]に対して讓渡者から[illegible]

[illegible]一畝に付て二十円より三十円迄の金額を受へた。[illegible]民国四年より[illegible]

た。

讓受に対する金子は田[illegible]の負担の意味でなく、[illegible]讓渡[illegible]の完全な讓渡[illegible]

[illegible]其の価格は年代によつて異つてゐる。[illegible]

して見る。

一畝地当り価格ハ光緒三十年以前不明

	光緒三十年	宣統年間	民国元年	民国四年	
地価	八〇円—一〇〇円	一三〇—一七〇	一[illegible]〇—[illegible]	八〇—[illegible]	
完価	五〇円—六〇円	六〇—八〇	六〇—八〇	六〇—八〇	
典価	二五円—三〇円	三〇—四〇	三〇—四〇	三〇—四〇	

完価は永小作權の永久の移轉であつて実質に於ては売買と異ならなかつたが典は原所有者の必要と[illegible]一時他のものをして使用収益をさしめるのに過ぎなかつた。

順治年間土地開放に当って当地方に猶頭の介在してゐた事及其の後の官地假舗［illegible］荘頭［illegible］く

は不明である。農民は佃田随時地の直接管理は中系がしてゐたと云ふべく中系は地方官員であったく

ひは中系地の荘園頭を略して単て中系としたのではないかと考へられる。

「退交証書」

立退交地文約人趙恩順因正用不足今将自己承種旗地三段坐落自家佃田下則地官段旗地参畝七分

打於頃危畝玖分坐落黄家坟東北処四至長寛弓尺俱不畢載憑族中人説允情願退交与［illegible］

不退地東同家言明退契作錢捌拾七円整其錢筆下交足分文不欠自退交之後永断葛藤任憑［illegible］文約

照眞名一概由東定不與業主相渉此係兩造情願各無返悔如有族宗地鄰争執全在中保人一面承管

恐後空口無憑立此退契文約永遠存據

族中人　趙恩深

　　　　趙［illegible］賢

中保人　［illegible］

　　　　于得山

代字人　李［illegible］

民国六年陰暦三月二十六日　　　　立退交地契人趙恩順　字

「兌領證書」

立兌荷地文約人趙［illegible］因正用不足今将承領［illegible］

[illegible]（[illegible]姓）[illegible]（[illegible]）至[illegible]今明開入說[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]之[illegible]

立書人　[illegible]同[illegible]全

中見人　張[illegible]会　員工会

代字人　居其昌

[illegible]

[illegible]光緒[illegible]二十一年舊曆二月初八日

第三節　開墾事情

[illegible]人の労力を必要とした。当時の農民は主として[illegible]
労働市場並に隣村から之を求めた。
農具は犂、杴、大鍬等が主として用ひられ役畜は馬、騾驢等であった。
[illegible]を[illegible]たるその他の詳細については不明。

第四節　清丈、升科

に旦還水地へ（未墾地）より徴収する管理は清朝政府の責となつてゐたが清朝も[illegible]

の必要を認めなくなつた。

[illegible]清朝[illegible]の[illegible]あり民国に至り[illegible]地に限り清丈が行はれ[illegible]

る時は当地方は全く開墾し盡されて熟地になつてゐた。

[illegible]家族では丈量員が来てゐた。　丈量員は測量をなす際に丈員と会計を[illegible]

[illegible]であつたので、測量に[illegible]

[illegible]農民は同家のものに対して立会つた。土地の東西南北を丈量し[illegible]

[illegible]一天地に金百円につき二円三角であつて土地証を[illegible]

[illegible]価は一天地に就き次の如し　現大洋八銀圓

上　二〇円

中　一五円

下等　一〇円

[illegible]

土地代金の支払及び地券の受領は次の如くである。

[illegible]

に引渡へた。

清丈後の国税　正則　一円五二　（一天地）

中	一、一〇
下	、六六
砂碱	、三三

東公署財務局を通じて奉天財政庁へ納入するのである。当時国税附加の両方の徴税を担当し、てゐた。

本屯では三面荒地は「福牛泉」「洪牛泉」「官牛泉」と称して居て官租は等則別無く一天地当り一天地九角を支払つてゐた。

民国四年以後は青文無く民国十五年に浮多地調査があつた次農民をして報告せしめる程度に止まらなかつた。

第五節　清　賦

光緒三十三年以後行はれた、官は随時清賦を行ふ可き旨を公告し土地所有者より申請せしめた。経収費は一天地一円八角である。若し申請せない時は他人が其の土地を自己の所有として清賦を申請した場合之に対抗し得ない。

県城に清賦局が設けられ職員が年々手廻り一戸毎に調査した。民国十一年頃清賦局が廃止された。

第六節　浮　多　地

[illegible]の段序易地が[illegible]ば升科[illegible]ければならない。清朝に於ては浮多地の土地代金を[illegible]
[illegible]た。民国元年より二年迄は地価の半額徴収、三年より四年迄は地価全額徴収して[illegible]
[illegible]で撥つた。
此の場合の地価は一天地二十四円に限られ、地価支払ふ事に依つて現行有者の所有権が認められ[illegible]
[illegible]が許可された。浮多地は紅円地、三園地より多く生じた。
浮多地の地価は安く、且最初は地価支払不要、遅ければ半額、四年後は全額を徴収[illegible]
[illegible]の中国化しめる政策である。
十当の手数料は縣の財務局に納入した。

第七節　定着、屯の形成

本屯の人口は同治年代には十戸に過ぎなかつたが光緒年代に到つて増大し二十五戸に達した。之は[illegible]が増加したためである。民国[illegible]
其の後漸次増加して今日に至つた。
本屯に定着した理由は
一、[illegible]屯に[illegible]
2、水害による新地浸蝕のため移住した。
[illegible]

である。

[illegible]に[illegible]、[illegible]通し[illegible]を表示すれば次の[illegible]

[illegible]	開墾時代	光緒二十年	三十年	民国三年	七年	十一年	十五年	十九年	大同元年	康徳二年	康徳三年現在
[illegible]	[illegible]	二[illegible]	二五	二七	三〇	二[illegible]	二〇	四二	五三	五九	[illegible]
[illegible]	一十六戸	三六	五[illegible]	一〇〇	一七〇	二〇〇	二六五	二七〇	三〇〇	三二六	三四〇
[illegible]	[illegible]	一五	[illegible]	五	四	四	四	四	四	四	四
[illegible]	[illegible]	一〇	二[illegible]	五	五	四	四	四	四	四	四

第八節　屯に於ける主要事件

1、[illegible]の組織は本屯と同一時期に形成されたもかくおおよそ[illegible]

2、光緒十一年、十四年、二十年、二十二年、大水害あり金融のため出买する者が次才に増加した。商業資本の投入と見られるものは無い。

3、光緒十五年、十九年は豊作であって大豆四石、高粱五石、稗子八石（一天地当り）を産したが民国以後地味が悪くなった。

4、耕地の変化

同治十一年頃の主流東に移動し其の為耕作地を失った。堤防は殆んど全壊し其の補償は一大難問であった。然るに同治二十年主流西帰し一時水底に没した田畑は再び[illegible]、耕作の權利に就て紛争が起った。乾隆五三年堤防を築き光緒二十一年修復[illegible]要した、

5、水害

[illegible]の頃屢々有ったが光緒二十一二年最も甚しく、[illegible]は[illegible]が家畜の損害多く就中豚は殆ど流失した。政府の救済あり又民間の富豪も救済に当った。

民国五、六年両次の滞溜によって生産が半減した。田東本屯附近は[illegible]滞溜の害が大きい。

6、旱害

民国十二年播種前より大旱魃で少量の生産があったのみである。

7、風害

民国十一二年播種した種子が風の為殆ど全部飛散した。

8、疫害

民国五年ペストが発生したが死亡二百名に止まった。一般に[illegible]病人が多い

9、虫害

[illegible]第二十[illegible]武[illegible]

10 [illegible]

[illegible]は、[illegible]内大臣、[illegible]子であった。[illegible]を[illegible]へ、[illegible]年[illegible]は[illegible]主である。高粱は水害に堪えるので[illegible]小麦、[illegible]を[illegible]って居る。蓋し高粱は[illegible]、[illegible]地[illegible]、[illegible]は本年の[illegible]以前に[illegible]高[illegible]等[illegible]運[illegible]、[illegible]貨[illegible]収[illegible]行[illegible]盛んになった。

11 [illegible]道の影響

[illegible]のみならず全縣の農産物は主として運河により河口で販売されてゐたが明治二十八年[illegible]、[illegible]道開通直後より悉く、遼陽で販売することが顕れた。[illegible]の[illegible]たる[illegible]はなつた。

12 、土地の[illegible]

[illegible]は[illegible]百[illegible]を[illegible]なる[illegible]の完了[illegible]國[illegible]三十[illegible]った。[illegible]一[illegible]公[illegible]の[illegible]多く[illegible]内政家に[illegible]って貫[illegible]った。

13、[illegible]の影響

イ、[illegible]（[illegible]三〇年 ─ 三一年）

日軍・露軍共に通過したが宿泊しなかった。露軍は[illegible]

、尚、[illegible]弾薬[illegible]馬料徴発した事もあった。

日軍は[illegible]で[illegible]なかったが他村では日軍に食料品、野菜、[illegible]

がある。其の影響は次の如くである。

a 穀価が騰貴した。（露軍徴発されて欠乏したため）

b、地価は不変 （穀価の高いのは一時的であった。）

c、労賃は日軍の労力需要で騰貴した。

d、一般物価が騰貴した

景気は全般的によかった。大車の運搬では儲けたものが多い。[illegible]

後日里の大車運搬に[illegible]約二百円儲けたと云っている。

ロ、[illegible]（民国十一年）

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]等より[illegible]

[illegible]

ハ、[illegible]（[illegible]十三年）

[illegible]

ニ、郭松齢事件（民国十四年）

張作霖軍のため上記諸村より壮丁二名、馬三頭、大車一台が徴発された

ホ、奉ソ戦争（民国十八年）

張作霖軍のため上記諸村より壮丁二名、馬三頭、大車一台が徴発された、

ト、満洲事変（大同元年）

匪賊、地方の悪党（反満抗日）の騒動を恐れ、

チ、逃亡した農家

貸付金数―民国十七年水害地に貸与された。

減免税―民国六年、十八年の二回減税を許され、一年分を三年間に返済した。

春耕貸款―大同二年春耕資金を貸款された。

附録

土地に対する租税の対照

收据

[illegible]

民國三年八月二十八日 [illegible]

日收 款經手人 [illegible]

村副

村長

例二 畝捐

畝捐票

奉天 [illegible] 縣 [illegible] 廣 資家村為發給捐票事今經

委收到

路 鄉 毛花戶張文會繳納十年度

徐田畝八分一厘每畝照章應徵畝捐小洋

又該收小洋一元三角三分三厘又每捐票一張

另收銅元二枚均已如數收訖合訖發給捐票為憑

中華民國十年四月四日

發給

例一 田賦

執照

奉天 [illegible] 縣 [illegible] 廣 為發給糧票執照事今經 收到

路 鄉 南家屯毛戶張文會完納民國五年度下則地

拾四 畝八分一厘每畝照章徵收正銀連經費大

洋壹角壹分按壹貳折收小洋壹角叁分貳厘共應收小洋 壹 元

大角貳分九厘又每糧票壹張另收大洋伍分按壹貳折收小洋陸分均

已如數收訖合行發給糧票執照為憑

中華民國五年九月十九日

發給

第三章　自然的條件

第一節　氣象概況

本地に於ける氣象の概況について張恩信（氣象番号）により觀測せし結果によれば大体次の如く[illegible]大陸の間に位して東亜なると大差なく、清明節より夏至まで雨量少くして、二百十日[illegible]暑熱甚しく、立秋より霜降までは大体温暖なるも降霜より翌年清明節に至るまでは寒氣凛烈を極む。春夏の交には南風多く、冬期には北風多く、本地の晩霜は四月中旬に終り、十月より氣温は急激に降下し、五、六、七月は日照時数多く六月下旬より七月上、中旬に至り氣温最高を示す。然して七、八九月は[illegible]氣温急降し同時寒氣に而も多く。今左に過去[illegible]觀測せし氣象概況表を示せば左の如し。

氣象概況表（湯原）

項目	時期、期間	備考
初霜	十月上旬	[illegible]
終霜	四月中旬	
無霜期間	約一六〇日内外	

雪ノ深度	最深ハ一尺、普通ハ[illegible]	
結氷期	十月下旬	[illegible]一尺
解氷期	三月中旬	驟雨の後
池ノ凍結初	十一月下旬	
地下凍結深度	三尺	
雨期	自六月上旬至七月下旬	民国十五年播種前に大旱魃にて生産量に大減少を示し外特記すべき害なし。
播種期ノ降雨多少		民国十[illegible]年[illegible]
主風	冬夏ノ風ハ[illegible]、西南	

季節別に於ける風向としては春季には南、南西風、南西風夏期は南東風、秋季は[illegible]
[illegible]風[illegible]し、特に春季即ち播種期には三、四月下旬至五月上旬へかけて[illegible]播種期を遅らせることがある。

一年中で晴天の日数は六、七の両月にして、特に六月下旬から七月中旬にかけ[illegible]い。最寒の時期は十二、一の両月にして一月の上旬最も寒冷を極める。

[illegible]気候を言えば夏季の最高温度は四十、五度、冬季の最低温度は零下[illegible]

第二節 地質、土性、水

[illegible]

也壌土（河淤泥土）、砂土（白沙土）がこれに次いでゐる。アルカリ土は極く少量にして堤壩の西部に[illegible]

[illegible]

[illegible]耕地、桑樹地、荒地、墓地[illegible]

[illegible]（海屯園家荘、秦家荘、拉卧子[illegible]

[illegible]して降雨過多の年には「水泡子」を生ずる。林地はない。只自然林の生成して比較的部を有した[illegible]

[illegible]

次に耕地の上、中、下、アルカリ地等の分布状況を見るにも民（農番之）の称するところに依れば大体次の如くである

[illegible]	十分の一	堤壩の東部即ち部落の南、北一帯平地に分布す。
中則地	十分の三	
下則地	十分の四	堤壩の西部一帯の低湿地に分布し
アルカリ地	十分の二	

第二[illegible]についてみれば上則地は黒色土にして土壌の種類によりて分類すれば[illegible]

と類なく、井戸地は黄色土にして黄河淤沙土、下則地は[illegible]

のである。

次に本省に於ける地下水位及水質について見るに井戸の水面から地表迄の[illegible]

[illegible]季節別に於ける地下水位及水深は大体下記の如くである。

項目＼季節別	春季	夏季	秋季	冬季
地下水位	二丈	一、三丈	一、四丈	[illegible]丈
水深	二ノ三丈	一丈	三丈	[illegible]丈

水質は概して清浄澄明で臭気はないが硬水であって有機物の含有量少なく飲料水として[illegible]

とは云はれない。

井戸は村外に造り、[illegible]河川から百二、三十余年前に築井されたものであるが[illegible]

る河川至る所に浅きを求め[illegible]為め毎年二、三回の井戸の浚渫を行はなくてはならない[illegible]

る、家畜飲用の水槽、其の他附属品の修理は使用者の負担で負担することになって[illegible]

従って、流域は単に飲料水に使用するためには[illegible]石油の空罐が用ひられ[illegible]か

つた。

次に各月別に調査した時（康徳三年三月）に於ける地下水位、及水深を示せば[illegible]

一 土地面積の狭隘

第四章 土地関係並に慣行

第一節 地積

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六	[illegible]米	〇・五[illegible]	農番六
(B)	三米	・二米	天同
(C)	四米	〇・三米	農番三
(D)	三米	〇・三米	天同
(E)	三、一米	・三米	農番五
(F)	三、二米	〇・六米	天同
[illegible]	二、[illegible]米	・[illegible]	[illegible]

此台帳は民国四年清丈の時従来の台帳即ち光緒三十二年清賦の分を[illegible]たものである。従来[illegible]光緒十八年に訂正された。康徳二年三月旧台帳を基に[illegible]公署で[illegible]整理し、旧台帳は焼棄された。

土地に付ける土地台帳に掲載されてゐる土地種類は耕用地、公用道路地、[illegible]であつて民国四年に於ける清丈には旧田道路地にのみ測量が行はれ[illegible]は何等関係せずに[illegible]其の面積は清朝の旧時に属してゐる。故に実際面積と地券面積とは一致して[illegible]、清賦の方法によつて従来より浮多地の発見に務められてゐた。

[illegible]税務監督所に於ける地税課徴は地券面積によるのであつて実際面積によ[illegible]面積が地券面積より多少少く[illegible]場合即ち公路の用地、建築其他のため所有権が[illegible]地券面積により徴課される。

2　地券面積の性質

当地方は十畝を一天地或は一晌と呼び、一畝は二四〇弓である。一弓は市尺五尺であつて[illegible]一市尺は[illegible]五尺、日本国法一・〇四尺、米突法で〇・三一三米に当る。故に一畝は[illegible]の六・〇〇八畝に相当する。

3　[illegible]際面積

一畝は[illegible]を称してゐるが、其の意味は長さが二[illegible]にして[illegible]の間は大凡一尺にすぎであり一畝の面積は六・〇〇〇平方尺となり前述の一弓を五尺平方とな[illegible]

[illegible]

[illegible]を基準とし[illegible]

から「長さ二十五弓、広十六弓」又は「長さ十六弓、巾四十五歩」を以て一畝とする慣習が行[illegible]

後者の場合は三歩を以て一弓とする。

一歩一尺七寸の場合の外に一尺八寸の事もある。此れは当地方で大歩と呼び此の場合の面積は

[illegible]畝[illegible]

大歩、小歩の区別は作物に関係なく大歩は[illegible]と成し土地の形状によって[illegible]

4 [illegible]

[illegible]

[illegible]し、その[illegible]によって算出する。二地測量の結果[illegible]

径に従うて区分される。

[illegible]

単位		地積	旧称
一	弓	六尺 五尺平方	五・二尺平方
一	畝	二四〇弓	大畝
一	調	[illegible]畝	大段

第二節　土地所有面積並耕作面積配分利用関係

本題目を説明せんとするに付集計表を七土地所有関係を表示する[illegible]土地所有面積の配分と利用関係を知る事が出来る

本村の土地経営状態に於いて特に目立つのは農家が大農家と零細農家に[illegible]して居ない。

農家の所有面積は次の如くである。

農家	所有面積（出入耕地を含み入耕地を除いた。実質的所有面積）
農番2　地、自	八五・四〇〇 天地
〃 3　地、自	六六・七二〇
農番5　自	一一八・〇二六
農番6　自	三三・〇〇〇
合計	三〇三・一八六

以上の如く本村実質的所有面積総計三三四・天地七三二の約九〇%を占めている。残りの面積[illegible]

[illegible]の零細農家一五戸で以て所有してゐる。[illegible]
[illegible]五分之一[illegible]
[illegible]是等の村内大農家に依存して生計[illegible]
[illegible]自営に依つて分類すると

一、土地所有者　四戸
若干土地所有者　一五戸
全然土地を所有せざるもの　二〇七
計　二二六

[illegible]土地所有者も殆ど土地を所有して居ないと[illegible]
[illegible]来ない[illegible]原因する[illegible]
ればならない。

土地所有面積の大部分が一部の者に占められてゐるのはその成立に主因を置いてゐる。之はこの[illegible]近くは現在の大農家は土地獲得の比較的容易な時代に[illegible]彼等の従つて入手した者、[illegible]地[illegible]した者、其頃によつて災害経費の[illegible]土地に[illegible]ら土地は全戸数に於て屋敷の割合が変つた。此等屋敷は[illegible]であつて約百数十年間主従関係以外の何物[illegible]と無い。而して屋敷より得る資銀は年々一八

を支え得る程度であり然も其れに依つて家族成員の口を糊さなければならず、[illegible]蓄積は
家内に蓄積が乏しければ収入も乏しいのであるがそれに比例して家族人員も少くなく[illegible]
家を割つて余剰を出すのは困難であつて、土地を購入するには余程の努力を要する。
次に十五戸の零細土地所有者について説明すれば、彼等少数在土地所有の状態に於いては[illegible]
向上しつつあるものと衰弱に向ひつつあるものとの二つの場合が考へられ、前者は[illegible]
は一定の土地の上に生活が立ち勤勉努力が継ぎあり、後者は土地分家[illegible]
二、土地分散の原因としては
1、分家による土地均分
2、生活苦及借財のため土地を売却した。
3、耕作を好まざる者が土地管理の面倒なるを嫌ひ現金に交換[illegible]
4、民国四三年頃又々[illegible]を退行した。（その[illegible]の項参照[illegible]）
三、土地所有者が其の勢力を維持し得てゐるのは
1、分家をなさず
2、家業に勤勉
する結果によつてゐる。
大勢農家では有り余る家族人員を地価の廉い地方に移住せしめんとして[illegible]
を購入した。（金融投資の項参照）之は土地のみ購入して其地移住しないので[illegible]、分家によるもの

[illegible]

[illegible]家に於ては現代組合せし地所を挙ぐれば慶番[illegible]

三〇・五三天地（民国三年）↓二二・五三天地（民国七年）↓一六・五三天地（民国九年）↓[illegible]

・[illegible]天地（民国十[illegible]年）↓[illegible]・五三天地（民国二十年）

の如き行程を辿つてゐる。

[illegible]を[illegible]して所有地を[illegible]に[illegible]へたのは、慶番[illegible]

[illegible]・一三天地（民国十六年）↓二・八八天地（民国二〇年）↓〇・三五天地（康徳三年）

の如く次々と売却して、一定の蓄蓄なく、逆境の間に家財をすり減らしてゐる。

[illegible]ては現在も[illegible]

[illegible]説明）

	民国四年以前の耕作地	退交地	売却地	残つてゐる土地
慶番	七一天地	一〇天地	一〇天地	五一天地
21	五〇天地	二〇天地	一六天地	四天地

し割へであつて、其の時の土地売買は其れによつて従来得てゐた田土権を所有権に変更せしめ、
そこで清丈費、其他費用に充てられた。（其の沿革は後参照）
然るに其で土地売買に於て売手と買手とどちらが良いかと言へば売手よりは買手が良い。
其の結果は例へば土地を手放さずに固守してゐる為土地を売却する事はなかつた、其の貴重一、
三十年にて其れ程穀を以て売る土地のあるのを考ら潜んでゐる。

第三節　土地所有权並に確認方法

一、土地所有权に関する沿革

その沿革に於て詳述してゐるから省略す

二、土地所有权の確認方法

土地所有权の確認は大照と登記が主要であつて単なる一般は何等意味の有るものでない。尚一登記として確認に対する売方は今までの通り地に買契、売契、紙税證書等を通じないで、其の後は全部く民を有得してゐる。

地券の種類は次の如くである。

一、民国二十三年以前の大照

二、土地に対して発給せられた大照

三、民国新政權、

七、三里屯重大既

丈量に於て土地売買が行はれ、所有权が移転した時は、後日の紛争を防ぐ為めに、登記を通じてする様にしてゐる。大照のみでは第三者に対抗出来ない。

地券面積と実際面積の不一致に対しては光緒三十二年より民国十一年頃迄[illegible]是地が報告されたので現在は大体一致してゐる筈である。

面積の不一致は土地の所有券の移転によつて当然起るものであつて[illegible]、[illegible]従来の売買等に依つてはない[illegible]一致であつた範囲、[illegible]

3. 土地に関しての紛争

清朝時代は土地売買に関しては民人は土地を獲得する事が困難であつたので重要であつた、民国時代になつては民人の土地所有が自由になり売買は幾多を経へたが、あまり事件は[illegible]ない（後述）

小作地に関する紛争はない。（小作関係参照）

所有地の境界は界石、馬蓮草、樹木等を以てし適当の間隔に置き境界問題の発起を防いでゐる。民国十五年境界の誤認から紛争が一件あつた。農家59は解除してある農家の耕作地の一部分に[illegible]自分の所有と誤認し中間の通路と相手の土地の一部分を耕やした。何つ自分が自己会の下に地券を基礎として実地に於ける所有権が誤つてゐた事が判明した。以後かゝる事件は起らない。

第四節　上地並房子売買の慣行

1. 時　期

秋收後謝け地主を以て土地を購入 [illegible] 時期に [illegible] 資 [illegible] 多 [illegible]
[illegible] 等の [illegible] [illegible] 時期である。

2. 売買の方法及手続

売買を成立せしめるには次の如き売買者間の中間に立つ者を要する。

[illegible] 人、所有時に先買权を放棄 [illegible] 事 [illegible] 蔵業 [illegible]
[illegible] 人、を耕地について [illegible] 下 [illegible] 悪い事 [illegible] する。

[illegible]

[illegible] 人、自己 [illegible] たる事を [illegible] 登記 [illegible]

[illegible]

売 [illegible]

[illegible]

仲介人に対する手数料といふものは悉く謝礼として買主が年末にメリケンコ一袋、若くは献菓 [illegible]

[illegible]

人、代字人、四隣地主等であつて土地購入の事実を公告する意味を含んでゐる。

土地自体は公簿面と土地に関する諸事関係に基き決定し、一定の単価に依り、土毛込売買の際は土毛の価格を考慮に入れ相談の上決める。

尚土地の実測面積が公簿面積に対する売買価格を増減する事がある。

一、所有権の移転は白契を立てゝ代価を受取る事によつて確認される。白契の作成に当つては業務は専ら第三者に依頼する事が多く、其の有力者をして立会人として依頼する代筆人といふ。

尚地方有力者に関しては白契に村長の証明を要する事が重要であつて、売買証を無視、其他所有者を無関係にして登記をしない場合、所有者が地券を隠して土地全部を売却せんと企図する如き）は村長が證認しない故売買付行は出来ない。

一、売買当事者は全部立会して白契が作成されるのであるが、白契作成に当り内地の者の下附を受けて特に登記しなければならぬ。税契ノ為の諸費用及び登記料は全部買主負担である。

3．税契及登記手続き

イ、白契を持つて県公署税契所に行き税契手続をする。税契所は税契手続きを受付け取扱ひ

一、人民に対し、二十日以内に代税を納付し税契を取る。税契手続の際契税（国税及県税）及戸管費を徴収して置く。

ロ、税契所は契約義務、白契、戸管を糊で張り三連として奉天税務監督署税契税収に送付する。

ハ、契税股に於て奉天税務監督署督印を三連に押し其の第二書、税契所に送り返す。

ニ、税契所は県公署印を三連に押し買主の出頭を待つて之を渡す。

以上で此等不動産の手續きが終了したのであつて之で三者の處理をするかの如く見えるが、登記所と登記所とは政治的に密接に關係があり、登記所と税務署とは連絡して登記の時は必ず同時に登記する事ことゝす。

登記官吏は申請書を受けて、土地の登記及び登記し、更に登記した日時等を記し、目録によつて登記簿に記入し、頗る迅速かつ正確に取り扱う登記手續きを完了して居る。

登記所に於ては全部登録手續きを済まして居る。

次に登録手續き費用の登記費を表示する。

	土地		家屋		備考
	売買	贈与	売買	贈与	
手数料	一枚一円	仝上	仝上	仝上	登記費ノ徴収ハ市町村ニ於テ之ヲ代理ス
登録税	国税ハ売買価額ノ百分ノ六 地方税ハ百分ノ二	国税ハ贈与価額ノ百分ノ三 地方税ハ百分ノ一	国税ハ売買価額ノ百分ノ[illegible] 地方税ハ百分ノ二	[illegible]	
不動産取得税	千円未満ハ[illegible] 千円以上ハ[illegible]	[illegible]	[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]	[illegible]	
手数料	一枚一円	仝上	仝上	仝上	
登記費	売買価額百円ニ付五角	贈与価額百円ニ付五角	売買価額百円ニ付五角	[illegible]価額百円ニ付五角	

4・先買权

[illegible]

な慣従の変更が三者への受知は差支へない。

[illegible]

で事件が生じた事が多い。

5．[illegible]実質上の[illegible]

[illegible]

式については後述する。

6 [illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	瓜剥地（杏毛）一二畝 三三	[illegible]円	康徳二年 十一月一日	[illegible] 食籍八	[illegible]
[illegible] 59	二[illegible]（杏毛）二[illegible]畝	[illegible]円	大同元年 十二月一日	[illegible]	[illegible]
[illegible]	千剥（大房井）一二畝 [illegible]	二五〇円	[illegible] 十[illegible] 一三	[illegible]	[illegible]

売買を完了するための必要事項を表示すれば次の如くである。

売主	仲介人	仲保人	代字人	手数料	謝礼	誓心	地券手続	備考
農番 21	農番3及5	農番6	王宝璽(地主)	ナシ	ナシ	有	康徳三年頃	[illegible]
〃 39	農番2及農番3	農番5	孫盛春(地主)	ナシ	ナシ	有	康徳三年頃	[illegible]
潜ト家	劉殿文(地主)	農番3	農番5	ナシ	ナシ	有	康徳三年頃	[illegible]

7. 土地価格と生産力と小作料

今もに於ける小作料は前納銀納であって、土地等則にもとづく異なる。地価や生産[illegible]

[illegible]して表示すれば次の如くである。

土地の種類	生産力（一年）			地価（一天地）	小作料
	大豆	粟	高粱		
上畑	三石	四	四	三〇〇円	[illegible]
中畑	二石	三	三	二〇〇円	[illegible]
下畑	一石五	二	二	一五〇円	[illegible]
沙質畑	一石	一	一	[illegible]	[illegible]

8. [illegible]

[illegible]

求てる事が出来ず又何等の先買権も有つてはゐない。小作人が作付中である時は収穫迄は小作人の[illegible]

[illegible]収穫が完了する時は新地主は自由に[illegible]

[illegible]が新地主に[illegible]小作人は[illegible]

[illegible]

7、[illegible]

[illegible]

10、[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五節　典及押其の他の慣習

a、典の慣習

1 [illegible]称

当地に於いては典或は当と呼び、出典者を立典契人と称してゐる。

2、出典の手続及方法

[illegible]に於ける出典の原因は[illegible]

二地[illegible]八[illegible]二つがある。[illegible]

する

売契は白契であって紅契無く、税契登記をしてゐるものは本屯には無い。

保主、売权者间に介在するものとしては中保人、代字人称には村長の保證があって売買関係を[illegible]

[illegible]ている。中保人、[illegible]保證を[illegible]、[illegible]

渉をする。

土地売買に於ける先売权の如き先买权なるものは本屯には無く地所親戚、一般人の区別[illegible]

は買契約を取消し事が出来る。

二地の売買は、地券証書によつてゐる。

典買[illegible]に[illegible]事無く、全部文書で[illegible]。典買は人[illegible]

[illegible]対象は土地、家屋であつて其以外の[illegible]、[illegible]、[illegible]

3. 期限

一般の場合の期限は三年多く　家屋は三年、一年が多い、期限は証書には明記する[illegible]、

無期限の場合は一ケ年乃至、[illegible]一[illegible]到[illegible]等と記入する。

出典者にとつては一ケ年以上経過すれば回贖を要求し得るが、入典者[illegible]

を要求出来ない。期中の場合は期限迄典関係を継続しなければならない。

出典者が期限を過ぎても回贖し能はざる場合は、入典者は[illegible]

[illegible]、典価は[illegible]なる事は無い。

4. 典価

典価は地価の三割より五割迄であって、普通上地一[illegible]、中[illegible]、[illegible]円、沙減地五〇円の程度である。

貨幣価値は満国時代は国幣であったが、民国時代に至って[illegible]価を評価することとなり、[illegible]。この[illegible]入典者に典価の返却を要求し得るのであって、何時でも[illegible]時に於ては、原価以上は出来ないが、[illegible]最高原典価の[illegible]找価し(?)をした後更に地価が高騰した時は第二回、第三回と幾度でもする事が出来る。

找価[illegible]出典者[illegible]。

5 使用収益

典物の使用収益は入典者のなす所であって、典物の使用[illegible]典者に於いて、例へば出典の作、[illegible]等の事は[illegible]無い。

入典者の典物に対する使用収益は所有権のそれと同様であって、[illegible]又、耕地を荒蕪地にすると云ふ様な事は無く、従って回贖に際し耕地が荒蕪地となり出典者が、典者に損害賠償を要求すると云ふが如き問題は起った事がない。

[illegible]の入典、[illegible]は入典者に属して居る。若し入典者が[illegible]せず[illegible]

[illegible]した場合は、出典者は典価を返す事[illegible]して典関係は消滅し、[illegible]
帰り[illegible]

6. 典地の租税公課

入典者が負担する[illegible]入典者が出典者に[illegible]全て交付し出典者の手を経て開[illegible]
若し入典者が納税の責任を果さない時は[illegible]

7. 転典

転典の原因は (1)入典者が金銭に困った時 (2)入典者が典物の[illegible]時[illegible]
[illegible]作地が住居より遠方である場合等[illegible]
原出典者に対し入典者[illegible]対して[illegible]関係なく、土地の回贖は新入典者より[illegible]新出典者[illegible]
より原出典へと行はれる。

転典価は原典価[illegible]

8. 回贖

回贖の時期は土地、家屋共に十一月、十二月に多い。土地は一月に回贖される事もあるが、
家屋は[illegible]

9. 典契[illegible]

例[illegible]

は典［illegible］典者に対しては先買権を与へてゐない。

10 典の事例

典の具体的事例は可なり多い［illegible］より明らかである。本村に於て典の原因は農村に［illegible］迎した二原因に依つてゐる。1は大土地所有者が一天地上下の小面積を出典する場合で、之は［illegible］

［illegible］

［illegible］

［illegible］

特殊な例として農家2が他也に於て房子を多額の費用で購入したのであるが現在不要である［illegible］一時的［illegible］参照一

11 典と小作人

出典する場合は小作人の承諾を要しない。小作人は優先して入典する権利は無い。本也に於ては小作契約が一年毎である故新典権者と小作人間の旧契約続行は起らない。

6 押及び其他の慣習

押の場合も金額を定めて押契を作成する。文書には一年を期限として元利合計を記入する。利子は一か月二厘［illegible］三分［illegible］年利は三割、四割である。土地は単に担保とするのみで使用権は所有者に属してゐる。地券を債権者に保管せしめるのが普通である。

一旦成に於て之を私人の信用を許すのみ、其の[illegible]、利子の[illegible]、[illegible]に於て証書を作成
恐で金自を共に喪ひ、甚しきに至っては債務の返済を要求される[illegible]の機會を喪ふ[illegible]
[illegible]の事を一括して借錢して[illegible]。[illegible]
押は未知の者の間及知人間であっても相手の信用状態がよくない場合の貸借に行はれる。

第六節　屯内に於ける地価の変遷

民国四年清丈が行はれた以前は土地に等則がなく地味によって上地、中地の二種類であったが、清丈後は地味に依って上、中、下、減則地の四種類に分れ地価も各々四種となった。實際は上則地が多く、耕作地は中、下、減の三種類である。

本屯の地価は高粱二十石の価格を以て上地、十八石は中地、十六石は下地としてゐるので糧価の高低につれて地価も上下する。民国十五年は糧価が高騰したので地価も高く、事変以後は糧価の下落に随って地価も低下した。

以下年代別地価変遷を表示する。（天地当一

種類	光緒三十年	民国元年	五年	十年	十五年	二十年	大同元年	康徳二年
上則地	一〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇	三五〇	三一〇	[illegible]

中則地	八〇元	一五〇	一三〇	二三〇	五〇〇	三〇〇	二五〇	二五〇
下則地	—	—	一〇〇	二〇〇	四〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇
最則地	—	—	八〇	一五〇	三五〇	二〇〇	一五〇	一五〇

第七節　屯内共同利用地

共同地としては学校の敷地のみであつて、之は民國十二年夾河村公会名義ニ以て登記されてゐる。

第八節　縣内地価

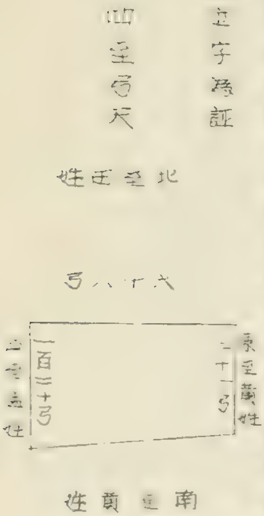
縣内各種の地価表は県によつて、金額が相違し、土地評定価格表を掲げる。[illegible]

等則	最高	最低
上則地	六〇〇円	一五〇円
中則地	四五〇〃	九〇〃
下則地	三八〇〃	六〇〃

附録

一、売契

立杜賣契人吉貴王西引三甬今將自己備置則升科地一段田長領參拾[illegible]
坐落孟家橋河東南北至黄家住四至石尺列後憑人說合情願[illegible]
名下永遠為業三十陸百元整其洋交足不欠自賣之後任憑買主更色耕種不與[illegible]
共迄海空口無憑立字為証



村長 趙經武
中人 王国探
王寶[illegible]
黄士魁
孟三貞
代字人 刘成文
立賣地契人 孟廣全[illegible]
宣統三年十月八日

二、典契及押契

一、

立典房園契人黄士会，因為使用不足，今將自己宅房園一處[illegible]黄家村前[illegible]
[illegible]名下，言明典價奉洋貳佰元整，計洋筆下交足，分文不欠。自典之後[illegible]年之後錢到[illegible]
[illegible]房主[illegible]無[illegible]如[illegible]在中保人一面承當[illegible]恐後無憑，立典契為証。
民国十六年十二月十四日[illegible]
黄家莊

中保人 尹成山
代字人 徐九福
立典房園契人 黄士会
民国十四年十月廿九日

中保人　陳[illegible]

代字人　張文[illegible]

民国十七年十一月廿日

找価銀　五佰三拾元整　代字人　王国存

例　二

立典房契人黄士全因正項不足今将自己置也[illegible]

[illegible]

[illegible]

經手人　黄鳳山

[illegible]月[illegible]日[illegible]小洋票壹佰五拾元整其銀筆下交足分文不欠

中保人　[illegible]

代字人　徐九福

随代銀根老[illegible]

中華民国十四年十二月初四日

立典房契人　黄士全

中保人　刘萬臣

張文全

代字人　王国賓

民国十七年十二月十七日找価銭弐佰参拾円整

中保人　徐九福

[illegible]成山

[illegible]文会

[illegible]人　[illegible]年

例三

立[illegible]売[illegible]因[illegible]自己[illegible]坐落[illegible]黄[illegible]村[illegible]

[illegible]主[illegible]明典価奉小洋壱仟五佰[illegible]

[illegible]遺清息各無返悔如有返悔者俱在中保人[illegible]

続弐佐[illegible]千樹留根

[illegible]根銭参[illegible]

民国十七年十一月十七日

立契人　黄士会

中保人　[illegible]

[illegible]

[illegible]

代字人　王国祥

中保人　余鳳亭

宣德元年陰十二月十一日　[illegible]
　　親筆代字　宋[illegible]

例四、

立典字壹園地人黃士会因正用不足今將自己園地一處坐落[illegible]村前[illegible]
憑典主宋殿甲名下居住言明典価錢奉小洋壹仟元整其洋[illegible]自典[illegible]
交永遠居住此係兩造甘願各無異說倘有異說有中人承管恐後無憑立典契爲証

隨代換據參照

民國十七年十一月廿一日

立典契人　黃[illegible]
中保人　[illegible]
　張文会
代字人　王[illegible]

例五、

立典地契文約人黃振因正用不足今將自己册科地畝段二十畝坐落[illegible]
本情愿典與黃士会名下耕種言明典価現大洋[illegible]其錢當下交[illegible]
錢無不到永遠耕種此係兩家情願並無返悔如有返悔者[illegible]

中華民國十八年陰曆十一月初三日　　立典契人　黃振

中保人 張萬存
林宗清
村長 劉[illegible]全
趙慶山
代字人 文房[illegible]

例 五

立典契字人[illegible]黃[illegible]有[illegible]不[illegible]今將自己[illegible]段[illegible]坐[illegible]村莊西[illegible]家[illegible]計[illegible]
[illegible]情愿出典與[illegible]名下耕種言明典[illegible]銀[illegible]貳[illegible]其[illegible]筆下交足[illegible]
[illegible]並無[illegible]有[illegible]全在中保人一[illegible]
欲無憑立此文約爲証

[illegible]年代書代[illegible]

中保人 鄭玉寶
鄭玉恒
鄭玉[illegible]
代字人 鄭換廷

[illegible]十七年舊曆十二月十七日

立典契人 鄭玉[illegible]

例 六

立典房屋字人黃[illegible]因[illegible]不[illegible]今將房屋一[illegible]草房一間門[illegible]戶對土[illegible]中人說[illegible]情愿典與

到歸臣永遠臣住同贅言明典價大洋四拾元整其欵當下交足分文不欠自典之後不到許贖賣不

到永遠吕住此係兩家情愿各無返悔如有返悔者全在中保人一面承管恐後無憑立此文約爲証

中保人 馬仁雲

代字人 李俊山

立典契人 黄鳳鳴 [印]

康德元年十二月十五日 核価大洋 貳拾元整

経手人 王国棟

張恩富

代字人 張恩信

民国十九年十一月廿六日 立典契人 黄鳳鳴 [印]

例 七

立典地契文約人鄭玉蘭因有正用今將自己科地壹段壹日坐落在杜臥子堡西邊家灘外計東西灘至他陸係煩人説允情愿出典予本村趙純富名下耕種同中保人言明典価錢洋貳佰五拾元整其欵當下交足不欠自典之後不拘年限大洋到許贖其洋不到耕種此係兩造情愿各無返悔如有返悔者全在中保人一面承管恐後無憑立此典契爲証

每年代賣代上

中保人 鄭玉實

鄭千恒

代筆人　賈德[illegible]

民國十九年古曆十二月十七日　立典契人　鄭[illegible]

例八、

立典[illegible]文約人[illegible]因[illegible]將自己[illegible]

[illegible]典與[illegible]耕種[illegible]明典[illegible]

[illegible]遠憑[illegible]兩家[illegible]中保人[illegible]

證

中保人　[illegible]宝山

張文会

代筆人　[illegible]

民國二年舊曆三月[illegible]

大同二年三月三十日　立典契人　萬[illegible]

例九、

立典契文約人[illegible]宝貴因自己用不足，今將自己[illegible]典[illegible]馬鄭姓[illegible]一段計地七畝，計[illegible]

祖臥子村西頭[illegible]地，以隨代老契一張，[illegible]全文[illegible]人[illegible]典[illegible]耕種[illegible]

三至[illegible]自典之後[illegible]到許贖[illegible]不到，永遠耕種，[illegible]係[illegible]無[illegible]有[illegible]

憑全任保人[illegible]負責[illegible]典憑立典契字據為證

每年錢糧代上

例 十

上典契人趙純富因有正用今將自己所置民得地一段坐落在[illegible]
約計畝參拾六條隨代老契一張煩中人說允自[illegible]黄鳳鳴名下耕種[illegible]
年交清不欠自典之後錢到許贖錢不到不准[illegible]
恐口無憑立典契為証

每年代納錢糧在內

康德元年古曆冬月廿五日

中保人 [illegible]

代字人 黄[illegible]

立典契人 [illegible]

例 十 一

立典房園文契人黄鳳鳴因正用不足今將自己置地[illegible]
其每條破甲包下居住言明典價[illegible]

康德元年三月舊曆正月初五日

中 人 趙子祥

代字人 [illegible]

立典契人 [illegible]

…、還居住。此係兩家甘願，並無返悔。如有返悔者，全在中人一面承管。恐後無憑，立此典契爲証。

隨代錢銀叁款

中保人　王国棟

　　　　張忠信

代字人　王国祥

康德二年古曆十月五日

立典契人　黃鳳鳴　(印)

例十二

立典房園地文約人張文全，因正用不足，今將自己房園一所，及房宅三間，門窗俱全，坐落黃家村後東至……十八步。今情愿出典與黃鳳祥名下居住。同衆言明，典価市錢叁拾元整。其錢筆下交足，分文不欠。自典之年録到三曆，錢不到，永遠居住。此係兩造情願，各無返悔。如有返悔者，全在中保人一面承管。空口無憑，立此典契爲証。　、每年代上代貢錢銀一兩。

中保人　馬秀峯

　　　　栗崇德

代字人　孫賀什

康德二年古曆正月廿一日

立字人　張廣全

例十三

立借地價錢文約人徐□福，因有正用不足，今將自己用地價錢二款五分，煩人說合，借到……

共借本錢叁拾元整司家言明月利三分以十個月為期即是明年十月十四日至期本利一[illegible]
到錢地歸錢主永耕種為主以後兩造情愿各無返悔恐後無憑立此借地文約為証

中保人　郭　維　茂

代字人　欒　筆

康熙二年十二月十四日　　立借地錢人　徐　八　押

三　地　券

例一

立賣房園文約人係漢軍正藍旗佟今領下閑散賈殿清因為無錢使用今將自己還同正紅旗[illegible]土族[illegible]

崗子房園一所草房兩間兩家情愿煩人說合情願賣與承德縣民人黄順口下居住憑衆言明供價錢[illegible]

整其錢筆下交足並無欠少自賣以後任買主修理不與賣主相干族中人等並無爭競如有爭競者賣主一面承管

恐人一面承管恐後無憑立賣契為証

計開四至

南至賈姓　　東至道

北至賈姓　　西至黄姓

族中人　賈　松　山

鄧　玫　令

賈先量

[illegible]

中保人　閔自珊

[illegible]

[illegible]　貴臣

[illegible]

立売契人　賈殿清

咸豐二年十一月十二日

契尾

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]乾隆十四年十一月十二日[illegible]

[illegible]咸豐六年

[illegible]

[illegible]字第肆百捌玖號

收之[illegible]今蒲[illegible]於民業[illegible]准任意[illegible]以[illegible]一[illegible]紅[illegible]匠[illegible]

在案為合行給發[illegible]字號鈐印給佃至執照者

計開業戶「黃媽」實甲園清丈[illegible]一所[illegible]二十[illegible]

[illegible]天字肆百捌玖號　　右給業戶　黃　順　收執

咸豐八年十二月十七日

毛

上田　貫良貳合丙毛[illegible]

字號[illegible]　陸佰叁壹號

奉天[illegible]丈[illegible]

[illegible]

財政部令以民國廿一 [illegible]
雜項於歷 [illegible] 因擬定全國劃一契紙章程
[illegible] 前舊契紙令呈
[illegible] 已經 [illegible] 二 [illegible] 種契稅 [illegible]
[illegible] 照部令 [illegible] 遵行
[illegible] 二 [illegible] 日 [illegible] 稅 [illegible] 國 [illegible] 之 [illegible]
[illegible] 行 [illegible] 定施行 [illegible]
[illegible] 各 [illegible] 一 [illegible] 遵照 [illegible] 遵 [illegible] 人 [illegible] 新 [illegible] 三千 [illegible] 百
[illegible] 二 [illegible] 一 [illegible] 業戶 [illegible] 入於 [illegible] 三 [illegible] 於一 [illegible] 二十 [illegible]
[illegible] 合 [illegible] 驗 [illegible] 一 [illegible]
[illegible] 一元一 [illegible] 如 [illegible] 契 [illegible] 備 [illegible]
[illegible] 者 [illegible]

[illegible] 新契紙 [illegible]
[illegible] 價 [illegible] 收執

中華民國三年十二月一日給

契 [illegible] 收 [illegible] 費 [illegible] 元 [illegible] 一 [illegible]
[illegible] 自 [illegible] 價 [illegible]

宁夏三件 [illegible] 佰 [illegible] 拾陸號

[illegible]

免給大照等照得泰台[illegible]理清賦[illegible]有定章前經本大臣[illegible]

日起各該業[illegible]於第一年限內報領丈單[illegible]第二年限內報領丈單[illegible]

[illegible]全[illegible]業己[illegible]

諭飭[illegible]通飭各屬遵照在案茲照業[illegible]不新[illegible]一年限內報領[illegible]

[illegible]計給[illegible]分以昭[illegible]明[illegible]照章[illegible]

[illegible]大照[illegible]方官[illegible]

須[illegible]大照著

第一年限內報領[illegible]

第二年限內報領丈單一[illegible]

第三年限內報領[illegible]

經費不論年限每畝[illegible]平銀五分

三[illegible]地[illegible]

登記驗訖

此等契照[illegible]

倘[illegible]外人作為無效

給[illegible]領戶 [illegible]

奉天度支司

[illegible]准[illegible]事[illegible]於清賦改章第一
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第一年限內報繳[illegible]地價

第二年　限內報繳[illegible]　一[illegible]地價庫平　銀

第三年　限內報繳[illegible]　全價庫平　銀

總費不論年限每畝[illegible]庫平銀三分

[illegible]

三[illegible]費

宣統三年[illegible]月　日

[illegible]字第[illegible]任有陸[illegible]號

[illegible]三[illegible]督軍[illegible]長[illegible]

[illegible]照[illegible]須[illegible]

[illegible]土[illegible]

[illegible]

[illegible]

地十畝〇分〇厘浮多地一畝八分〇厘坐落通中縣三保樹村東南界合行發給印照該佃户收

[illegible]

[illegible]執照者

[illegible]

執照

熟地出浮多一段計地一畝八分七厘仍編作數字四十二號

四至　東至邊姓地　南至道

　　　西至數字四十一號　北至道

右照給領戶劉仁收

中華民國九年四月二十二日給

大

[illegible]字第[illegible]號

[illegible]會發[illegible]

照[illegible]業[illegible]清丈[illegible]

三棵樹村東南係京旗四佐領滿洲藍旗下則減半則伍田地一

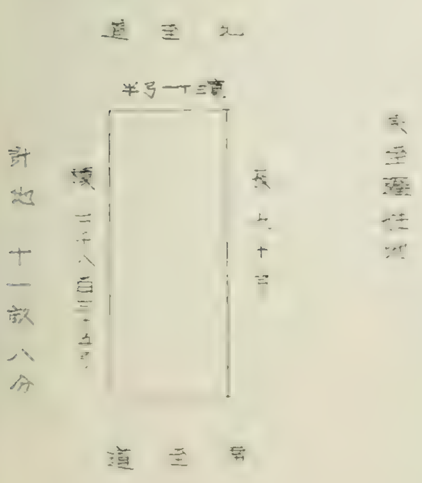
段計地一畝八分七厘[illegible]二[illegible]

畝每畝小銀元二十三元六角經費一元一角八分照費

二角九分由行發給圖文字該領戶務須遵限於一

個月內持單赴局繳送將所領銀元交清換領收據以憑

呈請經界大總[illegible]宣限[illegible]文以單作廢[illegible]



須至執照者

中華民國五年四月十日

[illegible]字第五十一號

奉字第四萬五千六拾貳號

財政部執照

財政部　為

給照執業事今據奉天省財政廳詳報黑山縣人韓玉慶承買坐落[illegible]

官荒給王府成半熟地除由該縣登記永遠官產簿第四百五十一冊第[illegible]

該官產田至丈尺面畝數暨應繳價值分款開列於後合行給與執照[illegible]

計開

一　東至八十九號　西至八十七號　面積東西　丈尺南北　丈尺

至　南至　號　北至　道

一　此項地每畝價銀大洋　元

共價銀大洋壹百貳拾七元貳角　再收照費經費大洋元貳元〇四分併存照

照

右給承買人韓玉慶准此

地價如數收訖

中華民國七年一月二十九日

如紙祥與忌與外
国人者概作無効

[illegible]

[illegible]

天領生活警察 二區三台子 處減半則王莊地十三畝大分當

[illegible]

大旱限期

[illegible]

東西八十九弓

三百十三弓

環三十二百六十七弓五

[illegible]

例五

[illegible]

豐字第[illegible]號

[illegible]

中[illegible]民國[illegible]年十月十三日

[illegible]

計 開

[illegible]

六千五百五十一號

四至 東 西 [illegible]字六千五百十一號 [illegible]

中華民國十二年 月十四日 給

右照給領戶王玉琛 收執

如係押典之業以主人爲作照契

每畝徵照費小銀元五分

業字第 號 [illegible]

[illegible]

爲給予[illegible]事[illegible]戶王玉琛[illegible]

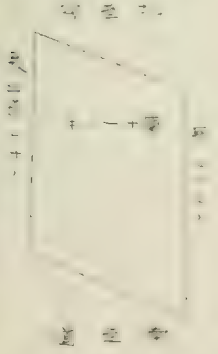
王玉琛[illegible]

字第六千五百五十一號照書[illegible]小銀元

經費 照費 先行[illegible]

單照須[illegible]

書據須[illegible]



計積二千三百[illegible]

[illegible]六千五百五十一[illegible]

單

[illegible]

中華民國六年四月十七日

[illegible]地價 九畝八分

[illegible]

大照

第八[illegible]號

查給大照事案照奉省令准清賦局有案章程[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

運交[illegible]至大照者

計[illegible]田[illegible] 東至[illegible] 南至[illegible]

[illegible]業戶 [illegible]

中華民國十四年六月二十六日

軍　大

奉天財政廳　啓

[illegible]撥還中[illegible]入[illegible]守局[illegible]

[illegible]

[illegible]元四角

[illegible]

[illegible]備[illegible]

[illegible]

[illegible]二十六日

急

奉天省長公署

自[illegible]寄

[illegible]三[illegible]王公[illegible]

[illegible]

[illegible]

照

[illegible]

計

[illegible]

仁臣第　　號

[illegible]

丈　單

公司承清丈土地畝弓區兼奉鈞民訓令代辦自有

[illegible]

中華民國十六年五月二十日

[illegible]



積弓　三千〇五十弓〇九五

核地　十二畝七分一厘

[illegible]

第五章　建物

第一節　住居の概観

本地に於ける農民住居の構造は厳寒での気候の酷烈に防ぎ、防寒設備と[illegible]とを[illegible]
へ簡単主として建設されてゐることは全満各地にわたつて同様である。
即ち住居の四囲には高くて丈夫な土壁を設け、[illegible]
壁を築きこれに沿ふて居室及倉庫（三）東廂房[illegible]
[illegible]住居は其の構造の差によつて[illegible]
設は大同小異である。

第二節　家屋の種類及構造

本地の家屋は正房と廂房とより成り、廂房は見受けられなかつた。[illegible]
[illegible]に過ぎない。このことは社会生活の項に於いて述べた通りである。

普通の家屋であれば門を入ると正面に正房があり其左右両側に廂房があるのが滿洲農家々屋の一般的のものである。正房は普通三間房乃至五間房子あつて家族が[illegible]食堂[illegible]一間房子[illegible]二戸が併居生活して[illegible]又全然無い[illegible]房子の廂房を所有してゐる。これは主として雇傭人夫の住居にあてられ、其他碾房、磨房、馬房、農具庫等にあてられてゐる。又其農戸の家族員数によつて過剰を生じた場合は貸家として利用されるわけである。

以上は大体本地農家の家屋の配置の概況であるが、何れにしても正房は南面して建てられてゐる。[illegible]

[illegible]る。貧農に於ては其低にして置くものが多い。房子は一間房子の炕に両舖のものと一舖のものとがあるが、一舖のものは少い。

[illegible]

炕上には油紙をしいて其上に葦子（アンペラ）を敷くのが普通であるが、本地に於ては貧農、富[illegible]

直接関子を敷いてゐるが、[illegible]の農家が[illegible]にし、[illegible]
をはめてゐる。

第三節　建築価格及修繕状況

建築価格について見るに普通農家に於ては木材[illegible]等の[illegible]建築費[illegible]
[illegible]
け、三見く差のない訳である。

農層⑨によれば本地に於ける一間房子の建築費は五〇円—一〇〇円内外である。平房より楼房の方が建築費は多少高い。

家屋の使用年限は農屋⑨に[illegible]建築材料、建築方法及[illegible]状[illegible]によって[illegible]
以上の建築費を要し[illegible]のは[illegible]年の使命に堪え[illegible]円[illegible]
思え得る。

家屋の修繕は二年[illegible]土で塗り[illegible]、草房[illegible]
又同様である。

次に一炕当幾人位居住して居るかを見ると次の如き数字が得られる。一炕当約二・六人強即ち換言すれば一炕に平均三人が生活してゐることゝなる。

懷[illegible]縣農家所[illegible]炕当平均員數調查表

（康德三年一二月調查）

調査農家名	炕數	家族員數	一炕当平均員數
[illegible]德財	一	[illegible]	三
[illegible]永寬	一	[illegible]	五
[illegible]	一	[illegible]	一
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
徐[illegible]	四	[illegible]	二
[illegible]	四	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	二
何俊[illegible]	[illegible]	[illegible]	三
于長[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	一	[illegible]	二
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]三	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]成	一	[illegible]	[illegible]
[illegible]春	二	[illegible]	五
[illegible]	三	四[illegible]	一
[illegible]	一	[illegible]	[illegible]
成八	一	[illegible]	二
有三	一	二二	[illegible]
[illegible]	[illegible]	二二	二
[illegible]	三	六四	二
[illegible]	一	一一	[illegible]
[illegible]	一	[illegible]	二
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	一	一	[illegible]

第四節 家屋の賃借料

[illegible]数を見るに

住居房子	所有	一三五.五間
	入典	一四.
	[illegible]	[illegible]
	貸付	二六.五
	借入	二七.五
	計	[illegible]
営業房子数	所有	[illegible]
	借入	なし
	押租	なし
畜舎	所有	一六間
	借入	[illegible]

の如くである。家賃は賃料計一四八円五十銭、借料八四円五〇銭である。

[illegible]

第六章 農業

[illegible]

[illegible]用具の造作困難なるに依るであらう。新農具の導入は本邑には全然見受けられず、[illegible]

[illegible]

[illegible]道具は想像でき[illegible]的の域を脱せざるも製作方法簡単にして堅固且つ価格も安き[illegible]又[illegible]
人[illegible]良[illegible]修理をなし得られるものが多い。
[illegible]自家生産の[illegible]材料と[illegible]樹種[illegible]
[illegible]樫、栗、[illegible]柳類を[illegible]使用されてゐる[illegible]
[illegible]置き[illegible]鉄[illegible]
防の台を設けてこの上に置き極力水濕の防止に心掛けてゐる。
[illegible]
衣林式により購入せし物に依れば次表の如くである。

農具名	購入 価格	購入 購入状況	自家生産 材料費	自家生産 工夫賃	自家生産 材料購入状況	使用年限	修理状況	備考
犂	[illegible]	青森市より購入	[illegible]	二・[illegible]	農閑期に木材を購入大工を雇入れ自家にて製作	五—一〇年	毎年修理を要する	附属品たる鐙土等は[illegible]鉄匠より購入
八[illegible]犂	[illegible]	同上	二・〇〇	二・〇〇	農閑期より木材を購入、大工[illegible]	五—一〇	同上	同上
[illegible]鐸 (年々附属品)	[illegible]	同上				—		修理せず
[illegible]	一・一五	鍛冶屋より購入					修理せず	専ら第一回中耕の際に使用する
[illegible]	[illegible]五	[illegible]					—	八寸[illegible]使用
[illegible]			一・[illegible]	一・〇〇	自家にて製作す			本地には「萬把」を使用する。

[illegible]刷子	〇・三〇	西岡より購入				二	[illegible]	[illegible]
漬頭	三・〇〇	〃			[illegible]	五―七	柄は自家にて修理	別名大鍋と云ふ
鉄鋸	[illegible]	〃				二	〃	
八升鍋	[illegible]	〃				二	〃	
鉄瓶子	[illegible]	〃				[illegible]	〃	
茶釜	[illegible]					三		[illegible]
大提灯子	大 [illegible] 小 [illegible]	〃				六		
[illegible]提灯子	大 [illegible] 小 [illegible]	京阪右後山より購入				[illegible]		[illegible]
一由缶	大 [illegible] 小 [illegible]	京阪・堺へ				[illegible]	柄は自家にて修理	
[illegible]子	[illegible]	〃				[illegible]		
[illegible]	[illegible]	〃				二		
漬桶	大 [illegible] 小 [illegible]	〃	二・〇〇	三・〇〇	桶は多く自家生産として[illegible]に作成させる	[illegible]	両桶木は毎年取換える	
漬[illegible]子	〇・三〇	〃				[illegible]		
[illegible]子			・三〇	・二〇	大阪より購入し[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]子	〇・四〇					[illegible]		
天[illegible]蘆			・二〇	〇・一〇	自家にて製造する	[illegible]		
[illegible]敏	[illegible]	〃				[illegible]		

[illegible]	[illegible]五	[illegible]より購入				二	
[illegible]	[illegible]	[illegible]				二	柄は自宅にて修理する
鎌刀	0.三0	〃				一	柄は自家生産
稲刀	0.一0	〃				二	[illegible]
打場碾子	三.00	縣又は彼山より購入				永久	
[illegible]			[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]
大杈子	大 0.五0 小 0.三0	縣城より購入				三	
掃帚	0.三0	〃				一	
[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	
[illegible]子	0.三0	〃				一	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	材料を購入[illegible]	[illegible]	
[illegible]車子			五.00	一0.00	縣城より材料を購入し或は自家用材にて[illegible]	二0	毎年農閑大工に修理させる
提籃	0.四0	〃				三	
[illegible]子	0.五0	〃				三	
簸箕	0.八0	〃				三	
[illegible]子	0.五0	〃				三	
麻袋	0.五0	〃				二	修理を適宜にさせれば四五年使用し得る

[illegible]子	大 [illegible]八[illegible] 小 [illegible]	[illegible]				[illegible]	
甕	大[illegible]・[illegible] 小[illegible]・[illegible]	県内志度山より購入				[illegible]	[illegible]
銚子	大[illegible] 小五〇・〇〇	〃				〃	
[illegible]笠	[illegible]・三〇	県城より購入					
縄車子	三・〇〇	〃					
紡車			〇・五〇	一・[illegible]	[illegible]	[illegible]	
大車	大五〇・〇〇 小[illegible]〇・〇〇	奉天、[illegible]陽等より購入す				一七	隔年ごとに[illegible]をし[illegible]に修理せしむる	行程[illegible]（価格は附属品を含まず）
[illegible]	大〇・三〇 小〇・二〇	県城より購入				[illegible]	
[illegible]簾子					[illegible]	[illegible]	
扁[illegible]	[illegible]	—				[illegible]	
[illegible]把[illegible]			[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小簸子	〇・五〇	〃				[illegible]	
[illegible]	[illegible]・五〇	〃				[illegible]	
[illegible]	[illegible]・〇〇	〃				一	
大[illegible]帚	[illegible]	〃				[illegible]	
[illegible]子	[illegible]					[illegible]	
[illegible]子	[illegible]	〃				[illegible]	

[illegible]皮	一・〇〇	縣城より購入				五	
鞦上蓋	二・〇〇	〃				二	
鞦	五・〇〇	〃				三—四	
搭腰	五・〇〇	〃				三—四	
馬咬子	二・〇〇	〃				三	
鞭子	大 三・〇〇 小 一・〇〇	〃				二	
[illegible]	[illegible]	〃				三	
口袋	一・五〇	〃				八	
[illegible]嗩	一・二[illegible]	〃				二	
零杆子	七・〇〇	〃				三	
鍘刀	七・〇〇	〃				六—七	
馬槽子	一〇・〇〇 (石製、[illegible])	縣[illegible]より購入				[illegible]	大勞[illegible]一・三[illegible]
[illegible]槽子	六・〇〇 ([illegible]製一)	〃				[illegible]	八[illegible]〇・五[illegible]
[illegible]子笸籮	一・五〇	縣城より購入				四	
[illegible]子	〇・五〇	〃				三	
馬刷子	〇・二〇	〃				二	
馬鉋子	〇・二〇	〃				三	

[illegible]子	三・〇〇	〃				一
馬[illegible]子	大 三・〇〇 小 一・〇〇	〃				[illegible]
[illegible]子	[illegible]	〃				[illegible]
[illegible]子	一・〇〇	〃				二
[illegible]子	〇・六〇	〃				[illegible]
[illegible]子	〇・二〇	〃				一
[illegible]子	〇・三〇	〃				[illegible]
〃					[illegible]	[illegible]
[illegible]刀石	〇・五〇	〃				一
水缸	大 五・〇〇 小 一・〇〇	[illegible]				[illegible]
秤	大 三・[illegible] 小 [illegible]	[illegible]城より購入				[illegible]
算盤	大 一・[illegible] 小 一・三〇	〃		〃		[illegible]
[illegible]子	大 三・[illegible] 小 一・[illegible]	〃	三・〇〇 [illegible]	一・〇〇 [illegible]	道[illegible]より木材を購入し [illegible]	二一 [illegible]

大きさ八二八[illegible]きも[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]又耕[illegible]面積[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

如何によつて異り、[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]、[illegible][illegible][illegible][illegible]則に[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible]

する場合が多い。

[illegible]

第七章 役畜

第一節 近年に於ける頭数増減の傾向及其の理由

[illegible]

[illegible]家畜数は年々減少の傾向[illegible]
[illegible]集計表第二表[illegible]
[illegible]

牛	なし	綿羊	なし
馬	一〇頭	山羊	なし
騾	二一頭（成二〇、仔一）	鶏	一二二羽
驢	九頭	家鴨	[illegible]
豚	一〇四頭（成四三、仔六一）	犬	四七匹

第二節　家畜の能力、利用価値

一、役畜（馬、騾、驢）

1　能　力

馬、[illegible]一里の積載量[illegible]
[illegible]。騾は馬と同様で[illegible]

2　耕　[illegible]

運搬の場合は馬一、騾一頭計役畜二頭にて功程一天地、中耕にては二天地、鎮圧には馬一頭にて一日行程三天地、若し馬、騾を使用すれば四天地である。播種の場合馬一頭、[illegible]碾子一にて高粱大豆なれば一日の行程一天地にして、谷子、稗子の如く粒形小なるものは四日間を要する。

5　役畜の使用開始年齢

馬、驢は生後二年、騾は二年半位より使用を開始す。[illegible]

使役の種類は、[illegible]運搬、犂耕、鎮圧、中耕、培土、収穫物の運搬、播種、[illegible]

一年中[illegible]使用[illegible]高粱大豆を[illegible]運搬等を除いては[illegible]十分。

使役年限は馬、騾とも十七年前後、驢は十五年前後である。

役畜の使役[illegible]一定の使役年限に達した場合[illegible]以前に売却[illegible]新家畜を購入するのが普通とする。

4　役畜の得失

本地では役畜として、牛を使用せられず[illegible]用するよりは工程大なる馬及騾を使役するものである。

二、[illegible]

[illegible]家畜としては[illegible]豚、家鴨、鶏であって、飼育目的は[illegible]

[illegible]に屠殺し、〔illegible〕[illegible]する種[illegible]である。[illegible]
[illegible]に於ては[illegible]の小売商人[illegible]と[illegible]
[illegible]と目的とせるものである。

1、生産状況

豚百[illegible]屠殺する[illegible]量は[illegible]付で行、其他内臓等[illegible]
[illegible]量[illegible]、鶏も[illegible]、飼養管理[illegible]
は極めて少い。

第三節　飼養管理

一　畜舎の構造

畜舎は[illegible]温暖[illegible]、[illegible]冬季[illegible]
管理と[illegible]。畜舎の位置は宅地内に設け南向けに[illegible]
ある。

畜舎の構造は[illegible]家畜の種類[illegible]
管理する。以上の如き畜舎は馬、騾、驢に行はれる畜舎の概要にして、豚舎に至りては其構造は
一[illegible]一周[illegible]周囲を作り、外周は高さ[illegible]

を用いて出入口とし、内部の一隅に土間をなし、寝床となし上屋には高粱稈及土にて屋根を葺き
小面積の運動場を作る。豚舎の位置は日当の良い場所を占め冬季は大風を遮る様になつてゐる。
[illegible]

二、飼育法

[illegible]
[illegible]けて、或は雪、雨にて野外に放牧不可能の場合の外飼料はやらない。
[illegible]

馬

粗飼料として、[illegible]草、[illegible]
[illegible]時には[illegible]濃厚飼料の量を[illegible]
[illegible]外に放牧し自家には殆んど飼料は与へない。
[illegible]

購入し一ヶ年二十二円位で[illegible]
仔付の場合と最も給餌料に変化はない。
専ら馬と同じく同様の飼養管理であれば自然[illegible]
騾も亦馬、驢と飼養管理の方法に大差なく、更に粗雑な飼料で給餌量も少く、驢に比して少いが
よく粗食に耐え、体格小なる割合に持久力強い。
豚の主なる飼料は高粱糠、谷子糠、豆粕、麸、[illegible]
に混交され給餌され、肥膘豚には煮沸して与へる。其他は[illegible]
の残滓汚物、八黄、草根等如何なるものでも食べないものはない位である。
豚は一年中之を舎外に放牧し、又別に豚舎を[illegible]
鶏は家禽中で最も多く飼養され、飼養管理は家庭の主婦[illegible]
で一日に二―三回、高粱を与へる。其の中穴飼いで夜間のみ鶏舎に入れ[illegible]
をなす。

三　繁殖

騾内第一区大邦牛に就き其の[illegible]種付二頭を所有し、[illegible]
す。其他に於ては馬驢の交配は自由交配にまかせ[illegible]
年四、五月頃）前述の大邦牛にて交配してもらふ。交配の方法は三、四回に亘り四、五日おきに之を行
ふ。分娩は翌春三月頃が最も多い。交配年齢は四才―十五才頃までゞ、六才―七才頃が最も多

[illegible]

る。一回について高粱二升である。交配しても受胎能力なしと認められた場合は翌年に延期す。

[illegible]

雇方法である。

[illegible]

一回の産仔数は普通七―八頭――十一頭位で冬期間は死亡率多く、約半数位は飼養管理不備のため分娩後死亡する。

[illegible]

に骨格、年齢に多少注意を払ふにすぎない。

四　管理

[illegible]

のは$\frac{2}{10}$にして$\frac{8}{10}$は成育をとげることも[illegible]

騾も馬と同じく生後満一ヶ年間は母乳[illegible]

[illegible]飼料は別に[illegible]として特別に与へるのではなく、母畜の飼料と同称のものである。[illegible]ヶ年後に至れば離乳成長して使役に適する[illegible]

[illegible]同称で、母畜に随伴[illegible]

駃も馬、騾と大体同様であるを以て省略す。

豚の離乳時期は普通生後約三ヶ月位が至当であ[illegible]

[illegible]離乳後の仔豚には高粱糠、[illegible]

五　去勢

は[illegible]去勢する[illegible]の第一[illegible]

[illegible]

つてくれる。それ以外の依頼者からは三[illegible]

[illegible]陰嚢[illegible]

騾も去勢時期、方法は大体同[illegible]である。駃は去勢しない。

六　役畜[illegible]

[illegible]年二回[illegible]三〇銭である。

削蹄も年に四回行ふ[illegible]行ひ、費用は一回二〇銭である。

第四節　飼料

各家畜別飼料の種類及年所要量（農事試験場に依れば）

家畜別	飼料種類	一日当飼料	年所要量	備考
馬騾	豆餅	一斤半	約一〇枚	馬騾の給餌料種類及所要量は[illegible] 計　豆餅　一〇円 谷草・稗草　六〇円 高粱　[illegible]円 計一七〇円
	谷草	一六斤	約六〇〇〇斤	
	稗草			
	高粱	一升五合	約六石	
驢	豆餅	一斤	約[illegible]枚	[illegible]円
	谷草	八斤（一〇〇斤一円とす）	約三〇〇〇斤	三〇円
	稗草			
	高粱	一升	約三・六石	五四円 （計）九八円
豚	高粱糠	三升（一石〓三・五円）	約一〇石	二五円

一頭当年飼料費

右表に依りて馬・騾の一頭当飼料費を見るに、豆餅一枚二円とし、谷草・稗草一〇〇斤一円、高粱

平均一円、高粱一石十五円とすれば百七十円となる。次に豚について見るに九十八円、豚は二十五円である。

[illegible]

三餅を除き自家生産物にして飼料に供したものと評価して計算した結果によるものさ、実際はこの評価額より安価になる訳である。

第五節　牧野

[illegible]

方半支里位の地にある第一区大邦牛居住淨基の墓地一天地余の小丘陵の草地があるのみである。

[illegible]

不明である。

[illegible]

[illegible]

で飼料の不足は自家にて補給される。

第六節　畜産物の利用

馬皮は普通一張二・五円、騾皮も同じ、豚皮は二円、製皮は三・五―五・六円である。
但し家畜は殆んど老衰せし時のみ皮をはいで処分するが屠殺して皮を利用する家は殆んどない。

豚は屠殺して自家で簡単なる「腸づめ」を作ることがあるが売却するのではなく自家にて消費される（王関）。

豚毛、豚骨は村を廻って歩く小商人に売り、又は時々交換される。

鶏卵・鴨卵も殆ど自家消費され、一部は市場（鎮）に持って交換、売却する。

第七節　家畜の疾病・斃死

当屯（王関屯）に於ては獣医の組織もなく事は運命に任せている。今獣疫の被害状況について見るに、

牛疫病、炭疽病が最も多く、病状は之に罹病すれば飼料を食まず下痢を呈して死亡することがある。

馬匹にも鼻疽眼が悪化し一種の眼病で初期にはまだ発見されにくい。以上の獣疫は馬、騾、驢に多く、馬、牛に多く、又鼻疽は鼻汁を出して遂に死亡するに至る。

以上の獣疫中結核は近年（二—三年間は一頭の被害もなく、胸脹は一ヶ年に一—二頭の罹患[illegible]、鼻疽は[illegible]一二—一五頭の罹患[illegible]軽微[illegible]頭の豚疫は近年罹患せしものなし。

農民は家畜衛生に対する観念に乏しく、家畜が罹病して[illegible]手段、治療の方法等知る由もなく、第一に大柄牛馬住の獣医[illegible]も何等治療の方法を知らない。感興の獣医とは距離の関係と[illegible]農民の経済上治療する[illegible]は行へず、罹病すれば斃死を待つのみの状態である。

以前[illegible]一匹[illegible]獣医[illegible]治療[illegible]た者は少いといふ。斃死の主因は疾病によりてよりは自然死が多い。斃死畜は安価にて売却する。

第八節　畜産経済

・家畜の価格

主として売買されるのと縣城家畜市場にて取引されるのとある。価格は[illegible]い。豚は肥隨せるものを除て売却される時は一斤二〇銭位、仔豚は大、中、小[illegible]一〇銭——一七銭位の相場で売買される。

[illegible]

[illegible]等ノ畜役年限ニ長シ[illegible]

[illegible]

[illegible]

畜別		[illegible]価格	[illegible]価格
馬	上	[illegible]	[illegible]
	中	三〇―四〇円	七〇―八〇円
	下	一〇円	五〇―六〇円
驢	上	[illegible]	[illegible]
	中	八〇―九〇円	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]
[illegible]	上	[illegible]	[illegible]
	中	[illegible]	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]

[illegible]売買方法

家畜の売買は主として慶城市場で行はれ、[illegible]相互に行はれ[illegible]馬、[illegible]、[illegible]は殆んど慶城で行ふ。

売却の場合、馬、騾にありては市場の仲買人に売却し、手数料として一頭につき一円、税金一〇〇円につき六円を縣公署財務局に納入す。

購入の場合も馬、騾にありては市場の仲買人より購入す。其際手数料として一頭につき一円、税金一〇〇円につき六円を縣公署財務局に納入す。

豚にありては売買共に手数料は一頭に付き五〇銭にして税金は一〇〇元につき三円である。縣公署財務局に納入す。

豚の売却は仲買人[illegible]。

成豚一頭の価格は[illegible]、[illegible]円

仔豚一頭一円――二円である。

[illegible]

[illegible]

[illegible]、豚[illegible]購入[illegible]

第九節　畜産諸施設

本県には家畜の改良種の導入は少い。農民の意見を綜合するに改良豚「バークシャー」種の導入を希望してゐる者が多い。衛生、防疫に対しては何等施設は行はれてゐない。

第十節　柞蚕、養蚕、養蜂

飼養者なし。

第八章　耕種関係

第一節　肥料

本県に於て使用される肥料の種類は豚糞、牛糞、狗糞、鶏糞等の家畜糞、豆餅、泥土糞等である。

は苦・藁・薦等を使用せられたるも今日は上記の家畜糞（特に馬糞）に土を加へ一層熟[illegible]
し、尚その他に、藁、蒿、雑草等も一部使用せらるゝに過ぎない。土糞生産の材料として[illegible]
家畜類の外、蚕沙、馬屎等より鶏糞へ、不足分を補ひ又道路泥土等よりも集めてゐる。
土糞製に土と糞とを混ぜ合はしてゐるが、人畜の排泄物、雑物、土壌、[illegible]
[illegible]全くの排泄物となく土壌と混合して一種の土糞を製造するものである。

一、舎外混土法

舎外にて排泄物を被覆する資材に土壌を使用する方法

二、舎内混土法

畜舎内に排泄物を被覆して[illegible]土壌を[illegible]る法

三、舎外積土法

[illegible]一定の深さに[illegible]土壌を[illegible]積す。其後畜舎内に排泄物が集まつた場合適宜之を[illegible]積し[illegible]
[illegible]堆積する際に家畜の堆積物を切返し其上に新しい排泄物を堆積して[illegible]

四、窖土法

[illegible]畜舎の外側に三尺以上の高さに土糞を堆積し[illegible]
堆積し、[illegible]適當時期に切返しを行ひ熟成するまで甚だ粗放な方法である。

[illegible]

[illegible]

土質の製造に用ひられる。

[illegible]

ち。(一)に於ては土壌を敷藁代用とするから家畜の衛生状態から見ても又畜舎内にて製造するを以て肥料成分の損失を最少限度に止められるに反し、(四)は單に排泄物の養物を土壌に吸收せしめるもの

[illegible]

日尺至三十丹位堆積間ニハ一日ハ[illegible]

堆積方法ハ[illegible]全ク堆積ヲ行ハ[illegible]

四面ヨリ内部一三寸位厚ク積ム。此ノ上ニ吸收力ノ強イ[illegible]

[illegible]ニハ上ゲズ[illegible]其ノ上ニ新鮮厩肥五六寸ー一尺積ミ[illegible]

[illegible]積上ゲル[illegible]空気ハ[illegible]部分ヲ最モ少ク[illegible]

直接日光ニ[illegible]

最後ニ[illegible]

[illegible]

本地に於ては豆餅を与へた家畜糞と普通の飼料を与へた家畜糞を区別して土糞を製造する様な意味のことは[illegible]してゐない。又馬糞、騾糞、驢糞、豚糞と家畜の種類によつて土糞の種類も分けてゐない。

原料採集地の所有関係

一、野草等其他自給肥料製造の原料を採集する土地の所有関係、利用状態、及習慣等[illegible]、[illegible]は共有地と称すべきものなく各農家は小作人も[illegible]は自分の小作する土地或は地主の土地、三[illegible]は[illegible]三部、五の土地中草の資に富[illegible]土壌を運用する[illegible]自分[illegible]地主[illegible]勝手に采取する[illegible]を許されない。

農家(二、三、五、六)の各農家が本地耕作面積の殆んど八五%を占める。本地に於て残りの一五%は之等耕作者に隷属された小数の小作人及小作兼自作であるから前述の如く不足の分は地主の土地を採取することが許されるので彼等は心配は無く土糞の作成材料を[illegible]られ[illegible]。

栽培作物に依る肥料の種類、施肥法及施肥量の差異

本地に於ては一般に栽培作物の種類に依りて肥料を異にする等の特殊な方法を行はれてゐない。即ち高粱、大豆、小麦、稗子、棉花等土糞を一反地当大体一〇〇〇斤乃至一二〇〇斤程施用し、又其の施肥量も殆んど同一である。蔬菜園に於ては普通作物の二－三倍の土糞を前述の如く[illegible]施用[illegible]てゐる。

[illegible]用量も大体前述の如き[illegible]

[illegible]影響[illegible]事実[illegible]。[illegible]

とする。

肥料購入の状況

其れから農家の購入する肥料[illegible]

[illegible]

ろのは少く砕いて水中にひたし蔬菜園に使用されるのは極少量に過ぎない。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

された訳である。

次に[illegible]

はない。

第二節　耕種法

一、[illegible]

子六石なりしと云ふ。高粱、稗子の後作とし小麥の栽培さるゝに至つたのは約百年後にして、小麥と同時に黒豆を本地に栽培せらるゝに至りたるものゝ如く、爾後小麥は熟期早く頗々として襲[illegible]

する土地にして他作物の生育不良なる所にも栽培せ[illegible]
十箇年間より作付面積漸次増加し、現在本邦作付面積の[illegible]
唯之に依り棉子を漸次作付増加した。之を要するに高粱は草丈高く[illegible]
[illegible]一般に[illegible]差支なく、又棉子は[illegible]に栽培する唯一の作物[illegible]
高粱、棉子及前項の小麦の三作物が作付面積を漸次増大して行つたのは[illegible]
これからである。へ光緒十一年、十四年、二十年、二十二年に大水害あり[illegible]
被害大であつた。

六[illegible]湿地に適せざるが故に満鉄線開通後に至ると特に増大し[illegible]

棉花が本邑に於て栽培さる[illegible]
[illegible]自家用[illegible]全体[illegible]二、三天然栽培[illegible]
[illegible]約三十年前[illegible]
[illegible]漸次増加した、而して商品化された理由は、従来[illegible]
[illegible]利[illegible]農[illegible]
大同二年本縣[illegible]
に於ける棉花価格の騰貴[illegible]
ものである。

今戸別調査集計表第一に表示[illegible]別播種面積表[illegible]

又康徳三年度に於ける播種予定面積と見て近年に於ける作付状態の概要を窺ふに左の如くである。

作物別播種面積表

作物名 / 年度及作付面積%	大豆	高粱	稗子	穀子
康徳元年度	五八・五五〇天地 一八%	一六二・一七〇天地 四九%	二五・六四六 八%	七・〇〇〇天地 二%
康徳二年度	五五・四五〇 一六%	一七三・六九六 五二%	二五・〇九六 七%	五・五〇〇 二%
康徳三年度	五二・五五〇 一八%	一四五・六七〇 四八%	二三・八〇〇 八%	六・二〇〇 二%

作物名 / 年度及作付面積%	[illegible]豆	小麦	麻子	大麦
康徳元年度	一五・七〇〇 三%	二八・五〇〇 七%	三・一〇〇 一%	—
康徳二年度	一〇・〇〇〇 三%	一〇・三〇〇 三%	一・一〇〇 一%	一・〇〇
康徳三年度	一二・七〇〇 四%	三〇・三〇〇 一〇%	一・一〇〇 一%	一・〇〇

年度別作付面積及% ／ 作物名	[illegible]	緑豆	落花生	棉花
康徳元年度	—	〇・六〇〇 —	〇・五〇〇 —	六・二[illegible]〇 二%
康徳二年度	〇・一[illegible] —	〇・一〇[illegible] —	〇・四〇〇 —	六・四〇〇 二%
康徳三年度	〇・二[illegible] —	〇・二〇〇 —	—	六・八〇〇 二%

年度別作付面積及% ／ 作物名	青麻	菸	間混作	合計
康徳元年度	[天地] 〇・五〇〇 —	[天地] 〇・一〇〇 —	[天地] 一九・五〇〇 六%	[天地] 三二九・六八三 一〇〇%
康徳二年度	〇・五〇〇 —	—	四〇・六〇〇 一二%	三三七・八五九 一〇〇%
康徳三年度	〇・五〇〇 —	—	一五・五〇〇 五%	三〇一・三三七 一〇〇%

以上の如く本屯に於ける康徳二年度の作付歩合は高粱約五二%を占め、大豆一六%、間混作（小麦と黒豆）一二%、稗子七%、黒豆小麦が各々三%、谷子、糯粟、蔬菜各々二%、糜子が一%である。多少の差異はあるが康徳元年度及康徳三年度に於ける歩合も大体[illegible]は見当らない。

二、耕種法の変遷状況及之が変遷［illegible］影響を及ぼす諸関係

［illegible］革［illegible］に近［illegible］開墾［illegible］切に於て［illegible］

内地方に於ける耕種法の習慣に従つて耕作［illegible］

［illegible］

［illegible］開拓者は土地購入に際し、特に官吏［illegible］

［illegible］

以て之に充当した。而して開墾能力は一人一年間約一天地余であつて、開墾には約三ヶ年を要したと云ふ。

［illegible］開墾事業の［illegible］

［illegible］

［illegible］含む）［illegible］

［illegible］当時の農業は主として日工によつて［illegible］

［illegible］）の労働者及畜［illegible］

開墾当初に使用した農具は大犂、大鋤頭等が主たるもので其後漸次現在［illegible］

［illegible］して行つたもので、其間構造、型の上に於て多少改良考案の［illegible］

［illegible］耕種法に変化を来した事実はない。［illegible］同一の農具が使用［illegible］

過ぎない。

耕地當初に於て使用した家畜は前述の如く、馬、騾十數頭[illegible]

りた。現在に至るまで飼養家畜の種類に変化なく、馬[illegible]に於[illegible]

[illegible]、家畜の流出等に依り[illegible]多くの畜産は[illegible]

[illegible]漸次増加の傾向をたどり現在に[illegible]

畜不足のため耕種法に一大転換を来した事實[illegible]

[illegible]小面積の自作農及小作農の[illegible]不足[illegible]

[illegible]、又農家經濟上不利益を受ける[illegible]。二、三の[illegible]

[illegible]立し合つて[illegible]土地を耕作する[illegible]行[illegible]、現在[illegible]

れてゐる。

耕作の使用に[illegible]

[illegible]、無肥後に[illegible]生産力[illegible]開墾當初[illegible]

[illegible]土壌運搬と撒[illegible]、無肥は[illegible]

作業に変化は認められない。

[illegible]に於ては気候の変化に依つて耕種法[illegible]

[illegible]

物化したのである。

[illegible]要するに本[illegible]は鉄道沿線より距る事遠く交通不便にして[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

（備考）　以上は他の有力者（農番2、3、5、6）四名より聴取せしところによる。

三、主要作物分布状況

本村に於ける主要作物の分布状況の概観を述ぶれば、大体農家と西面道路に[illegible]

[illegible]、荒地の西部所は湿潤の西部一帯[illegible]

[illegible]高粱[illegible]

[illegible]

は之又高粱多く、稗子が之につぐ。東北方には黒豆と麦の栽培が混作され、他の東部一帯は殆んど高粱で占めてゐる。

四、主要作物名及品種名

高粱		紅殻
大豆	黄豆	（小白眉、大白眉）
	黒豆	不明
稗子		鐵鏈稗子、[illegible]
小麦		大麦子、[illegible]

谷子	[illegible]把付　老[illegible]
糜子	黒糜子(ヘイミーズ)
雑穀	白麦　赤不[illegible]　黒[illegible]

五、農戸に於て割合決定の理由

主として高粱、稗子、谷子等自家にて食糧として消費される作物が[illegible]の作付割合決定に於て第一[illegible]生産となり、市価の騰落に依り急激に作付を変更するが如き事は[illegible]ざる場合が多い。

又土地の等則別によりて作物の種類に制限されることもある。

六、主要輪作様式と其作物組合せ及び肥料との関係

之等に於て行はれてゐる輪作様式と其の作物組合せの状況に就き[illegible]

大体下記の如き方法が行はれてゐる。

農戸(5)(王口棟)によれば

高粱—高粱、高粱、[illegible]、高粱、高粱—谷子—[illegible]—高粱—[illegible]

農戸(2)(張忠信)によれば

高粱—高粱—白眉豆子—谷子—高粱—白眉豆子—稗子—黒豆(小豆同子)小豆

農戸(11)(賈文会)によれば

高粱、[illegible]

農家(7)（呉文発）によれば

高粱—稗子—高粱—豆子

農家(9)（袁鳳祥）によれば

高粱——高粱——[illegible]

農家(14)（劉文寛）によれば

高粱——小麦——高粱——谷子——豆子

農家(18)（徐殿甲）によれば

高粱——高粱——高粱——稗子

一般にかくの如き輪作様式が行はれるのが普通であるが耕作面積小にし[illegible]

[illegible]い時には連作を行ふことが[illegible]

[illegible]に稗子と同じく窪地に栽培され、[illegible]

[illegible]

て其の後作には高粱、谷子、稗子、棉花等が蒔される。隔年ごとの栽培は連作する場合より生産力甚しく減少する。稗子、谷子は連作絶対に不可である。

[illegible]

[illegible]

次に上、中、下地別に於ける輪作様式について農家(5)より聴取せしところに依れば次の如くで

ある。

1 [illegible]

高粱（[illegible]）——高粱——高粱——谷子（施肥、土糞百[illegible]）——小麦——高粱——豆子（[illegible]）

2 [illegible]

高粱（施肥（土糞百[illegible]））——高粱——豆子——谷子（施肥（土糞百[illegible]））——小麦——高粱——稗子——小麦（施肥（土糞百[illegible]））

3 [illegible]

稗子——高粱——小麦（[illegible]）——高粱——小麦（[illegible]）——高粱

[illegible]

高粱（施肥（土糞、一二〇[illegible]）一車＝三〇〇斤）——高粱（施肥、土糞一二[illegible]）——豆子（施肥土糞一二〇[illegible]）——谷子（[illegible]）——高粱（[illegible]）——豆子（[illegible]）——稗子（[illegible]）——小麦 黒豆（小麦の間作）

農番（5）（王口標）によれば

高粱（施肥、土糞一〇〇[illegible]）——高[illegible]（無施肥）——[illegible]（施肥（一[illegible]））——[illegible]（施肥[illegible]）——[illegible]——[illegible]

豆子（施肥（土糞一〇〇[illegible]））——高粱（無施肥）——高粱（施肥（土糞一〇〇[illegible]））——小麦 稗子（施肥（土糞一〇〇[illegible]）） 谷子（[illegible]）

[illegible]

[illegible]

康徳二年		康徳元年		大同二年	
高粱	五六天地	高粱	五〇天地	小麦	一二
穀子	一、	[illegible]	六、	豆子	二、
小麦	二〇、	[illegible]	一、	高粱	[illegible]
[illegible]子	二、	小麦	一〇	高粱	一〇
[illegible]子	六〇、	高粱	一〇	稗子	六
麻子	〇.五、	豆子	二	谷子	四
棉花	三、	高粱	六	高粱	一、
黒豆	五、	豆子	五	高粱	六
		稗子	六	棉花	三
		谷子	三	豆子	二
		黄豆	〇.五	高粱	六
		棉花	三	高粱	三
		黒豆	[illegible]	高粱	〇.五、
				豆子	二、
				高粱	五、

農番(2)(張忠信)に実行せる輪作方法

年次							
康徳二年	高粱 四五天地	稗子 五〃	谷子 二〃	豆子 一五〃	小麦 一一〃	棉花 二〃	糜子 一〃
康徳元年	高粱 二〇天地、豆子 一五〃、小麦 一〇〃	高粱 五〃	豆子 二〃	稗子 四〃、高粱 一一〃	棉花 三〃、小麦 五〃、高粱 三〃	棉花 二〃	豆子 一〃
大同二年	大豆 一五天地、黒豆 五〃、豆子 五〃、高粱 一〇〃、高粱 一〇〃	稗子 五〃	谷子 二〃	高粱 四〃、高粱 一一〃	棉花 三〃、高粱 五〃、黒豆 三〃	棉花 二〃	豆子 一〃
大同[illegible]年	高粱 一五天地、豆子 五〃、高粱 [illegible]、高粱 [illegible]、稗子 [illegible]、豆子 五	高粱 五〃	高粱 二〃	稗子 四、高粱 一一〃	[illegible] [illegible]、高粱 五〃、[illegible] [illegible]	棉花 二〃	高粱 一〃

七、作物の転換と輪作との関係

農番(2)(張忠信)によれば

棉花の後作としては不適当なる作物としては別に無く、高粱以外は何作物にても可にして、連[illegible]年に亘れば病虫害の発生を促進し収量を減ずる。谷子は連作不可にして最も適当と思はれる[illegible]後作は何作物にても差支ない。稗子は[illegible]大豆は[illegible]三年以上[illegible]て輪栽するを要し連作は収量を減ず。

棉花は後作としては別に制限無く何作物にても可である。[illegible]物は特殊な事情により[illegible]物を輪作様式中に取入れても様式に大変[illegible]

八、[illegible]の主なる様式

本地に於ては間作の主なる様式としては小麦の間作と[illegible]黒豆[illegible]様である。併して小麦と黒豆の間作面積の全耕作面積に対する[illegible]一七・六八三天地にして其の割合は六%にあたり、康徳二年度に於ては同じく四〇・六天地に対して三三七・八五九天地にして其の割合は一躍増加し一二%を[illegible]面積ではあるが[illegible]して激減してゐる。

[illegible]に於て行はれる方法には次の如きものである。

豆子　一割　棉花　九割
高粱　九割　[illegible]　一割

九　労力の多少、気候、[illegible]、土壌、耕種作物、[illegible]の関係によりて変化する[illegible]状況並に其地方特有の整地法

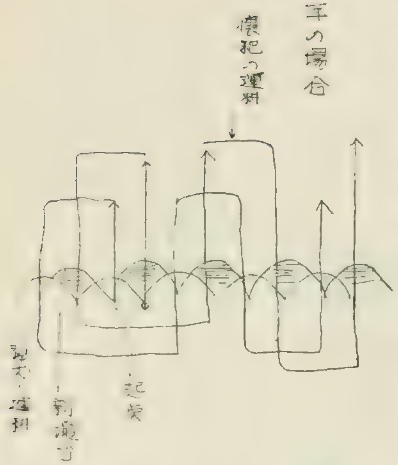
1　労力の多少に依る変化

一般に労力豊富な小さな農地に行ひ、[illegible]或は荒地等を行ふ[illegible]うに於ては播種前に土地を耕鋤する事を普通とする。[illegible]播種[illegible]が労力甚しく不足して秋耕が行はれなかった場合には反地が行はれる場合が多い。

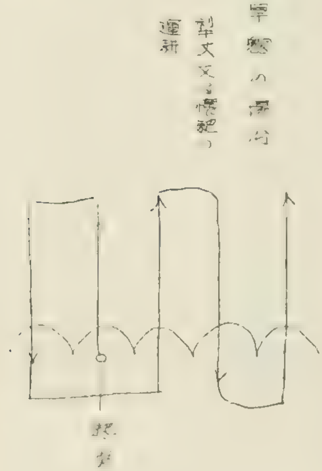
2　気候による変化

旱年はまづ犁丈を使用し新漑を作り然る後懐耙を用ひ、新漑[illegible]には犁丈を用ひ新漑を作る[illegible]犁丈又は懐耙を用ひ[illegible]

旱年の場合



旱魃の場合



し、平年の場合よりも一回多く石頭磙子で鎮圧す。

3. 土壌による変化

一般に植質土壌の場合は反地を行ふ要あり、砂質土壌の場合は[illegible]

而して、所謂鹽鹼地帯の地方に栽培せんとする場合は[illegible]

4. 前作物による変化

前作物が稗子、谷子なる時は秋耕を行はず、但し前作物が稗子或は谷子なるも、次年度の播種作物が豆子、小麥なる場合は秋耕を行ひ、高粱[illegible]秋耕を行ふ[illegible]

[illegible]る。

5. 栽培作物による変化

秋に於て種子粒大なる作物は[illegible]、種子小粒なる[illegible]

る。作物別によりて見れば高粱は反地、懐地何れも行はれ、豆子は反地、其他粟子、[illegible]小

麥、大麥、蕎麥何れも反地を行ふ。

6. 播種期による変化

播種期遅延せる場合は旱魃の場合に於けると同様に反茬を一回省略す。但し著しく播種期が

遅れたる場合は他作物（例として蕎麥等）を播種す。

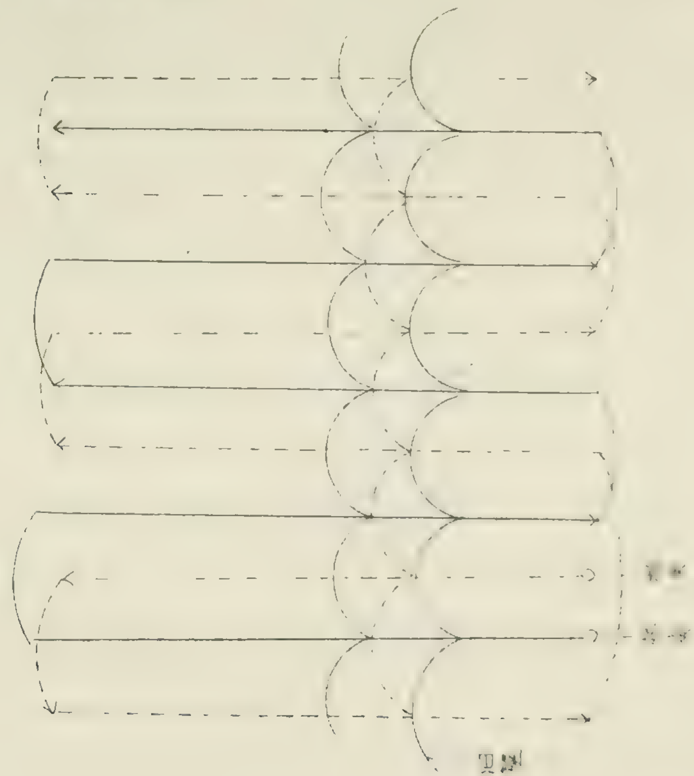
其の他耕幅等は作物の種類によりて変化することはない。

本邦にて行はるゝ耕土法

本地に於て行はるゝ耕土法は「翻地」に屬し普通收穫後より土地凍結前迄に秋耕として行ふ。先づ前作物の根株は之を鐝頭によりて畦を鋤き割りて除去するか或は鐝頭、小鐝頭にて掘取り、次に犂丈を使用し土地を耕起す。

犂丈の運耕

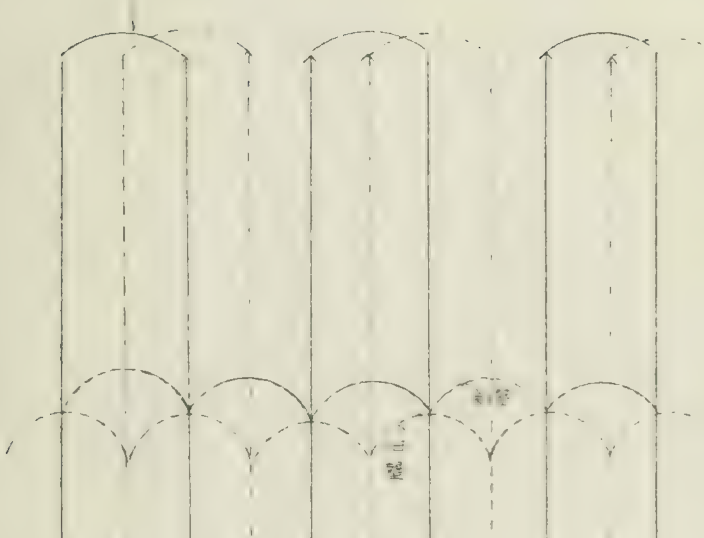
犂起の運耕



イ、耕土ニ於テ行ハルル整地法（畝張ノ規範）

先ヅ耕土ヲ用ヒ畦ヲ三割ニ前年ノ畝溝ニ新畦ヲ作リ、残畦ヲ新畦ニ割リ……

播種ス。



ロ．本地に於て行はる、整地法は豆子、稗子、谷子、小麦及[illegible]に、犁丈を使用する方法にして、前年の壟台を割り崩し[illegible]し溝下に[illegible]播種[illegible]し、次に其隣りにある壟をわりて覆土するものにして一往復にて一條の新壟を完成するものにて所謂合せこれなり。

次に主要作物の各耕耘に於ける労力、畜力、農具の標準[illegible]農家[illegible]取せし所によれば次の如し。

作物名	高粱	稗子	谷子	小麦	豆子	棉花
整地	馬二頭 犁仗一台 人一人	仝	仝	仝	仝	仝
播種	馬二 犁仗一 人四	仝	仝	仝	仝	仝
	馬二 [illegible]耙一 人四	仝	仝	仝	仝	仝
鎮圧	馬一 根子一 人一	仝	仝	仝	仝	仝
中耕 第一回	馬二 犁仗一 人一	仝	仝	仝	仝	仝
中耕 第二回	馬二 犁丈一 人一	仝	仝	仝	仝	仝
中耕 第三回	馬二 犁仗一 人一	仝	仝	仝	仝	仝
収穫	馬四 石頭磙子四 人一	馬三 石頭磙子三 人八			高粱ニ同ジ	｜

十一、[illegible]

[illegible]

今ま史的に遼河の氾濫によりて本地が被った水害の年次を見るに、同治十二年（康徳二年度を[illegible]

[illegible]の作物殆んど全滅しその面積実に四十天地余に達した。

光緒[illegible]一年[illegible]、光緒十[illegible]年、二十七年頃[illegible]

あり　金融逼迫のため土地を出典するもの次第に増加せり。併しながら特に商業資本の投入を見

[illegible]はなかった。要するに[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

民国[illegible]年[illegible]、九年頃）降雨[illegible]

[illegible]

[illegible]結果を生じた。

康徳二年度に於ては民国十八年の大水害に匹敵する水害が[illegible]

量に[illegible]り浸溜を見たるが被害は僅少であった。

[illegible]旱害[illegible]民国十五年（大同元年頃）隔年間に大旱魃を受け[illegible]

ぎ減少を見た。

虫害としては民国十三年前すでに播種完了せる種子が強風のため[illegible]

しむるの状態となつた。

其他当局害虫害として注意すべき事項は本県には見当らない。[illegible]

次に本県の病害としては高粱の黒穂病最も多く、小麦、[illegible]

い。農民の称する「黒穂見」は高粱の裸黒穂病にして[illegible]

黒穂は既に[illegible]に於ける同様に於て述べたるが如く、農民中には未だ成熟[illegible]

食用に供するものがある。何れも相当被害を受け生産量の[illegible]

わけである。対策とし種子消毒の方法は未だ行はれてゐない。発生時期は夏期が多い。

本県に於ては病害よりは虫害の方が被害が多い。民国二十三年[illegible]

る作物の被害を受け、その四十天地、収量は作物共天地当一石以上減[illegible]

於ては堤県の西部保甲の一部に「粘虫」発生して高粱、稗子を食害[illegible]

しめ、天地当二―三斗の減少であつた。

康徳三年度に於ては夜盗虫全県下に亘り発生し、高粱、稗子の被害甚大[illegible]

を減り県当局の「捕虫工作通南」と指示つてこれが徹底的駆除の[illegible]

週間も民総出動で捕殺した。

其他予防駆除策としては被害小面積に亘る場合は手にてこれを捕殺し、此[illegible]

[illegible]書[illegible]、[illegible]下とし、即ち害虫は堅穀に[illegible]行はれてゐるが、大面積にわたる被害対策としては何等方法は講じられてゐない。

[illegible]木灰を混入すれば害虫の被害を減[illegible]

十一、収穫順序

主要作物の収穫、調製の順序は是の[illegible]に影響を及ぼす[illegible]

[illegible]収穫順序[illegible]

作物名	遼中	公主嶺	[illegible]
大麦	七月十日頃	[illegible](七月十五日)頃	[illegible]
小麦	七月二十日頃	下旬頃(七月二十日)頃	[illegible]
[illegible]子	秋分前後(九月二十三日頃)	秋分前後(九月二十三日)頃	[illegible]
高粱	白露(九月八日頃)	秋分前後(九月二十五、六日)頃	秋分前後(九月二十[illegible]日頃)
大豆	白露前(九月上旬)	秋分前(九月中旬)頃	秋分(九月二十三、四日頃)
包米	白露前(九月五日頃)	秋分前(九月中旬)頃	秋分前(九月十五日頃)

豆子（早熟者）	八月下旬	秋分（九月二十三日頃）	[illegible]（十月[illegible]日頃）

其他稗子は秋分前後、黒豆は秋分後に収穫す。

特用作物に就ては青麻八月五日頃、芝麻八月下旬、蘇子八月二十二日頃、[illegible]

玉蜀黍九月二十日頃に夫々収穫す。

右は又單に其概要に過ぎず、氣候の寒暖、氣温[illegible]

輪　栽　順　序

高粱——豆子——黒豆——稗子——谷子

食料の主なるものは自家消費の関係上、高粱を最初に作付け、[illegible]

次に豆類、[illegible]普通輪栽順序[illegible]

十二　精穀及製粉方法

本屯農家に於ては精穀は自家用食料に供するもののみ行って[illegible]

又他處よりのものを精白する称すことは行はれてゐない。

精穀場に於ては[illegible]（主として[illegible]）を自家の穀粒を[illegible]

借用（無料）してゐる。

碾子（磨子）一日の能力高粱[illegible]

谷子（張子）一日の能力馬一頭にて[illegible]斗、精白歩合四〇%、精白回数は二回である。

稗子（張子）一日の能力馬一頭にて大斗、精白歩合二五%

糜子（張子）一日の能力馬一頭にて大斗、精白歩合四〇%、精白回数二回

[illegible]

製粉

[illegible]本屯にてはその代用として碾子も使用されてゐた。本屯に於て製粉する作物の種類は小麦、糜子、玉蜀黍、蕎麦等である。今各々其の作物一斗より得る麺の量は次の如くである。

種別	小麦	玉蜀黍	[illegible]
麺	六〇%	八〇%	七〇%	六五%
[illegible]	四・[illegible]	一〇・[illegible]	三・[illegible]	二五・[illegible]

十三　貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間

[illegible]貯蔵する[illegible]屋内に貯蔵する[illegible]屋外に貯蔵する[illegible]

がある。室内貯蔵は耕作面積少にして[illegible]貯蔵庫[illegible]
を利用するものにして、耕作面積大なるものは屋外に[illegible]
することである。今簡単に其貯蔵法並に貯蔵設備を説明して見[illegible]
室内に貯蔵するには床の上に藁を敷き[illegible]
藁稈を以て製作した細長い帯状の藁苫を適当に円形に[illegible]
屋外に貯蔵する場合は土盛土が多く宅地内の[illegible]
て頂部に傘状の屋根を[illegible]藁稈を以て屋根及側壁を葺き、[illegible]
部に小窓を一つ取り付け貯蔵穀物の出入を行ふ。

其他農具舎（磨房、碾房）の一部を利用して貯蔵してゐるものもある。
[illegible]貯蔵能力は其構造により、[illegible]大体[illegible]
るのが普通である。

蔬菜類の貯蔵には「菜窖」を使用する。本邦に於ける菜窖は普通巾一米[illegible]
[illegible]の穴を掘り、其上に丸太棒を渡し、高粱稈を其上に敷き土を覆ひ[illegible]
口の孔を作る。貯蔵される作物の種類は主として白菜及び蘿蔔にして[illegible]
[illegible]二月中旬迄で、貯蔵能力は大体[illegible]余である。
貯蔵中の蔬菜は其の腐敗を防止するため日中天気良好なる時換気口を開く。[illegible]

穀物貯藏の場合も害虫駆除・湿気に対する予防よろしきを得れば一ヶ年余の貯藏は困難でない。

其他の貯藏法としては麻袋及口袋がある。麻袋は四斗、口袋は三斗の貯藏能力あり。小期間の

[illegible]

十四　[illegible]

本屯に於ける高粱、谷子、小麦、稗子等に行はれる採種法は頗る幼稚極まるものにして、収穫

[illegible]

主要作物についても未だ品種改良のため改良種の配布等は行はれてゐない。

[illegible]

民の智識程度低きため採用することと困難であるとする者が多い様である。

[illegible]

配布を希望するも有償配布にても差支なしと云ふ。

農具の改良については播種耕耘[illegible]

十五、廃耕地の発生原因及之が復旧の諸状況

本地に於ては廃耕地と称すべき[illegible]るも小地域である。

[illegible]子一[illegible]所に分布し特に部落[illegible]し其後河水が外[illegible]を運搬し漸次風力によりて[illegible]沙崗子として現在に至つたものも含んでゐる。

[illegible]農用地を利用し[illegible]産力の増大をはかりつゝある。窪地の栽培作物としては高粱、稗子、小麦にして豆子[illegible]付不可である。

十六、主要作物耕種法

1　普通作物（高粱、大豆）

イ　作物名

高粱

ロ　品種

紅殻

黄殻、黒殻[illegible]

ハ 採種及種子の貯藏

[illegible]

ニ 種子の消毒

本地に於ては種子の消毒は行はれてゐない。催芽等の如き予措を行ふことも無い。

ホ [illegible]

[illegible]

ヘ 肥料

[illegible]

具は鉄鍬或は不掀にして人一人一日の功程〇・七反歩である。追肥は行はれない。

ト 播種及播法

[illegible]

は二本の麻縄で拉子を結び付けてある（下種的）は拉子の前にありて実葫蘆で種子を撒きて

から続行する。拉子を持つた（扶拉子的）は一畦後れて覆土しつゝ続行する。其後に（踏漬[illegible]

[illegible]）は土塊を粉砕し或は[illegible]除去しつゝ[illegible]

する。

畜　耕　馬二頭、人四人（扶犂耙的、[illegible]、扶拉子[illegible]

二天也。

人　耕　[illegible]二頭、[illegible]二人（扶犂的、一種的、踏壟子的[illegible]

[illegible]播種[illegible]行ふ。湿気多き時は[illegible]

輥子で一－二回畦を鎮圧する。

[illegible]鎮圧する[illegible]

[illegible]

五、管　理

播種後一週間乃至十日にして発芽する。発芽後二三寸生長[illegible]

除草を行ふ。除草の時期及回数は雑草の多少、或は労力の関係等[illegible]

二週間置き位に第二回、第三回を行ふのが普通である。一日の功程[illegible]八[illegible]

ある。

間引は除草と共に行ふ。第一回にて苗の不良なるもの或は密生にすぎる部分を適当に間引

き第二回に於て優良なるもののみを残し株間を大体一尺位にする。

中耕は除草後直ちに之を行ふ。回数を重ねるごとに従つて次第に浅耕を旨とし、根を[illegible]

[illegible]

[illegible]草[illegible]

[illegible]

リ、除　害

害虫としては夜盗虫、螟虫の被害[illegible]

害が多い[illegible]

病害としては稞黒穂病（黒穂児）、条黒穂病（烏煤）が多い。

ヌ、出穂期

出穂期は[illegible]

成熟[illegible]

ル、乾燥及調製

収穫期は気象の影響[illegible]

使用する。刈取つたものは適当な数を一束として結束し、圃上に穂首が土につかぬ様重ね合せて一〇日—二〇日位乾燥せしめる。穂先が充分乾燥したら鎌刀で穂首を切取り脱穀場に運搬、適当の位置に堆積して脱穀す。[illegible]

[illegible]地）・収穫は四人で一天地を一日に収穫することが出来るので一人当り・二五天地とされ（わけ

である。

音[illegible]の[illegible]を[illegible]に[illegible]、[illegible]

[illegible]し[illegible]

人、一日の功程は約三石である。

ヲ　販　売

普通自家用の食料として貯蔵することが多く、一部を調製[illegible]

[illegible]内には穀物市場の[illegible]がないので[illegible]

にすぎない。又[illegible]二[illegible]によって[illegible]

場に出て売却するを常としてゐる。

[illegible]の[illegible]は[illegible]、[illegible]

出[illegible]のではないが、大量の場合は[illegible]、[illegible]

に搬出する。[illegible]、奉天[illegible]

よつて宮口まで搬出する。

上記の方法は、[illegible]二つの場合がある。一は[illegible]

かくして[illegible]買付ける。二は[illegible]

買付ける場合である。（詳細販売購入事情の項参照）

イ　作物名

[illegible]

ロ　[illegible]

[illegible]

ハ　採取及種子の貯蔵

[illegible]く乾燥した場所に貯蔵する。

ニ　種子ノ手入、消毒及ケ方

[illegible]

ホ　播種時期　[illegible]

[illegible]の時期[illegible]

り圃上外に運搬す。後型犬で耕起する。馬二頭、人一人、犂犬一台にて一日の功程一・三天地

[illegible]行と[illegible]。

ヘ　肥料

[illegible]施肥[illegible]土[illegible]

の後にして施肥の方法は撒糞及[illegible]の二つの方法が行はれる。冬期間に土地の未だ凍結して

耕耘して行い以前に圃上に取出し、一定の距離に[illegible]
に撒布され、又塗笹を用ひて犁使にて耕起したる播種溝に施肥するのである。

ト. 播種及鎮圧

播種期は五月上旬、天然苗播種量一・三[illegible]、在来升[illegible]種方法は条播[illegible]、其の方法は犁[illegible]なす事實って[illegible]溝内に土を上げ其上に播種し[illegible]土するものにして一往復にして一條の新畝を完成するものである。

鎮圧は普通播種後二日おいて[illegible]一[illegible]程[illegible]一八、[illegible]

チ. 除草

播種後一週日乃至十日位にて発芽する。除草は普通[illegible]氣象及雑草の多少[illegible]一定せる[illegible]目に行ひ、其後二週間置き位に第三回（六月中旬）[illegible]ある。[illegible]功程[illegible]一〇・二五人位である。

[illegible]除草と同時に行ひ、回数は一回位にて第一回除草と同時に[illegible]生育部分を適当に間引き、優良なるもの[illegible]株間を大体[illegible]

中耕は普通三回で手鍬を使用する。第一回は六月上旬[illegible]

〔 〕六月中旬、第三回は第二回除草を經て三週間七月上旬頃之を行ふ。

・一日の功程馬二頭、人一人、犂丈一台にて二天地である。

リ 除害

害虫としては大豆心喰虫、暗虫の被害多し。防除法としては別に講ぜられてゐない。

病害としては黄糸病がある。

ヌ 成熟期

第一期は[illegible]下旬、二十二日頃に[illegible]

成熟日数は大体一一五日前後である。

ル 乾燥及選別

収穫期は成熟期の[illegible]大体大豆の[illegible]熟し莢の[illegible]

た頃に刈取り、刈取ったものは十五日間位[illegible]収穫は鎌を使用し人力で大豆を[illegible]

充分乾燥させたものを脱穀場に運搬し直ちに脱穀する。[illegible]大豆の脱穀は[illegible]

[illegible]石碾子を馬三―二頭、一馬づつ脱粒した夾雑物を除去し、[illegible]

風選によって夾雑物を除き選別す。使用農具の種類は木鍬、[illegible]、石碾子、[illegible]

[illegible]一日の功程馬一頭、石碾子一、人一人にて一天地分である。

ヲ 販賣慣行

一、[illegible]

2　特用作物（棉花）

イ、作物名
　棉花

ロ、品種
　小子児、黒木黒種

ハ、採種及種子の貯蔵
　採種用種子は開絮最盛期に於て予め着莢の良きもの、害虫の被害のない[illegible]いたものを採種する。本地に於ては第一回目第二回目収穫のものを種子としてとり、第三回目以後は熟しない種子が多いので採種用に使用せぬ。収穫次第[illegible]綿し、麻袋に入れ、或は穴子に入れ倉子に貯蔵す

ニ、種子の予措、時期及方法
　播種前八二日前位）ヶ[illegible]種子を土の上に広げ[illegible]草木[illegible]離れをよくし、麻袋に入れ圃場に運搬す。
　浸種後発芽せしめて播種する様なことは行はれてゐない。

ホ、整地時期、方法及使用農具の種類、へ、家畜、農具[illegible]
　本地には棉花を作付する場合には必ず秋耕を行ふ。[illegible]
　取つて把子で茎をかき集め大車で圃上外に運搬し、其の[illegible]

[illegible]かかる

犂犬一台、人一人馬二頭で一日の功程二天地

へ、肥料

施肥する肥料は土糞にして天地当施肥量は一〇〇俵ー一二〇俵である。土糞は[illegible]以上

[illegible]

[illegible]もの。

ト、播種方法

播種期は[illegible]

立夏の終りにかけてが適期で四月下旬から五月上旬である。播種量は種子の大小良否により

[illegible]

株一尺七、八寸内外、株間は三寸内外である。畦の方向は不定で、今播種方法を述ぶれば次の如くである。

[illegible]施肥後[illegible]

り、播種溝をつくり播種するものである。へ作條の深さは土中水分の状況により適当に加減する。

播種は[illegible]

[illegible]

こする。

鎮圧は播種後二三日位に、[illegible]土の稍乾燥するを[illegible]

播種の功程は馬二頭、人四人（下種一人、鎮圧一人、覆土一人、扶馬的一人）で

鎮圧は　　馬一頭　人四人で一日四天地の功程である。

チ　管理

播種後十日位にして大体発芽する。発芽後十日位経て第一回の間引を行ふ。[illegible]を除く（女人夫十人にて一日約一天地の功程）　第二回間引に於ては第一回後十日を約[illegible]二寸（株間）位に間引す。女人夫一二人にて一日一天地の功程）第三回間引は第二回後更に一〇日を経て三－四寸位に最後の間引をなす（女人夫六人にて一日一天地の行程）

除草は普通四回行ふ。第一回は五月上旬間引と行ひ、第二回及第[illegible]旬、五月下旬間引と同時に行ふ。第四回目は無頭で除草をなす[illegible]一天地である。

中耕第一回は第一回間引の終り次第行ふ。犁丈一台、馬二頭、人二人にて[illegible]である。第二回、第三回中耕と夫々第二回　、第三四の間引の後行ふ[illegible]畜、農具の組合せ及功程は第一回と同じである。培土は第四回間引後中耕と同時に[illegible]其後七月中旬に行ふ。

摘心は初伏の時期より開始し、四回之を行ふ。方法は手にて[illegible]

[illegible]行ふ

[illegible]

八、[illegible]

[illegible]

ない。

ト　播種及鎮圧

[illegible]頃の終りにかけてが適期で四月下旬から五月上旬である。播種量は種子の大小良否により
て其量を多少異るが、本地では大体反当播種量一五〇—一六〇匁内外である。畦巾は大
体一尺七、八寸内外、株間は三寸内外である。畦の方向は不定で、今播種方法を述ぶれば次の
如くである。

[illegible]に施肥後鎮圧し、[illegible]
り、播種溝をつくり播種するものである。(作條の深さは土中水分の状況によりて適当[illegible]
[illegible]

[illegible]
より踏潰子的に種子を満遍に踏みつけながら従ひ、最後に覆土する者が従ふ。覆土は足で以

こする。

鎮圧する程度に置い[illegible]土の[illegible]、[illegible]大[illegible]聡子で鎮圧す[illegible]

播種の功程は馬二頭、人四人（下種一人、鎮圧一人、覆土一人、[illegible]）

鎮圧は　馬一頭　人四人で一日四天地の功程である。

チ　管　理

播種後十日位にして大体発芽する。発芽後十日位経て第一回の間引を行ふ[illegible]を除く（女人夫十人にて一日約一天地の功程）第二回間引に於ては第一回後[illegible]二寸（株間）位に間引す。女人夫一二人にて一日一天地の功程）[illegible]一〇日位を経て三－四寸位に最後の間引をなす（女人夫六人にて一日二天地の行程）

除草は普通四回行ふ。第一回は五月上旬間引きと共に行ひ、第二回[illegible]旬、五月下旬間引と同時に行ふ。第四回目は鋤頭で除草をなす。[illegible]一回天地である。

中耕第一回は第一回間引の終り次第行ふ。犂丈一台、馬二頭、人一人にて[illegible]であるが第二回、第二回中耕と夫々第二回、第三回の間引き後行ふ。[illegible]人、家畜、農具の組合せ及功程は第一回と同じである。培土は[illegible]一回行ふ其後七月中旬に行ふ。

摘心は初伏の時期より開始し、四回之を行ふ。方法は手にて之を摘除する。摘芽は[illegible]

り四月上下旬にかけて出来得る限り早く鍬地（畦立）を行ふ。

犂大一台、人一人、馬二頭で一日の功程二反也

八、[illegible]

[illegible]

[illegible]

ない。

ト、[illegible]

[illegible]

て其量も多少異るが、本地では大体天地当播種量一五〇—一六〇匁内外である。畦巾は大体一尺七、八寸内外、株間は三寸内外である。畦の方向は不定で、今播種方法を述ぶれば次の如くである。

前年の瀬溝に施肥後鍬地（畦立）を行つて前年の瀬溝を床台として後瀬肥を以て新瀬にはリ

ロ、[illegible]

成する）

[illegible]

[illegible]

ことさ。

鎮圧は播種後二日位置、[illegible]

通程の功程は馬二頭、[illegible]

鎮圧は　馬一頭　人四人で一日四天地の功程である。

チ　管　理

播種後十日位にして大体発芽する。発芽後十日位経て第一回の間引を行ふ。先づ[illegible]を除く（女人夫十人にて一日約一天地の功程）　第二回間引は[illegible]約[illegible]二寸（株間）位に間引す。女人夫一二人にて一日一天地の功程）第三回間引は第二[illegible]一〇日を経て三－四寸位に最後の間引をなす（女人夫六人にて一日[illegible]）

除草は普通四回行ふ。第一回は五月上旬間引を行ひ、第二回[illegible]間、五月下旬間引と同時に行ふ。第四回目は株頭で除草をなす。其功程男人夫六人、[illegible]天地である。

中耕第一回は第一回間引の際行ふ。犂犬一台、馬二頭　人一人にて一日の功程[illegible]であるより二回、第二回中耕と夫々第二回　、第三回の間引終了後行ふ。使用[illegible]畜、農具の組合せ及功程は第一回と同じである。[illegible]

其後七月中旬に行ふ。

摘心は初伏の時期より開始し、四回之を行ふ。方法は手に[illegible]

[illegible]

功程一日女人夫八八人にて一天地である。

リ　除害

病害虫に特記すべきものなし。

ヌ　出穂期（開花期）成熟期（開絮期）

開花期は七月中旬、開絮期は八月中旬より九月中旬、成熟期は[illegible]

ル、乾燥及調整

収穫は白露頃（九月八日）より大体一ヶ月間位の内に七回に亘りて収穫し十月上旬の初霜[illegible]九月中旬頃開絮最盛期で[illegible]降して、茎葉、莢殻等に混せざる様に注意する。収穫綿は[illegible]るか繰綿となして後貯蔵す。

繰綿並に打綿

本地方は棉花の作付面積未だ少きため繰棉機及打棉機の所有者なく、綿を主要[illegible]業として繰綿及打綿をなすものを雇傭し其の繰綿と足踏式である。

功程は繰棉機一台に付男二人食事付として一日実棉二〇〇斤、繰棉として[illegible]

[illegible]繰棉賃は繰棉一斤につき二銭である。

打棉機の功程

一台、一人食事付、一日打綿量三五斤、打綿一斤につき二銭を支払ふ。

ヲ　販売價格

大同二年販売価格は実綿にて[illegible]吉見、[illegible]収買所[illegible]
収買網三割を見る[illegible]少きとの故…内に連絡販売[illegible]
中買人を經て城收買所[illegible]一斤[illegible]一円[illegible]
ふ。

該当年度に於ては繰綿として遼陽に搬出したる価格低廉なり[illegible]
打綿として奉天に搬出し販売したるに実綿[illegible]
綿一斤の価格は十五銭にして実綿四斤より一斤の繰綿を生ずる場合であるから[illegible]一斤の
価格は[illegible]銭にても繰綿價[illegible]
て繰綿打綿後をも償ふに至らざりきと云ふ。

其外城内綿花[illegible]
収買所と他の繰花商[illegible]収買所は[illegible]
より有利なりと云ふ。収買所の購入方法は麻袋を差引き[illegible]
両と同称なり。

販売[illegible]

[illegible]

イ、作物名
小　麦
ロ、品　種
瓦麦子、大麦子
ハ、採種及種子の貯蔵
高粱と同様
ニ、種子の予措、時期、方法
種子の消毒行はず、催芽等の予措も行はず。
ホ、整地時期、方法及使用農具の種類、人、家畜、農具の組合せの順序等は[illegible]
播種前に前作物の根株を鎬頭又は镢钯で掘起して畑より運び出す。後犁丈で耕起す。[illegible]
役馬二頭、人一人、犁丈一台にて一日一・五天地である。
ヘ、肥　料
大豆の項参照
ト、播種及鎮圧
播種期は四月上旬（清明節前後）で作物中最も早く播種されるものである。解水後畑上[illegible]作業を為し得るにいたつたならば一刻も早く播下し解氷後の水分を利用して発芽せしめる。
反当播種量は一斗八、九升（在来斗）以外で、畦巾、株間は大豆と同じく夫々一尺八寸、

株間二－三寸、畦の方向は不定、播種方法は(点播)にて之を行ふ。
功程馬二頭、犁丈一台、人三人、一日の行程一天地である。
鎮圧は播種後二日位置いて木頭轆子にて行ふ。功程は馬一頭、一人にて一日[illegible]

チ　管　理

除草、中耕は各一回にして除草は播種後一ヶ月半後行ふ。中耕は除草の直後行ふ。[illegible]なさず。

リ、除　害

病害は小麦の黒穂病多く、虫害としては別に特記すべきもの無し。

ヌ　出穂期(開花期)成熟期(開黄期)

出穂期五月下旬、成熟期七月中旬(十五日頃)、成熟日数は十五日[illegible]、出穂期、[illegible]である。

ル　乾燥及調製

収穫期は大暑(七月二十四日)前後にして刈取法は鎌にて根元より刈取り直径七八寸の束として穂先を上にして二、三日乾燥せしめ後に脱穀場に運搬する。運搬された小麦は円形に拡げる。其の上に馬をかけ又は石頭轆子をかけて脱穀し、二、三回[illegible]る。次に篩子にて粒を篩ひ更に木杴で風選する。

功程は馬四頭、石頭轆子四、人一人、一日四石である。

第三節 生産力

一 作物別生産力（大湖郡ノ[illegible]）

作物名	等級	康徳二年 上地	康徳二年 中地	康徳二年 下地	[豊]年 上地	[豊]年 中地	[豊]年 下地	[凶]年 上地	[凶]年 中地	[凶]年 下地	[illegible]年 上地	[illegible]年 中地	[illegible]年 下地
[高粱?]	主産物	三.[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三.[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	副産物	八〇〇捆	七〇〇捆	六〇〇捆	九〇〇捆	[illegible]捆	[illegible]捆	[illegible]捆	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
谷子	主産物	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	副産物	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]子	主産物	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	副産物	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	主産物	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]	種子		棉花		穀子	
副産物	主産物	副産物	主産物	副産物	主産物	副産物
[illegible]	二・八〇斤	八〇〇斤	一二〇斤	五〇〇斤	[illegible]	[illegible]
[illegible]	二・五〃	六〇〇〃	一〇〇〃	四五〇〃	〇・八〃	[illegible]
[illegible]	二・二〃	[illegible]	八〇〃	四〇〇〃	〇・七〃	[illegible]
[illegible]	三・〇〃	一〇〇〇〃	一四〇〃	七〇〇〃	[illegible]	[illegible]
[illegible]	三・五〃	八〇〇〃	一二〇〃	六〇〇〃	一・五〃	九〇〇〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇〇〃	五〇〇〃	一・〇〃	八〇〇〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	八〇〃	六〇〇〃	一・〇〃	八〇〇〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〇・八〃	七〇〇〃
[illegible]	[illegible]	四〇〇〃	[illegible]	[illegible]	〇・七〃	五〇〇〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一・二〃	一〇〇〇〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一・〇〃	九〇〇〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〇・八〃	八〇〇〃

（備考）一捆の斤数は約五斤である。

二　耕種法の如何による主産物の差異

播種期の早晩が主産物に如何なる影響を及ぼすか [illegible]

廣東せし地によれば [illegible] 四月下旬、五月 [illegible]

[illegible]

以て常に播種適期の採用期は五月二十日頃を大体限度とし之れ以後に於ては急激減収を来すを認てゐる。

他の作物も同様播種期一ヶ月遅延せば収量半減すと云ふ。

次に管理の如何による生産力の差異につきて高粱大豆をあげて其の例を示せば左の如し。

表第(一)(栗原氏調)

作物別	除草回数	反当収量
高粱	三回	四石
	二回	三・五石
	一回	二石
	無	無
大豆	三回	二石
	二回	一・五石
	一回	一石
	無	〇・三—〇・四石

上記の如く除草回数の減少は生産力に非常なる減少を来すものであるから除草期を逸せぬ様に一

労賃騰貴の場合と除草は回数は三四回より決して減ぜずと云ふ。

三、位置、土壌の種類による生産力の差異（要番(2)の表参照）（[illegible]）

土壌の種類及高低	高粱	稗子	小麦	谷子	豆子	棉花
砂土	二石	一石	一石	一石	一・五石	—
砂質壌土	三	三	〇・八石	三	二	[illegible]（実綿）
粘土	四	五	一	四	三	
粘質壌土	四	五	一	四	三	[illegible]（実綿）
高地	五	五	一	五	三	[illegible]（実綿）
窪地	三	六	一・五	—	—	—
アルカリ土	二	四	〇・六	—	一	—

四、搾取農法による地力減耗の状態（単位ハ石未石）

作物別	開墾時の生産力（大地畝）	施肥開始	現在
高粱	五石	四石	三石

實子	一〇五一	八七	四・三四
豆子	四	三	三
谷子	六	四	三
[illegible]麥	一・二	不明	〇・九

[illegible]百年[illegible]　耳國生產[illegible]　其[illegible]

[illegible]土壤ノ[illegible]

[illegible]生產[illegible]

五、家畜ノ生產[illegible]

[illegible]三十年[illegible]十年[illegible]

[illegible]年[illegible]。

第九章　労働関係

第一節　屯の雇傭関係概畧

屯の雇農状況

雇農戸数				全戸数ニ対スル%			
専業的雇農	雇農	自作兼雇農	計	専業的雇農	雇農	自作兼雇農	計
[illegible]	一七	九	四三	一一・六	四五・八	一五・三	[illegible]

屯の農家労働ニ於ケル過不足状況（一）

	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
年工	一四	七	二一	一〇	三過剰
月工	二四	一三	三七	二〇	七過剰
日工	四〇〇	六〇六	一〇〇六	四〇九	一九七不足

[illegible]

	年工	月工	日工
[illegible]	員数	契約別雇員数	雇員数

	年工	月工	日工
[illegible]	九	一二	二〇〇
[illegible]	五	一三	五〇〇
[illegible]	四	七	二五〇
[illegible]	二	五	四〇
計	二〇	三七	九九〇
[illegible]	二一	三七	一〇〇六

[illegible]に於ては前表[illegible]全戸数の約半数、[illegible]五・八%[illegible]耕地の配分が極端に偏つてゐることに起因してゐる。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

能となる時に限りて満鉄の労働市場より補ふ事がある。然し該労働市場は今迄より約一〇キロも遠くて、被傭者、雇傭者共に不利な点が多いので、労働市場の利用状況は殆んど閉鎖されたに変りない。

雇農以外の雇傭関係について見るのに、大師夫、打更的等として城内及四隣村に於て永傭されるもの、染物工、菓子工として縣城に出稼するもの等を合せて約一〇名に過ぎない。

第二節　雇農の種類

一、年工　月工、日工の別

本地に於ては年工の雇傭期間は一般に陰暦二月より十一月までの九ヶ月内外である。

月工の雇傭期間は上半期と下半期の二期に分れるが、前者は二月から五月、後者は六月より十一月までが普通である。

日工は耕地を所有するものへ、耕作の忙しい手間に雇はれるもので、年工或は[illegible]
[illegible]、小八等である。気象時期の労働需要期に於ける[illegible]

月工は雇傭期間[illegible]、労力の需給関係、被傭者の[illegible]
て、其前の表要等[illegible]

[illegible]

二、[illegible]

[illegible]

するものではない。

三、[illegible]小半拉子の別

[illegible]

に依つて定するものであるが、普通人は標準として見るときには、一五才以下は小半拉子、二〇

[illegible]

ことは小作子の家族と共にする外にない。

右述の如く異なる所に、何時までも小作子が個々の作業能力に依り大体固定されるのであって、[illegible]

如何なる条件が必要であるかは、未だ契約が明確に規定されるものではない。

第三節　雇傭方法

一、年工、月工

本村に雇傭せられる年工、月工の多くは本村及び近隣村の出身で、主に[illegible]雇傭者は村内[illegible]

であって、雇傭者と被傭者とは親類関係にあったり直接に面して契約し承諾し、何等[illegible]

としない。又雇傭者と被傭者とは平等な関係にあり、被傭者の多くは雇傭者の親戚[illegible]

へて被傭せられるので、此の紹介者が仲介し保証人の形式を採るに過ぎない。

二、日工

日工も又、その殆んどが村内若くは近隣村居住のものであるが、雇傭に際して[illegible]

なき限りは必要としない。雇傭者が日工を必要とする場合は[illegible]

工種交換するか、被傭者が直接雇傭先を求めて契約するのが普通である。

要するに全く労働市場といふ利用し[illegible]

第四節　雇傭契約及作業

一、住込又は通ひ

[illegible]

日二は通ひが普通であるが、作業繁忙の場合には遠方の者は住込む事がある。

二、雇傭期間

前述の如くであるが、年工、月工の各に付て標準的な事例を挙げれば次の如くである。

年工　一月一日より一〇月一五日

[illegible]

月工　上半期　[illegible]

三月一三日より[illegible]

下半期　七月二〇日より一〇月二〇日

七月二〇日より一一月一日

三、休日

[illegible]

日には差支へない。

王工の場合には陰暦正月一八日、三月五日、端午、秋夕前の各々日、七月一五日 [illegible]

或は七月五日より一五日までの一〇日間が夫々休日として与へられる。

日工の場合には上半期に於ては一月一、二、三月三日、端午前 [illegible]

の半日が休日として与へられる。

以上の休日以外に於ては雇傭者が病気その他の都合で作業を休んだ場合には [illegible] 休んだ日数 [illegible]

は雇傭期間より差引される。

四　作業労務種類

農耕諸作業に関して特筆すべきものはないが、農耕以外の労務としては、冬季の [illegible] 薪取り

秋期に於ては堤工事の修理等がある。かもそのような作業に対しては打穀間、精米間 [illegible] なく、

全被傭者が総て同様に従事するのである。

五　労働時間

農民は時計を有せず、時間といふ観念も [illegible]

とは不可能であるが、農耕期に於ては、日の出より日没 [illegible]

きない。即ち東天白む頃朝食を摂り直に作業に従事し [illegible]

。陰暦二月一〇日頃までは二食である [illegible] 時期 [illegible]

息するのである。陰雨時の如き農繁期に至れば昼食 [illegible]

三日、一日例三〇分寺位不足するのみで終日作業に従事するのである。

第五節　労　賃

一　労賃の決定

	熟練人	標準的	普通的	見習的
年工（全期労賃）	四七・〇〇ヨリ六〇・〇〇	—	一八・〇〇ヨリ五六・〇〇	三・〇〇ヨリ一二・〇〇
日工（半期労賃）	三〇・〇〇ヨリ四〇・〇〇	二二・〇〇ヨリ三六・〇〇	一五・〇〇ヨリ三六・〇〇	—

	男子	女子・小人
日工	〇・七〇ヨリ〇・四〇	〇・一〇ヨリ〇・三〇

日工、男子の労賃は大体次の標準に依って決定される。

年工の場合には打頭的は高粱約四石の時価換算額と、剃草紙は、[illegible]工は高粱三石、[illegible]
二石の時価換算額で、看猪的は約一石五斗の時価換算額が支給される。

月工の場合には一期の労賃は打頭的、趕車的は高粱約二石の時価換算額と、[illegible]一石五斗、大半拉子は約一石の時価換算額と支給せられる。月工労賃は上半期、下半期[illegible]準であるが、水害等のために不作と予想せらるる場合には若干低減せられる事もある。

以上は年工、月工現銀労賃決定の大体の標準であるが、之に雇傭者の経済的事情[illegible]状態等種々の要素が原因して、労賃は個々の契約毎に千差万別となる。

年工、日工の中には労賃或は労賃の一部として、雇傭者所有耕地若干を[illegible]之を被傭者の希望に依て、労賃に相当する収穫高と予想される耕地を賃与[illegible]者が若干の耕地を所有するか或は家族に余剰労力を有する等の場合に[illegible]。

日工労賃決定の最大の要素は農閑期、農繁期の時期である。女子小人は[illegible]除草、収穫時に日工として被傭せらるるが、特に収穫期の高粱穂切りは[illegible]約し、一日二五乃至三〇銭の労賃を得る事が出来る。

雇農以外の大師夫、打更的の労賃に付てみるに、大師夫はその技能如何に依って[illegible]が大きいが、大体雇農の適当的の労賃に等しく、又打更的は老、若者が[illegible]の労賃も雇農に比して低廉なのが普通である。

二、支払時期

年工、月工は何れも労賃を全額支払である。[illegible]

[illegible]

日工の労賃は総て当日払である。

三、食及労銀以外の給与

雇傭期間以内は年工、月工、日工共何れも休日以外は飲食を[illegible]

[illegible]

労賃以外の給与としては、娘々廟祭、関帝廟祭、年関等に、被傭者は何れも同一に一〇乃至二〇元を給与せられるのが通例である。

第六節　雇牛具及挿具

前述の如く本村耕地の大部分は四大自作農に依つて占められ、その他の農作農家の経営面積は[illegible]

[illegible]天地内外の者が多く、雇牛具、挿具等の事例に付いても特筆に値するものがない。

第七節　雇農の社会的地位

農民の概念に従へば、我国に於ける農民の社会的地位は其の経営様式に依て差異を生ずるのである。即ちその社会的地位は自作、小作、雇農の順である。

然し雇農の社会的支配力の実権は正に自作農の手にあり、地主はその経営様式の如何に係らず、社会的地位には差異のない実情にある。社会的支配力の実権を握ると共に、本邦に於ける農業生産は小作農と雇農者のみと言ってよいので、雇農は大なり小なり経済的にも社会的にも[illegible]影響を受けることは免れ得ない。

然しこれは程度の差はあっても全地民が同様な事情の下にあるのであって、これに依って[illegible]なく自分の隷属関係は全く生じて居らない。従って雇農にあっても社会的[illegible]せられる様な事はない。

第八節　雇農の移動定着状況

耳くの耕作関連前に見られる数戸の転住者の多くは雇農階級に属して[illegible]於て雇傭せられる雇農は年工、月工、日工の別を問はず[illegible]

り、仕事を求めて移動する事を常とするものではない。

然し又土工、人工共、又同一雇傭者に対する継続雇傭的傾向[illegible]、一般に[illegible]

[illegible]の多数[illegible]あるが、之は被傭者が契約の変更に依て[illegible]

事が出来るからに外ならない。

第九節　史的変遷

	西暦一八八四 明治十七年	〃一八八五 〃一八年	[illegible] 〃二七年	[illegible] 〃三一年	[illegible] 三[illegible]年	[illegible] 昭和元年
大工 職工	五〇—六〇厘	四〇—五〇	六五—八[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大工 見習子	一〇—二〇厘	雇傭セズ	二〇—三〇	二〇—三〇銭	一五—二五	一五—三〇
左官 職工	二〇—三〇厘	二〇—三〇	三〇—四〇	三〇—四〇銭	二〇—三〇	二〇—三〇
人工 男子	五〇〇—六〇〇文	三〇〇—四〇〇	六〇〇—一円	三〇—四[illegible]	[illegible]	[illegible]
人工 女子	三〇〇—四〇〇文	二〇〇—三〇〇	三〇〇—四〇〇	一[illegible]	一[illegible]	[illegible]

内地に於て現在みられる如くに少数の労力需要者と多数の労力供給者との間に行はれてゐる状態は、古くから始まつたのであるが、前清の時代には特に顕在し大きい問題となつてきたと思はれる。

従つて労力の需給関係を始めとして、雇傭契約方法に付ても変遷のあとは見られなかつた。現在と変りがない。

六、労賃の変遷状況は前表の如くであるが、光緒一一年、一二年は不遇のため不作にて、光緒一〇年間に比して労賃は低下し、又光緒三十一年と三二年との間に於ける変動は、三十一年は日露戦役中で、日本軍の人夫として雇傭せられる者多く、労力の不足を来し、一面戦時の特需に依つて其の前後に比して騰貴した事情に依る。

爾後労賃は数個の影響を受けて多少の消長はあつたが、急激な変動はなく、漸次に上昇して来た。

第十章 小作関係

第一節 屯の小作関係概観

一、屯の自小作状況

農耕戸数					農家戸数に対する割合		
自作	自作兼小作	小作	計	[illegible]	自作	自作兼小作	小作
一七	一	二	二〇	二三・九	七〇・[illegible]	二〇・〇	一〇・〇

二、地主小作別小作地面積

	一反歩未満	一反歩以上二反歩未満	二反歩以上三反歩未満		一反歩未満	一反歩以上二反歩未満	二反歩以上三反歩未満
地主	一	[illegible]	[illegible]	小作	[illegible]	一	一

	二五〇〇円以上三〇〇〇円未満	三〇〇〇円以上三五〇〇円未満	三五〇〇円以上四〇〇〇円未満	四〇〇〇円以上四五〇〇円未満	四五〇〇円以上五〇〇〇円未満
[illegible]	[illegible]	一	一	一	一
[illegible]	二	三	一	一	[illegible]
[illegible]	[illegible]	一	一	一	[illegible]

	西暦一八八六	〃 一八九六	〃 一九〇六	〃 一九一六	〃 一九二六
	光緒一二	〃 二二	〃 三二	民国五	〃 一五
小作料	二〇吊	四〇	五〇	二〇小洋	[illegible]
地価	一〇〇吊	一〇〇	二〇〇	一〇〇 [illegible]	[illegible]
高粱収量	五・〇石	五・〇	五・〇	五・〇	[illegible]

当村に於ける小作型態は開拓当初から全額定租前納であるが、多少なりとも小作[illegible]全体の一割、僅に六戸に過ぎず、且その小作面積も計六天地余りで、小作関係に就ては何等注目すべきものがない。

之は本村耕地の八七%は四戸の大自作農に占められ、住民の大部分は雇農階級に属して居り、全額前納する小作條件に応じ得るものは少い為である。

小作地面積が過少であり、小作料は全額前納である為に小作契約の手続は極めて簡単で、総て小作証書、保証人等を必要とせず地主、小作人直接口頭の契約に依るものゝみである。

契約の時期は、秋収後の一、二月から一月頃が最も多い。期限は総て一作[illegible]

は契約の解除を要求する。期限内は小作人の経営の独立性は絶対的に認められるが、期限内の契約の解除は地主、小作人共に許されない。

小作地附加物、小作料附加物、小作人への義務は全く無く又租税公課の分担も行はれて居らない。

第二節　小作料

一、小作料率　金納定租

畑単位地方二

地目	反当小作料	反当地価	小作料ト地価トノ割合	反当収量	全上評価額	小作料ト全上トノ割合
上地	円 四五・〇〇	四〇〇・〇〇	一一・三%	主 五・〇石 副 高梁 八〇〇束	八七・三〇	五一・六%
中地	三〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇・〇	主 四・〇石 副 〃 六五〇束	六七・一五	四三・一
下地	二五・〇〇	二〇〇・〇〇	一二・五	主 三・〇石 副 〃 五〇〇束	五二・五〇	四七・六

小作料は小作地の地味の良否、契約当時の物価を参酌して地主、小作人と相談の上定めるが、契約が成立すれば、小作人は遅くとも播種の五日前までに小作料を地主方に持参しなければならない。小作料の支払には、保証者等は用ひず、口頭に依る。

小作料は総て前納するので、小作料の滞納或は不納による争議の事例は未だない。

第十一章　農業経営

経営規模別農家分類

小農家群	合[illegible]			大農家群	[illegible]	[illegible]
五反地未満	五反地以上一〇反地未満	一〇反地以上二〇反地未満	二〇反地以上三〇反地未満	三〇反地以上五〇反地未満	五〇反地以上一〇〇反地未満	一〇〇反地以上一五〇反地未満
一三	三	一	一	一	二	一

[illegible]に於ける農家は、その経営規模に従って大農家群と小農家群との二つに分類する事が出来る。前者は[illegible]経営者[illegible]、その経営は雇傭労働力に依って行い、自家労働力は、主として経営の管理に当って居るに過ぎ無い状態にある。

後者は経営規模が過少で、自家労働力の過剰部分を、被傭労働に従事する事に依って消化するものが多い。

本地区に於ける農業経営は、大農家群、小農家群の何れに於ても、輪作式を採る耕種経営で、[illegible]経営組織は極めて単純であると言はねばならない。

次に本地に於ける農業経営並に事的に見るに、先ず現在の経済を耕地偏在の起点、二〔illegible〕

見はれたが、約三〇年前に於ては現状と大差ない状態にあつた。之は現在の大農家〔illegible〕

年その収益を土地に対して投資した結果であるが、此の傾向は現時に於ても変化はなく、〔illegible〕

在は進行するのみである。

生産物の商品化は、少数者に対する耕地の集中と共に漸増し又小農家群の〔illegible〕は益々〔illegible〕し〔illegible〕

〔illegible〕つあるが、経営の組織其の他の事情は既往に於ても現在に比して大なる変化はない。

一、群別経営面積

1 大農家群

大農家群	戸数		実質的所有耕地面積			貸付面積			自作面積			小作面積			経営面積		
	戸数	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%
自作	四	一〇〇	三〇三・一四八 反畝	七五・七八七	一〇〇 %	一二・〇	三・〇	一〇〇	二九一・一四八	七二・七八七	一〇〇				二九一・一四八	七二・七八七	一〇〇
自作兼小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—
計	四	一〇〇	三〇三・一四八	七五・七八七	一〇〇	一二・〇	三・〇	一〇〇	二九一・一四八	七二・七八七	一〇〇		—		二九一・一四八	七二・七八七	一〇〇

2　小農家群

		戸数		実質的所有耕地面積			貸付面積			自作面積			小作面積			経営面積		
		戸数	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%
小農家群	自作	一〇	六二・五	一九・五四	一・九五四	六三・六	一・〇	〇・一	一〇〇	一八・五四	一・八五四	六二・四	—	—	—	一八・五四	一・八五四	五〇・五
	自小作	四	二五・〇	一一・一七六	二・七九四	三六・四	—	—	—	一一・一七六	二・七九四	三七・六	五・五	一・三七五	七八・六	一六・六七六	四・一六九	四五・四
	小作	二	一二・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一・五	〇・七五	二一・四	一・五	〇・七五	四・一
計		一六	一〇〇・〇	三〇・七一六	一・九二	一〇〇	一・〇	〇・〇六三	一〇〇	二九・七一六	一・八五七	一〇〇	七・〇	〇・四三八	一〇〇	三六・七一六	二・二九五	一〇〇

3　群別経営面積比較

	戸数		実質的所有耕地面積			貸付面積			自作面積			小作面積			経営面積		
	数	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%	面積	一戸当平均	%
大農家群	四	二〇・〇	一二一・三四四	三〇・三三六	七九・八	一二・〇	三・〇	九二・三	一〇九・三四四	二七・三三六	七八・八				一二一・三四四	三〇・三三六	七六・八
小農家群	一六	八〇・〇	三〇・七一六	一・九二	二〇・二	一・〇	〇・〇六三	七・七	二九・七一六	一・八五七	二一・二	七・〇	〇・四三八	一〇〇	三六・七一六	二・二九五	二三・二
計	二〇	一〇〇・〇	一五二・〇六〇	七・六〇三	一〇〇	一三・〇	〇・六五	一〇〇	一三九・〇六〇	六・九五三	一〇〇	七・〇	〇・三五	一〇〇	一五八・〇六〇	七・九〇三	一〇〇

二、群別経営面積一〇天地当役畜数、人農員数

	役畜数	人農員数
大農家群	一・〇	一・三
小農家群	六・二	八・二

三　群別経営面積一〇天地当農業労働力

	家族員数	自家労働員数	雇傭年工月工員数	雇傭日工延員数	被傭年工月工員数	被傭日工延員数
大農家群	二・六	一・一	三・〇	三四・〇	―	―
小農家群	一〇・二	〇・一	[illegible]・三	四・四	三・七	六六・四

四、群別主作物（主商品作物モ同ジ）作付歩合

	経営面積	黄豆			高粱			粟子		
		作付面積	経営面積ニ対スル%	計ニ対スル%	作付面積	経営面積ニ対スル%	計ニ対スル%	作付面積	経営面積ニ対スル%	計ニ対スル%
大農家計	天地 二〇二、一四六	五〇・六	二〇・四	九一・三	一四三・二四六	四九・三	八五・三	二一・七	七・五	八六・五
小農家計	一二六、七一六	四・八五	一一・三	八・七	二四・七七	六七・五	一四・七	三・三九八	二・三	一三・五
計	三二八、八六二	五五・四三五	一六・七	一〇〇	一六八・一九六	五一・三	一〇〇	二五・〇九六	七・七	一〇〇

(附) 一、副業

本邦に於ける副業は特に農家経済を潤すべき農産加工的副業、林産副業、水産副業、其他の副業として見るべきは何物も無く、旧態依然たるものにして興隆又は改良したる副業を見受けない。現金収入を目的とし現存する副業には柳筵の製造、豆腐の製造、大車運搬等あるも、僅かの収入を得るのみで、其の農家経済に及ぼす影響は極めて少い。

副業の種類

一、柳筵製造

柳條子、柳條を以て敷筵、野菜輸送用籠及行李等を製造するものにして、之等の柳條は秋期に

大衆にして、主として苦力階級に販売してゐるのである。一人一日約二個を製造し、[illegible]

豆干餅にして旅行者に販売するが、廃物の需要者に売却する。

春節には皆黄豆を原料とするもの二—三十くして、一ヶ年の生産高は[illegible]

い。農村には購入することは少く自作してゐる。

二、豆腐業者

農民(26)（金景春）より聴取せし豆腐製造の概要は次の如し。

黄豆三升に水三升を[illegible]時、[illegible]これを[illegible]にて[illegible]

の如くしてすり終つたら袋に入れ搾り、其汲を鍋の中に入れて煮る。滓は豚の飼料として与へる。

[illegible]一定の[illegible]入れて攪拌する[illegible]

に入れ豆腐を作るのである。

[illegible]一二—一二〇[illegible]豆腐が[illegible]る。一ヶ年に於ける売上[illegible]

[illegible]である。

三 大車運搬

[illegible]

五回位で、運賃は一〇〇斤に付き一円、飼料は自己負担とす。

[illegible]である。

其の他[illegible]と[illegible]北京の店舗に従事[illegible]。

粉條子製造＝小豆、緑豆、馬鈴薯を原料とす。

小豆製造＝豆子、塩、水を原料として製造する。

製　粉＝小麥、蕎麥、包米

精　臼＝高粱、穀子、黍子、大麥、稗子、稷子、

[illegible]、漬物製造、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

石鹸製造＝豚油を原料とす。

[illegible]

[illegible]

又冬期間の利用法としては次の如きことが行はれてゐる。

一、高粱の根株採取

二、運土への土糞運搬

三、[illegible]、家畜糞、人糞等を拾集し自家用肥料の材料とす

四、薪採取（自家用）

五、[illegible]製造（自家用）

六、狩　猟

本村の特殊的農家として経営形式上[illegible]

層(5))黄鳳鳴、農層(3))の二勢力に依存し、他家は何れも[illegible]の労働[illegible]として[illegible]
色彩の濃厚なる土地柄である。小作人と雖も二—三天地以下の土地を耕作してゐる零細農で、戸数も数十に過ぎない状態である。

地主、小作人、雇農の経済的地位は余りにも明瞭にかけはなれ小作人、雇農[illegible]と差別は何物をも残つてゐない。かゝる現象の結果は本的農民[illegible]して農業経営[illegible]へは生計を維持し切れず、雑業をなすことに依りて現金収入を見出さんとする[illegible]た[illegible]である。

今、本村に於ける雑業の種類とあげれば次の如くである。

行商　農層(1)、民(3)
馭者　農層(9)
索物工　農層(11)、民(14)
樂手　、冠婚葬祭に際して音楽をなす等　農層(1[illegible]
渡船業　農層(14)
大工　農層(18)、(24)、(46)、(56)
入而夫　農層(20)、(22)、(54)
自衛團丁　農層(22)
豆腐屋　農層(26)

菓子職人　農暦(33)

食器舗（食器類を冠婚葬祭の場合賃貸する商売）　農暦(32)

傭　屋　農暦(56)

□具製造　農暦(59)

於きすることに思［illegible］如き某村副業現況調査表を揚げて参考［illegible］第一［illegible］

表　副業現況調査表（一縣［illegible］業別調査）　康徳二年［illegible］月現在

種別	種類	生産高	生産価額	従業戸数	従業期間	原料産地	販売先	[illegible]
編席	農産副業	一一三六〇張	六〇三六円	一九戸	一年	当地	当地	毎領約六〇銭
製帶	〃	五五〇〇件	一一〇円	八	〃	〃	〃	毎斤二銭
製粉條	〃	六三五〇〇斤	九五二五円	一〇	〃	〃	〃	〃十五銭
[illegible]	〃	五一四〇〇〇斤	三五七八〇	三八	〃	〃	〃	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	三三	〃	〃	〃	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	四一二〇〇	三八四	〃	〃	〃	毎斤二銭
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	二四	〃	〃	〃	[illegible]

計			[illegible]	三四八				
土工業者運搬	林産副業	六三五〇〇	一二〇〇〇	[illegible]	一五	吉林	吉林	[illegible]
熟皮	畜産副業	三〇〇〇	一五〇〇	七				[illegible]
製粉子	〃	三〇〇〇	九〇	二三〇	〃	〃		[illegible]
養伯	〃	六八九六	二七五八四	三四一〇	〃	〃	〃	毎頭四円
養鶏	〃	一三六四〇	二七二八	五六一七	〃	〃	〃	毎羽[illegible]
計			三一九〇〇	五六一八	〃			
捕魚	水産副業	三〇五〇〇	三九五〇	[illegible]	〃			[illegible]
自動車輸送	交通副業	六八五〇〇	一〇二〇五	八〇	〃	奉天遼陽	貨物	約十五円
人力運搬	〃	二三〇〇〇	五三〇	四二	〃			運賃一銭
計			一〇七三五	一六七				
合計			一六二一九七	六四五二				

附二、林業

[illegible]極めて[illegible]
然林を保護するか又は僅かに植栽するに過ぎない状態である。
[illegible]樹種は[illegible]
[illegible]時期[illegible]。
[illegible]

○利用状況

[illegible]
しても使用される。
[illegible]諸種の[illegible]
其他擲條子は卵筐製造の材料として利用せらる。
[illegible]
[illegible]
入する位である。

第十二章　市場関係

第一節　交通関係

（主ナル主要都市ヘノ交通）

一、此より奉天に到る場合

1　距離（満里）

黄家村　九〇　一二〇

得勝営子　三〇

奉天

2　所要時間

	結氷期			泥濘期		
	騎馬	大車	徒歩	騎馬	大車	徒歩
黄家村より得勝営子迄	六時間	六	九	七	十四	十
得勝営子より奉天迄	二時間	二	三	三	五	四

備考、　八巳郭家村より二巳馬家村の間に蒲河を徒歩せねばならぬ。

二、此より遼陽に至る場合

1 距　離（清里）

黄家村　九〇　一二〇

沙　嶺　三〇

遼　陽

2、所要時間

	結氷期			解氷期		
	騎兵	大車	徒歩	騎兵	大車	徒歩
黄家村より沙嶺迄	七時間	四	七	十二	十三	一四
沙嶺より遼陽迄	三時間	[illegible]	二	三	七	八

備考、　遼河蒲河、渾河、太子河の渡船は相当大なるも、渾河、太子河の[illegible]各々渡船[illegible]
載貨大車一台二台に過ぎぬ。

三、此より鉄嶺に至る場合

1 距　離

黄家村 ――― 遼中縣城（十五清里）

2　所要時間

	結氷期	泥濘期
騎馬	一・〇時間	一・五時間
大車	一・五 〃	三・〇 〃
徒歩	一・五 〃	三・〇 〃

四　交通運輸機関

貨物の輸送は大車に限られてゐる。其の積載量は結氷期と泥濘期に依つて相違が[illegible]

日に対する時期別に依る馬頭数による牽引力と積載量の関係を表示すれば次の[illegible]

馬ノ頭数	結氷期に於ける積載量	泥濘期に於ける積載量
二頭	大豆 二・〇石	一・五石
三〃	三・五	二・五
四〃	五・〇	三・〇
五〃	六・〇	四・〇

第二節 販売事情

一 その特殊性

本村は縣城より西十二粁、遼河東岸五[illegible]の地点にある。縣城で生活必需[illegible]を購入[illegible]生産物[illegible]、生産物販売も労力、糧価、大車件数、販売数量等の[illegible]
販売方面が次の如くなる。

1 縣城方面へ売却
2 遼陽、瀋陽、売却
3 奉天 〃 〃
4 営口 〃 〃
5 仲買人へ売却
6 営口商人へ売却

商品化作物は高粱、大豆、黒豆、棉花、小麦、稗等である。

此の農戸は小数の地主家自作及多数の雇農に依って構成されてゐる故に生産物売却となる一層之は小数の地主兼自作農に過ぎない。小作人は辛うじて自給自足をなし得、雇農の全部は購入しなければならない。

金融事情に就て述べたるが如く小数の地主兼自作と其の他の者の階級差異を介して[illegible]隔りがあ[illegible]

り前者の総べ自適にも等しい[illegible]

述べんとするのは地主兼自作の生産物販売に付いてゞある。

二、販売事情の沿革

営口、遼陽、奉天[illegible]遼中縣城の出廻地[illegible]営口[illegible]

次いで遼陽、奉天は東清鉄道開通後である光緒二十八年頃、遼中縣城は最も新[illegible]

一千頃である。縣城周在地心に縣公署が光緒三十二年設置せられて[illegible]農産物市場[illegible]縣城附近[illegible]

何時しか縣府販売購入の一中心地となり糧穀は[illegible]

かりの出廻りがみへ存つた。

従来より糧酒、運搬費、所要日数、諸方等の経済的関係によつて営口に販出[illegible]

縣城・遼陽、奉天[illegible]奉天へは開原販出当然である。

商[illegible]最初[illegible]前記種類[illegible]

売却が成立せられ[illegible]

に比べて生産量が小量であるが、縣城市場に出廻る[illegible]

三、売却時期

本地に在る地主兼自作の階級は経営面積も大にして、[illegible]

[illegible]相場等と[illegible]

[illegible]階級よりも[illegible]

商品化作物種類	地主兼小作	自作兼小作及小作	備考
大豆	十一、十二、三、四月	十、一、二月	下段は売却を考慮してゐる。
高粱	十一、十二、三、四月	九、十、一、二月	上段は十一十二月に一部を売却して残りを個々に金銭の必要が生じた所に手放す。
小麦	七、十一月	七、十一月	
棉	十一、十二、一、二月	一、二月	
小米	三、四月	一、二月	
棉花	十一、十二、二、三月	十、十一、三、四月	

地主兼自作から三、四月の頃迄売控をするが、(一)納税及雇農労賃支払のためである。十月より十二三月までの売却は各階級を通じて債務返済を意味してゐる。自作兼小作及小作階級の一二月に売却するのは現銀前納の小作料を納付せねばならぬからである。七月の売却は地主兼自作にあつては日用品と労賃支払に充当し、其他の階級は生活費に充てゝゐる。

「註一」 国税、県税納期は十一月一日から翌年四月末日迄である。

農産の生産物売却時期への状況を述べて見れば以下の如くである。

九、十一月、十二月は農家債務決算期であるから、其れに必要な丈売却する。

二、三、四月は雑貨購入、納税、労賃払

この日本人の食料[illegible]して[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四、[illegible]

[illegible]奉天[illegible]、遼陽、奉天[illegible]への[illegible]

[illegible]近距離に[illegible]

[illegible]は無料で[illegible]が[illegible]支配階級である[illegible]

当っては奉天、遼陽[illegible]警備を整える事が多い。

遼陽、奉天への資料について云へば

遼陽の状況

[illegible]

[illegible] 遼陽 [illegible]

[illegible]

[illegible] 四百斗 [illegible]

[illegible] 四角

調査地 [illegible] 得勝営子 [illegible]

八の時は四角）

得勝営子 ─二〇粁→ 奉天（奉天に於ては仝上）

本地と遼陽、奉天両の距離は同一であり且色の(一)升目の大さも大体で同一であるが、奉天は [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五、[illegible]

[illegible]に於ける取引事情

イ 糧価は往来の農民及び来此する仲買人より知る。

二、[illegible]

——等の日に市場が開かれる。

三、[illegible]
て来る。

四、[illegible]

五、[illegible]



[illegible]道路上に大車を並べ、麻袋[illegible]

[illegible]

[illegible]買ひ上げ[illegible]。

六、煙価はよく調べた上縣城に出て来てゐるので売らずに帰ると云ふ事は有い。

7. 屯から縣城に至る道路上の売却は無い。

〃 市場価格の騰落は主要地の需要供給の程度如何に依るもので、[illegible]天候、運搬、一、二年と種類[illegible]の需給運[illegible]事は無い、縣城に於ては[illegible]市場に集る売手、買手の話合に依るのであるから、各人により糧価は少しづゝ異つてゐる。

8. 縣城には大車店は一軒も無く通路宿と云ふ小規模な旅人宿がある。

〃 縣城附近に於ける範囲は半径二〇粁以内である。

〃 縣城市場に於ける開市時間、取引商品、集合大車数、集合人数を示せば次の如くである。

月別	開市時間	場所	取引商品	集合大車数	集合人数
一月	午前九時 午後二時	城内北市場	高粱米、大豆、小麦、粳米、小米、稗子米、高粱、黒豆	十五車	一[illegible]人
二月	午前八時 午後二時	〃	仝	仝	仝
三月	午前七時 午後二時	〃	高粱、高粱米、小麦、粳米、大豆、小米	[illegible]車	[illegible]人
四月	午前六時 午後二時	〃	高粱米、小麦、稗子米、小米	十一車	[illegible]人
五月	午前五時 午後三時	〃	高粱、高粱米、小麦、小米、粳米	六車	[illegible]人
六月	午前[illegible]時 午後三時	〃	小麦、高粱、高粱米、大豆、粳米、大麦	[illegible]車	六[illegible]人
[illegible]	午前[illegible]時 午後[illegible]時		大麦、小麦、黄豆、高粱、高粱米	[illegible]車	[illegible]人

市場					
八月	午前六時 午後二時	〃	高粱、高粱米、小麦、黄豆、小豆、緑豆	[illegible]	[illegible]
九月	午前八時 午後二時	〃	高粱、大豆、黒豆、小豆、緑豆、高粱米、[illegible]	[illegible]	[illegible]
十月	午前八時 午後二時	〃	大豆、高粱、小麦、黒豆、緑豆、高粱米、[illegible]	[illegible]	[illegible]
十一月	午前八時 午後二時	〃	高粱米、高粱、小麦、小米、大豆、黒豆、稷米、蕎麦	[illegible]	[illegible]
十二月	午前八時 午後二時	〃	仝	三十里	五〇〇人

「註一」 斗宮は四・五名で縣城の[illegible]府在た縣公署の許可を得て[illegible]
の縣公署財政股に移還した。

「註二」 農家で資金、大車、馬を有するものは副業として糧穀を買集めて都市を販売[illegible]
轉売する。此の土地では川流虫と俗称してゐる。縣下前一[illegible]
をなす者がある。夏季は耕作をせねばならぬ故無く、冬季にのみ有る。

遼陽販売事情

ハ宿泊個所は大車店であって大車店は糧桟と兼ねてゐる。

二2. 宿泊料 前述

3. 農民が直接に糧桟に糧穀を売卸に行く事無く大車店の掌櫃に一任する。掌櫃[illegible]

見本入れ  型の容器に糧穀を半升位入れて取引ある糧桟に持って行く。

7. それから縣城に至る道路上の売却は悪い。

8. 市場価格の變動は主に地の需要供給の程度如何に依るもので、[illegible]

年二種[illegible]商話連絡する事は無い。縣城に[illegible]がそ[illegible]

市場に集る売手、買手の話合に依るのであるから、各人により粮価は少しづゝ異つてゐる。

9. 縣城に[illegible]大車[illegible]一[illegible]道路[illegible]

10. 縣城市場に[illegible]集る範圍[illegible]

11. 縣城市場に於[illegible]開市時間、取引穀物、集合大車数、集合人数[illegible]

一、

糧　穀

月別	開市時間	場所	取引商品	集合大車数	集合人数
一月	午前七時 午後二時	城内北市場	高粱米、大豆、小麦、粳米、小米、稗子米、高粱、黒豆	一五〇輛	[illegible]
二月	午前八時 午後二時	仝	仝	仝	仝
三月	午前七時 午後二時	仝	高粱、高粱米、小麦、粳米、大豆、小米	[illegible]車	[illegible]
四月	午前六時 午後三時	仝	高粱米、小麦、稗子米、小米	十車	八〇人
五月	午前五時 午後三時	仝	高粱、高粱米、小麦、小米、粳米	六車	七〇人
六月	午前[illegible]時 午後[illegible]時	仝	小麦、高粱、高粱米、芸豆、粳米、大麦	[illegible]車	[illegible]
七月	午前[illegible]時 午後二時		大麦、小麦、芸豆、高粱、高粱米	八車	[illegible]

市　場

八月	午前六時 午后二時	〃	高粱、高粱米、小麦、黄豆、小豆、緑豆	七里	八〇人
九月	午前八時 午後二時	〃	高粱、大豆、黒豆、小豆、緑豆、高粱米、大[illegible]米	[illegible]里	[illegible]
十月	午前八時 午後二時	〃	大豆、高粱、小麦、黒豆、緑豆、高粱米、[illegible]	十[illegible]里	[illegible]
十一月	午前八時 午後二時	〃	高粱米、高粱、小麦、小米、大豆、黒豆、粳米、蕎麦	二十里	二〇〇人
十二月	午前八時 午後二時	〃	仝	三十里	五〇〇人

「註一」斗官は四・五名で縣城の商務会が縣公署の許可を得て[illegible]、[illegible]の縣公署財政科に設置した。

「註二」農家で資金、大車、馬を有するものは副業として糧穀を買集めて[illegible]都市に[illegible]して[illegible]る。これを当地では川糧車と俗称している。縣下南[illegible]川[illegible]車とする者がある。夏季は耕作させ[illegible]冬季に[illegible]。

運搬販売事情

1. 宿泊個所は大車店であつて大車店は糧桟を兼ねている。

2. 宿泊料　前述

3. 農民が直接に糧桟に糧穀を売却に行く事無く大車店の掌櫃に一任する事[illegible]。

見本入れ  型の容器に糧穀を半升位入れて取引ある糧桟に持つて行く。

[illegible]糧桟と農民との間の糧価が定まる[illegible]農民は大車を糧桟に[illegible]

4. 掌盤児[illegible]

5. 糧桟の院内で糧穀を量る時に立会ふのは農民、掌盤児、糧桟の看斗的であつて、公平を期するために掌盤児が量る。

6. 農民は大車一台に付き普通二名附添つてゐるので、一名が糧穀を斛の中へ移し一人は側に立[illegible]

7. 糧桟の看斗的が量り終ると同時に農民に飛子を渡す

8. 農民は飛子を持つて帳場に行つて代金を貰ふ。

9. [illegible]

10. [illegible]

11. [illegible]

[illegible]

[illegible]大車店であつて糧穀[illegible]

大連[illegible]の[illegible]

みを次に述べる。

1. 掌[illegible]（[illegible]粮[illegible]

[illegible]、[illegible]麻、[illegible]、[illegible]

雑　糧（高粱、大麦、谷子）　一斗五銭

細　粮（小米、稗子、小麦、粳米、大元米）　一斗三銭

2. 糧[illegible]は飛子を糧桟の帳場に持って行き代価を農民に替って受取る。

3. [illegible]

[illegible]

4. [illegible]

[二]、[illegible]

1. 本此西方四料の支河村の経紀（仲介人）が営口[一]の船問屋と連絡を取って[四][illegible]

[illegible]

2. [illegible]

載する。

〔?〕荷主は経紀に還中升一斗につき一銭五厘の手数料を支払い、経紀はこ[illegible]を記[illegible]
[illegible]とくに糧穀運搬の承攬書であって、[illegible]糧穀を指[illegible]して[illegible]
府するのである。

水　　票

今有客人王[illegible]一隻[illegible]
大[illegible]下[illegible]
三[illegible]日[illegible]無[illegible]訂

営　口

[illegible]

大河西合順斗坊楷

又、運搬費は糧穀種類を問はず一斗に付き十二銭である。
又、荷主と同伴して営口に下る事も、途上数日間の食料[illegible]に営[illegible]
一人でも二人でも二斗文でもよい。

[illegible] 下前五所[illegible]下り[illegible]致候すれは運上宿口にて[illegible]下り[illegible]風、船は[illegible]、[illegible]

[illegible] 宿口の[illegible]問屋、[illegible]荷主は[illegible]して船問屋に宿泊する。

[illegible] 荷主は宿口附一[illegible]にて[illegible]料[illegible]船問屋にあへば船問屋は[illegible]
に指示し[illegible]荷主に手渡す。故に荷主は船頭に[illegible]を全然[illegible]、[illegible]
自己の權利に[illegible]して[illegible]へ[illegible]てゐる。

[illegible] 荷[illegible]場が[illegible]時の[illegible]して[illegible]船中に[illegible]を積置、[illegible]

[illegible] 船問屋に宿泊中の[illegible]は[illegible]一[illegible]十[illegible]に付き五銭[illegible]、[illegible]
では宿泊してよい。

[illegible] 途中[illegible]河[illegible]では[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible] [illegible]で良好でない時は荷主は同乗せずして鉄[illegible]口に[illegible]

[illegible] [illegible]は[illegible]に[illegible]は[illegible]財[illegible]分[illegible]に[illegible]。

注一 [illegible]の船主は自己の計算に於て貨物を買付け輸送することもあるが、[illegible]
屋して手[illegible]の貨物を輸送する。
[illegible]は貨主と[illegible]業者との中間にあつて[illegible]を雇入れ、貨物輸送の[illegible]
般の周旋をなすものである。

注二 [illegible]とも称し[illegible]に[illegible]形であつて[illegible]
[illegible]である。

牛しこ兵に適する重貨用である。構造は堅牢であって耐齢も長い。長さ一〇米ないし一五米、積載量五〇石乃至一八〇石程度のものが最も多い。吃水が深い為水量の多い下流に多く使用されて居る。

其他の場合の販売事情

德京製案を営む従業員は遼河沿岸に居住する経紀の仲介に依る販売であるが、最も盛んなのは……

四、販売事情について述べて見ると、此処に於て主要なる取引先に就いて述べる。

1. 遼河沿岸経紀の営業区域は大耶牛、小耶下、牛心坨、三家窩棚、東新家窩棚、三部家窩棚、蝦蟆、黄家窩棚、張家窩棚、蔡家窩棚、遊家灘子、家子河等、八家子等の地である。

2. 各販売地は大河口屯、会德卧子、大耶牛二名、本地一名、自営で西会候会会社に販売所を設けてゐる。

3. 旧暦三月から十一月迄働き八月九月が遼河水量最も多く又最も多忙期である。

4. 康徳二年度中遼河より搬出した宮口向積出の量は次表の如くである。

二月	ナシ	七月	ナシ
三月	五十石	八月	二百石
四月	仝	九月	仝

五月　　今　　十月　　ナシ
六月　　今　　十一月　　ナシ

である。

5. [illegible]糧穀[illegible]

糧穀[illegible]、[illegible]屋、[illegible]主[illegible]手数料[illegible]取る[illegible]

無く経紀の人数によって均分する。

[illegible] 斛は経紀、便宜のものを使用し、計量は農家[illegible]経紀[illegible]

一斗へ新制三[illegible]斛[illegible]一斗三升[illegible]

が、此外に三八斗と云ひ、宮口の一斗三升八合に相当する斛があり、遼中県内でも遼河沿岸

の処々で使用してゐる称である。本地及附近部落では三五斗を使用してゐる。

[illegible] 計量が終[illegible]

糧穀[illegible]

8. [illegible]糧穀[illegible]、[illegible]

六 [illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

1. 播種の[illegible]

掌握或は咀嚼を試んで其の硬軟を知る。

2. 粒形の整不整

諸種混宿の結果粒形不整 或は異白の混交と見るのは其の価値を大いに減ずる。

3. 夾雑物の有無

夾雑物、土塊、砂 其他種子の混入である。

4. 色沢の善悪

品種に特徴の色沢を具へてゐるものは品質良好である。

5. 重量の軽重

容積の同じものに於て単位容積の重量大なる程品質良好である。

上記の各項に依つて鑑識し、或は価格を定め[illegible]、本邦に於ける[illegible]の鑑識[illegible]

限らして各々単位に於ける価格の差を次に述べる。

種類	遼中[illegible]	遼陽	奉天	営口
大豆	上等—中等 一角 中等—下等 一角	上等—中等 五分 中等—下等 五分	全上	不明
小麦	上等—下等 一角	不明	不明	不明
高粱	上等—中等 一角 中等—下等 五分	上等—中等 五分 中等—下等 五分	不明	不明

備考．右表は各家別在来折一斗の目量の差である．

七．共同販売

従来より行し．

八．桃葉及青田売

寄せに就いては金融に関する事が多い場合に親戚個人間に解決出来るので [illegible]

田売によって高利の金融を求めるの必要はない。尚従来から原料に付ては [illegible]

蚕犬、常に業の煙草との関係は質特別の生産物売買関係であって [illegible]

する悪い事に依って本地民は桃葉及び青田売を未だ経験した事がない。[illegible]

よつて特定の製造に売込を余儀なくせられ、又其製造と特殊関係に [illegible]

等を強制されると云ふ様な苦みを嘗めた事もない。

九．特殊な畜産物及其他畜産物の売却

経営面積の大きいものは荳稈の収量も大なる為自家消費以外は [illegible]

す一台に高粱稈三〇〇束、棉柁は二千斤積載する事が出来る。高粱稈 [illegible]

八角迄、棉柁は百斤四角五より六角であって時期により異る。[illegible]

棉花は特定と共に縣城の棉花収買所に売却する。棉花については [illegible]

耕種施要．棉花状況の項に於いて特に章を設けた。

畜産の販売は房に限らない、必竟知人間及縣城家畜市場で売却される。[illegible]

第三節 購入事情

一、購入事情の沿革

購入消費財の商品種類としては木綿布、飲碗、皿、メリケン粉、焼酎、石鹸、[illegible]、[illegible]、[illegible]ランプ、ストーブ、洗面器、バケツ、茶壺（茶瓶）等が挙げられるが此等の品物を通して本地の購入物品の変質、購入方法、購入金額の変遷を究めたい。

1 衣 料

民国十三年以前は自家で麻布を紡ぎ藍液で藍に染めたものを着ていたが、以後は漸次既製品を購入した。また、土地所有者と小作農家は階級によって使用する品種を異にしている。

種類	階級	現在単価	備考
臥龍布	小作人居農	一疋 二・八〇	下級
大[illegible]布	土地所有者	一・二[illegible]	〃
小針之布	〃	、四[illegible]	
毛嗶嘰	〃	三・四〇	モスリン

綿布は全然使用しない。

2. 飯碗

磁林入り色彩付きのものが本地に入ったのは民国十五年以後であって、以前は[illegible]る。質厚な粗末な磁器しか無かった。現在両方とも使用する。

3. 紙

窓紙は高麗紙と云ひ光緒年間より有り県城より購入。

4. 白麺

精製された白麺の本地に入ったのは民国五年頃からであるが地方製造の[illegible]く使用されてゐる。

5. 燐寸

光緒二十年頃より有り以前は火連（燧石）を使用した。

6. 石鹸

光緒二十年頃より使用してゐる。県城から購入。購入石鹸以外に豚胰[illegible]家製造品を使用してゐる。

7. 石油

美孚牌　光緒二十年

亜細亜牌、幸福牌　民国五年

何れも県城より購入した。

8. 燈燭

光緒二十一年前より有り、縣城より購入。古くは蠟燭の芯に燈子を使用してゐたが民国十五年頃から現在の如く木綿のあるものを使用する様になつた。

9. 紙

民国五年頃から日本製品が入り込む様になり、民国十五年頃から其の使用多く、現在に至[illegible]ある。此の外に自家製造のものがあり現在も尚使用してゐる。縣城より購入。

10. 洋燈

光緒二十五年頃より使用。縣城より購入。

11. ストーヴ

民国[illegible]年頃より[illegible]。縣城より購入

12. 銅製洗面器

清朝時代より使用してゐた。

13. 琺瑯洗面器

光緒三十年頃より使用してゐる。縣城より購入。

14. バケツ　本屯には無い

15. 茶　壺（茶碗）

精製されたものは民国元年頃からあり縣城より購入した。其の以前は瓷を施さない赤色土[illegible]

上記地區の年代別價格を示せば次の如くである。

（現三價格及其量ハ舊制度ニ依リ現代ノ單位ハ銀円）

種類	光緒三十年	民國元年	民國十年	民國十八年	民國二十年	大同元年	康德二年
米（一斗）上	六吊	二元	三元	二・五元	二・五元	[illegible]	[illegible]
米（一斗）中	五吊	一・五〃	二・五元	二・二元	二・二〃	二・〇元	二・〇元
米（一斗）下		一・二〃	二・〇元	一・八元	一・八	[illegible]	[illegible]
麥（一斤）上	三成	四分	四分	三分	三分	三分	三分
麥（一斤）下	二成	三分	六分	二分	二分	二分	二分
粟（一斤）上	四成	五分	五分	四分	四分	四分	五分
粟（一斤）下	三成	四分	四分	三分	三分	[illegible]	四分
石炭（一斤）	五成	一角	一角	一角二分	一・五角	[illegible]	一・[illegible]角
石油（一缶）英米	三吊	二・〇元	二・四元	三・[illegible]元	三・五元	二・五元	三・五元
石油（一缶）アジア	二吊五百	一・[illegible]	二・四元	三・〇元	三・[illegible]元	二・五元	三・五元
燐寸（一包）	一成	一角	一・五角	一・二角	一・二角	一・三角	一・二角
棉布（一丈）	四百	四角	五角	五角	五角	五角	六角
綿（一斤）	六百	七角	六角	六角	六角	六角	七角
塩（一斤）粗製 精製	七成	五分	六分	六分五厘	[illegible]	七分	八分

8. 燈　油

光緒二十一年前より有り、縣城より購入。古くは蠟燭の他に菜子を使用してゐたが、民国十五年頃より洋燈の他に木綿のあるものを使用する様になつた。

9. 綿

民国五年頃から日本製品が入り公然様になり、民国十五年頃から其の使用多く、現在では…である。此の外に自家製造のものがあり現在も尚使用してゐる。縣城より購入。

10. 洋　燈

光緒三十年頃より使用。縣城より購入。

11. マッチ

民国元年頃より使用、縣城より購入

12. 煙草の道具

前清時代より使用してゐる。

13. 陸軍の画暦

光緒二十年頃より使用してゐる。縣城より購入。

14. バケツ　本村には無い

15. 紙　（蠟紙、油紙）

蠟紙は、…は民国元年頃からあり縣城より購入した。其の以前は蠟を施さない赤色の紙

[illegible]

上記十五ヶ年の物価を示せば次の如くである。

[illegible]物価表（[illegible]）

種類		光緒三十年	民国元年	民国十年	民国十八年	民国二十年	大同弐年	康徳三年
木綿布（一丈）	上	六吊	二元	三元	二・五元	二・五元	二・四元	二・四元
	中	三吊	一・五〃	二・五元	二・二元	二・[illegible]	二・〇元	二・〇元
	下		一・二〃	二・〇元	一・八元	一・八〃	一・七元	一・八元
麻布（一丈）	上	三成	四分	四分	三分	三分	三分	三分
	下	一成	三分	三分	二分	二分	[illegible]分	二分
茶（一斤）	上	[illegible]成	五分	五分	四分	四分	四分	五分
	下	二成	四分	四分	三分	三分	三分	四分
石鹸（一個）		三成	一角	一角	一角二分	一・五角	[illegible]	一・[illegible]角
白砂糖（一斤）	上等	四吊	二・〇元	[illegible]	[illegible]	二・五元	二・五元	三・五元
	下等	三吊五百	一・〇〃	[illegible]	三・〇元	三・五元	二・五元	三・五元
	普通			―		―	―	―
燐寸（一包）		[illegible]成	一角	一・五角	一・二角	一・[illegible]角	一・二角	一・[illegible]角
燈油（一斤）		四百	四角	五角	五角	五角	五角	六角
塩（一斤）		八百	七角	六角	六角	六角	六角	七角
酒（一斤）	焼酒	七成	五分	六分	六分五厘	七分	七分	八分
	清酒	―		―				

等の要求せられる出来るだけ入手せんとする実態の実際上から見て必需品を購入し、主要消費
品、数々、皆二十里以上の都市を往復して購入して帰るのであった。当地方は満洲事変に際し、其数
から起きる事で出来なくて購入先、購買力、必需物品購入の便不便等に関しては変化が
なかった。

二、購入時期と購入物品

農民の購入の多い期間は春季、秋季、年関であって、春季は三月から五月まで、秋季は
八月から十月までの期間にわたる。其の購入物品と購入時期を次に示す。

1 時期

入耕の農具及種	二月
夏衣服及布類	四、五月
合物	八月
冬物	十月

2. 食料品

食料品購入中主なるものは高粱、高粱米、小米、粉條子、豆油、酒、高粱酒、茶等である。富農の食糧は概ね自給であるが非生産農業者は食料品の全部を購入せねばならぬ。又本村に於ては四十戸の大土地経営者を除く、以外の土地経営者は耕作面積が狭少である為六月、七月頃には食糧欠乏を来たし、不足分を購入する事が多い。食糧補充の方法としては

1. 蔬菜、鶏卵等に限る。

2. 屯民より少量宛雑穀を借る。

3. 雑穀を購入す。

イ. 屯内より購入す（縣城相場と同価額で農家2.3.5.6等より購入）

ロ. 縣城糧桟市場より購入す。

年ごとなく食料品は二月 五月、八月 年節等の節句毎に少量購入するが［illegible］農家

豆、粉條子、茶等は年の暮に永く通すために多量に購入される。塩は四月味噌を［illegible］使用される。

3 光熱費

農家2.3.5.6は多数の年工、月工を雇傭し農忙期には夜に於ける［illegible］

高粱稈をもつて其他の農家は燈火料を支出する事は少い。［illegible］

と用ひず早く寝に就くから燈火用光熱費は極めて少い。

炊事、煖房用燃料は土地経営者は自家生産する故自足するが、雇農階級は全部購入せねばならぬ故一ヶ年の燃料費は相当の負担になつてゐる。

4 農具の購入

鍬、鋤、鎌、［illegible］等は縣城に購入される事が多い。

三 共同購入

従来より悪い。

四、物々交換

[illegible]等を通り行商、燐寸を交換して、農家の豚骨、豚毛、鶏卵等を蒐集する[illegible]、
交換される[illegible]交換率は

農家	行商人
豚毛　一〇〇匁	燐寸　一包—二包
豚骨　一貫入	燐寸　一包

[illegible]物々交換として[illegible]豆腐[illegible]利用して豆腐を製造し[illegible]豆腐三[illegible]
[illegible]交換[illegible]雑貨舗[illegible]、[illegible]行商人[illegible]買[illegible]する[illegible]
る。

五、借　貸

[illegible]資本へは[illegible]金貸[illegible]あつて[illegible]前八区趙家窩棚に徳慶隆号[illegible]
[illegible]雑貨舗があり、邑民は砂糖、豆油、塩油、煙草等を借入し[illegible]
[illegible]に[illegible]、一ケ月も借る事なく、十日か二十日位で返済する。金高も小額で[illegible]

六、[illegible]雑貨舗

[illegible]宣也時立の雑貨商は上記の両雑貨舗であり、德慶隆のは調査によ[illegible]

る。以下同號主八啟を列記してみる（康德三年三月十四日調査）

(一) 號名　德慶隆

(二) 資本金　百円

(三) 商品有高　七十円

(四) 同人営業

(五) 家族　二名八歳と息子は親戚に預け現在不在

(六) 開業　康德二年十一月一日

(七) [illegible]家　自作農

(八) 七八営　熟成、哲八山冷子[illegible]雑貨舗

(九) 一ヶ月売上金

一ヶ月八円より十三円の売上げに有っているが門錢だ[illegible]

、現額である。家屋は從兄所有のものを無料で借りてみて家賃が要らないのであるから

ビ五十元の売上げ、ければよい。

(十) 販売　現金売と一ヶ月以内の掛売

(十一) 売上成績表（掛売）

月日	氏名	品名	數量	價格
宣統三年二月十八日	胡福一	白砂糖	四兩半	三分
〃	胡廣	燒酒	十斤	十六
〃	竹[illegible]行	[illegible]油	四斤	七角二分
〃	劉[illegible]	〃	十斤	七分
〃	〃	醬油	一兩	一分
〃	〃	白砂糖	[illegible]斤	二分
〃	馬[illegible]王	[illegible]	[illegible]	八分
〃	[illegible]	〃		六分
二月十九日	劉成[illegible]	[illegible]糖		一分
〃	劉[illegible]章	白酒	廿兩	五分
〃	黄[illegible]山	土黄紙	二張	二分
〃	胡貴	煙草	一包	六分
〃	何公門	香油	半斤	二角
〃	〃	煙草	二包	一角八分
	〃	瓜子	半斤	一角二八

月日	氏名	品名	數量	價格
二月十六日	劉子章	煙草	一包	六分
〃	[illegible]	毛頭紙	一張	一分
〃	劉[illegible]	白油	一斤	[illegible]
〃	趙子臧	煙草	一包	八分
〃	趙大從	〃		六分
〃	〃	白酒	十兩	一分
〃	劉成[illegible]	燒酒	一兩	二分五厘
〃	〃	[illegible]油	半斤	[illegible]
〃	林成門	[illegible]	一盒	二角
〃	〃	蠟燭	一包	一角五分
二月二十日	子[illegible]	[illegible]油	半斤	[illegible]
〃	張[illegible]三	毛頭紙	十張	一角
〃	林公清	白砂糖	半斤	八分五厘
〃	〃	煙草	一包	六分
	劉子章	〃	〃	六分

品名	個數	仕入單價	總額
帽子	[illegible]個	〇・二五	六・〇〇円
海綿	一[illegible]	[illegible]	[illegible]
草紙類	二〇束	一・[illegible]	[illegible]
石鹸	二〇個	〇・一〇	二・〇〇
線香	一〇箱	〇・一一	一・一〇
金粉	六	〇・二〇	一・二〇
洗濯石鹸	十八個	〇・〇五	〇・九〇
[illegible]石鹸	四個	〇・二一	〇・八四
豆油	一五斤	〇・〇三	〇・四五
[illegible]油	五斤	〇・一八	〇・九〇
[illegible]	八斤	〇・一五	一・二〇
小鏡	四個	〇・一〇	〇・四〇
[illegible]	二打	〇・一〇	〇・二〇
洋[illegible]	一大包	一・五〇	一・五〇
クリーム	[illegible]	[illegible]	[illegible]
赤砂糖	四〇斤	〇・一四	五・六〇
白[illegible]	四〇斤	〇・一七	六・八〇
乾蝦	三〇斤	[illegible]八	[illegible]
高粱酒	五斤	〇・二〇	一・〇〇
[illegible]	四斤	〇・四〇	一・六〇
紙	三刀	一・〇〇	三・〇〇
合計	―	―	四九・六九

第四節　調査屯に於ける度量衡

調査屯は縣城と近距離にあり、縣城の度量衡と同一である故調査屯に於ける度量衡の解説は之を省略する。

器具の購入先は主として縣城である。

新制度量衡器は村公所に保存してあるのみで屯民は所有してゐない。

調査屯、縣城、出廻地の度量衡の比較に就ては出廻地の其れと明瞭にし[illegible]、[illegible]し得て一[illegible]、られるが、大体については屯民の話によれば屯及縣城升の一斗は濱江升の一斗五升、奉天升一斗三五升、営口升の一斗三升五合に相当すると云ふ。

第十三章　諸税公課

國税之部

第一節　田賦

1、課税物件

田賦とは地租を指称するものであるが奉天省に於てはその課税物件は農耕地に限られ都市に於ける街基（宅地）には課税しない。康徳三年五月十五日勅令第六十二号を以て公布された地税法でも奉天省は農耕地のみである。即ち第一条に、「土地には本法に依り地税ヲ課す」とあり、恰も市街地に於ける宅地をも包含してあるかの如きであるが第二条に「地税の課税標準及税率は当分の内従前の例に依る」とあつて宅地を含まない称になつた。

2、課税標準及税率

次に課税標準及税率を示す。

課税標準	税率	納税義務者
上田地 一畝	一、五四（円）	土地所有者
[illegible]地 一畝	[illegible]	仝
[illegible]地 一畝	[illegible]、六六	仝
沙減地 一畝	〇、三三	仝

課税[illegible]たる[illegible]地ノ課税標準は、等級制を採り[illegible]

[illegible]

しも中下、沙地よりも生産力大なりとしない。即ち等級区分一定ノ標準は無い。

3、地券面積と課税面積との関係

[illegible]面積は同一であつて[illegible]課税面積と実[illegible]

称であるが実数は不明である。

4、[illegible]

[illegible]に当事であるが、[illegible]

用に相当免除せれるものと考へられる。

5、[illegible]、[illegible]入[illegible]方法

納期は其の年の七月一日より同年同月末日迄なりしが[illegible]

6. 滞納

現在滞納しておるものは少なく之が督促方法としては[illegible]に従し、尚も納入せざる場合に於ては滞納者の物件を[illegible]引留置する[illegible]、二ヶ月のものは本税の一割、二ヶ月のものは二割、三ヶ月以上のものは三割を夫々加徴した。

康徳二年四月二十八日勅令第七十二号を以て国税徴収法を公布し[illegible]、全く同法[illegible]理することになった。

第二節 出産糧石税

1. 税捐局及分所所在地

亜中税捐局の管轄区域は亜中県行政区劃と同一であって[illegible]分所五ヶ所臨時分所二ヶ所を設置し、臨時徴税、取締りに当らせてある。

局所名	所在地名
亜中税捐局	亜中県城
小新民屯分所（常置）	小新民屯
小花河分所（〃）	小花河

4、[illegible]

第三節　出産貨物税

本税ハ康徳二年七月一日施行ニ係ル。

課税物件	課税標準及税率
綿花	従価ノ百分ノ二、五
菸枝	〃
皮張	〃
牛類	〃
麻	〃
粟苫	〃
木葉	〃

然るに於ては関税局は税関門に臨時に分卡を設けて搬入来る[illegible]して本税の徴税済[illegible]
[illegible]
二三年前[illegible]、営業税の課税物件が増加したので[illegible]
[illegible]に見せては居ない。（商店談）

第四節　牲　畜　税

1、課税物件

牲畜税の課税物件は次の如くである。

牛、馬、騾、驢、羊、豚等の六種の牲畜、

凍牛、凍豚、凍羊肉、

屠宰用牲畜、（牲畜税以外に屠宰税を課す）

2、課税標準及税額

課税標準及税率は創設以来幾度変遷があったが、之を省略し、現行[illegible]

ある。

牛、馬、騾、	従価	百分ノ六
驢、羊、豚、	〃	百分ノ三
凍牛　凍豚、凍羊肉	〃	百分ノ三
屠宰税　（附加税）		一頭

3、納税義務者

イ、[illegible]牲畜の売買に際し、取引完了後[illegible]があった時は[illegible]徴収する。

ロ、[illegible]より放逐し来りたる[illegible]を[illegible]

[illegible]。

ハ、屠宰用牲畜所有者が屠宰用牲畜を売買する時に牲畜税を徴収するの外、更に屠宰税（印子税）として一角を徴収する。

4、時期

イ、売買に際し[illegible]

ロ、放逐の時

ハ、屠宰用牲畜は売買の時

ニ、屠宰場[illegible]印子税[illegible]屠殺の時

[illegible]期限しておる。

5、徴税及徴収の手続き

a、納税義務者が税捐局に対して為すべき申告及手続等。

イ、牲畜市場又は牛馬店に於て牙紀の周旋に依り売買が成立した時は牙紀が買受人に代り税局

[illegible]に来寮しこれが登録に申告する。

ロ、放牧に際しては、第一週間の内に種類、頭数、毛色等を申告する。

ハ、屠宰用牲畜に付いては口頭を以て屠宰前に申告する。

ホ、税捐局の処する手続き

イ、牲畜市場又は牛馬行に出張してゐる巡査公売員は[illegible]して[illegible]課に報告する。経徴課に於ては買受人が納税義務申告した牲畜価格[illegible]、その相違の甚いものを検査し、[illegible]日其の価格が[illegible]準価格より[illegible]時は、自分に[illegible]して税金を徴収し、[illegible]より低い時は価格表に依る。

ロ、[illegible]

ハ、[illegible]

ニ、屠宰用牲畜の[illegible]

、屠宰税は納子税として一角を徴収し[illegible]税票を交付する。

第五節　屠宰税

屠宰税に関し[illegible]

3、新税義務者

イ、家畜の種牡畜の売買に際し、取引完了後の転売があった時は買主より徴収する。

ロ、[illegible]より販売し来りたる者が未だ新税を納付し[illegible]

税せしめる。

ハ、[illegible]用種畜を[illegible]畜牛用種畜を売買する時に種畜税を徴収する外、[illegible]

等税（印子税）として一角を徴収する。

4、徴税時期

イ、売買に際し[illegible]取引完了後

ロ、屠殺の時

ハ、営業用牲畜は売買の時

ニ、免除畜は[illegible]の際

と規定してゐる。

5、徴税及徴収の手続き

a、新税義務者は税務局に対して左の申告及手続等。

イ、牲畜市場又は牛馬店に於て新税の徴収に依り売買が成立した時は新税[illegible]

[illegible]税に就ては、これ等の当局に申告する。

ロ、取売に際しては、第一通過の局卡に種類、年齢、毛色等を申告する。

ハ、屠宰用牲畜に付いては口頭を以て屠宰別に申告する。

ホ、[illegible]

イ、[illegible]

ロ、[illegible]

ハ、[illegible]

ニ、[illegible]

第五節 屠宰税

[illegible]

第六節　契　税

不動産の売契、典契を議定した場合は財政部指定の各税務監督署[illegible]

箇月以内に[illegible]日以内に[illegible]所定の手続を[illegible]

税率は左の如くである。

売契税　　契約価格の百分の八。

典契税　　契約価格の百分の四。（康徳三年六月一日より百分の三に改正された。）

税額は全て収入印紙を以て納付する。

前記契紙は一枚毎に一円を徴収する。（康徳三年九月十九日より契紙費は無料となつた）

[illegible]二[illegible]、戸管一枚毎に二円、典[illegible]一枚毎に二円を徴収する。

申告期限二ヶ月を、而も経過したるものは、[illegible]契税の一倍、二ヶ月以上を経過したものは、[illegible]

税の三倍以内の罰款がある。

[illegible]、[illegible]納入方法、場所に関しては土地習慣、「税契及登記手続」[illegible]

は省略する。

縣税之部

第一節 畝捐

1、税率

課税物件は農耕地であつて、三園地には課税しない。

税率標準及税率は次の如くである。（一畝当り）

上則地	一、四六円
中	一、四〇
下	一、三四
沙減地	〇、六七

2、等則区分の標準

右に示してある如く、課税標準は等級別面積課税である。等級は田税に於ける[illegible]

[illegible]であつて、従つて等級区分の根拠が判明していない。

3、納期、納入方法、納入場所

納期は前年の十一月一日より翌年の四月末迄であつて、[illegible]

る事と[illegible]康徳元年十一月一日より康徳二年[illegible]月一日迄に徴収す
るのである。

納税義務者は[illegible]
[illegible]と実際納税義務者とは往々にして異る事あるを以て[illegible]
[illegible]人。

[illegible]

納税告知の方法[illegible]
[illegible]送付する事とした。告知書の送付期間は納期到達前二十日を標準とし[illegible]
を経て配布する。

徴収方法としては康徳二年度は[illegible]田賦と同時に[illegible]康徳三
年度よりは告知書を以て納税せしめる事とした。

徴収機関[illegible]康徳二年度迄は縣公署財務局の一課で之を徴収したが康徳三年度よりは縣城
に一分所の外管内に五分所を設置して徴収に当らしめてゐる。

各分所の配置は次の如くである。

分所名	管轄区別
縣城分所	一区、二区

小北河	〃	三区
達牛堡子	〃	四区、五区
満都口	〃	六区、七区
沙子堡	〃	八区、
小新民屯	〃	九区、十区

4. 滞納

滞納処分としては納期経過後一ケ月のものは税額の一割、二ケ月のものは二割、三ケ月以上のものは三割、の延滞罰金を加徴する。督促方法及滞納処分は田賦の場合と全然同じである。（田賦滞納の項参照）

第二節　糧　捐

1、税　率

課税物件は糧石である。課税標準及び税率は糧石一石に付き二角であつたが康徳一年一月より糧石公定価格百分の一を課徴する様になつた。

2、糧穀公定相場決定方法

二十日間の平均市価を以て次の三十日間の糧捐徴収の基準となし、毎日市価を調査し出荷量、

各分局、各分所、が担当する。（販売事情の項参照）

3. 納入方法

各市場に販務局より派遣した斗官あり　売買団場に於て斗量を定むと同時に直接徴収する場合と、焼鍋、油房等に代理せしめる場合の二つがある。（販売事情の項参照）

各地糧捐徴課機関は県城総局、県城分局、小北湖ヶ、望奎鎮ヶ、満都ヶ、沈子屯ヶ、民北ヶ、茨楡坨分所、楡家房子ヶ、太平店子ヶ、長嶺ヶ、等である。

納税義務者は糧穀税と同様出産者又は未納者が糧穀取扱者であって、実際上は糧穀の買手が負担しておる。

4. 糧捐徴収方法

現在糧捐は糧価の百分の一に依っているが、分局分所が徴収に当っては、予め斗量により糧石一石の徴課額を定め置き、斗量の際の石数に応じて徴課する。

次に納税存根、〃通知書、領収書の様式を示す。

○

存根表

縣	
第　　　号	
康徳　年　月　日分	
科目	
納税者	住所
	姓名
一、国幣　　圓　　角　　分　　釐	

根

縣公署

右款另以通知書飭令限於康德　年　月　日

應繳納於　縣公署

康德　年　月　日領發

領收年月日戳

繳款通知書

縣公署

第　號

康德　年度　期　月分

科目

納稅者	
住所	姓名

一、國幣　圓　角　分　釐

右款限於康德　年　月　日應繳納於

縣公署不得拖欠為要

康德　年　月　日領發

縣長

領收證

縣公署

第　號

康德　年度　期　月分

科目

納稅者	
住所	姓名

一、國幣　圓　角　分　釐

右款如數收訖

縣公署

經手人蓋章

領收年月日戳

第三節　屠宰捐

1. 課税物件

屠宰税の課税物件は牛、豚、羊等の屠宰行為に対するものである。

2. 課税標準及税率

課税標準及税率は次の如くである。

牛一頭　一円
豚　〃　五角
羊　〃　三角

然るに康徳二年七月一日より課税物件、及税率が改正された。

牛一頭　二、五〇円
[illegible]一頭　二、〇〇
豚一頭　〃　一、五〇
羊　〃　〇、五〇
子畜の生後一ケ月未満のものの〇円五〇、六ケ月未満のもの、〇円二〇である。

3. 納税の方法

納税は屠宰の都度之を納入せしむることとし、納税義務者は、所有者又は屠宰請負者である。

家屋の所有者又は居宅委託者は居宅前に次の事項を懸札に掲示しなければならない。

一、家畜の種類及頭数

二、居宅場所

三、居宅月日

四、家屋の所有者又は居宅委託者

前項の場合は居宅当日には居宅周囲に看視の為係員を派遣する。

4. 脱税

脱税に対しては県税賦課徴収条例第六十一条により、全額の三倍以下（其の金額が円未満のときは五円）の過料とする。

第四節 不動産取得税

1. 賦課物件及賦課標準

不動産取得者は不動産の時価（登記したものに付ては其の登記価格）を標準とし、之を賦課する。

2. 賦課率

不動産価格の百分の二である。

3、納入

[illegible]

不動産所有権又は之に準ずる権利を取得した者は、其の取得の日より十五日以内に左の事項を[illegible]

[illegible]

一 土地に[illegible]地番、地目、面積、用途[illegible]

二、建物に[illegible]種類、構造、用途、坪数[illegible]

三 [illegible]

四、[illegible]

第五節 車牌捐

1、賦課物件

賦課物件は自動車、乗車、牛挽車、人力車、自転車、金リヤカー付、自動自転車、同サードカ[illegible]

[illegible]

2、[illegible]標準及賦課額

[illegible]

3. 納入時期、場所、方法

納入時期は其の年の十月一日より十一月末日限りである。

[illegible]

[illegible]

第六節　農務会費　（[illegible]）

[illegible]

れた。其の詳細は、「県の施設の関」に於て述べる。

第七節　義　倉　費

1. [illegible]

平年に在っては左記の如く義倉穀を徴収する。

上則地田畝　粟或は高粱　六合　（新制度量衡以下仝）

中　〃　〃　五合

下則　〃　〃　四合

小作人は等則を分たず小作地毎一畝三合を徴収される。

商工業徴収率は、資本金額を標準とし毎百円に付き八仕四厘を徴収される。

但し、下則中貧戸は義倉穀徴収を免除される。

（遼中縣義倉管理規則施行細則第三章一十一條乃至十六條）

2、徴収

徴収期間は通年十一月一日より十二月末日である。

徴収方法及其他の徴収事故に関しては縣長が別に之を定める。

各村には貯穀庫を設け当時徴収した穀を保管せねばならぬ。之は村長と区長が責任保管しない、各村内に貯穀庫を準備しておかない時は貯穀総額の四分の一は村長が保管の責を負わなければならぬ。

3、延納

徴収期日を過ぎるも納付せざる者は翌月より起算して毎月徴収金額の百分の三の延滞金を徴す。

4、縣内義倉所在地

[illegible]区義倉分倉

一　第一区義倉[illegible]分倉

〃　第三区義倉小北河分倉

〃　第四区義倉代家坊分倉

一　第五区義倉[illegible]入倉

一　第六区義倉[illegible]分倉

一　第七区義倉[illegible]分倉

〃　第八区義倉冷子堡分倉

一　第九区義倉[illegible]分倉

一　第十区義倉[illegible]分倉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第八節　歴史的観察

（[illegible]）

八、[illegible]

[illegible]水害、雹害等に依りて作付の全部若くは一部が収穫不能に[illegible]、田税、畝税が免除せられることになった。即ち、

収穫不能率	税の減免率
九割以上	全免
七、八割	五割
五割以上	二割

である。

県内区別による免税額を表示すれば（単位圓）

区別	大同元年		大同二年		康徳元年		康徳二年	
	田賦	畝捐	田賦	畝捐	田賦	畝捐	田賦	畝捐
一区	—	—	三六六、一五	六八四、七〇	—	—	三、七八五、〇四	八〇五四、五六
二〃	—	—	—	—	—	—	四、七二四、八七	一〇、〇五四、五二
三〃	—	—	—	—	—	—	四、三四六、六四	九、二四九、六二
四〃	—	—	三、二〇七、一七	四、一二七、四〇	—	—	一、三八〇、八六	二、九三八、四七

五〃	—	—	六八七、〇八	一、二八四、八四	四[illegible]、八六	五二、三五	一〇九一、五〇	二、[illegible]
六〃	—	—	一七八、八七	三三一、八四	三八二、一六	四〇一、二七	一九八八九三	四二三二、四
七〃	—	—	—	—	一四五、六七	一五二、三六	[illegible]	[illegible]
八〃	—	—	—	—	—	—	三五六、八八	七五九、四
九〃	—	—	—	—	—	—	一六九二、七	三六〇一、〇〇
十〃	—	—	—	—	—	—	一〇六一、八一	二、三七一、八
合計	—	—	三、四三九、二七	六四二八、七八	五七七、六八	六〇六、九八	二〇六〇二、四五	四三、八五二、八

である。

2、抗税及請願

抗税及税軽減方請願といふことは無い。

3、賦税の変遷（事変前と事変後の比較）

賦税に於ては事変前後の転換期に見られた変遷は税率、税種の増減、及様税種目の[illegible]税率、税額の変更は事変前のものを踏襲し、賦税政の整備する段階として新たに[illegible]ある。其の変遷に就いては以下述べるのであるが、賦税の種類と及事変等[illegible]

[illegible]

雑税種目の減少に就いては下記に依る。

歳收増加の事由は事変前の財政の革新を為すに際し財務局に移されたからの事に依るもので

ある。

イ、旅　捐

変更は無い。

ロ、車開捐

事変前より康徳元年度迄、四套引八円、三套五円、二套三円、轎車毎日一円、とあつたが康徳二年度から、五套六円、四套四円、二套二円、一套一円、轎車毎日一円の如く改正された。

ハ、船　捐

事変前より康徳元年度に至る迄は大型船毎隻二十円、小型船毎隻十二円であつたが、康徳二年度より大型船毎隻一〇円、小型船毎隻六円、舢板毎隻五円に改正せられた。

ニ、屠宰捐

事変前は豚毎頭一角、牛毎頭一角、羊毎頭二角であつたが、康徳元年度は豚毎頭五角、羊毎頭、牛毎頭一円に改正された。

ホ、房　捐

事変前は租価の百分の五であつたが康徳二年度は租価の六割六分強に改正せられた。

ヘ、警　捐

事変前は毎年全[illegible]
六角、康徳二年度は売上総額の千分の二十五を徴収することに改正された。
市場の[illegible]
れる。

ト、[illegible]

[illegible]現在康徳二年度に至る迄同様、毎[illegible]毎月二円である。

チ、斗捐

事変前は毎石二角を徴収せられたが、大同元年より毎石二円になつた。康徳三年[illegible]
改正された。

リ、其他

[illegible]

種類	税率	備考
[illegible]	豚毎頭三角、牛毎頭六角	屠宰捐以外に徴収する
[illegible]	[illegible]	
[illegible]	仝上	

手　帖	仝　上	
烟　門　商	甲種半年二十円、乙種半年十円 丙種半年二円五角	
油　[illegible]　商	仝　上	

牲畜税及屠宰税ハ民国十年十一月十二日熱河[illegible]令第六十[illegible]号ヲ以テ[illegible]
シ布告ス、大同元年九月十三日熱河財政庁令第六十七号ヲ以テ国税[illegible]
十円[illegible]ノ国税ニ改正シタ。

牲畜税　　牛馬騾　　毎百円ニ付キ六円

　　　　驢　　　　毎百円ニ付キ三円

　　　　屠宰税ハ

　　　　屠宰豚、羊、牛、

附録

康徳三年七月一日

遼中縣税賦課條例

遼中縣公署

奉天省遼中縣縣税條例準則

第一章　總則

第一條　縣税ハ別ニ法令ニ定アルモノヽ外本條令ニ依リ賦課徴收ス。

第二條　縣税トシテ賦課スヘキモノ左ノ如シ。

一、國税附加捐

　營業税附加捐

二、地捐
三、房捐
四、戸別捐
五、雑捐

第三条　縣税ヲ逋脱シタル者アレトキハ其ノ逋脱シタル全額ヲ一時ニ徴収ス。

第四条　縣税中分割徴収スルモノニ付テハ其ノ税額ヲ各納期ニ分ネ、[illegible]端数[illegible]生ジタルトキハ其ノ端数ハ之ヲ最初ノ納期ニ合算ス。

第二章　国税附加捐

第一節　営業捐附加捐

第五条　営業税附加捐ハ本税ノ百分ノ五十トス。

第六条　営業税附加捐ハ本税ノ納期ニ従ヒテ徴収ス。但シ[illegible]ハ[illegible]
八其ノ都度縣長之ヲ定ム。

第七条　縣ノ内外ニ渉リ営業所ヲ定メテ該ス営業ニ対シ法定営業税ヲ分割シテ納付[illegible]ハ[illegible]
決定通知ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ左記事項ヲ縣長ニ届出ツヘシ。

一、業名
一、営業年度

三、税額
四、本支店別受員ノ所在地
五、資本金額又ハ金額及経営
六、従業員数及職工労役者数

第三章　地租

第八條　地租ノ賦課率左ノ如シ。
上則地毎畝ニ付年拾四銭六厘
中則地毎畝ニ付年拾四銭
下則地毎畝ニ付年拾参銭四厘
低則地毎畝ニ付年六銭七厘

第九條　地租ノ納期ハ地税ノ例ニ依ル。

第十条　地方税法施行規則第三条ノ規定ニ依リ[illegible]
ヲ賦課セス但シ土地所有者又ハ之ニ準スヘキ者カ有料ニテ使用セシムル土地ニ対シテ
ハ此ノ限リニ在ラス。

第十一条　修正郡税賦課條例ノ規定ニ依リ地税ヲ減免セラレタル土地ニ対シテハ[illegible]
地租ヲ減免スルコトヲ得

第十二條　本例其ノ他ノ法令ニ依リ地捐ヲ賦課セサル土地又ハ地捐ヲ賦課スルコトヲ得サル土地カ地捐ヲ賦課スルコトヲ得ヘキモノトナリタルトキハ十五日以内ニ地番、地目、面積[illegible]及異動ノ事由ヲ縣長ニ届出ツヘシ地捐ノ賦課セサル土地又ハ地捐ノ賦課[illegible]サル土地トナリタルトキ亦同シ。

第四章　房捐

第十三條　房捐ハ房屋ノ賃貸價格ヲ標準トシテ其ノ年ノ一月一日現在ニ依リ[illegible]之ヲ賦課シ[illegible]納期開始ノトキニ於テ所有者ヨリ之ヲ徴收ス。

一、縣城内

第十四條　房屋ノ賃貸價格ノ算定ハ左ノ方法ニ依ル。

一、賃貸ノ事実アル房屋ニ付テハ賃貸價格ノ年額但シ賃貸價格[illegible]アルトキハ評定シタル年額。

二、賃貸ノ事実ナキ房屋ニ付テハ評定シタル年額但シ賃貸ノ事実アル類似ノ房屋[illegible]ルトキハ之ニ比準シテ定メタル年額。

第十五條　房捐ノ賦課率ハ賃貸價格ノ百分ノ三トス。

第十六條　房捐ハ左ノ納期ニ依リ之ヲ徴收ス。
但シ定期ニ徴收スルヲ得サルモノノ納期ハ其ノ都度縣長之ヲ定ム。

第一期　四月一日ヨリ四月末日限

第二期　十月一日ヨリ十月末日限

第十七條　地方税法施行規則第六條ノ規定ニ依リ左ノ家屋ニ対シテハ家屋税ヲ課セス[illegible]カ有料ニテ使用セシムル家屋ニ対シテハ此ノ限リニ在ラス。

一、専ラ公益事業ノ用ニ供スル建物

二、一時ノ用ニ供スル建物

第十八條　第十一條ノ規定ハ家屋税ニ付之ヲ準用ス。

第五章　戸別割

第十九條　戸別割ハ其ノ年一月一日現在ニ依リ左ノ地域ニ之ヲ賦課ス。

一、縣城内

第二十條　戸別割納税義務者ノ資力ノ算定標準タル所得額ハ左ノ各号ニ依リ計算ス。

一、俸給、給料、年金、恩給、退隠料及此等ノ性質ヲ有スル給与ハ[illegible]前年一月一日ヨリ引続キ支給ヲ受ケサルモノニ付テハ其ノ年ノ豫定年額。

二、法人ヨリ受クル配当又ハ利息及剰余金ノ分配ニ付テハ前年中[illegible]額。

三、営業ニ非ラザル貸金ノ利子及公債、社債、預金並貯金ノ利子ハ前年中[illegible]

四、前各号ノ外ノ所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年一月一日ヨリ引続キ有シタルニ非ザル資産、営業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ見積算年額。

第二十一條　前條第四号ノ規定ニ依リ控除スヘキ経費及其ノ算定ニ関スル事項ハ縣長之ヲ定ム

第二十二條　左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ納税義務者ノ資力算定標準タル所得額ニ算入セス、

一、傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隠料、

二、旅費、学資、扶助金、救助金、

第二十三條　第二十条ノ一号ノ規定ニ依リ算出シタル金額四百円未満ナルトキハ其ノ十分ノ三、七百円未満ナルトキハ其ノ十分ノ二、七百円以上ナルトキハ其ノ十分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除ス。

第二十四條　資産ノ状況ニ依リテ資力ノ算定スルヲ必要トスル事項ハ縣長之ヲ定ム、

第二十五條　第二十條乃至第二十四條規定ニ依リ算定シタル資力一定額以下ノ者ニハ戸数割ヲ賦課セス。

前項ノ額ハ縣長之ヲ定ム。

第二十六條　戸別割賦課率ハ毎年度縣長之ヲ定ム。

第二十七條　戸別割ハ左ノ納期ニ依リ之ヲ徴収ス但シ定期ニ賦課スルコトヲ得サル者ノ納期ハ其ノ都度縣長之ヲ定ム。

第二十八條　第一期　四月一日ヨリ二月末日迄

第二期　[illegible]月一日ヨリ十月末日迄

一月二日以後戸別割ノ納税義務発生シタル者ニ対シテハ[illegible]

四條ノ規定ニ依リテ定マリタル[illegible]納税義務者ノ[illegible]

第二十九條　戸別割納税義務者ハ村長ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日[illegible]

レ者ハ[illegible]随時ニ納税義務ノ発生シタル者ハ其ノ[illegible]

第六章　雑捐

第一節　通則

第三十條　雑捐トシテ賦課スヘキモノ左ノ如シ

一、車捐

二、船捐

三、漁業捐

四、不動産取得捐

五、屠畜捐

六、電気捐

七、種捐

第二款　車捐

第三十一條　車捐ハ月税ニ在リテハ其ノ月一日現在、期税ニ在リテハ其ノ年一月一日及七月一日現在、年税ニ在リテハ其ノ年十月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス。

第三十二條　左ノ車ニ對シテハ車捐ヲ賦課ス但シ右者ノ所有者ノ営業ニテ[illegible]ハ此ノ限リニアラス。

一、専ラ公ケ用務ノ用ニ供スル車

二、商品ニシテ使用セサル車

第三十三條　車捐賦課率左ノ如シ。

一、自動車

乘用

- 定員（運轉手台ヲ含ム）五人乘以下
  - 自家用　一輛ニ付期　五十円
  - 營業用　三十円
- 乘車定員五人ヲ超ユルモノハ一人ヲ増ス毎ニ期一円二十五錢ヲ増ス。

貨物運搬車

- 貨物積載量一噸以下一輛ニ付期三十円
- 積載量一噸ヲ超ユルモノハ半噸ヲ増ス毎ニ金二円五十錢増ス。

運搬車一輛ニ付期　一十円

二、馬車

乗用　自家用一輛ニ付期　二円
　　　営業用　〃　一円五十銭

貨物運搬用　一輛ニ付期　一円

三、牛馬車　〃　期　一円五十銭

四、人力車

自家用　一輛ニ付期　三円

営業用　〃　二円四十銭

五、三輪車　〃　一円二十銭（一期程）

六、同リヤカー付　一輛ニ付期　一円五十銭

七、自動自転車　〃　九円

八、同サイドカー付　十二円

乙、農用大車

一　頭立　一輛ニ付年額　一円

二　頭立　〃　二円

三　頭立　〃　四円

五十五以上　〃　六円

第三十四條　車税ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徴収ス但シ定期ニ徴収スルヲ得サルモノハ納期ハ其ノ都度職員之ヲ定ム。

一、月税其ノ月二十五日限リ

二、期税第一期四月一日ヨリ五月末日限リ

第二期十月一日ヨリ十一月末日限リ

三、年税其ノ年ノ十月一日ヨリ十一月末日限リ

第三十五條　車ノ所有権ヲ取得シタル者ハ取得ノ日ヨリ十五日以内ニ左記事項ヲ村長ニ届出スベシ

届出事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

一、取得ノ年月日

二、車ノ種類

三、車ノ用途及積載量

四、所有者ノ住所氏名

第三十六條　第十二條ノ規定ハ車税ニ付之ヲ準用ス

第三節　船税

第三十七條　船税ハ其ノ年一月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス。

第三十八條 船稽ノ賦課定左ノ如シ。

一、荷船（艀舟戸及ニ積載艀ヲ含ム）
積載量十噸迄ハ一艘ニ付キ　十円
積載量五噸ヲ超ユルモノハ一噸又ハ其ノ端数ヲ増ス毎ニ金五十銭ヲ増ス。

二、漁船
大漁船（積載量五十石以上ノモノ）一艘ニ付年　十五円
小漁船（積載量五十石以下ノモノ）　〃　六円

三、汽船（汽船及風船）
積載量十噸以下　年三円
十噸又ハ其ノ端数五十石ヲ超ユルモノハ一噸又ハ八十石又ハ其ノ端数毎ニ年三十銭ヲ増ス

四、帆船（搖櫓船、小廻船、漁船、刈子船ヲ含ム）
積載量十噸又ハ五十石以下　年額　二円
十噸又ハ五十石ヲ超ユルモノハ一噸又ハ八十石未満ノ端数ヲ増ス毎ニ年十銭ヲ増ス

第三十九條 船稽ハ其ノ年九月一日ヨリ十月末日限リ之ヲ徴收ス但シ定期ニ徴收スルヲ得サルモノハ臨期ハ其ノ郡廳長之ヲ定ム。

第四十條 第三十一條又第三十六條ノ規定ハ船稽ニ付之ヲ準用ス。

第四十一條　漁業者ハ[illegible]ヲ備置シテ漁業ニ[illegible]ノ[illegible]

第四十二條　漁業組合[illegible]

第四十三條　漁業者ノ[illegible]

第四十四條　第一[illegible]

[illegible]ノ要領ヲ左[illegible]

一、開業年月日
二、漁場ノ位置
三、漁具ノ種類及数量
四、漁業ノ場所
五、漁業ノ時期
六、漁獲物ノ種類
七、従業者ノ員数
八、漁業者ノ住所氏名

第五節　水産[illegible]

第三十五条　不動産取得税ハ不動産ノ時価（登記シタルモノニ付テハ其ノ登録価格）ヲ標準トシ[illegible]ヲ賦課ス。

第三十六条　不動産取得税ノ賦課率ハ不動産価格ノ百分ノ二トス。

第三十七条　不動産取得税ノ納期ハ其ノ都度県長之ヲ定ム。

第三十八条　不動産所有権又ハ之ニ準ズル権利ヲ取得シタル者ハ其[illegible]左ノ事項ヲ県長ニ届出スベシ。

一、土地ニ在リテハ地番、地目、面積、用途、取得年月日及事由、

二、建物ニ在リテハ其ノ種類、構造、用途、坪数、（各階別ノ坪数[illegible]）

三、所有権又ハ之ニ準ズル権利ノ取得価格又ハ当該不動産ノ時価、

四、所有権又ハ之ニ準ズル権利ノ取得者ノ住所氏名、

第六節　家　畜　税

第三十九条　家畜税ハ左ノ賦課率ニ依リ之ヲ賦課ス。

牛	一頭ニ付	二円五十銭
馬、騾	〃	二円
豚、驢	〃	一円五十銭
羊、山羊	〃	五十銭

犢、駒（生後一ケ年未満ノ牛馬）　五十銭

幼猪羊（生後六ケ月未満ノ猪、羊、山羊）　参十銭

第五十條　屠畜税ハ屠畜ノ都度之ヲ徴収ス。

第五十一條　家畜ノ所有者又ハ屠畜委託者ハ屠畜前ニ左ノ事項ヲ町長ニ届出スヘシ。

一、家畜ノ種類及頭数。

二、屠畜ノ場所。

三、屠畜ノ月日。

四、家畜ノ所有者又ハ屠畜委託者ノ住所氏名。

第十一節　観覧税

第五十二條　観覧税ハ[illegible]ス。

第五十三條　観覧税ハ観覧者ノ[illegible]ヨリ之ヲ徴収ス。

第五十四條　観覧税ハ[illegible]ヲ興業スル者ヲ以テ其ノ徴収義務者トス。

第五十五條　徴収義務者翌月分ヲ徴収シタル税ハ毎翌日（翌日ガ日曜又ハ祝祭日ナルトキハ其ノ翌日）迄、所定書ヲ添ヘ町長ニ納付スヘシ。

演劇、興行其ノ他之ニ類スルモノヲ行ハントスル者所轄警察署ノ許可ヲ受ケタルトキハ直ニ左ノ事項ヲ町長ニ届出ヘシ。

一、興業ノ年月日
二、興業ノ場所
三、興業ノ種類
四、入場料金額（等級ノ定アルモノハ各等級別）
五、興行者ノ住所氏名

第八節 糧捐

第五十六条 糧捐ハ糧石価格ヲ標準トシ県内産糧石ノ搬出者ニ之ヲ賦課ス。

第五十七条 糧捐ノ賦課率ハ糧石価格ノ百分ノ一。

第五十八条 糧捐ハ搬出ノ都度之ヲ徴収ス。

第七章 罰則

第五十九条 地方税ノ督促ヲ為シタル場合ニ於ケル延滞金ハ一日ニ付税金額ノ千分ノ一トシ税金ト同時ニ之ヲ徴収ス。

第六十条 本則ノ規定ニ依リ届出ヲ為スヘキ事項中課税標準ニ関スル届出ヲ怠リタルトキ又ハ届出ヲ不相当ト認ムルトキハ県長ニ於テ之ヲ認定ス。

第六十一条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ地方税ヲ逋脱シタル者ニ対シテハ逋脱シタル金額ノ三倍

二相当スル金額以下（其ノ金額五円未満ナルトキハ五円）ノ過料ス。

[illegible]

本條令[illegible]ニ関シ必要ナル細則ハ縣長之ヲ定ム。

附　　則

本條例ハ康徳三年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ延滞金ニ関スル規定ハ公佈ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

村税之部

第一節　村費

1、課税物件

村費ノ賦課対象ハ村内ノ土地にあって、村内ニ在ル土地ハ課税[illegible]

2、賦課標準及賦課率

康徳一年度ニ於ける賦課標準並ニ率ハ等則別なく一晌ニ付三[illegible]

期に分ち左の如く徴収す。

期日	徴収期日	戸別村費
第一期　一月十五日――四月二十日	二月一日より十日間	[illegible]
第二期　五月一日――七月三十一日	五月一日より十日間	[illegible]
第三期　八月一日――十二月[illegible]日	八月一日より十日間	一円四角

3、割当額決定

本村会計年度は旧正月より旧年末に至る一ヶ年であり、村長、村董[illegible]一次会合して、県公署内務局監督下に会計年度の予算を編成し、其れに依[illegible]出する。（社会生活保甲制度の項参照）

4、徴収方法

村公所雇員をして上期徴収期日間に各戸より村費を徴収せしめる。

5、村費の沿革

民国二十一年首府県治区村制に依って、東安村[illegible]

二十一(?)康徳三年六月末廃止した。康徳三年十月一日新村制に依[illegible]

旧村より新たに八区に編成された。

保甲制度創設以前は各戸数村民の諸費用は各内有力者により適当に分担[illegible]

[illegible]によつて四年村費賦課率が[illegible]

[illegible]、村費は村公所費、保甲費、教育費の経常費及土木費、[illegible]費、[illegible]臨時支出の一切を包含してゐる。

年度別賦課率を示せば次の如くである。（民国十八年以前は不明）

民国十九年	一天地	三円九角（現大洋）
〃二十年	〃	六円八角（〃）
大同元年	〃	三円四角（国幣）
〃二年	〃	三円六角（〃）
康徳元年	〃	二円六角（〃）
〃二年	〃	三円四角（〃）
〃三年	〃	二円七角（〃）

之表に依れば民国二十年に於て急に賦課率が激増して[illegible]

こ[illegible]、県当局の保甲に対する賦課、賦役が増加した所であるが、[illegible]高率であるが、事変前は村費の編成は上級官庁の監督なく保甲自体に於て為し、村長及村董が独断に任じてゐた故財政技術に於て欠くる処多しとしない。

新制国家成立以後は村費は二円六角より三円六角迄であつて、事変前に比べて、[illegible]減じてゐる。康徳三年度は新村制の実施及保甲組織の統制、進んで保甲制の整備[illegible]

村費は二円ぐらゐに減じてゐる。

第二節 自衛團費

自衛団費といふのは[illegible]の範囲内で村費の中に含まれて徴収[illegible]
て詳述し)

其の他の公課

第一節 門牌費

[illegible]戸口調査を整備する為、縣警務局は警察分駐所職員をして各戸に門牌を配付[illegible]
として戸口費一個一角を徴収し、牌長に対しては更に牌長費を加へ一個に付一角五分を徴収[illegible]

第二節 賦役

縣公署内務局は交通、治安[illegible]、牌長に[illegible]て縣道修繕[illegible]

は康徳二年中修道二回旧暦三月、九月に行はれた。

[illegible]濠岸の高堤の崩壊、修繕の範囲に依って一天地に対する負担が異なる[illegible]尺、四、二五尺の如く異る。

道路場所は必しも村内通過の場所を修繕するとは限らず、村民の割当[illegible]其の他の部分を負担してゐる。

修道に従事するのは土地所有者であるが、雇農を雇ってゐる者は雇農を修道に出して[illegible]例示すれば次の如くである。

保甲　一――修道雇農　五名（四日間労働）
〃　[illegible]　〃　三名（〃）
〃　5――　〃　十四名（〃）

牌長は直接労働はしないで、修道進行の監督に任ずる

牌首に関する内容は民国時代より同様であったが、康徳三年七月一日より毎戸全部にわたり一人十八才より四十才迄の壮丁を賦役せしめる事にした。

第三節　地主、小作人の諸負担の分担

土地に附随する公租公課は全部地主負担で、小作人は小作料（現銀前納）のみを負担してゐる。

第十四章　貸借関係

第一節　調査屯に於ける特殊性

登米縣城の北西約十粁の地点に在り徒歩で二時間で到着出来る鐵屯氏の縣城へ[illegible]る。従来より匪賊の襲来を被つた事なく屯の内外は至つて平和である。遼河に沿ふ三粁の地点にあるので屯を護つて堤防が築かれてゐるため約四十年前[illegible]水の猖獗を蒙つたことで現在水害からは遠ざかつてゐる。如斯く治安良好[illegible]且なかつた見た農家経済の安全性の一部分を示してゐる。

本屯、耕地面積に対しては住居面積[illegible]不在地主[illegible]故上[illegible]見る人の目に映じるのは資産者と貧窮を有せざる者の区別があまりにも明瞭[illegible]一層[illegible]。在住地主と自作以外は小面積経営の自作、小作農[illegible]る。故に此れ農民に対する余の農家の関係は凡ての部門よりして頗る緊密であつて其の支配下に[illegible]ることのである。然るに大農家の経営方法は何れも確実であり年々多少の財蓄を為す程である。[illegible]

灘背[illegible]要へ[illegible]本屯[illegible]大同二年の[illegible]
[illegible]借り[illegible]。[illegible]物件を[illegible]小農[illegible]

第二節　屯内金融の概観

本屯に於ける康徳二年末借入未済額は、二四三九円八〇、貸付未回収額は、四五六九円四一、であつて一戸当借入未済額及貸付未回収額を見るときは前者は、四一円三三、後者は、七七円四四、となり貸付が借入の約一、八倍である。土地は能速耕作せられ資産家は少く土地を買集め屯全[illegible]用野界の栽培程度であつて、地主から頼んで小作して貰つてゐるのではなく小作人の方が懇願して土地を借して貰つてゐるのである。故に小作人の小作地放棄と云ふ様な事は無い。
[illegible]優勢であつたが現在[illegible]
[illegible]頂[illegible]したと云ふ様な場合に[illegible]
[illegible]械[illegible]穀[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]交際費等の諸負[illegible]
[illegible]して大家族を分離したと云ふ例は皆無である。
[illegible]前後を通して経済上動揺を見せず、金融[illegible]

第三節　金融の種類

農民は甘んじて多数の現銀を所持せず、之を甕中に納め地中に埋め時に應じ取出し、又權利を一時に貸付けたり現金の必要なる際には[illegible]
い事を他人に知られることを好まないのは彼等の自衛心の然らしむる所であろう。

貸借関係は親戚間、朋友間に多く他の[illegible]関係に因る貸借は少い。[illegible]
[illegible]金融の途を構ずる[illegible]は親戚、朋友間に[illegible]

1、個人貸借

親戚又は知人間にも貸借多く高利貸を職業となす者ありつ貸借は多い。[illegible]係にするものと然らざる場合とがある。後者の場合に於ては利子は[illegible]、[illegible]厘又は普通で相互の関係又は事情に依って[illegible]利子のもある。期限は[illegible]日、[illegible]月より[illegible]、一年等もあるが期限を前に付けず現銀の出来た時に支拂ふと云ふ方法もある。債權者と債務者の間に仲介人、保証人、証書を要せず直接口頭で契約が取結ばれる。便利[illegible]小判で大きく纏めて更に借延せばよい。然し農民の習慣として春季に借入れ多く秋収後には[illegible]する所である。以上は無担保の場合であるが土地の典押の場合は[illegible]

、土地習慣の面にて詳述）

小份錢と称し妻が持参金を携へ来ることがある。之れは一家の財産とは別[illegible]妻の財産である。家長が手元金が無く外部よりの借入を必要とする時は往々妻の小份錢を借用[illegible]。但し期限、利子付であつて妻の私有財産に対して敬意を拂つてある。例へば聚會[illegible]小份錢月二分五厘で借入れてゐる。（戸別調査集計表参照）

別に職業的に高利貸行為をなすのではないけれど小份錢の十円、二十円等の[illegible]金融に利子付で融通されることがある。

一家の負債は家長の名の下に負はされ且つ家長が当然返済するものであるが、家長に対する[illegible]家族の一員が作つた負債に付しては、家長は債権者より其の責任を追求されないが、若し家族[illegible]が、財産を持つて他の金銭関係に於て請求さるべき者が出た時は家長は其の者に代へて[illegible]る。

2、地主―小作人、雇主―雇人間の金融

地主、雇主より小作人、雇人への貸付けは行はれるが本屯に於ける地主、雇主の地位にある者は総て富裕である故逆の場合はない。

本屯に於ける小作人及雇人は貧困であつて返済能力が無いため多額の金は貸与せられず、利子[illegible]は二円、五円の極めて短期のものである。

小作料は現銀前納制であり現銀を納めねば土地を小作せしめない故小作料滞納が[illegible]

例は当て無い。

小作人が種子及食料の缺乏の為貸與を要求した時は小作面積の大小・・・、其れに應ずる種子を少く又家族員数が小数である為食料を左程必要しないので無利子で貸與する。

地主から小作人に金銭及糧穀を貸與するのは地主に少、ある義務があると云ふのでは無く、小作人、から頼まれ、快貸してやると云つた程度である。

本屯に於ける雇傭賃銀は上半期、下半期の二期に分れ上半期は契約時又は田植時に雇人に、付されるが其当然の習慣になつてゐて之は賃銀前借では無い。（雇傭関係の項参照）

3、現物貸借

陰暦二月より五月の間食料不足の農雇農が親戚知人より糧穀を借入れることがあるが秋収後銀石は現物で返済する。利子は年三割、四割日三分、無利子である。

雇農以外の農家に在つても現物貸借は春耕季に種子、食料用に借入れ秋収後と既分外の方法で返済するを常とする。

糧穀で借つて現銀で返済する時の糧穀の評価は返済当時の価格に因る。

4、焼鍋、雑貨舗等商人よりの負債

縣城の雑貨舗から三十円程度の借金をする者が二、三あるのみであり其の関係が親戚、知人である少数なる個人間の貸借に過ぎない。長期間の顧客関係に依る貸借は縣城の何れの雑貨舗も貸さざる事にしてゐる。

[illegible]全部の部[illegible]全[illegible]

[illegible]

[illegible]

ことは無い。

[illegible]金を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]である。五月節、八月節に集金に来るが其の滞支拂は[illegible]年内には必ず支拂ひ翌年に回されるを[illegible]

[illegible]

は無。

[illegible]

[illegible]

売をしてゐる。

5、 耗糧、 買賣商

[illegible]

6、土地建物担保金融

本地所有地は数名の地主兼自作農に占有されてゐるが当時は別に詳述する[illegible]

此等地主は担保とする金融としては資産家たる土地所有者より小作人等農業経営者に[illegible]

も出来しておる者は少い。之は債務者の農家経営状態より見れば金銭に対して[illegible]

ごは無く、当地居付の小作人、雇農が住所を得るために少額の資金を必要とする[illegible]、

入典の形式に依つて一期間土地房子を譲受けたのに過ぎない。

他の場合は金銭の必要を感じる者が他の者に物件を抵押して[illegible]

数例に分れる。

一、生活費、

二、負債返済、

三、葬祭費、

四、土地家屋の購入、

五、其他、

であつて此の項目に関する詳細は土地関係の項に譲る。

7、負債入

当舗利用農戸は三戸に過ぎず殆ど経済的に貸入してゐる。何れも小額の借入で[illegible]農家[illegible]

一の農家に年度借入一六円四角が最高額である。当舗利用農戸は農番二、地主兼小作一、三一、八

作）、五七（庭園）であろ。農番三は七以切つての資産家であり、農番二十一は土地を全部売却して貯蓄してゐる。両者とも一時な元金の不用意に融通したのであつて常に当捌の必要を感じるものでは無い。生活費の数額入したのは農番五十七のみである。本村に於ては土地所有者は当浦[illegible]る事は少い。

[illegible]（[illegible]、穀食購入）八円（[illegible]）[illegible]

[illegible]

[illegible]

8. [illegible]貯蓄会

[illegible]金融[illegible]

9. 金融合作社

[illegible]は農番三、[illegible]河村[illegible]が[illegible]より[illegible]

[illegible]である。本人から進んで入社したのでは無く[illegible]

[illegible]、保証[illegible]合作社を利用せず他より融通を受けて[illegible]

[illegible]の程度は薄い。

10. [illegible]

大同二年度の耕作資金は本地に於ては利用者無し。

11、農家負債

民国十八年農家負債額は次の農家が夫々借りてゐる。

農	番二	四五円
〃	三	三五円
〃	五	四〇円
〃	六	四〇円

民国十八年黄河出水による糧穀収量減少の為仮大資金及生活費の救済ありた[illegible]

[illegible]二[illegible]未納付し元金はまだ返還してゐない。

12、種母子

無し。

13 其他

a、[illegible]

親戚、知人、地主、[illegible]小商人、雇主——雇傭者の間に於て貸借、無利子、十日以内の貸借[illegible]

[illegible]。也内農戸は小額、短期間の場合は大抵相互に無利子で金銭貸借をなす。

b、家畜、農具の貸借

糧穀運搬、[illegible]の場合には大車と馬を也内相互間に於ては無料で貸す。雇傭者、地主[illegible]

[illegible]

第四節　農村金融の形式

1 [illegible]

[illegible]

2、[illegible]

[illegible]

仲介人は、財産、地位の秀れたる者を司として仲介人に対する手数料は特別に取らない。

[illegible]

[illegible]

舊歷七月十五日起決至十二月十五日廢止至期本利如數付清[illegible]

全責任恐後無憑立借務為証

康德二年七月十五日

立借務人　張文奎　押

中保人　[illegible]

代字人　[illegible]

右用証書上ニ記入事項ハ次ノ如シ

1. 債務者姓名
2. 債權者 〃
3. 借款金額
4. 利子
5. 期限
6. 保証人ノ義務
7. 保證人姓名
8. 証書作製者姓名

9、証書作製年、月、日、

此地方に於ては小作證書中に同時に何石何円貸してあると書き込む事が偶々見られるが本地に於ては小作証書は全然作製されないのでかゝる事は無い。

3、資金需要時期

月別	自作農	小作農	雇農
二月	春衣用意、種子購入	春衣用意、種子購入	春衣用意
三月	貸銀支拂		
四月	田租、県税納付		
五六月	食料購入、飼草、	食料購入、飼草	食料購入
八月	貸銀支拂、		
九十月	冬衣用意	冬衣用意	冬衣用意
十一月	債務返済	債務返済	債務返済
十二月	年関	年関	年関

大略下ら月別に依る資金需要の原因は上表の如くであるが此の外には毎日の生活費を計算しなければならない。

自作農、小作農等の土地経営者にとつては一年を通じて最も資金を要する時期は[illegible]迄の春耕期であつて資金を種子準備、農具購入、肥料購入、納税、小作料[illegible]消費する。農暦二、三、五、六月の商面積を経営する者は蔬菜農業に夫、[illegible]。従つて農民間に金銭貸借関係の生じるのは二月より六月迄の春耕期に於て、秋収の[illegible]債務が返済される。

4、借入額、貸付額

借入額、貸付額共に多額なのは自作農であつて経営面積の大きくなるに従つて[illegible]なるべく色々の原因に因つて借入額、貸付額は多くなる。（戸別調査家計表参照）

小農者が現銀前納なる微小金を貯蓄せざる者は小作人に多る事は出来ない、[illegible]活が最小なる者がなるので従つて借金額は少い。

雇農は生活基礎たる財産が無い為担保に因る多額の借入をする事は出来ない、[illegible]額の借金をするのである。若し債務者に信用が無ければ全然金融の道は[illegible]。[illegible]活用が簡便なる農生活費が低廉で済僅かな借金でも其の場を繕つて行く事が出来るのである。

本屯は従来より治安良好及天災より免れてゐた為、急激に負債が増加減少した所の事は無い、満洲事変の際も何等の影響はなかつた。

5、担保、保証

典、押の際の担保物件は土地、家屋に限られてゐる。

[illegible]

[illegible]くは全額を負つて弁償せねばならぬ。[illegible]書中に記載し[illegible]

[illegible]任を意味してゐない。

6. 利子

[illegible]故利子を付ける事があり、又当然利子を付けてもよいと考へられる問題であつても無利子の事を[illegible]

[illegible]押は期限一ケ年以内であつて集計表に現はれたのによれば十ケ月に限られてゐる。

[illegible]

利子の計算方法は契約当初に於て期間を定めてある場合は[illegible]
いから一ヶ月何分で計算して[illegible]が、期限を過ぎた場合は期限を[illegible]
た場合は十五日迄は免除し以後は一ヶ月で計算する。因に[illegible]向の観察では[illegible]
しも利子を付けない事がある。

無担保で三ヶ年も貸放しとする事少く其の際には[illegible]

停の慣行は本村にはない。

契約上の利率による額と実際上の利子支払額は一致して[illegible]
其の通り[illegible]ねばならない様な事は無い。

利子は其の年の豊凶によつて高低が出来る。豊年の時は金融の需要が少く利子も[illegible]
豊凶以外に利子の高低を来したのは商業相場の変動であつた。[illegible]
[illegible]く、金融を求めて来る時は当面価値が著しく減少してゐたが[illegible]
く金融機関[illegible]利子は安くなつた。

建国後貨幣統一、経済界安定を見た。農村金融に関する公共的機関[illegible]
ち得た。現在は[illegible]農村経済の安定[illegible]

次に利子変遷を表示して見る。

利子変遷（無担保及担保ノ場合利子ハ大体同様）

年度別	利子	原因
光緒元年	月二分、年三割	豊年ニシテ佰入者少シ、
〃十年	〃 〃	佰入者少シ
〃二十年	〃 〃	〃
〃三十年	〃 〃	〃
宣統元年	〃 〃	〃
民国元年	〃 〃	〃
〃十年	〃 〃	〃
〃十五年	〃 〃	〃
〃十七年	月七分、年八割	奉票暴落
〃十八年	月八分、年十割	〃
〃十九年	月一割、年十二割	〃
〃二十年	月一割、年十割	〃
〃二十一年	月五分、年六割	〃
大同元年	月四分、年三割	国幣統一

〃二年	〃	〃
康徳元年	月三分、年三割	〃
〃二年	日二分五厘、年二割乃至三割	〃

農民の利子に対する観念は現在の利率を以て普通と[illegible]

民全般[illegible]の実態[illegible]

は無いかと考へられる。

7、返済法

大体[illegible]

[illegible]

利子変遷（無担保及担保ノ場合利子ハ大体同様）

年度別	利子	原因
光緒元年	月一分、年三割	銀行ハ[illegible]、価ハ尚少シ
〃十年	〃 〃	価ハ尚少シ
〃二十年	〃 〃	〃
三十年	〃 〃	〃
宣統元年	〃 〃	〃
民国元年	〃	〃
〃〃年	〃 〃	〃
〃十五年	〃 〃	〃
〃十七年	月七分、年六割	奉票暴落
〃十八年	月八分、年十割	〃
〃十九年	月一割、年十二割	〃
〃二十年	月一割、年十割	〃
〃二十一年	月五分、年六割	〃
大同元年	月四分、年三割	国幣統一

…二年	康熙元年	…二年
[illegible]	[illegible]、四三割	月二分五厘、年二割及三割

農民の利子に対する観念は現在の利率を以て普通として[illegible]
及全然原因の機能で更に農民化させ[illegible]
は例へないと言へられる。

7、返済法

大体現銀を借りた時は現銀、現物の時は現物で返すのが普通であって[illegible]
済す事もある。

現物の返済は返済期の穫収時に於てである。現銀を借り[illegible]現物で返す[illegible]
両替商の方[illegible]
[illegible]より債権者が得[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]十円[illegible]
[illegible]金額[illegible]
[illegible]

日の労銀を普通賃銀に準じて計算する。

8. 期限

二ヶ月、[illegible]、十ヶ月、一年、有時払等[illegible]る。

利子付の時は期限が来ても返済出来ぬ場合は利子を入れて置けば債権者は暫く待つか又は更に期限を契約する。

9. 用途

借入金は生活費、負債返済、土地購入、田畑質取、婚礼費、葬儀費、病気、[illegible]

消費[illegible]

10. 取立方法

[illegible]

[illegible]

て無く又債権者が集つて債務者の財産を分け合ふ「嫡吃大片肉」の如き事例は無い。

[illegible]の事例を聞かなかつた。

11. 貸借に関する紛争

無し。

第五節　投資

[illegible]

住せしめんとしたのである。

[illegible]

購入面積——一町也（四十天地、一天地＝二八八弓）

[illegible]

[illegible]

Bに属するもの〃全 3、1、
Cに属するもの〃全 4 11
Dに属するもの〃全 5、54
Eに属するもの〃全 7、16、21、

Iに属するもの〃全 30、31、34、58
Jに属するもの〃全 36、46、
Kに属するもの〃全 [illegible] 51、
Lに属するもの〃全 40、55、
Mに属するもの〃全 43、44、45、

右戸別調査簿、計数的な表「貸借関係表」によりて親戚間に於ける出入を貸付関係を通じて観察するより見ると現物を贈答し一件数は四十余件次に知人よりの貸借も同数の四十余件によるのである。貸親戚関係の内容を更に分析すれば次の如き関係が表に現はれてゐる。妻の姉、戸主の弟、戸主の婦の妻、戸主の実兄の妻、戸主の妹の婚姻先、戸主の兄、養兄、戸主の兄の子の婚姻先などと云ふ風に如何に彼等のみに親戚関係が広範囲に亘つてゐるかが明瞭である。

つた。購入地は小作せしめた事も多く又一度も租税を納入した事も無い。

第十五章 農村自治及社会生活

第一節 屯内の協同生活

本屯に於ては普通農民の「親戚」に対する観念は甚だ広範囲を指してゐるらしく、戸別調査表及び「農家略歴表」「屯民住理由」中に現はれた「親戚を頼りて」は其住所の地又其住理由より断然群を抜いて多く「知人を頼りて」が其れに次いでゐる。

親戚は主として二戸、三戸、農番2、表、農番三三、農番3、氣一及び一門を指すものゝ如く、念のため家に対する屯民の依存関係が明瞭に現出されてゐる。

今屯内に於ける同族関係を戸別調査集計第二表「農家略歴表」にて見れば次の如くである。

同族関係

Aに属するもの、農番 1、8、52、

Bに属するもの〃全	3、	1、		
Cに属するもの〃全	4	11		
Dに属するもの〃全	6、	59、		
Eに属するもの〃全	7、	16、	21、	
Fに属するもの〃全	13、	18、	24、	
Gに属するもの〃全	22、	28、	32、	
Hに属するもの〃全	5、	27	33、	
Iに属するもの〃全	30、	31、	34、	58、
Jに属するもの〃全	36、	46、		
Kに属するもの〃全	37、	54、		
Lに属するもの〃全	40、	55、		
Mに属するもの〃全	43、	44、	45、	

又、戸別調査集計表第十五表「貸借関係表」によりて親戚間に於ける借入金貸付関係を見るに親戚よりの現金又現物を貸借せし件数は四十余件次に知人よりの貸借も同数の四十余件にのぼってゐる。此親戚関係の内容を更に分析すれば次の如き関係が表に現はれておる。妻の父、戸主の弟、戸主の姉の夫、戸主の兄の妻、戸主の妹の婚姻先、戸主の兄、養子、戸主の長女の婚姻先、と云ふ風にして血縁関係等の云ふ親戚関係が広範囲に亘ってゐるかが明瞭である。

[illegible]等、親戚間に於ける[illegible]農家の内[illegible]

[illegible]、金属、家畜、農耳具の融通が円満に行はれ[illegible]勢力のしからしむるところである。

[illegible]、耕作、刈入、脱穀、家屋の建築等に於ては[illegible]の場合は[illegible]。個々[illegible]な事情が生じた場合は相当の[illegible]め、其兵円満なる相互扶助が行はれてゐる。

[illegible]、[illegible]（雇牛具、鍬件具）の関係は本邦に於ても盛んに行はれてゐる。これは本邦の如く小数の大地主を於き他は零細なる小作人　雇農階級の多い部落に於ては役畜に不足し且つ労力も少き故に耕具を行[illegible]、[illegible]の相互に融通すべき勢動[illegible]離であるなどのことが紛争を起す様なことはない。

[illegible]（干天変）は明日の食料にも困る生活状態で[illegible]門弟（花子）の生活をしてゐるが之は有力者が常に食料を提供して呉れるらしい。

[illegible]ることはないが部落の西方運河の堤防上が之民の放牧場として[illegible]は[illegible]面積の草地を以つてゐる。之れは共同墓地と称すべきもので[illegible]、小作人、雇農階級に死亡人が有つた場合は有力者は相談して其の墓地の一部を借与して葬る。

脱穀機は牛数頭を取付けるに耐へ得るを要するので期間或は自己の機械と同[illegible]

家畜、農具等の共同購入の如きは見られなかつた。前述の如く持[illegible]

同使用が行はれるのである。又碾子、碌車子等大農具は借入に数名の[illegible]

過ぎず、小作人・雇農間には個々商個にて購入の余地なく情円、[illegible]

に借用するが別に謝礼はしない、大車の所有者も少いので農産物の販売[illegible]

大車の所有者は車夫之の多い関係に於て販売を依頼し又購入を依頼す[illegible]

互扶助は円満に行はれてゐる。

井戸は大概は一つの戸に対して一井の割合で部落にある、其[illegible]

の家々、修理を負担する。

之を要するに、本屯は黄・王、張、張八家等の[illegible]の四勢力に[illegible]

作人、雇農の同じ以下の形態に於て二派に関係し、最も封建的色彩の濃厚な[illegible]

色づけてゐる。

「村八分」の例は見受けられなかつた。

本屯の人口は同治年代までは十余戸に過ぎなかつたが之が[illegible]

さらにの農業労働者が増加した。民国[illegible]年頃大体三十余戸を[illegible]

して来住する者増加して現在に至つた。但し古くからの[illegible]

第二節　政治・自衛

一、歴代保甲制・区村制[illegible]

民国十一年[illegible]議定区村制に依り[illegible]区[illegible]

毎十戸区長一名、[illegible]員一名[illegible]名を選[illegible]

[illegible]一名を選[illegible]

民国十[illegible]百戸[illegible]一村と[illegible]二百[illegible]

閭[illegible]、西村に村公所を設け[illegible]、村副二名を[illegible]村民、[illegible]

[illegible]事務[illegible]

[illegible]投票[illegible]選出[illegible]公署[illegible]

今[illegible]

一、[illegible]村長制は[illegible]

二、西村に村董五名――[illegible]名、西西三名――七名を[illegible]、[illegible]

組織する[illegible]公に於て取扱[illegible]

民国時代に於ても十家を以つて一牌となし、数個牌を以つて一甲となし、数甲を以つて一保と

[illegible]、村長は別に甲長[illegible]、[illegible]は[illegible]保長で[illegible]、村董、西西は村内の[illegible]

の埒外であつた[illegible]、勢力を有する紳士であり、全て牌長を兼ねてゐる。

区長、村長、牌長[illegible]

[illegible]議[illegible]

知れるのは止むを得ないことであつた。

道路修築の道路新設、農田灌漑の[illegible]経済[illegible]

民の予算[illegible]、其の適当な増減を図る[illegible]

たる牌については何等変革なく依然として旧態の十家一牌である。

事変前に於ては保甲長は未だ田舎紳士の域を脱する事が出来[illegible]

しこ又文書整理と[illegible]一定の[illegible]

履行することに[illegible]

要求へ[illegible]

保甲が従前より面目一新したと[illegible]

此等を形成する組織[illegible]は困難[illegible]。

資本主義経済の浸透した南満[illegible]人間[illegible]

[illegible]

決定して[illegible]

推挙と云ふよりは落付く人物に落付いたといつた方が適当かも知れない。

第二節 政治・自衛

一、戦時中の区村制度、自衛組織

民国十一年[illegible]定区村制により[illegible]区[illegible]区長一名、[illegible]員一名[illegible]名を[illegible]

[illegible]其の[illegible]一名を選[illegible]

民国二十年自治に依り[illegible]百戸を以て一村とし[illegible]一百戸[illegible]村制大綱[illegible]

村を[illegible]し、各村に村公所を設け村長一名、村副二名を置き、村長、村佐、[illegible]

は[illegible]農業[illegible]二十八年[illegible]

の投票により選出し然る後県公署より此れに対して委任状を発した。

今村制大綱を略記すれば次の如くである。

一、各村長副は県に於て四十日間の訓練を受くることを要す。

二、各村に村董五名――十五名、監査三名――七名を設け道路、衛生、[illegible]に関する[illegible]

組織する委員会に於て取扱[illegible]、[illegible]村長[illegible]

民国[illegible]に於て[illegible]一時[illegible]

三、村長は[illegible]甲長を[illegible]、村董、監査は村民の[illegible]

の埒外であつた為政、勢力を有する紳士があり、全て郷長を兼ねてゐる。

区長、村長、郷長は[illegible]

り若議せずに命され[illegible]

入れるのはやむを得ないことであつた。

運輸交通、道路新設、農田灌漑、水利等によつて経済的にも[illegible]民の予算に殺し、其の適当な増減を量る設備も年[illegible]たる所については何等変革なく依然として旧態の十家一牌である。

事変前に於ては保甲長は未だ田舎紳士の域を脱せず[illegible]して又文書整理も極めて不充分、一定の方針なく、軌道外れの村政少からず、往々公事と私事とを混同することも珍しくなかつた、然しながら建国後は当局の[illegible]改良が行はれるが未だ充分なりとは云はれない。

保甲が従前より面目一新したと称し[illegible]内政上すべて[illegible]民衆を形成する組織であるが故に此の改正は困難であらう。

資本主義経済が浸透した南満農村とともに人情風俗は依然として村落共同体[illegible]て[illegible]

決定し[illegible]

「推挙と云ふよりは落付く人物に落付いたといつた方が適当かも知れない。

9、旧主村の所有者たる学田及学資金等は旧主村の所有とす。

10、合村公所の所有せる一切の財産は新村制実施後十日に至り[illegible]報告書を[illegible]す。

11、分割[illegible]村の財産[illegible]旧主村の帰属する新主村に[illegible]旧主村の債務整理及び援助の責任を負ふべし[illegible]

三、新村公所の[illegible]旧村長の任務を[illegible]事項左の如し。

1、[illegible]新村制実施後に旧主村の文書、図書、[illegible]

2、新村[illegible]

3、新主村が成立したる時旧村の図書を使用し新村章が出来ればこれより分限するを以つて旧章[illegible]

ことを得、但其旨県署に報告すべし。

四、新村公所[illegible]

1、[illegible]務を整理すべし。

2、[illegible]

五、廃止された旧市村の経済［illegible］財政の整理［illegible］

1、新市長の選挙［illegible］行はれる［illegible］文書の［illegible］処理す［illegible］

2、旧職員は新村制度発表後速に文書、帳簿、物品等を整理し旧村長は新村長に引継ぎ［illegible］せなければ始めて離職することを得。

六、新主村ノ所任化［illegible］整理［illegible］一旦決定すれば［illegible］［illegible］ならぬ。

康徳二年十一月末現在保甲制度実施状況表

警察署名	保数	甲数	牌数	團数	壮丁数
第一区警察署	一	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]
第二区	一	一七	[illegible]	一	[illegible]
第三区	一	八	四三九	一	[illegible]
第四区	[illegible]	[illegible]	三七二	一	[illegible]八
第五区	[illegible]	二一	六〇〇	一	四[illegible]
第六区	[illegible]	[illegible]	三一八	一	[illegible]
第七区	[illegible]	[illegible]	三七六	一	[illegible]
第八区	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一	四[illegible]
第九区	[illegible]	[illegible]	四[illegible]一	[illegible]	[illegible]
第十区	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

兵員 予備	兵員 後備	兵員 計	兵器 騎銃	兵器 拳銃	兵器 其他	敵ノ死	敵ノ傷	拉致	暴亂	不逞	公宅	叛徒	盜匪	火藥	過怠	其他
二六五	/	三九八七	八〇	二	/	/	/	/		/			/	/	三	/
三九二二	/	四一八一	七五	四	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	四	/
三七五五	/	三九一五	六〇	二			/	/	/			/	/	/	一〇	/
一一六七		一七二三	[illegible]	二	/	/	/	/	/	/	/	/		四六	一八	/
三〇二八		[illegible]八八	[illegible]	三	/	/	/			/	/	/	/	/	[illegible]	/
[illegible]		三七四五	[illegible]	二	/	/	/				/			/	六	/
[illegible]		三一六六	[illegible]	[illegible]	/	/	/	/	/	/	/			/		一
[illegible]		六四一八	[illegible]	[illegible]			/	/		/	/	/		/	/	/
[illegible]		三六一九	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]								[illegible]
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]		一		[illegible]		[illegible]	[illegible]			[illegible]		一
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]		一	/	[illegible]					四[illegible]		[illegible]	二

[illegible]公所ノ附随業務

1. 種類

[illegible]公所ノ附随業務トシテハ[illegible]公業ノ管理[illegible]、[illegible]祭祀、試験、養老[illegible]。

[illegible]、[illegible]東部ハ[illegible]民[illegible]ハ[illegible]直ノ[illegible]

[illegible]、賑[illegible]ニ[illegible]、[illegible]試験ニ[illegible]全[illegible]ト[illegible]

[illegible]三年[illegible]テ居ル。祭祀、賑糧、義倉、ノ根石割当徴収ハ全テ村公所ノ業務トナ[illegible]

[illegible]、[illegible]直接[illegible]村公所[illegible]

[illegible]ル。

祭[illegible]ノ[illegible]

[illegible]、[illegible]全部[illegible]、[illegible]

有力者デアルガ故ニ身分、地位ニ変更ヲ見ズ[illegible]相傳之テ村董ヲ為シテ居ル。

[illegible]村董ニ[illegible]、[illegible]村董[illegible]

三十二年以前	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	三二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
醫業者	七一	八	[illegible]	四八	四八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

民の代表村政に参與等重要綱目にのみたづさはり、寄附金、糧石の徴収等は村長が専管して一村公所庶務などを辨じてある、鉄道修築の際は開長は直営工事作業の責任を負はせられる、[illegible]誅説顧問に於ける小作兵作は困難、承徳、村費、義倉、職員全部の、[illegible]あるが、これは何れも[illegible]多数の手工、民工に随して[illegible]の職役は其等の者をして従事せしめてゐる。

2. 屯に於ける保甲制度（八区、村頭[illegible]）

第八区黄家村の村公所は民国十一年第八区大河村に設立せられ康徳三年六月[illegible]現在した。

大黄村公所 ｛秦家村、大河村、趙家村、会拉臥子、黄家村｝

康徳[illegible]同一[illegible]、[illegible]（一保甲制）運営に対する職責者[illegible]新村制に基き両公所を設立せしめた。

大屯村 ｛秦家村、大河村、趙家村、会拉臥子、黄家村、屯七、白家河屯村｝

朗東村、二道崗、陶家村、
三家子

新村制に就ては未だ新しく、目下記述すべき資料なきため旧村制に於ける保甲制に就て以下述べることにする。

保甲上に於ける村の構成

秦家村、大内村、趙家村、金拉敖不、黄家村の五個屯を以って一甲となし[illegible]してゐる。

而して村董六名あり、其の内二名は黄家村より選出されてゐる、村董は[illegible]を有する者で六名の合議制の下に村長が決定される、村政は村長と副村長の[illegible]く村董に依ってゐる。

村長の任期は一年であって村長の職務は政令の傳達、村政の[illegible]、村董、甲長、[illegible]は土地所有者[illegible]村董[illegible]村董に比較し政治上の指導勢力を持ってゐる、村長[illegible]は無報酬である。

次に他の構成上最も重要な役割をなす牌長に就て述べる。

牌長の任命は十家で協議選出されるのであるが牌長になる者は、

一、信用ある者、

二、交際手腕のある者、

三、土語に通ずる者、

等の条件を必要とする。而して斯かる条件に適する者十[illegible]

る。

例へば色民農番21、馬万山なる者あり財産なきも小才巧みなるため牌長とし自他共に許し、又

耕地は、[illegible]

有者たる彼が牌長の席についてゐる。

保甲長等へ[illegible]警察分駐所員が[illegible]

[illegible]意見を徴した。

[illegible]管轄下各村の牌長及び[illegible]

[illegible]選挙、相談等は[illegible]

[illegible]して牌長全員出席する。

牌長の職務

一、[illegible]戸口の出生、死亡に関し牌長はこれを村長に報告する。

二、[illegible]に関する書類、種及鉄器の保管。

三、[illegible]に関する報告。

（４）支里以上の場所に移転する時は牌長の保証と警察署の移転証明書を要す

[illegible]命令の厳守、

教育[illegible]、[illegible]、牌長、村長、警察署、[illegible]、[illegible]

をつけて決定する。

[illegible]元年十[illegible]一回、[illegible]十二月[illegible]一回、[illegible]に関[illegible]、警察署[illegible]、牌[illegible]

[illegible]た。

[illegible]実際勤[illegible]は所有者が大体名誉職なる牌長の[illegible]

[illegible]牌長[illegible]煩雑[illegible]から「[illegible]」[illegible]

[illegible]面積以上[illegible]

保甲経費に対する報償は末尾に歳出歳入予算表を掲げてあるから此処には省略する。

[illegible]保甲費[illegible]

[illegible]経済[illegible]

り十二月末迄であつて村予算に應じて土地所有者に一天地に付き若干の費用が徵收せられる。

徳二年度は一ケ月三円四十銭であつて、所有土地に対して一ケ年を三期に分けて徵收した。

第一期——自一月十五日至四月三〇日　徵收期日——二月一日より十日間

第二期——自五月一日至七月三十一日　〃　——五月一日より十日間

第三期——自八月一日至十二月一日　〃　——八月一日より十日間

村長が徴収に当る。

康徳元年度予算決算、康徳二年度予算表を附して参考資料に供す。

康徳元年度保甲收入歳出預算表

第十牌甲八区天河村公所編制

收入之部

項目	全額	説明
本村所属土地收入	七八四、五〇	本年副村所属地共一万零四百六十畝按九個月每畝地應徴経常臨時保甲等費国幣七分五
合計	七八四、五〇	照上数

支出之部

款	項	目	月額	年額	説明
経常保甲費	俸給		七三、二七	六五九、四〇	
		一、甲国長俸給	九、〇〇	八一、〇〇	甲国長一人、国副一人每人每月合大洋貴三元按九個月核上数

款	項	目	（經常）	預算	備考
臨時費		二、國丁服費	六〇、〇〇	五四〇、〇〇	甲長[illegible]個月枝之上款
		三、保長辦公費	四、二七	三八、四〇	本主村土地一百零四百六十畝每十畝攤[illegible]六厘七毫九個月枝之上款
			一三、八九	一二五、一〇	
	彈藥費		四、四四	四〇、〇〇	
		一、子彈費	四、四四	四〇、〇〇	九個月計算國部如上款
	賞與金		九、四五	八五、一〇	
		一、賞與金	五、四五	四九、一〇	九個月枝之如上款
		二、補助金	二、[illegible]	三六、〇〇	甲丁作軍衣
經常臨時兩費合計			七、四[illegible]	七八四、五〇	

發干村[illegible]、[illegible]區[illegible]河村公所[illegible]銷

[illegible]經[illegible]費、[illegible]收入歲出決算表

款	摘要	預算金額	收入金額	收出比較
[illegible]費	本所轄地一千零四百六十畝 每十畝按六角七分五厘徵收之	七[illegible]六、[illegible]五	八八[illegible]	[illegible]八、八[illegible]

歳出經常部

款	項	豫算額
[illegible]	同	[illegible]
	[illegible]費	[illegible]
	[illegible]費	[illegible]
	[illegible]之費	[illegible]
計		[illegible]

第二臨時

款	項	豫算額
	賑救費	[illegible]
臨時部計		[illegible]
歳出合計	通計	[illegible]

康德元年度歳入歳出預算表

金州縣第八区[illegible]河村公所編造

收入之部

項目	金額	説明
本村所屬土地收入	一五二八、五二	本村所屬地一万零九百十八畝每畝全年徴收一角四分[illegible]
合計	一五二八、五二	

支出経常部

項	目	月額	年額	説明
一、人件費		四五、〇〇	五四〇、〇〇	
	一、村長津貼	一六、〇〇	一九二、〇〇	
	二、村副津貼	一二、〇〇	一四四、〇〇	
	三、僱員薪金	一〇、〇〇	一二〇、〇〇	

四、村丁薪金	七、〇〇	八四、〇〇	
二、辦公費	五六、〇〇	六三二、〇〇	
一、物品費	五、〇〇	六〇、〇〇	紙張棹櫈等
二、消耗費	六、〇〇	七二、〇〇	木箸燭油茶葉等
三、印刷費	二、五〇	三〇、〇〇	[illegible]代處各項
四、燃料費	五、〇〇	二〇〇、〇〇	電、燈十六、燭火、[illegible]爐用計算
五、文具費	六、〇〇	七[illegible]	筆、硯、墨、等
六、旅費	九、〇〇	一〇八、〇〇	赴縣及赴治安第八區開會
七、修繕費	一、五〇	一八、〇〇	岩修廟所村公所及保甲所
八、房租費	二、〇〇	二四、〇〇	全年十二ヶ月計算
九、雜費	九、〇〇	一〇八、〇〇	募捐撥資錢次
十、招待費	一、[illegible]	一[illegible]	
合計		六三二、〇〇	

支出臨時部

項目	金額	説明
賤民救養費	三五、二四	此款交縣公署
[illegible]	一六五、〇〇	此款交八区郷農会
預備金	一五七、〇〇	以全年收入十分ノ一為預備金
合計	[illegible]	
経常臨時総計	一、六二九、[illegible]	

歳入之部

款	項目	預算金額	収入金額	備考
村費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

項	目	支出金額
一、人件費	一、村長津貼	一九二、〇〇
	二、村副津貼	一二〇、〇〇
	三、雇員薪金	一二〇、〇〇
	四、村丁工食	一三六、〇〇
	合計	五六八、〇〇
二、辦公費	一、物品費	七二、三四
	二、消耗費	一〇一、六九
	三、印刷費	三五、二七
	四、燈炭費	一五、〇〇
	五、文具費	二二、二七
	六、旅費	七三、〇五
	七、郵電費	一五、八〇
	八、房租費	二四、〇〇

九、雑費	一九三、九九九
一〇、予備費	八四、五〇
合計	六三六、七六

歳出臨時部

経常臨時	臨時費	
	賑恤救済費	三五、六〇
	郷農会	一二、〇二
	小計	一五七、六二
	通計	一、三六二、三八

徽中縣力入区又河村役所

康徳六年度公所歳入歳出決算書

遼中縣第八區西河村公所請准

康德二年度歲入歲出預算表

歲入之部

項目	金額	說明
村團體土地收入	六、七一二、一一	本年新村共有土地一萬零九百十八畝餘 其收入以支出縣村出以征收 [illegible]
學費收入	四〇、〇〇	本年新村學校三級初級學生為級生共計八十名每名收費五角共計四十元
收入合計	四、[illegible]一、一二	以上二項共計收入如上數

歲出經常部

款	項	目	預算額	前年額	說明
村費			二七一、四二	三三三、二三	歲出經常部村公所經費各項費用共計如上數
一、村公所費	一、人件費		八二、〇〇	九三六、〇〇	村公所人件費辦公費二項共計上數

一、人件費		八、〇〇〇	三三六〇〇	村公所人件費
	一、村長津貼			義務職
	二、村局津貼	八〇〇	九、六〇〇	
	二、雇員薪金	一、二〇〇	一四、四〇〇	
	四、村丁夫役工費	八〇〇	九、六〇〇	
二、辦公費		五四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	村公所辦公費
	一、物品費	四、〇〇〇	四八、〇〇〇	村中所係[illegible]
	二、消耗費	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	煤油木炭水柴茶葉洋火等
	三、印刷費	二、〇〇〇	二四、〇〇〇	賬簿收據呈文紙等
	四、郵電及運搬費	[illegible]	二四、〇〇〇	[illegible]
	五、暖房費	六、〇〇〇	二四、〇〇〇	村公所[illegible]
	六、[illegible]費	五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	筆墨紙張
	旅費	六、〇〇〇	七二、〇〇〇	村長[illegible]
	八、修繕費	三、〇〇〇	三六、〇〇〇	村公所內修[illegible]
	九、房租費	四、〇〇〇	四八、〇〇〇	村中所係用所佔用
	十、雜費	一二、〇〇〇	一四四、〇〇〇	[illegible]

款	項	目			說明
二、保甲費			九三、四一	一一四五、一一	[illegible]
	一、餉　費		八三、〇〇	九九六、〇〇	
		一、保甲長津貼	[illegible]	[illegible]	[illegible]計算
		二、甲丁餉費	八〇、〇〇	九六〇、〇〇	甲丁二十名十二個月計算
	二、其他經費		一二、四二	一四九、一三	
		一、保甲辦公費	三、四二	四一、一三	[illegible]
		二、犒獎金	四、〇〇	四八、〇〇	出力團長犒賞之
		三、服裝費	五、〇〇	六〇、〇〇	團丁衣帽[illegible]
一、教育費			一一四、〇〇	一三七二、〇〇	[illegible]辦公費二兩[illegible]計[illegible]款
	一、人件費		六八、〇〇	八一六、〇〇	
		一、教育薪金	五二、〇〇	六二四、〇〇	[illegible]村趙家村[illegible]完小教員一名每月各[illegible]十六元 十二個月
		二、夫役工資	一六、〇〇	一九二、〇〇	夫役二名每名工資八元十二個月計算
	二、辦公費		四六、〇〇	四五六、〇〇	
		一、消耗費	一〇、〇〇	一二〇、〇〇	二完學校所用床[illegible]煤油茶葉等
		二、冊簿費	一、〇〇	一二、〇〇	學校所用冊簿等
		五、賃房費	一二、〇〇	四八〇、〇〇	十、十一、十二、正、四個月計算

六文具費	八、〇〇〇	九六、〇〇〇	[illegible]
七藥費	三、〇〇〇	三六、〇〇〇	[illegible]
八修繕費	四、〇〇〇	四八、〇〇〇	[illegible]
九雜費	八、〇〇〇	九六、〇〇〇	[illegible]

歲出臨時部

項目	金額	說明
土木費	一八七、[illegible]一	此款係[illegible]
[illegible]補助費	九八、二七	此款繳縣公署
[illegible]	二九五、五四	此款辦農會一切經費
預備金	一七七、六七	各項不足時動用之
合計	七五八、九九	
經常臨時總計	[illegible]	

建国後軍隊警察隊の活躍は今も[illegible]行軍[illegible]木[illegible]町と[illegible]、[illegible]

の一部、洞窟村落、張[illegible]偉（表番（二））、王口碑（表番（五））、黄鳳鳴（表番（二））[illegible]

も[illegible]一鉄[illegible]、[illegible]諸[illegible]、又[illegible]

原本屯は治安良好にして匪賊の襲撃を受けたこともない。

[illegible]導入[illegible]、[illegible]

ない、新作物「ケナフ」も未だ本屯には栽培されてゐない、高粱、谷子、豆子の改良種の導入も

[illegible]

一般農民の政治に対する関心

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四　[illegible]

一、治安状況の変遷

1、建国前の治安情況と対策

a、匪賊一般状況（大同元年頃）

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]被害甚しく、[illegible]先づ治安を匪賊に[illegible]、[illegible]

盗山、[illegible]匪賊は来襲[illegible]
匪勢[illegible]は[illegible]千人に達し[illegible]
、縣当局に於ては[illegible]郷團[illegible]五区[illegible]
中西南方の[illegible]匪賊の[illegible]郷團は[illegible]
総ての[illegible]
撤退した。

かくの如くして縣の南部三区、四区、五区は均しく匪手に落ち地方の混乱状態は其の極に達し、[illegible]部各区の[illegible]に蜂起し[illegible]
[illegible]
た。

然し匪患は[illegible]公安隊、自衛團は討伐に[illegible]
其の[illegible]匪賊の[illegible]
は四十余回に達した。

其の[illegible]匪首は「六義[illegible]」「正台[illegible]」等[illegible]
は、縣城の攻撃を計画したが劉公安局長の防禦[illegible]
討伐[illegible]二回に亘り満鄂戸（第六区）、古城子（第六区）を攻撃して来たが[illegible]
[illegible]に於ける匪患は一段落となった。

[illegible]

取り乃六区高衣村及び六本営に集合し以つて県城を攻撃し県城外を急進し鬼毒攻をとるべからざるものあり、警察隊は激戦二時間後ようやくこれを撃退し、敵死傷者中には大刀会匪が[illegible]

同他匪首炎山、双山府、由山、其他青山、海龍、双来、双陽等は何れも敵匪の部下と存[illegible]

[illegible]敗は県城攻撃に失敗し遂いに敗退してより県下の治安は漸々平静に帰復した。

6. 治安状況

[illegible]

食料其他の費用は地方民より補給せしめ県南部の治安は漸次平穏化した。

[illegible]

東沒入を關東に逸だした。

大同二年度匪賊一般概況

同年度の治安状況は比較的良好であつた、同一事変の發生期間にはなかつ[illegible]

した。

此等の匪賊は何れも隣縣より沒入せしものにして警備の堅固によりて[illegible]

同年度に於ける匪賊の出沒回數七〇回、匪賊延人員約千人、討伐出動回數[illegible]

四、五区を除き其他東北各地方は僅少であつた。

治安工作

大同二年治安工作は各期及び時期の二つの方法を講じ國當は縣内警察隊が[illegible]

歩法を図るため各要所に分駐す。尚各渡船場を閉止して收船は大河を渡り全部の[illegible]

[illegible]を防止すべし。

又時にはこれを時常巡廻して沿辺地帯を巡邏し以て此地帯の治安[illegible]

ず、國内に商團五十六及警察署の所在地に駐在せしめた。

各村には村長の指揮に依り壮丁を訓練し團員により大安[illegible]

る治安對策の概要である。

康徳元年、二年度治安状況

本縣の治安維持に就いては建國以來友軍日本軍の駐屯により[illegible]

と比るれば非常に良好となり討伐の加はると王道主義の感化力も又相当奏効した。

本年一月より現在迄の治安は比較的平穏にして其の内最も有力な匪賊としては「老頭子」一味にして現在も相当勢力を有し屡々新民縣境に出没した。其他縣内に出没する匪賊は殆ど無く、る者に過ぎず反満抗日的色彩をおびておる者はなく所謂土匪と称する者にて市井の無職者又貧窮なる者が多く、之等は保甲制度の実施と相まつて漸次消滅せられ、武装團体も相当効果的に大きく獲得した。

自衛團組織の変遷

縣中央に於ける自衛團組織の変遷については民國十四年「郷民團」の郷團なるもの組織したるを以つて不備なりとし全二十年に至り自衛團と改称した、康徳元年一時解散したが全二年秋復活した。

組織

自衛團の管轄は縣警務局に属し機構は左の如くである。

團總——一區一名各村長有力者之を選挙し、警察署長を通じて同意し、縣長、警務局長之を任命す。任期期限はない。

副團總——選挙制團總に同じ、任期期限なし。

康徳元年度に於いては副團總の下に隊長及班長ありたり。

牌長——十戸へ一名にて保甲長の詮衡によりて決定す。

班　長＝＝二十人の長で政長之を任命す。

康徳三年度に於ける現在は左の如くである。

副團總の下に「田團長」あり一村一名の割であるが、村公所公署の [illegible]

は其の下に班長を任命する。

「壮丁」、耕地面積約五十天地より一名の割合、康徳二年度は約二十五天地より一名の割で [illegible]

一、年令二十才乃至三十才迄、但し任期は無期限で詮考は区、保長の協議により村長が [illegible] 決

定する、保証人は二名を要する。

民國満代の自衛團

民国十四年に至る迄は七区自らが銃器を [illegible] して自衛に当つた、 [illegible]

十天地に一人の割合で團員を出さしめた。

当村に於ては民国十四年夾河村公所に郡團本部を設けられ團員約二十名 [illegible]

た、團員は土地四十天地より一人の割合で選出され、其の給料、被服費用は [illegible]

り、費用は一天地に付き一円を徴収した。事変前に於ては [illegible]

銭を徴収した。團員の給料は当時一ヶ月八円であり、年齢は [illegible] 自衛

團員は十円より十二月の収穫出廻期の治安に任じたものである。

[illegible] になつたのは事変後匪賊討伐 [illegible]

より以来のことである。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

團員の給與

團員[illegible]

團員——六円（一ヶ月）

であつて此れは村費の内から支出せられた。

[illegible]

[illegible]

[illegible]團員[illegible]

[illegible]團員[illegible]村[illegible]

[illegible]一名團員を出していた。

警察官の待遇

[illegible]

四鋤、長番ろ兩國県四鋤、農番ろ王山棟左衛、農番ろ良太公二鋤、農番[illegible]

鋤である。現在鋤器は全部戦公爵に回収せられた。

自衛團が討伐等にし民家に侵入する場合事変武も学校前に難しけの損壊金品は[illegible]

、自衛團員は前月々国歓或は警察に関係した者より選挙す。

本屯は治安不良の爲めに地主々賊納等に包囲し居例はない。又耕作期間小期、一八[illegible]

不能に陥つた事実は未だ一度もない。

村と屯（自衛團）との連繋

両者其々が最下部構造を屯に置き且つ組織上独立しておるが人的には[illegible]

、村甲位一体的関係に立ち屯自衛團役員は村（甲）役員より選出せられる。

自衛團は外部に対し[illegible]自ら活動を以つて働きかけ村（甲）は専ら内に在つて[illegible]

第三節　家族制度

家庭生活は著しく大家族主義により年長の父親が主権者と[illegible]

げてゐる。大きな組になると数十人或はそれ以上も一團の中に一家族として生活してゐる。

本屯に於ける大家族制度の特典的なものとして[illegible]

三十二、四十二八、又十八（一）次に農番ろの両國県と農番[illegible]

前者は男九人、女一一人に対し後者は男一三人、女七人とある。次は映画と[illegible]家族、全数十五人（男十人、女五人）が之れに次いでゐる。

元来我国の女性情が頗る[illegible]であるうえ、一方には家族制度の[illegible]一層[illegible]しては、[illegible]の倫理道徳は法律が[illegible]、傳統が尊ばれすぎた為に、道[illegible]こと[illegible]、公[illegible]表立つてたまり議論が聞かれない。しかし、実際には倫理道徳を亡[illegible]、家庭、制度の[illegible]が一種の空文扱ひをして要領よく裏をかいておる傾向が見られる。[illegible]家族の各自が居室を別にしてそれぞれ自分の[illegible]こもり、自己生活の本領に[illegible]つて行くのだから内面的には他人の集合といふべき趣を呈するのである。そして各々ぐよく云へば経済的独立の観念、悪く言へば金銭執着の念が至つて強い為め、そうした点に縛んでいるくく離れ、すべつにいがみ合ふのではないが内心お互に睨れ合ふこともなく、めいめい勝手に自分の事だけに没頭するといつた風な傾向が自然に生じてゐるのである。其の点眼下實の小ぢんまりした生活も[illegible]、[illegible]樂しい我家[illegible]生活[illegible]あるといふ風に考へられる。

家族[illegible]制

一家を代表するものたる「当家」は、[illegible]当家は普通年長の父親、[illegible]

一家の如何[illegible]決定されるべき[illegible]

結婚[illegible]、土地の売買、上地[illegible]、借財、負債、[illegible]の[illegible]事断にも決定[illegible]

、結婚、〔illegible〕

〔illegible〕

〔illegible〕

〔illegible〕

家内の協同、及家計分離独立の程度

〔illegible〕

〔illegible〕

（当家）

〔illegible〕

耕作収益〔illegible〕は概ね当家が〔illegible〕一人で管理する。〔illegible〕

香莚）に得た金も家のものとして当家が管理する。

食事は両親と当家を除き全く同一食物を取る、家産も家のものと個人のものと区別して分けることは無いが、妻の持参金は家計と別個に取扱はれ、本人の身の廻り品購入の一部として使用される。当家は許しを得なければ勝手に其の金を使用してはならない。

[illegible]

[illegible]の負債は個人にて責任を負はなければならない。

大家族制度

今家族を[illegible]ると大家族制となつた、彼等は一般に大家族制を理想的な[illegible]
[illegible]様である。家族内各構成員の意見[illegible]合之は一緒に任[illegible]
[illegible]になり[illegible]、自然に相互融通が出来て便利である。然し[illegible]
[illegible]された場合は[illegible]。

大家族の長所として農民は次の如き観念を有している。自分一人に全財産を背負つている気がして気持が良い。又短所としては個々同じ人同志顔つき合せてゐるので互同志の[illegible]等の[illegible]つた場合でもへたい気になつて気持が悪い。言葉は係の変化のない言葉であるが如く満人の生活[illegible]である。

相続制について

必ずしも長子相続は行はれない、前当家の指示する自分の気に入りの教養のあるしつかりした者に家督をゆずる。

養子を取る場合は自家が二女[illegible]にて男子無き場合[illegible]、[illegible]
[illegible]を取る。[illegible]場合[illegible]、男子なきも「[illegible]子」に[illegible]一人[illegible]

とを取ることはない。

実家族は習慣の問題を生じて若しく生じた場合に分家して行くは[illegible]

はない。分家は親族会議で決定される。分家者年齢は[illegible]

る者は長男で若し彼が分家する様な事があれば彼の家に帰つて[illegible]

分家の時期は年齢、結婚が多い。分家する場合は分家者を[illegible]

[illegible]

[illegible]分家に際し[illegible]他の者より扶養者として余分に財産を分割[illegible]

[illegible]場合は親は随時[illegible]家に別居の形で扶養[illegible]

例は極く少い様である。

家産の分割

女子は家産の分割に与らない。例へば妹が結婚前に分家した時には妹の好きな兄弟の内一人の

[illegible]結婚費用を結婚する時[illegible]分に相当する家産が与へられる。

未婚の者が分家する場合は嫁をもらう費用の分だけ余分に与へられる。未だ一本で独立の出来

ない者が分家する時は分け前を以つて親戚或は好きな者の処に行く。

[illegible]動産不動産を[illegible]

[illegible]分家[illegible]

分家[illegible]同一時期に時期を異にする[illegible]分家する。[illegible]

家と親戚との間にあらかじめ取極め全へ平等にし、親を扶養する者は[illegible]多くし、当家の[illegible]

或は又は籤引によつて分前を決定する。此の時分家単を書く。

耕作地の分割の場合、耕地が一ケ所に集まつて居る場合は[illegible]に[illegible]分する、或は一、

中、下地の耕地の広さを按配して各人の耕地が大体一ケ処に集る様にする。

家族の一員で[illegible]或は他地に居住して其の生活と関係なき場合に於ては分家の[illegible]

[illegible]分け前を与へられるが、[illegible]親戚は[illegible]耕作管理を委嘱する[illegible]

〆るから不在地主の土地と化する様なことはない。

脱穀場の如きものは従前通り共同にて使用する。

家屋を分割せられる者はそれに相当する全額だけ動産、不動産の分割を少なくして[illegible]

これで一、家屋を分割にあずからぬ者は建築資金を分家の際に給されて[illegible]

分割に際して[illegible]難き墓地等は共有地とする。分家[illegible]耕地が分割せられた[illegible]

前はない。

地税は分家の場合実際上の土地に一致する様今迄[illegible]登記する[illegible]

[illegible]場合があり。親戚は[illegible]一人が保管し納税其他に関[illegible]問題発生[illegible]場

合「分家単」が証明する唯一の物件となる訳である。

家屋[illegible]は評価して均合す、動産の[illegible]農具、家畜等に不[illegible]した場合詳細、[illegible]

[illegible]

ある場合自分を死亡したる時分の一人当円づつ分割して前借させた。之に対し分家する者は、[illegible]
次男子し に借金を分たなければならぬ、この場合債権者を呼んで同意を得るが常で[illegible]

参考資料

分家單

立三鬮分家人條[illegible]等兄弟四人同居多年因人衆事繁家道不齊特請族親及人[illegible]公[illegible]
將所有田[illegible]等項按照四股均分[illegible]清單開列於後[illegible]各分[illegible]
不得異言相爭執倘後如有[illegible]不清[illegible]親友人等[illegible]分[illegible]據

長房

業[illegible]田此

一段	一四條	[illegible]	
業[illegible] 二段	[illegible]一七條	動物生畜	價一百零六元
三段	一五條	[illegible]	七十二元

二缸 缸	
小鍋	一
[illegible]	一個
[illegible]子	一
箒子	一個

家と親戚との間にあらかじめ取極め全く平等にし一親を扶養する者は他より多くし当家の意図か

或は又は籤引によって分前を決定する。此の時分家届を書く。

耕作地の分割の場合、耕地が一ヶ所に集まっておる場合は籤の順によって分ける、或は一

中、下地の耕地の広さを按配して各人の耕地が大体一ヶ所に集る様にする。

家族の一員が職業の為に他所に居住し生活に困窮なき場合は、其の分家の分は[illegible]

[illegible]親戚は[illegible]耕地を管理する[illegible]

となるから不在地主の土地と化する様なことはない。

脱穀場の如きものは従前通り共同にて使用する。

家屋の分割に代る者はそれに相当する全額だけ動産、不動産の分割が少なくなる[illegible]

[illegible]家屋の分割が少ないか一方の者は現金を分家に際して渡される訳である。[illegible]

分割に際し、分け難き墓地等は共有地にする、分家し[illegible]耕地が分割されない[illegible]

事は稀い。

地券は分家の場合実際上の土地と一致する様分割し登記する様なことはなかった、但し

[illegible]場合がない。親戚は親戚くは分家した内の一人が保管し納税其他に関しても問題を生じた場

合「分家届」が証明する唯一の物件となる訳である。

家屋敷は評価しく均合す、動産の結果農具、家畜等に不足を来した場合補足、屋敷、家へ[illegible]

[illegible]家の負債の分割は大体兄弟四人が分家する場合、当家が[illegible]

ある場合自分を見上ことを三等分の一人百円づつ分割して前掛させる。上に対し[illegible]

決済をし、借金を分たんせねばならぬ、この場合債権者を呼んで同意を求める様に[illegible]

参考資料

分家單

立分家人係張土金邦棟等兄四人同居多年因人員事繁家道不齊難諸志願近央人等公同議定將老人所有[illegible]

田地房屋等項按照四股均分現有清單開列於後以昭公平之分各分門戶各守各業分當生意[illegible]

不得見相爭執倘後如有藉端不清等情有親友人等承管恐後無憑立分家單爲據

長子　當衆爲憑

一段　一四條　代外廟款百捌拾弍元

靠東　二級討地一　七條　開下生甫　匯一百捌大元

三段　一五條　附欠借此青苗訂訂百七十二元

二缸缸　一　口

小鍋　一

飯匙　一　個

穴子　一

扇子　一　個

次門 [illegible]次官地

鼻東 一段 十五係
[illegible]段篭十七係 以赤[illegible]
二段 十五係 [illegible]

次門 周家信地

鼻東三段計穐 十七係
二段 十四係
一段 十二係

經手執事八

次門 周次官地

鼻東中段計穐 十七係
四段 十四係
四段 十六係

謝潤[illegible]
徐殿[illegible]
馬安[illegible]
[illegible]
王福廷
徐久珍
閻文会

七六四

次[illegible] [illegible]
[illegible] [illegible]
小米 七件
[illegible] [illegible]
[illegible] [illegible]
[illegible] [illegible]
箱子 一个
小銀貨 一个

賞一包　二兩六一元

養老地拾制敵　餅一次

金重

千車犁鏵均抗

石頭、淺予二分五元　　代弁人　[illegible]　[illegible]

破碳各一盤均入元

大十箱炭九口小抗

鐵方一便均抗

康熙[illegible]年[illegible]月二十[illegible]日之外[illegible]單保　出　長邪　[illegible]　金

台灣道保

十二

立[illegible]家[illegible]南保　上[illegible]長邪　金　[illegible]

[illegible]

[illegible]

閩家信地　一段　十四条

長門應分　靠東二段計總　十七条　久分價參百捌十貳元

三段　十五条　物西牲畜等價計一百零六元

閩家信地肯面計叁百七十九元

閩家信地　三段　十五条

次門應分　靠東二段計總　十七条　比上牲畜物西肯面外貴沟　七八

二段　十三条　折找開付

閩家信地　二段　十四条

三次門應分　靠東二段計總　十七条

三段　十五条

閩家信地　四段　十五条

四次應分　比次信二棟　中段計總　十七条

四段　十六条

賬一匹

賣[illegible]之[illegible]樣[illegible]

計一共

生[illegible]

[illegible]元

石頭流子三元

頂戴合一盤三元

大小猪九口約二十元

經手親友人

趙鴻[illegible]

徐殿甲

夏文会

黃茂山

[illegible]

[illegible]

[illegible]

代字人 [illegible]君 三

[illegible]三十三年[illegible]月[illegible]日[illegible]

立 [illegible]

尚家信也　一段　十四条

長門檀分　筆東二段計地　十七条

三段　十五条

尚家信也　三段　十五条

次門檀分　筆東二段計地　十七条

二段　十三条

尚家信也　二段　十四条

三次門檀分　筆東二段計地　十七条

三段　十五条

四次檀分、尚家信也　四段　十五条

此次信三棟　中段計地　十七条

四段　十六条

馬一匹

久外債参百捌十弐元

物価牲畜等頂計一百零六元

尚家信也膏田行丢百七十九元

此上牲畜物品膏田外責物十八

折找開付

犁一具

全車

耙把

石頭流子三元

碾磙各一盤五元

大小豬九口均二十元

養老地十捌畝

經仝親友人

趙鴻逖

宋殿田

曹文全

黄成山

馬尸峯

王留住

徐〻貞

代字人　張肖一

康德三年舊曆六月二十日立分家單人係

士傑　全

張　邦

亨

ニ分六厘、六十四匁(?)[illegible]甲(?)ニ、[illegible]ニ百(?)、[illegible]穀(?)[illegible]下[illegible]人、[illegible]

米穀諸物是迄[illegible]両[illegible]渡[illegible]列小銭(?)只此[illegible]

此内代切有物(?)[illegible]清(?)[illegible]入等面々渋(?)管(?)[illegible]無據此外[illegible]人迄之儀

右(?)竹積分　蘭欽信比　羅車(?)六段計滝(?)　十四條
　　一　二段　〃　十七條
　　一　一段　〃　十五條

大外廣[illegible]例十二元
物西(?)性(?)[illegible]一百零六元
蘭家信比青面(?)訂二百七十六元
以上外[illegible]物[illegible]
折交(?)用付、

外ノ積分　蘭宗吉(?)比　羅東(?)四段計滝　十五條
　　一　二段　〃　十一條
　　〃　三段　〃　十五條

二度(?)積分　蘭家信比　羅甲二段計滝　十三條
　　一　三段　〃　十七條
　　〃　二段　〃　十五條

羅車四段計滝　十五條

四次门应分 崗尖信九 〃中段 〃 十七條

也门分割三条 〃四段 〃 十六條 姓下瀛六人

馬一匹

[illegible]一人 二丈均洋六十元

全車

[illegible]年鍾一丈洋十元

石头滚子市均小洋五元

鐵鍋各一盤肉〃元

〃八搭坎心〃均洋〃一十元

鋤〃一口均洋〃元

代字人 张尚三

王成田
吳〃八
陳学茶
王〃〃
徐〃良
蘭〃〃
趙振咸

康德三年阴历六月二十四立分家单人 沈土魁 金

振邦

三一 [illegible] 王天

立分家單人徐士保（金邦 長）等弟兄四人同居多年皆因人多勢眾家道不各特清苦難近今人多公用添若守老人與同
產業器附物品牲畜等項按照四份均分開有清單開列於後兄弟析居之後各立門戶各守本分莫爭執生端今恐
天命謂後知後有憑恐口不清寫清有親友人等面人承寫憑證後眾憑立此分家單執照為據

長門應分 閩家厝地
第頭段計地 十四條
〃二段 〃 十七條
〃三段 〃 十五條

又外債券丙捌拾貳元
物品牲畜等項計一百零六元
閩家信地書面計貳百七十六元
以上外債物品書面作三份攤各七十
計另開付

次門應分 閩家信地
第一段計地 十五條
〃二段 〃 十七條
〃三段 〃 十五條

次門應分 閩家信地
第二段計地 十四條
〃三段 〃 十七條
〃二段 〃 十五條
第二段計地 十□條

次八個分 商賞給也
抄錄對原單

〃 半股 〃 四股 〃 十六股

[illegible]
徐殿甲
殷秀章
黃岐山
徐人同
曹文金
湯沃然

[illegible]一兰 [illegible]
䟽〃 [illegible]
全 兩
記一兵拾元
右夫滾子二个均九十五元
碾硯盃一盤均九十八元 仁字人 張照八
刨力一人均二元

康熙拾年正月六日 [illegible] 三之分家第八條 立 張 金
振邦
見證 蓮 踐

第四節　教育

明、治十二年前までは各所に私塾があり、明治十二年に[illegible]宮内、[illegible]村[illegible]

立小学校を開設した。建設資金は[illegible]

校を[illegible]、校舎は[illegible]、生一名[illegible]四十余名、[illegible]

なお[illegible]、六名で[illegible]

[illegible]の学習[illegible]

[illegible]寄宿等[illegible]、大体通学生は[illegible]

もあり十五、六の通学生がある。

[illegible]教授法[illegible]四ケ年で卒業する。[illegible]

[illegible]師範学校等に入学する。[illegible]

[illegible]即ち三回[illegible]

[illegible]二級学級[illegible]修学[illegible]

[illegible]

[illegible]入学した者は[illegible]

[illegible]現在の教師[illegible]

[illegible]二十二名、[illegible]

[illegible]は四十六名、（男生徒二十八名、女生徒十八名）現在之学校は五元（月額）[illegible]

[illegible]

[illegible]「[illegible]」[illegible]

[illegible]教科書も[illegible]

[illegible]「[illegible]」[illegible]

以つて教育方面に努力してゐる。

[illegible]

「[illegible]」[illegible]

一日までは休校、夏期休暇は約一ケ月、其他、日曜、祝祭日は休校する。

生徒の年齢は男は大体八才より十五才位、女生徒は九才より十二、三才までの者が多い。

[illegible]、[illegible]、同村公所へ[illegible]

の所得中にあらゆる生活費が如何に大なるものであるかが明瞭にわかる。

収入之部

本村四字ヨリ收入	三七一二円二
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]

収入ノ部

款目	金額	説明
本村所属土地収入	三七一三、一二	
学費収入	四〇〇、〇〇	本王副村学校ニ於ケル学級生両級生共計八名毎名學費五元ヲ計收
収入合計	四一一三、一二	

歳出経常部（歳目費ハ必ズ支出セシメテアル）

款	項	目	月額	年額	備考
教育費			一〇六、〇〇	一二七二、〇〇	人件費、辦公費ニ項合計ノ数
	一、人件費		六八、〇〇	八一六、〇〇	
		一、教員薪水	五二、〇〇	六二四、〇〇	大教所、趙家村学ニ級教員二名毎月各自薪水金二十六円十二ヶ月計算
		二、夫役工資	一六、〇〇	一九二、〇〇	夫役二名毎名工資八元十二ヶ月計算

二、雑公費	二六、〇〇〇	四五六、〇〇	
一、消耗費	一〇、〇〇〇	二二〇、〇〇	二紀学校所用木炭煤油石炭等
二、新聞費	一、〇〇〇	一二、〇〇	学校所用冊簿
三、修繕費	一二、〇〇〇	四八、〇〇	十、十一、十二、一四五月計算
四、文房費	[illegible]	九六、〇〇	二紀学校所用試験
五、旅費	三、〇〇〇	三六、〇〇	教員学童回公外出
六、慰労費	四、〇〇〇	四八、〇〇	二紀学校慰労費
七、雑費	[illegible]	一六、〇〇	由学長学警到校招待旅費雑費等

即ち一村当り小学校費は六三六円で経常支出総計の約二〇%を占む。

第五節　衛生

而して民の衛生に対する観念は低く家族全員が衛生問題について[illegible]例[illegible]排除、便所は離中に設ける習慣なく、雑所であると云ふ所たる全くこれがなつて平気に行はれてゐる。炊事場[illegible]衛生[illegible]となれる[illegible]しない。尚しも村の所轄が[illegible]混[illegible]生活水スターム全般によつておるが一向平気なことである。飲料水としても、随分にごつた水雑物の

なつた木を平気で使用する、果物、野菜等、生のまゝの物を随分食べる。食事は定留をしてあたり[illegible]まだに生水を飲みならし、殊に水は、満洲農業移民[illegible]しかし知る為[illegible]生の偶然な機会に[illegible]ば頭をはき飲みする習慣は満洲へ[illegible]牛馬はかみすてる、入浴は殆んどしない、衣服は垢すみれ、先づそうした式の不潔が農民一般の日常生活を繰返づけてゐる。

しかしながら彼等農民が斯かる不潔な生活状態にありながら体が頑健なるは全く常食の内容が[illegible]簡素にして、大蒜、生葱、辣椒等、便通[illegible]なり点も大いにあづかつてゐるだろう。

本地には特別な風土病と称すべきものはない。

その外に於ける主なる病気としては、眼病で相当重患な「トラホーム」患者のある事に[illegible]た。因年度期には赤痢の猖獗を極めた所もある、調査年度の七月頃も民の大部分が之に罹病し[illegible]公署[illegible]た。同年度に於ても死亡者二、三名を出した。

民国時代以前に「コレラ」で当民が一時に数名死亡した外伝染病で困つた事はない。

[illegible]

「[illegible]子」である。

[illegible]

き入浴する。僅か冬期にし[illegible]、[illegible]浴を頻に[illegible]

位のものであらう。

て作男及び調査入浴等は自家にて行はれるのみ普通で其は朝川にて[illegible]

に行ふ、入浴は夏期[illegible]体を附近の池下又は河川で[illegible]

すだと云ふ。婦人にしては断然に入浴に行く、或は此ま清潔にしない、[illegible]

他屋内にて湯を以つて拭ふ程度のものである。

衣服の洗濯、裁縫は、農家婦人のつとめにして石鹸は[illegible]

行験を要求する所である。

[illegible]は医者に[illegible]すべき者は医生[illegible]

城の医者にかゝる。

普通の産婆としては七十歳の[illegible]

多し、其の他に[illegible]

収蔵された薬品を出売するが、数が少ない。

医者は一般に漢薬、貫は昔医生[illegible]

、医者、薬局[illegible]、[illegible]は門引き行ふ[illegible]

[illegible]、同民国二十年至康徳二年に[illegible]

なほ死亡状況の概要を見れば次の如くである。

出生數　男　二十七名　女　十八名　計　四十五名
死亡數　男　十三名　女　十二名　計　二十五名
差引增加數　二十名

最近五ケ年間ニ於ケル
男女別出生死亡統計表

		關係者	李元家	金奉春	張惠科	劉愛生	劉成人	宋有三	金玉華
男	民國二十年	出生				一			
		死亡							
	大同元年	出生							
		死亡							
	大同二年	出生							
		死亡							
	康德元年	出生							一
		死亡							
	康德二年	出生							
		死亡							
女	民國二十年	出生							
		死亡							
	大同元年	出生							
		死亡							
	大同二年	出生				一			
		死亡							
	康德元年	出生		一					
		死亡							
	康德二年	出生							
		死亡							

趙民承	李俊有	張成富	李俊才	刘德	閔百生	馬正	王国英	張百成	趙凤仙	吳金满	崔德仁	王国玉	王俊成	王萬德	袁才

[illegible]	韓玉[illegible]	[illegible]	郭錫有	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	賈文会	徐光一	[illegible]	[illegible]	何[illegible]山	[illegible]張祥
		一										一			
												一		一	一
							一		一						
一							一					一	一		一
													一		
													一		
				一				一						一	
										一					一
													三		
						一									
								一		一			一		
			一												

于長奎									
于長信									
馬玉山									
邢殿臣									
馬文發									
馬玉金									
[illegible]中全									
許[illegible]年					一				
徐光福									
呂大珍									
張有義									
徐殿甲	一								一
于廣生									
年文殿			一					二	
劉寶生									
劉慶山			一						

七八一

張保祥					一															
黄风明					一				一		一		一					一		
張維範													一		一					
張文奎								一	一											
合計	三	〇	五	三	四	一	一	六	七	三	二	〇	六	〇	五	四	三	六	二	二

第六節 風俗・習慣

結婚

結婚年齢は男子十五才—二〇才、女子十七才—二十一才位が本屯に於ては良い所である。一九三五年に於ける王口現、は二十才にして二十一才の女と結婚し、張登山、馬万山は十八才にして[illegible]の女と、張殿福、張恩福は十五才にして十七才の女と、張登山閻鳳鳴は十五才にして[illegible]十才上の女々夫々結婚してゐる。一般に年上の女を妻として居る状である。

婚約の期間不定で出生前や許婚が決められるものがあり、或は五、六才の時許婚として許婚を決定するのが多いが、現在はこの習慣は断次すたれて行く様で結婚前に決定される者が多くな[illegible]

行く候台にある、馬石山は四才で関定婚し、王□環は二十才、候[illegible]台、黄鳳嶼[illegible]四人[illegible]人[illegible]婚した。

、結婚は必ずしも屯内、同志の間で行はれてはいない、屯内外[illegible]黄鳳嶼の姉と、馬石山は県内第一区楊子峯より、張恩信は第一区[illegible]家屯より、黄鳳嶼は[illegible]の姉と夫々結婚した。

定婚のとき男子側から女の方に耳輪、首輪を送り、結婚前に布四疋、[illegible]に[illegible]購入[illegible]円位贈る。

相手側が金を欲しなかつた場合猪一頭など、高粱、大米等二、三斗贈る。

婚約をなす場合には男の間に仲人をたて双方の意志を取りまとめることは、[illegible]る。

結婚の費用は[illegible]具体的について見るに、王□環[illegible]の場合、黄鳳嶼（[illegible]）、[illegible]夫々百五十円余を支出し、馬石山[illegible]は[illegible]円[illegible]支出してゐる、[illegible]三〇、六〇円位が普通で、[illegible]酒飯の[illegible]に[illegible]費さは全く（没有銭）の理[illegible]で[illegible]人は全く必要とする[illegible]生活の保証確[illegible]である[illegible]。

葬儀

葬儀の際は[illegible]。

生[illegible]死んだ[illegible]時がすことは日本と同様、葬儀に対して出棺までに、[illegible]
読経、追悼等を行ふ、金持の家になると棺の上等なシクを使用し、早く家に還服を着せて、[illegible]

[illegible]に参した親戚、知己、住民は香典を持っておとずれ悔みをのべ種々世話をなす。香典は[illegible]は親戚は紙一帖、焼紙、遠い親戚なれば焼紙一刀、二刀位、貧乏人はやはり焼紙一刀位、知人、友人届けた者べる程度である。出棺は大体五日目位に行ひ埋葬にされるのであるが死亡した日から四日になるとしばらく埋葬することなく十八日経過して正式に埋葬する。かくの如く大人の葬儀は非常に鄭重な取扱はいたさないが、小供の死亡の場合は家に帰らず方々親族も幼弱の死亡の場合は棺を用ひず藁に包み埋葬、ひどいのは[illegible]で包み埋葬する。三、四才の者位になると死亡の場合納棺して埋葬する。

葬儀費用は階級別によってこれ／＼違ふ。本屯、野香の張文奎は父が死亡した時に[illegible]八百円の費用を要したと云ふ本屯開設以来のレコードをつくった。普通中流で二、三百円、最下級で三〇一〇〇円内外である。尚葬式には、[illegible]、[illegible]費、[illegible]は葬式経済上実に大打撃を受け、折角経費へ[illegible]でそのため、地主が小作人に転落したり、自作農が雇農に転落したりする傾向もある。

服喪は両親の場合は三年、祖父母の場合は一ヶ年半と云ふ習慣になってゐるが現在は大体一ヶ年位に切り上げる。服喪中は帯と帽子に白布を巻き又靴も白色のを用ひる。

墓参は七月、十月、十二月の三回に行ひ焼紙をたいて祀るのである。

本屯には寺を持ってゐるものはいない。あっても云はないかもわからないが祭祀は[illegible]同音にて

の所へ来る。

還元は老百姓に於て教団受けられるが、[illegible]、有智慧[illegible]行[illegible]。

そこには一、[illegible]の間[illegible]成試者[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

ではあるが、彼等は[illegible]が故に[illegible]するか[illegible]は[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]。

現に[illegible]するのも[illegible]であるべき[illegible]に[illegible]を知るを知らずべ、[illegible]。

なる。

本屯に於て人身売買の行はれた事は無い。

屯内の祭[illegible]、[illegible]、宗教、

部落の[illegible]つて[illegible]土地廟がある。[illegible]部落民が七、八年前に[illegible]、[illegible]

[illegible]信仰心のある者は[illegible]、[illegible]、[illegible]

其[illegible]物の[illegible]を行ふ[illegible]場合には部落民が地主[illegible]の[illegible]を[illegible]する[illegible]

と言つても土でこしらへたものである。黄心廟、仏仏廟は無い。

部落[illegible]信教[illegible]が[illegible]く文在、[illegible]が[illegible]の[illegible]

[illegible]のは[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]にある、各人共[illegible]証明書を持つてゐる、[illegible]

[illegible]に[illegible]へ[illegible]入させ[illegible]に加入させ[illegible]、[illegible]、入会[illegible]

[illegible]である。

耶蘇教、天主教、回々教徒は本地には居ない、又紅卍字会員も居ない。
本地に[illegible]十字街に[illegible]所[illegible]
[illegible]元[illegible]王仕[illegible]
会費として[illegible]円を一時に[illegible]張恩信、張維範は年一円を納入した、[illegible]
を勧誘されたま、入会[illegible]本会の本質[illegible]を知らず現在[illegible]
作物の豊作を祈り、雨[illegible]、豊年を感謝するも、害虫に対する迷信から[illegible]
天が廟前にてお祭りする様なことは本地にては一度も行はれた事はない。
從って、[illegible]舞踏や騒走する所なことはない。
上[illegible]て歩く「唱大内」「高脚」「唱秧歌」を来て各戸を廻して歩くのを聞くのが
農民の唯一のなぐさめである。
[illegible]
[illegible]
[illegible]

證第5、[illegible]ノ父[illegible]会ノ在理会員証明書寫

大満洲國聖道理善勧戒総会 第3023号

会員証明書

茲経富寧三君介紹奉天省遼中県黄家村士会王生敏係淵穀習志恪守会章款式成規順文一項下良善

好孤経本会査明属實合實行発給予証明則有襄助会務共資信守此証

大満洲國聖道理善勧合總会長 祖憲庭

康徳元年十二月七日 遼中発

呈悉大聖道理善研究総会会長祖憲庭呈請改案業経令據奉天省公署呈文八八七一一號[illegible]

処所請改為大満洲国聖道理善勧合総会一節应准如擬備案仰知照此批

文教部総長 鄭

大満洲国大同二年七月二十日

訴訟、犯罪、

本屯に於ては訴訟事件の起つたことは無い。土地に関する係争を生ずれば甲長、屯長へ公所

が有力者が仲介人になつて和解策を講じうまくまとめあげて仕舞ふ。

犯罪については本屯より阿片吸飲者、匪賊、窃盗を働いた者を出したことは無い。大体本屯は小範

囲の人達が互に協力一致して外に入ることを警戒し各階級に温情主義を以つて一致共同生活の実をあげてゐるの

で平和な空気に満たされ従つて困難な事件は発生しない。

第七節　農民の生活程度

一、富農の場合

本屯の家屋は草房と瓦房とより成つてゐるが殆んど大部分は草房で瓦房は、劉香芸、劉忠明、劉香林、張殿臣、于慶昌、劉香銘、年自興、劉香山、陳香山、劉香印、張文奎の大農家に過ぎない。

（戸別調査表附録八参照）

一間房子は普通南北両炕であつて房の大きさは構成員数により異るのであるが大人夫婦一炕に一人、小児なれば四人寝れる。

へ屋根瓦は本瓦より成り、鉄瓦、瓦等の建築の際より余程専門に入れてゐない、僅かに

短い中部は[illegible]。年二円工、日工[illegible]

[illegible]

る。

衣類は一人当り所帯用には皮襖、棉襖、小棉襖、棉褲等がある。小衣類は[illegible]

[illegible]としては、衣服としては大褂児、小褂児、単褲を各々二板を有し、[illegible]大夾襖、小

夾襖、被褥を所有し、二[illegible]は大体同所に揃つてある。

[illegible]（[illegible]入れ[illegible]）、衣服、[illegible]

[illegible]、[illegible]自体の[illegible]を防ぎ[illegible]、棉被[illegible]

れて使用すれば厳寒の候と雖も寒いことはない。一人の所有量は枕頭（まくら）一、褥子一、棉被

[illegible]である。

今此の西帯を見るに褥子は一枚三円、全衣服三十五円、棉被は五円余[illegible]

クーヶ年の消費量は三足の洋傭布を要し、小衣は[illegible]

才以下の小衣の場合）例あるものは一足八〇尺、洋傭布は一足三〇尺である。

家具としては[illegible]高桌、[illegible]地下に置く[illegible]炕桌[illegible]食卓[illegible]

[illegible]、大料、菜を造る鍋と[illegible]碗、碟子、盤子、[illegible]

高桌は主人用の食卓である。炕桌は自家の者が使用する。又は[illegible]

る。これは[illegible]一枚ず、[illegible]を使用して作製したるもの[illegible]

二丈二尺である。

訴訟、犯罪、

本屯に於ては訴訟事件の起つたことは無い。土地に関する係争ごとき事件が発生しても大体有力者が仲介人になつて和解策を講じうまくまとめあげて仕舞ふ。

犯罪については本屯より政治犯人、匪賊、窃盗を働いた者を出した事は無い。大体屯民は人気が良く協力一致して助け合ひ、人々相擁し各階級に温情主義を以つて一致団結の実をあげてゐるので平和な空気に満たされ従つて困難な事件の発生がない。

第七節 農民の生活程度

一、富農の場合

本屯の家屋は草房と平房とがあり何れも大部分は平房で平房は、新旧の劉家明、屋敷は張成貴、楊徳斌千畝房、張有勝年自壁、屋根の修理山、屋根の張天宝の大屋敷に過ぎない。

（戸別調査集計中八表連絡表参照）

一家庭は普通夫婦両親並に子供等より成り其の構成員数によりて多少の差こそあれ大人女子も一概に三人、小児なれば四人位である。

大体平常は畑仕事に入れ少し、衣食、住居等の建築の際より金銭等を手に入れるのであり、僅かに一部は手伝ひに出て大部分は国へ賃稼ぎに出るが、年工、月工、日工等に

[illegible]

る。

衣服は[illegible]人[illegible]用には皮襖、棉襖、小棉襖、棉褲等々あり、小皮[illegible]は皮[illegible]

[illegible]、衣服としては大褂児、小褂児、馬褂子各々二枚を有し、又[illegible]、大[illegible]褂、[illegible]

襪、被褥を所有し、[illegible]帰[illegible]大体同所に持つてある。

[illegible]入[illegible]褥子（帰入被[illegible]）、枕被（[illegible]）[illegible]

[illegible]、[illegible]「煖[illegible]炕」を使用して自体の痛えを防ぎ又保温を保つ、棉被に[illegible]

[illegible]満すれば厳寒の候に雖も寒いことはない。一人の所有量は枕頭（まくら）一、褥子一、棉被

一、[illegible]である。

今回の両務者[illegible]見るに褥子は一枚に円数全て[illegible]二十五円、棉被は五円余の[illegible]

[illegible]ケ年の消費量は三足の洗棉布を要し、小炊は[illegible]普通装木綿[illegible]。

才以下の小炊の場合）柄あるものは一足八〇尺、洗棉布は一足三〇尺である。

家[illegible]高桌（地下に置くシツノ）炕桌（炕の上に置く食卓）、[illegible]

い、大鍋（菜を造る鍋で柄のついたもの）鍋、盌上碟子、盤子、箸は[illegible]

高桌は庭人用の食卓である。炕桌は自家の者が使用する。又は南北炕に[illegible]

ら、これは行炕に一枚ず、[illegible]を使用して[illegible]製したるものである。[illegible]

二丈二尺である。

[illegible]
燈火には石油を使用する（一斤一七銭）豆油は一斤二七手位にして石油よりはるかに高価なため使[illegible]場合の外は日常殆ど使用し[illegible]、[illegible]
る。

食事

[illegible]、[illegible]、大米、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]、[illegible]
し御馳走する外之といって、豆腐と肉位のものである。

[illegible]正月、節句、[illegible]
[illegible]する。
[illegible]男、[illegible]、[illegible]、[illegible]
い様である。
[illegible]、[illegible]、[illegible]（三字欠）、[illegible]

二、貧農の場合

住　居

一間に平均五人から十人位まで居住す、構造は草房、土壁、土間であるが、[illegible]
全然窓は無く新聞紙で張り部屋内は地下室の如く暗い之れでは眼病患者が多いのも無理[illegible]
ある。

衣類

防寒用としては、綿褌、及綿襪の二種類あれば小孩児と婦女子は[illegible]
の衣類はなく、夏冬の衣服を以つて適当に間に合はせる。極貧農になれば極寒中に於ても[illegible]
[illegible]は殆んど焼け土で小くなつて居るのである。農村に於ては[illegible]
す者もある。

寝具

鋪板は二人乃至三人で一枚の鋪板を使用する農家もある。

家具

目ぼしきものなく、僅かに日常使用する食器類位のものである。

燈火

洋油燈を使用し一年間の石油使用料は一、一〇円程度に過ぎない。

食物

高粱米を常食とすることに変りはないが、春夏の候には窮民等は生野菜[illegible]を常食とする者も[illegible]
。又調査年度の、四、五、六、七の四月にわたり豚の飼料として与へる高粱糠を食つて飢を凌

其他家具の主なるものは水缸、櫃、扇子、火盆、等がある。
燈火には石油を使用する（一斤一七弗）豆油は一斤二七弗位にして石油よりはるかに高価なため[illegible]
[illegible]
る。

食事

[illegible]注廻、大米、[illegible]
[illegible]鐵豆子八[illegible]、食事は白菜、[illegible]
[illegible]
[illegible]人の食事と支那人の食事は大体同[illegible]
し御馳走するが之れとて、豆腐と肉位のものである。
[illegible]三月、節句、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二、食事の場合

住居

一間房子に四人乃至十人位で居住す、構造は平房、土壁、土間であり、[illegible]
全然無く窓は新聞紙で貼り部屋内は地下室の如く暗い之れでは眼病患者が多いのも無理もないので
ある。

衣　類

防寒用としては、綿袍、及綿褲の二種類あれば小綿襖と単褲子位ですます。[illegible]
シ衣類はなく、夏冬の衣服で以つて適当に間に合はせる。極貧者になれば極寒中に[illegible]、
ばかぞは少すに炕の上で小くなつてふるへている者もある。西村に於ては[illegible]、[illegible]
す者もある。

寝　具

棉被は二人に一枚乃至三人で一枚の棉被を使用する農家さえある。

家　具

目ぼしきものなく、僅かに日常使用する食器類位のものである。

燈　火

洋油燈を使用し一年間の石油使用料は一、一〇斤程度に過ぎない。

食　物

高粱、大豆を常食とすることには変りはないが、春夏の候には窮民家（野菜）[illegible]
「又猪は年四回、四、五、六、七の四月にわたり豚の飼料として與へる高粱粕を貰つて飯を炊

いだ酉さ之ちつた。

第十六章　統計

第一節　基礎統計

康徳三年度産業生産量調査報告に表はれる各々面積は次の如くである。

一、	総面積	二八八、六一五天地
二、	既耕地面積	二七一、三六三 〃
イ、	熟地	二六八、五七七 〃
ロ、	廃耕地	二、七八六 〃
三、	可耕未墾地	二、〇二〇 〃
四、	不可耕地	一五、二三二 〃

遂中聯合区別耕地面積調査表（康徳元年度）

（遂中郷農会事務所調査）

区別	上則	中則	下則	劣則	計
第一区	四二四八、四〇畝	二三一、三一五、一二畝	五七、五八二、一四畝	四八、八八五、八五畝	三四二〇三一、五一畝
第二区	一六六四三、一〇	一三二、三三九、五五	三九、七四五、四四	二一、五五五、四八	二一〇、二八三、五七
第三区	三二八七、〇〇	三五、〇七五、四五	三七、四八九、〇五	四二、三三一、一八	一一八、一八二、六八
第四区	三八五、〇〇	六二、三三二、〇五	三八、一九八、〇三	二六、五八九、七五	一二七、五〇四、八三
第五区	三二九〇、八〇	九八、九七四、六七	六一、六〇四、四九	六七、〇八二、六〇	二三〇、九五二、五六
第六区	一〇四一、二〇	一〇、四[illegible]八	三一、[illegible]九〇	四四、九七五、[illegible]	一〇七、[illegible]、四八
第七区	八六六、四〇	六五、八一五、五二	一二、八三六、九九	二六、四八〇、八二	一〇五、九九九、七三
第八区	九四二一、八〇	二八、五九五、八五	五八、七三四、七一	四六、八三三、九二	二四五、五八六、二八
第九区	二九二〇、〇〇	二八、一五四、八〇	六二、六一七、〇八	二七、三九三、一七	一二一、〇八五、〇五
第十区	二二〇四九、二七	一二一、二二五、〇〇	四九、九九八、[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	六四一五二、九七	一〇〇四、四〇七、七九	四四九、四二二、九三	三九四、三一八、三二	一九一二三〇二、〇一

康德二年度

遼中縣所轄各区公所地點及主副村户口地數距縣里數一覽表

遼中縣公所内務科調查

区別	区所地點	主村數目	副村數目	每区户數	每区人口	每区地畝	距縣里數
一	縣城	八	六〇	七、八三〇	四八、一五一	二一四、九二〇、畝〇〇	
二	茨榆坨	七	二七	六、一五九	三七、七〇二	一八二、二八七、〇〇	三〇
三	小北河	四	一〇四	四、二七二	二六、三〇二	一〇五、〇一七、〇〇	四五
四	代家坊	三	七八	三、六四四	二四、六三七	九四、三八九、〇〇	六〇
五	達牛堡子	七	七五	六、七六一	四四、九七一	一九二、三五一、〇〇	四〇
六	滿户子	四	七三	四、三四五	二七、六七七	一〇六、一三二、六五	三〇
七	老達坊	三	七〇	三、九〇七	二四、六三九	六四、三四〇、一〇	四五
八	冷子堡	七	五六	六、四一八	三六、三五〇	一六五、三二八、〇〇	五〇
九	楊闔子	七	三〇	四、八二七	二七、二六二	一七二、一二九、〇〇	七〇
十	小新民屯	七	二七	六、五六九	三五、七五四	一五八、七〇五、〇〇	七五
合計	十	五七	六〇〇	五四、七三二	三三三、四四五	一四五五、五九八、七五	

第二区新村屯人口戸数畝数一覧表

区別	新主村名	人口数	戸数	畝数	備考
一区	[illegible]	一〇、九六八人	二〇五四戸	二九三〇〇、〇〇畝	
	沙河子	六、〇二三	八八五	二九二〇〇、〇〇	
	[illegible]門	二、七三四	七一一	三一七〇〇、〇〇	
	[illegible]	四、四一八	六七四	二二一〇〇、〇〇	
	[illegible]子	五、三一三	八四〇	二四二五八、〇〇	
	[illegible]	五、〇四二	七二二	二七五九三、〇〇	
	[illegible]子	六、二八四	九七七	二六二〇〇、〇〇	
	[illegible]	三、一五一	七七二	二四三九〇、〇〇	
二区	[illegible]	七、三七一	一、二八七	二六七二七、〇〇	
	三岔子	七四一七	一、二〇七	三四四四〇、〇〇	
	[illegible]	二九一四	六二七	二一六〇〇、〇〇	
	[illegible]	六、〇三五	九二〇	二四六〇〇、〇〇	

民国二年度

双城县所辖各区公所地点及主副村户口地数学校数目一览表

据十一区公所[illegible]

区别	区所地点	主村数目	副村数目	每区户数	每区人口	每区地数	学校数目
一	县城	八	六〇	七、八三〇	四八、一五一	二一四、九二〇、〇〇亩	
二	花榆屯	七	一七	六、一五九	三七、七[illegible]二	[illegible]	[illegible]
三	小北门	四	一〇四	四、二七二	二六、三〇二	一〇五、〇一七、〇〇	四五
四	代家坊	三	七八	二、六四四	二四、六三七	九四、三八九、〇〇	六〇
五	连年屯	七	七五	六、七六一	四四、九七一	一九三、三五一、〇〇	四〇
六	满户子	四	七三	四、三四五	二七、六七七	一〇六、一三二、六五	三〇
七	老连坊	三	七〇	三、九〇七	二四、六三九	六四、三四〇、一〇	四五
八	冷子堡	七	五六	六、四一八	三六、三五〇	一六五、三二八、〇〇	五〇
九	杨岗子	七	三〇	四、八二七	二七、二六二	一七二、一二九、〇〇	七〇
十	小新民屯	七	二七	六、五六九	三五、七五四	一五八、七〇五、〇〇	七五
合计	十	五七	六〇〇	五四、七三二	三三三、四四五	一四五五、五九八、七五	

遼中縣新劃主村人口戶數畝數一覽表

区别	新主村名	人口数	户数	畝数	備考
一区	縣城	一〇、九六六人	二〇五四户	二九三〇〇、〇〇畝	
	沙河子	六、〇二三	八八五	二九二九〇、〇〇	
	肖寨門	四、九五四	七〇一	三一七〇〇、〇〇	
	媽媽街	四、四一八	六七四	二二一〇〇、〇〇	
	蒲蘭坨子	五、三一三	八四〇	二四二五八、〇〇	
	芨家鄉	五、〇四二	七七二	二七五九二、〇〇	
	双山子	六、三八四	九七七	二六二九〇、〇〇	
	[illegible]	五、[illegible]五一	七七二	二四三九〇、〇〇	
二区	茨榆坨	七、二七一	一、二八七	二六七二七、〇〇	
	三台子	七、四一七	一、二〇七	三四四四〇、〇〇	
	黃[illegible]坨子	二、九八四	六一七	二一六〇〇、〇〇	
	[illegible]	六、〇三五	九二〇	二四六〇〇、〇〇	

	小蓮花池	三、九六〇	六三〇	二六六〇〇、〇〇〇
	大黄渡堡	五、〇二九	七五八	二五八二〇、〇〇〇
	[illegible]	四、九〇六	七三〇	二二五〇〇、〇〇〇
二四	北面嶺	九、九八四	一、七一四	三五六五五、〇〇〇
	[illegible]	六、一六一	一、〇一八	[illegible]
	後三保嶺	五、七六〇	七八七	二三四八二、〇〇〇
	[illegible]	四、四二七	七五二	[illegible]
[illegible]	代家[illegible]	五、[illegible]三	七九二	二一三五九、〇〇〇
	下家[illegible]	六、二二一	七七六	二二二五〇、〇〇〇
	[illegible]	六、四七一	八五七	二〇七八〇、〇〇〇
	[illegible]	六、八一三	[illegible]一七	三〇〇〇〇、〇〇〇
[illegible]	[illegible]	八、七六七	一、一一八	二四九二五、〇〇〇
	[illegible]	六、六〇一	一、〇四〇	二四八五〇、〇〇〇
	[illegible]子	六、一〇[illegible]	九五五	二七三四〇、〇〇〇
	[illegible]	五、八四八	九三七	二九四四四、〇〇〇
	[illegible]	五、一五四	七九六	二九六七〇、〇〇〇

	八家子	七、六三二	一、一六三	二九四三六、〇〇
	四家道河	三、八二[illegible]	七四〇	二六六八六、[illegible]
六区	満都戸	九、〇七七	一、四七六	二八八一八、一二
	花牛溝子	六、二九六	九六七	二五四五八、一〇
	姜家村	六、二三七	九四〇	二六三六五、七七
	西小房身	六、〇六七	九六二	二五四九〇、六六
七区	乞[illegible]	九、四九六	一、五九三	二〇八九四、[illegible]
	後曠鶏坊	七、三一〇	一、一一三	二二二七八、〇〇
	大屯子（旧実村）	七、八三二	一、二〇一	二一一六七、三[illegible]
八区	冷子堡	七、三五六	一、三三五	二四四五〇、〇〇
	高麗面子	四、四一三	八四八	二一一六九、〇〇
	菜頭堡	五、一五二	九七一	二四六七〇、〇〇
	英角泡	五、四〇四	八九一	二三四八二、〇〇
	養士堡子	四、九一一	八五三	二二八八六、〇〇
	腰屯	三、九七五	六八〇	二五二四一、〇〇
	牛心坨	五、一三九	八四〇	二三四三〇、〇〇

九区	閆士岡子	三、六六九	六五八	二七六[illegible]〇、〇〇
	波洞山	二、三一九	四七一	二〇〇八九、〇〇
	前大岑	四、二四八	七一一	二四四五〇、〇
	丁家堡子	四、七六三	七八四	二六九七〇、〇〇
	刘二堡	四、三一八	八五〇	二二七一〇、〇〇
	下浦家堡子	三、六七〇	七三七	二七四〇〇、〇〇
	東高山庄子	四、二七五	六一六	二二八三〇、〇〇
一〇区	大高茂堡	三、九三七	六三九	一五〇〇〇、〇〇
	大平庄	四、五〇四	一、〇二五	二七四八〇、〇〇
	四方台	四、四七七	八五五	二三七六五、〇〇
	上台子	五、五五六	五五二	二四六九五、〇〇
	長灘	四、八七四	九八二	二〇二五五、〇〇
	北三台子	四、八二六	八六七	二〇〇二〇、〇〇

康德二年度十一月末現在

遼中縣主要都市戸口調査表

遼中縣公署警務局調査

鎮名	戸數	男數	女數	男女合計數
縣城	一、三九一戸	四、一四二人	三、二〇八人	七、三五〇人
茨榆坨	八二四	二、七八二	二、五七二	五、三五四
小北河	五六三	一、三一〇	一、二〇八	二、五一八
代家房	一九八	八四九	六四九	一、四九八
達牛堡子	五五九	一、五八一	一、四五八	三、〇三九
滿都戸	五六九	一、六三八	一、五三五	三、一七三
老達房	三五五	一、一二八	八一八	一、九四六
冷子堡	六六九	一、八四〇	一、七八〇	三、六二〇
楊士崗子	二〇五	六二〇	五一三	一、一三三
小新民屯	四九一	一、四六一	一、二四八	二、七〇九
合計	五、八二四	一七、三五一	一四、九八九	三二、三四〇

遼中縣戸口總計表

仝　國籍別人口表

遼中縣公署警務局調査

警察署名	戸數	人口		
		男	女	計
縣城署	七、八九五	二六、七五〇	二二、六八五	四九、四三五
茨榆坨〃	六、三六四	一九、七三七	一八、九一一	三八、六四八
小北河〃	四、二七二	一四、〇八〇	一三、四五三	二七、五三三
代家房〃	三、五六九	一二、八五三	一一、九一五	二四、七六八
達達子〃	六、六一〇	二二、四六二	二一、[illegible]	四三、五八五
滿都戸〃	四、三五二	一四、四一七	一三、六五七	二八、〇七四
老達房〃	三、九一三	一三、二二〇	一二、三八九	二五、六〇九
冷子堡〃	六、四七一	一九、一七三	一七、七二一	三六、八九四
楊士崗子〃	四、六五七	一四、三五三	一三、〇二八	二七、三八一
[illegible]〃	六、六〇七	一九、七二六	一七、八九七	三七、六二三
	五四、七[illegible]	一七六、七七一	一六二、七七九	三三九、五[illegible]

奉天（北）

奉天（北）	（[illegible]一十[illegible]道在） 縣長 [illegible] [illegible]官 [illegible]
縣之[illegible]及[illegible]	積似三角形）
縣之沿革	或沿革也 [illegible]
土地面積及氣候	[illegible] 三[illegible] 四〇 [illegible]
戶口及職業	洲人 [illegible] 二三七 [illegible] 八一 [illegible] 本人 外國人 計 二[illegible] [illegible] 二[illegible]〇三
區街村數	
官公署	央調[illegible]分行 一 計 一[illegible]七
教育 學齡兒童	學 女 1/10 齡 計 5/10 合
教育 官立學校	[illegible]
教育 學校	私 一八、七二五
[illegible]由	六九

奉天省遼中縣勢一覽表

（康德三年十一月二十日現在）
縣長 関慶琨
參事官 楠原增郎

縣之位置及面積

縣之位置	東界遼陽縣　西界台安縣　南界遼陽縣　北界新民縣
面積	東西約九〇里　南北約一八〇里　面積八〇〇方里（縣境面積成三角形）

縣之沿革

查本縣自清光緒三十二設治當時計由遼陽新民劃出土地三分之二由承德（即今瀋陽）遼陽鎮安（今改黑山）劃出土地三分之一以成之民國初年台安設治復以縣西南境什家子鎮地面三分之二劃歸並益以縣南之大黃沙坨滿洲建國前之此縣之過式沿革也

土地面積及價格

種別	官有	民有	計	種別	官有	民有	計	種別	官有	民有	計
田		二,〇〇〇	二,〇〇〇	林野				鐵道用地			
畑	二四四	一九九,〇六〇	一九九,三〇四	雜種地		九〇六三五	九〇六三五				
宅地	一四四	七四〇二五	七四一六九	社寺地							
沼地		四,四三〇	四,四三〇	墓地		八一〇八二	八一〇八二	計			

土地賣買價格（一畝）

種別	一等地	二等地	三等地
水田	四〇円	三〇円	二〇円
畑	五〇	四〇	三〇
山林			
宅地	六〇	五〇	四〇

戶口及職業

種別	戶數	人口 男	人口 女	人口 計
滿洲國人	五四三八九	一七四四〇〇	一五八七七六	三三三一七六
日本人（內）	二八 五五	一三七 一一三	一〇 八二	四七 一九五
外國人	一	二		二
計	五四三七三	一七四五五三	一五八八八	三三三三六〇

職業別戶數

種別	滿洲國人	日本人	外國人	計
農業	三八九八三	九八		一三九〇八一
工業	三五一三			三五一三
商業	三五九二	三二		三六二三
交通業	六九			六九
公務及自由業	七七〇	一四		七八五
日傭				

種別	滿洲人	日本人	外國人	計
無職	一四六三三九	八一		一四六四二〇
家事使用				
隨從者			一	二
計	二八三,三六六	二三五	二	二八三,六〇三

區街村數

區	一〇	街	
主村	一六三	副村	四九七

官公署

縣公署	區公所	村公所	警察署	稅捐局	金融合作社	中央銀行分行	計
一		一六三	一〇	一	一	一	一七七

教育

學齡兒童

學齡兒童數 男	學齡兒童數 女	學齡兒童數 計	就學兒童數 男	就學兒童數 女	就學兒童數 計	就學步合 男	就學步合 女	就學步合 計
四一,二八五	三七,八六二	七九,一四七	一四,一二五	三,五三〇	一七,六五五	三/10	一/10	二/10

官立學校

學校名	學級數	教員數 男	教員數 女	教員數 計	學生數 男	學生數 女	學生數 計
師範講習科	三	九		九	一一八	四八	一六六
初級中學校	四	八		八	二三八		二三八
高級小學校	四九	七八	三	八一	一六三四	一九七	一八三一
初級小學校	三七八	三五六	二五	三八一	一二九八五	三五六一	一六五四六
	四三四	四五一	二八	四七九	[illegible]	[illegible]	[illegible]

學校

學校數	教員數	學生數
二七三	四八三	一八,九二五

寺廟

寺	廟	計
一八	五一	六九

三 生産費	畜産	家畜家禽	輸出入	衛生	経費
費 一〇三八元	[illegible]	鶏 五四五	量 / 価格	獣医	原 / 備
		鴨 二、八九六	一〇〇 / 四〇元（毎頭価値）		
		鵝 三〇、二九〇	四〇〇 / 八五		
		計 一八六、七三一	三五〇 / 八〇		
			一五〇 / 三五		
			二〇〇 / 二〇		
			一、二〇〇 /		

五五

道路橋梁	主要道路幅員 国道 一〇米 県道 八米	全延長 国道 二〇七一四米 県道 一三五、七八〇米		橋梁数	五五
馬車・船舶	荷馬車数 二千七百七十一輌	自動車 二輌 自転車 三百七十四輌	船舶数	渡船数	

主要生産物

農産

種別	数量	価格
[illegible]	二七五、六六〇	三三九
大豆	六七、〇六〇	一七
[illegible]	三一、三三〇	一四
[illegible]	四〇、七八〇	九
小麦	五〇、三〇九	二〇
[illegible]	一七、三三〇	七
[illegible]	八八、三四	六
[illegible]	三、二六	二〇
[illegible]	九八	三三
計	五七四、三八七	

水産

種別	数量	価格
[illegible]	五三、七六〇	、一三
[illegible]	八四、一〇〇	、〇九
[illegible]	三四、八〇〇	、三四
[illegible]	八三、五〇〇	、一〇
[illegible]	二四、三一〇	、〇七
[illegible]	二一〇	、三五
[illegible]	五八〇	、三八
[illegible]	三、七三〇	、〇六
[illegible]	五、八九〇	、〇八

水産

種別	数量	価格
[illegible]	二、三〇〇	、〇三
[illegible]	六、一三〇	、〇九
[illegible]	六一〇	、六〇
[illegible]	五三、〇〇〇	、〇三
[illegible]	三八三、〇〇〇	個 、〇三
計	三三九、三三〇 斤 三八三、〇〇〇 個	

工産

種別	数量	価格
計		

林産

種別	数量	価格
計		

鉱産

種別	数量	価格
計		

位置	県城西北 百家村	三十一粁	[illegible] 自 [illegible]	七〇〇〇米 [illegible] 三〇〇米	一〇三八

家畜家禽

種別	牛	馬	騾	驢	豚	山羊	綿羊	計	鶏	鵞	鴨	計
数	三、五六五	九五九八	一五、三五〇	七八一〇	六二、五八〇	八〇	三五二	[illegible]	[illegible]	二八九七	三〇二九〇	一八六、七三一

移出入

	種別	数量	価格		種別	数量	価格
移出	牛	八〇	四五元	移入	牛	一〇〇	四〇元
	馬	二五〇	九〇		馬	四〇〇	八五
	騾	三〇〇	九〇		騾	三五〇	八〇
	驢	一八〇	三五		驢	一五〇	三五
	豚	五二〇	二〇		豚	二〇〇	二〇
	計	一、二三〇			計	一、二〇〇	

衛生

医師数	地方病状況 主ナル病名	患者数
二百七十一名		
	計	

出生及死亡

種別	出生	死亡	死亡率
男	二〇四	九七	
女	一九五	一〇四	
計	三九九	二〇一	

最近十ヶ年伝染病

病名	患者数
霍乱	
計	

県経費

	歳入	歳出	歳入歳出差引	公署費	金額	合計
康徳五年度決算	三一六一七八一	二七五〇七〇三〇	四六、〇五八、八〇	[illegible]		
康徳六年度予算	二九五四七七〇〇	二六五四三〇〇		[illegible]		

備考	土地異動狀況		貧富之程度		各種團體	治安狀況		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	變更		千元以上	五三、八		四	年	隊	坪 見積價格 圓	見積價格 八三〇圓	[illegible]
	分割		百元以上	八九三五		死		[illegible]			
	合併		五百元以下	一八五二九		[illegible]		[illegible]			
			無資產	一七〇八三							
	計		計	三四三八九			年				

種別	穀類	數量	價額
[illegible]	[illegible]	[illegible]	三三四、[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	八〇六
[illegible]	[illegible]	[illegible]	五〇〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇三
[illegible]	[illegible]	[illegible]	二三
[illegible]	[illegible]	[illegible]	四〇〇
計			三六八八四

賦課状況							
財産収入							
種別	地反租	[illegible]利					計
	四三二	四二〇					八五二
畝捐							
種別	上則	中則	下則	減則	計		
畝數	六七、〇〇〇	九三、〇〇〇	一三五、〇〇〇	四一八、〇〇〇	六八五、〇〇〇		
	九、六八二	一三〇、三〇〇	五八、三六〇	二八、〇〇六	二二六、三四八		
商捐							
種別	賦課戸數	等級	賦課率	賦課額	免除戸數	一戸平均	計
	[illegible]			三、三〇〇			三、三〇〇
戸別捐							
種別	賦課戸數	等級	[illegible]	賦課額	免除戸數	一戸平均	計
房捐							
種別	賦課戸數	賦課率	賦課額	免除戸數			計
	八〇〇	百分、三	三、〇〇〇				三、〇〇〇

雑捐

種別	賦課率	賦課額
車牌捐	大車四元二元一元	一五、六四八
屠肉捐	牛三元豚一元羊大	六〇六〇
斗捐	每斗二分	五〇〇
馬車捐	每輛月收一元	二〇四
妓捐	每人月收三元	七二
渡捐	每次十二元	四〇〇
計		二二、八八四

公共財産				
建物	八二棟	一六二三坪	見積価格	二三五〇〇圓
土地耕地		九二五坪	見積価格	八五〇圓

基本財産之蓄積					
蓄積銀	圓	土地	坪	建物	坪 見積価格 圓

常任之金		
積立金	既成積立高	本年度造成預定高

治安状況

匪賊出現回数	討伐回数	出動延人員	射撃弾数
康徳二年 九八	康徳二年 九八	康徳二年 二四六九	康徳二年 一三五五八
年	年	年	年

討伐隊損害			
康徳二年		年	
死	傷	死	傷
三	四		

各種團体

保甲團	協和会						
一六三							

貧富之程度

資産	戸數
五〇萬元以上	
四〇萬元以上	一
三〇萬元以上	
二〇萬元以上	三
一〇萬元以上	七
五萬元以上	四六
二萬元以上	八二
一万五千元以上	二八一
一万元以上	九一一
八千元以上	二、二九二
五千元以上	三、五八九
三千元以上	二、五三八
千元以上	八、九三五
五百元以下	一八、五一九
無資産	一七、〇八三
計	五四、二八九

土地異動状況

權利移轉件數							
所有權移轉	贈與	相續	質權設定	質權消滅	交換		計

土地異動件數				
地目変更	分割	合併		計

備考

[illegible]

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	全[illegible]
戸口総数 戸数	[illegible]	五、一[illegible]	[illegible]	三七三三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四二五二	[illegible]	[illegible]
戸口総数 人口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二五一八〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二七八[illegible]	[illegible]
農家戸数 地主	一九八	四八〇	一七五	四八六	一八六	三四	二八	三五	五六	二八四	[illegible]
農家戸数 地主兼自作	二八五	四三二	三四〇	八七八	九〇三	五〇五	一六〇	二二〇	五五一	五三六	[illegible]〇〇
農家戸数 自作	[illegible]	一〇六六	七五九	一三七	一二〇三	八三一	一〇五九	一二〇〇	二六一	八三六	九三八〇
農家戸数 自作兼小作	[illegible]	一一一八	七六八	[illegible]	六八六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三八九	[illegible]
農家戸数 小作	五六〇	八〇三	五一七	五〇八	七二〇	二三八	六八七	一六〇〇	六七	八八二	六五八二
農家戸数 農傭	[illegible]	一八二五	一四八九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
農家戸数 計	六、六七八	五七二四	四〇四六	二九八〇	五六七八	三三一八	二六五五	六三二五	三六五四	六五二三	四七四七[illegible]
農 地主	七九二	二二六五	九四九	三六三〇	[illegible]	二五一	二二四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
農 地主兼[illegible]作	[illegible]	三五〇五	一九五七	二九八	五一七二	二三〇四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二二一八九

（内務局実業股調査）

家戸口											
自作	一四三五一	六七三一	五〇四三	一三〇四	七、八〇〇	八二五二	一〇三四七	八五〇〇	七八〇	五六一六	六六七九三
自作兼小作	二八一八三	七〇四三	五五六三	一四五八	一〇三四四	六一三九	三三〇八	[illegible]	三三六、	八四〇、	[illegible]
小作	六九八五	五四二六、	三三九二	三六七四	四三四四	二五二二	四六九六	九一〇〇	二五〇二	五一七五	四六四三七
農傭	三三五一	九二七六	七六六七	六四三九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第二節　産業統計

区別	耕地所有階級別農家戸数		経営面積階級別農家戸数		自小作別経営農家戸数			
					自作		小作	
階級別	戸数	土地	戸数	土地	戸数	土地	戸数	土地
五十畝以下	三〇二四四	六〇、九八〇九	二九、七〇〇	五四八、四〇〇	二二、九三八	[illegible]	[illegible]	[illegible]
未満百畝者	五、六四〇	三八八、三三一	五八一八	三七〇、七七七	五八一八	三七〇、七七七		
未満二百畝者	二、五八〇	三三四、九三六	二、七六二	三三三、一七八	二、七六二	三三三、一七八		

[illegible]								
[illegible]	一九四	一九三、六四五	九一六	一九一、四四一	九一六	一九一、四四一		
[illegible]	二八二	九八、五二六	二八〇	九九、七七九	二八〇	九九、二七九		
[illegible]	[illegible]	四三、八、八	一一、二	[illegible]	一一、二	[illegible]		
[illegible]	[illegible]	二三、[illegible]二	[illegible]	三三、三[illegible]	[illegible]	二二、二[illegible]		
[illegible]	一二八	一八、六四四	二六	一七、三四〇	二六	一七、三四〇		
[illegible]	一二	八、八三四	一〇	九、〇一二	一〇	九、〇一二		
[illegible]	[illegible]	三、三六六	一六	一三、四八一	一六	一三、四八一		
[illegible]	[illegible]	三、八一八	一四	一二、九〇八	一四	一二、九〇八		
[illegible]	[illegible]	二、一〇九	一六	一六、〇九四	一六	一六、〇九四		
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一七〇五、〇四八	三三、〇二二	一五八八、六〇四	六、七六二	[illegible]

備考

1、[illegible]

2、康德三年度現在

3、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	計
大阪府	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					[illegible]
寅山子	五三三	六八	一九〇	一六	[illegible]					[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]						[illegible]
[illegible]	四八一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]						[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	五二	二九	[illegible]					[illegible]

[illegible]

白頭溝灣	四[illegible]七	七八	二五	七				[illegible]
西三才溝子	二八三	八四	三三	七				[illegible]
八家子村	六七〇	四七	三〇	一七				[illegible]
滿前戸	四五〇	一〇一	七五	三六	六	三		[illegible]
花牛溝子	四〇四	一七八	一六〇	一一八	一一	三		[illegible]
西房身	五〇一	一一三	五一	一二				[illegible]
姜家村	五四二	一一六	六八	二四				[illegible]
老蓮房	五七五	八〇	三七	九				[illegible]
大果園	四五一	四五	二五	一				[illegible]
賊雞房	六七五	五九	一二	八				[illegible]
冷子卜	二九八	一七二	七八	一四	三	一		[illegible]
西黃花學	六五八	一五九	七二	二六	一			[illegible]
崇興卜子	二七八	八一	四一	一七	五			[illegible]
養士卜子	三六六	七四	四一	一五	四			[illegible]
牛心坨	八四〇	二〇六	九〇	二二	一〇			[illegible]
腰屯	三四二	四二	四九	六一	五			[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	九一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一		[illegible]
[illegible]	[illegible]	六一	九二	[illegible]	二二	[illegible]		[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	六		[illegible]
[illegible]	[illegible]	八七	九	[illegible]		一		[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	八一	[illegible]	一一	二		[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三		[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七	二			七一三
[illegible]	[illegible]	[illegible]	八	七	一			[illegible]
[illegible]	[illegible]	一一	六	二				七[illegible]五
[illegible]	[illegible]	一一一	[illegible]	三	二			五三一
渡海村	一八	四四	一四	二	二			[illegible]
[illegible]	[illegible]	八一	一一					[illegible]
[illegible]	[illegible]	一八	二	七				[illegible]二
[illegible]	三、[illegible]	四、[illegible]一一	一、七[illegible]八	二、[illegible]七	[illegible]八	二二	一	三三、六二四

遼中縣農家耕作地階級別戸数対照表

遼中縣公署内務局実業股調査

区別＼畝別	一～五	五、一～一〇	一〇、一～一五	一五、一～二〇	二〇、一～三〇	三〇、一～四〇	四〇、一～五〇	五〇、一～一〇〇	一〇〇、一～一五〇	一五〇、一～二〇〇	二〇〇、一～三五〇
一区	一七七戸	七〇七	七〇八	四八七	四四一	二九五	三四二	二九二	二八八	一八七	一三二
二区	三八五	六一二	四五八	三九二	四〇八	二九〇	二六〇	二六一	二二四	一四七	一一九
三区	二五〇	三九二	二四八	二〇八	二六二	二四五	一八三	一五七	二三五	二〇〇	七六
四区	四三三	五〇五	三四三	二八八	二八七	二九八	一九五	一七五	一一四	八一	四四
五区	六五七	六七〇	五四五	五二四	五七五	四六六	二九八	二八八	二二五	一二九	七〇
六区	一三二	三一四	二七九	三一〇	三八二	二九八	二四一	二七二	二六五	二〇三	一五〇
七区	二一三	二一七	一二五	二八二	二七四	一八三	一二七	一〇七	七七	五二	二一
八区	三九三	七〇〇	五一二	四七〇	三三〇	三三三	二八一	三三六	二五三	一八〇	九四
九区	四[illegible]	三一	四八	七二	八[illegible]	二四二	六〇七	二一四	三九一	四〇一	[illegible]四一
十区	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三〇二	二七七	二二二	一八五	一五一	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]九二七	[illegible]九五二	[illegible]八一一	[illegible]	[illegible]二一七	[illegible]七二八	[illegible]

計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四三七二	九四	九[illegible]	四七	二三	二八	八	八		四		四	三		
三七九二	八四	六五	三二	一八	一三	六	六	三	四	三	一	一		
二五三八	四五	一六	九	五	六			一						
二八二二	二六	一九	一〇	五	二	三	三							
四五六一	四一	二九	一〇	一一	五	一	二				一		二	
三〇二七	七二	四九	一[illegible]	一六	一〇	九	八	一	四		一			
一九七七	八	七	三	一		一								
四一八七	二八	二九	八	八	六	二	六	四	三		一			
四〇二八	二七四	四三[illegible]	二〇一	二一四	二七一	一五二	四二	三一	一七	八	八	一二	四	二
四二二〇	[illegible]	六[illegible]	三四	二一	一八	一四	八	五	三	[illegible]	一			
三五五二四	七二[illegible]	八〇[illegible]	三九〇	三二[illegible]	二六[illegible]	九六	八[illegible]	四五	三五	一[illegible]	一七	一五	六	二

遼中縣農作物產量並畜產戶口統計調查表

（遼中縣公署內務局實查報告）

區別／科目		單位	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	合計
主要農作產	高粱	石	一六、八六六	二〇、四四五	一四、八八四	八、二六五	一二、〇八五	一四、九二一	五七九五	一七、五〇二	一六、三八〇	一七、三八九	一四四、四三三
		晌	七一、一七九	六五、三九五	三六、〇六八	三七〇三	七一、三五九	三四、二六三	二八、二五八	五五、一五八	六一八一	七四二九	五三四、八一
	大豆	石	三、一六四	七、〇三七	七、三七二	二、四三一	三、〇〇二	二、〇九六	一、九八一	二、一〇八	六、七四九	三八九九	四八八三七
		晌	三、九七一	三四、一三八	一六、六三六	一六六二	二三六三	一八、〇三八	三、八八八	四〇二七	一四、二一九	二、二八四	二二、一二六
	粟子	石	二、一三五	二、四三三	一、四〇四	八四七	一、三六〇	一、九四四	一、二七二	三、六〇三	一、二五三	七六八	一六、九一八
		晌	五、一三	一三、五八二	二、三一四	三、三七五	五三一	六、一三六	三五六	八、三三三	四、二八五	六一五	五八、〇七五
	糜子	石	四、六六九	七、一三八	七、三八四	五、〇四一	五、九四三	四、四五三	二、五八七	七、七一三	一三、六四三	一三、九九四	七二、五五四
		晌	五、六二六	三三、八一六	一、一八二	一、四二一	二、二三〇	二、〇〇一	九、〇九七	一九、六八一	三八六四	三四七〇	二一、八八九

大麦	小麦	陸稲	[illegible]	[illegible]	青麻	胡麻
二一五 [illegible]	[illegible] 一六〇三	[illegible] 三、五一八	一三九四九五 [illegible]	九七三一 [illegible]	[illegible]	
	[illegible] 二、一六四	七一三七 [illegible]	一六六三八六 四三、七二一	一七九六 六八八八四		
[illegible] 三、一一一	一、五九八 九〇七	二四五五 九八二	八七九〇一 三六〇四四	四二七 一五、一四四	一一七五 九四〇〇	一三 [illegible]
九〇五 二、七一五	一四四八 九八〇	一一一 [illegible]	九七八七五 [illegible]	五二一 [illegible]	[illegible] 八九六〇	五 四
九六八 二、九六二	一四二九五 一、四五四	一一七五 [illegible]	一四七、七五九 [illegible]	[illegible]	二一五五 一六九、二〇〇	[illegible]
二八〇三 六三三	二三五五一 一、〇四九	一一八 二六六	九四九八 二五三六一	七、四〇四 一五、四〇四	[illegible]	一五五 一二
四八 一三九	八〇一六 八一二	二三〇 四一七	六四五九九 一三、〇〇三	五二一七 二三、七八〇		二一 二一
一〇三 四〇	[illegible]	八三三三 三八四〇	一四、一八五 [illegible]	[illegible]		七七五 七〇
	四九〇 五六八	一、六六一 六〇六四	[illegible]	一三八八 二、八二七		一二 二一
三三 九九	八九一 六四一	一、四〇二 [illegible]	一六二三四 四〇、七六一	三三 六六〇〇		六四八 三二
三〇六〇四 [illegible]	一一、三五八 一二、七九四	六五二三六 二三九二一	三四、三四五 三三九、四八七	四三、四三三 八五五、五四八	[illegible] 二九、六〇〇	三四四五 [illegible]

	作物 酒造米	作物 計	價額 果樹	價額 蔬菜	馬	騾	驢	牛
1	二四 一九、八〇〇	[illegible]	五	三二九	九四一	一一二	一四三	七〇
2	二三〇 三八、八〇〇	二九九六	二五	四二五	四五六	三五五	二二四	五二
3		六一七五		二〇一	五四九	七八九	三八五	九〇
4		六九八		二七五	二九七	四六二	四五六	七五
5		六三五三		四〇二	四九七	六八四	九八九	二九
6		七九二九		一六〇	六〇二	三九三	九五〇	一三一
7		五四二七		一六九八	五五六	四七二	五九四	一二八
8	五 六〇〇〇	五四七〇		三五〇	一三八七	一一七五	三三五	八四
9	九 一四、五〇〇	一七九		二二一五	六五八	七二九	四八	九〇
10	一八一 一八三、六一〇	二七八八		二三一七	七一八	一〇六二	四〇四	四八
11	三四九 三六〇、四〇〇	一五八〇五	三〇	二二九五	六六二	七五五	七二六七	二九五

家畜	牛	三	三	四		八		三	一九		四	九六
	豚	五五八九	五六七七	三七六五	四〇六六	七七八五	四七三九	七三九	六七八三	五二一二	五五九一	四九八三六
	計	九二五〇	七七六七	五五八二	五三三八	九九九二	六八一五	二四四三	九七八三	七一八七	七八五五	一四〇
家禽	鶏	五、八八	四、八六一	五九四二	六、三一七	一二、二一六	三、七七三	五、三二七	九、七二四	六、三八一	七、一〇三	六七五二二
	鴨	一四一二	八四	三六四七	一四三二	二二五四	四三九	五五八	二〇八四	一六三五	八七一	一七〇三六
	鵞	一九	八六	三六	七四	一四五	一〇〇	三七	一〇三	一六九	七二	一二四一
	計	一四一九	六六一	九七二五	八八一二	一五五一五	四三〇二	五九二二	二九一	八一八五	八〇四六	八五九〇九
飼戸		二一七三	一六四四	一一七三	一一三二	一四七五	六八一	一三一九	一九二八	二二一二	二七七六	一、五一三

戸　　数

小作農戸	九〇〇	四〇七	一五八一	六二〇	一八六三	八九八	一七二五	一九八三	一四四四	一六四一	一二、〇七二
自作農家	二三〇四	一五四五	一一二九	一一二五	二〇二七	一五一九	一一三五	一七〇〇	九六六	一六八八	一五、一三二
田地主	五一八	一一七	一一〇	二二七	二八八	三四七	七九	三五四	二二一	五一七	二、七七八
計	五八九五	二七〇七	二九九三	三一〇四	五六五三	三四四五	四二六八	五九六五	四八五三	六六一二	四〇、四九五

遼中縣農産物実収量調査表

（縣公所内務局文書股調査）

種類	本年度耕作面積（天地）	被害晌数（天地）	実収穫晌数（天地）	晌当り収穫量（斗）	総収穫量（斗）
黄豆	三四五〇二	一五三〇八	一九一九四	三〇	五七五八二〇
小豆	一〇四三	二六〇	七八三	二〇	一五六六〇
吉豆	四一二	八八	三二四	二〇	六四八〇
其他豆類	三一二五	九三四	二一九一	一五	[illegible]
高粱	七三一七二	一二八九二	六〇[illegible]〇	[illegible]	[illegible]
谷子	五八九六	二三〇〇	三五九六	六	二一五七六
包米	二五六	二五〇	六	六〇	三六〇
水稲	二二〇		二二〇	八〇	一七六〇〇
陸稲	七〇二八	一九八一	五〇四七	八〇	四〇三七六〇
小麥子	二〇三二七	三二七九	一七〇四八	二〇	三四〇九六〇
大麥	四九〇九	八六七	四〇四二	四五	一八一八九〇

稗子	一四〇八八	二一一六	一一九七二	九〇	一〇七七四八〇
[illegible]	[illegible]四		[illegible]	一	[illegible]
雜糧	三五四六	八五三	二六七三	四〇	一〇七七二[illegible]
棉花	三五八六	八八八	二六九八	六〇〇	一六一八八〇
菸[illegible]	三七〇	一〇	三六〇	一五〇〇	五四〇〇〇〇
青麻	一三八六	三三七	〇四九	九〇〇	[illegible]四[illegible]
芝麻	七三九	二一八	五二一	一〇	五二一〇
落花生	一〇三五	二六七	七六八	二〇〇〇	一五三六〇〇〇
合計	一七五八八四	四二八四八	一三三〇一六		[illegible]

康德三年

遼中縣農產物縣外移出數量

種類＼移出地名	營口	遼陽	奉天	計
大豆	三六、八三六、八八六石	三、三[illegible]七、[illegible]石	二、二[illegible]	[illegible]

遼中縣[illegible]調查

小豆	二、四五六、三二	二一六、四四	一八九、二七	八六二、〇三
其他豆類	八、七七三、〇八	一、〇五四、七一	二、三五五、六一	一、二八三、三八
高粱	八、九六五、〇一	六五二、七六	七一二、〇七	一〇、三二九、八四
小麥	二、八四一、〇八	八九七、三一	七五三、八四	二、六九一、二四
大麥	七、〇九三、四二	一、四六四、五九	一、四八二、二〇	一〇、〇四〇、二一
稗子	一九五、八三	三〇九、九一	三二六、八六	八三二、六〇
糜子	二五四、〇八	二七六、三二	三〇三、七六	八三四、三四
雜穀	四六五、九七	二六九、五四	一五七、八二	八九三、三二

（備考）
輸入數量は不明である

（康德三年一月調査）

滿洲國油料作物（除大豆）調査表

種類	耕作面積	生産量	一畝当平均収量	一畝当平均播種量	農家之販売価格	縣外搬出数量	搬出所	一升重量	耕作面積増減予想	今後ノ傾向
小麻子	一〇畝	四〇〇斗	四〇斗	五升	二円	一五〇斗	遼陽	三斤	與昨同	稍減
芝麻	一四四〃	二八八〇〃	二〇〃	三〃	四〃	一九四五〃	奉天、遼陽	一二〃	增一五割	〃
棉実	二一七六〃	五〇九二〇〇斤	四五〇〃	一〇〇斤	二〃	九〇二五〇斤	遼陽、営口 奉天		增一割	[illegible]
落花生	三四〇〃	五一〇〇〇〇〃	一五〇〇斤	二五〇〃	五〃	三五五〇〇〇〃	奉天		與上年同	[illegible]

（註）

量衡依從舊有習慣

子麻子毎斗価　二円

芝麻毎斗価　四円

棉実毎百斤　二円

落花生毎百斤　五円

康德三年度 遼中縣所有別、林況別、林野地面積表

（遼中縣公署行政局內、實業股調査）

所有別	面積	面積內訳			備考
		密林地	粗林地	無立木地（原野地）	
	畝	畝	畝	畝	
國有林野					
公有林野	四〇、九	九、〇	五	二六、九	
民有林野	四三二、五	一四四、五	九〇	一九八、〇	
計	四七三、四	一五三、五	九五	二二四、九	

康德二年度 遼中縣所有別、林況別、蓄積（材積）調査表

（遼中縣公署實業股調査）

所有別	立木蓄積（材積）	蓄積（材積）內訳			備考
		密林地	粗林地	無立木地	
國有林野					[illegible]

公有林野	一三〇石	六〇石	五〇石	二〇石	殆ど満洲国有又村有地
民有林野	二一七〇〃	七九〇〃	一二一〇〃	一七〇	
計	二三〇〇〃	八五〇〃	一二六〇〃	一九〇	

（備考）

縣下に於ける木材輸出入数量は統計資料なく不明である。

奉天[illegible]縣商業組合[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	民国十七年九月四日		七〇〇〇〇元	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		八七〇〇〇〃	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	民国四年五月十六日		三八五六五〃	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	

[illegible]	大興號	一千元	周福周	遼中	康德三年三月五日	[illegible]	新設
仝	[illegible]	七百〃	張洪璧	〃	〃三年三月一日	〃	
[illegible]	天生[illegible]	二千六百〃	田[illegible]堂	河南	民國十三年五月十七日	一七六〇〇元	
仝	[illegible]	二千〃	尹明修	〃	光緒十五年二月[illegible]日	[illegible]	
上	[illegible]三和	仝	[illegible]和	遼中	民國十七年三月十二日	七六九六〃	
〃	[illegible]	八百〃	王金聲	河南	宣統二年十月二日	七七一五〃	
[illegible]	[illegible]	一千五百〃	山王萃	遼中	民國七年二月一日	五八〇五〇〃	
仝	[illegible]	一千〃	謝純貴	〃	大同元年三月一日	[illegible]〃	
[illegible]	[illegible]	二千五百〃	曹國殿	〃	民國元年五月四日	五三〇〇〃	
[illegible]	天一號	一千〃	丁恩晉	〃	〃十五年三月廿八日	三一〇〇〇〃	
[illegible]	[illegible]	七千〃	黃宏遠	〃	〃十七年三月六日	二五一一〇〃	
仝	[illegible]	一千〃	郭聚[illegible]	〃	〃廿年三月十五日	一三二五〇〃	
上	[illegible]	二百〃	[illegible]成[illegible]	〃	康德二年三月一日	一七八六〇〃	
仝	[illegible]	全〃	[illegible]	〃	民國十二年三月一日	七六五二〃	
上	[illegible]	一千二百〃	[illegible]	〃	康德三年二月九日	[illegible]	新設
[illegible]	[illegible]	六百〃	[illegible]	〃	大同二年四月一日	一二四〇〇元	

仝	富源公	五百〃	孫滄源	〃	〃二年[illegible]月[illegible]日		[illegible]
仝	[illegible]	四百〃	[illegible]玉林	〃	康徳二年十[illegible]月[illegible]日		[illegible]
仝	永記号	二百〃	張国治	〃	〃[illegible]年四月十六日		[illegible]
仝	福聚東	仝	王書堂	〃	〃二年四月八日		四〇六三〃
仝	人和盛	仝	鄭雲徳	〃	〃二年二月一日		[illegible]
仝	全発昌	仝	楊玉廷	〃	〃二年二月九日		[illegible]
仝	[illegible]長永	一百〃	孫[illegible]富	〃	〃元年九月廿七日		[illegible]
仝	[illegible]	仝				康徳二年[illegible]月[illegible]停止営業	
仝	東升祥	四千〃	田子紋 [illegible]		康徳三年四月三日		[illegible]
雑貨食料	公和興	一千〃	胡方州	〃	〃二年一月六日		[illegible]
雑貨[illegible]	天聚源	八百〃	[illegible]	〃	〃二年四月十二日		七六二五〃
雑貨飲食	雙和成	五百〃		〃		康徳二年[illegible]月八日停止営業	
雑貨什器	大順興	四百〃	杜煥章	〃	大同二年[illegible]月[illegible]日		[illegible]
花店	[illegible]	十[illegible]百〃	[illegible]	〃	〃元年十一月一日		二七六〇〇〃
仝	[illegible]興公	[illegible]	[illegible]国政	〃	康徳三年三月十八日		[illegible]
仝	広興永	四百〃	孟広維	〃	民国十一年一月十日		[illegible]

花局	永盛興	四百元	張永德	遼中	民國十五年十月一日		六六[illegible]七元	
仝	[illegible]	一百		〃		[illegible]		[illegible]
仝	趙家花店	一百〃	趙汝運	〃	康德二年三月一日		一三二〇元	
銀局	王發德	二千四百〃	李殿章	〃	大同二年四月一日		九〇九三〃	
仝	永生福	五百〃	孫蘭瑩	遼陽	〃元年五月一日		四五四〇〃	
仝	永生全	〃〃	郭毅俠	〃	〃二年九月一日		六七〇〇〃	
仝	万消永	〃〃	田春陽	遼中	〃三年一月六日		五三六〇〃	
仝	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	康德[illegible]		[illegible]	[illegible]
銀局	東升久	六百〃	王延文	遼中	〃二年二月十九日		五三一〇〃	
仝	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]〃	
仝	天源東	二百〃	田福和	遼中	大同元年三月一日		三〇三八〃	
仝	福盛林	〃〃	韓国綱	〃	康德三年二月十六日		缺	新設
仝	東升玉	〃〃	呂鳳玉	〃	大同二年四月二日		一〇〇〇元	
仝	広信昌	一千二百〃	安俊斯	〃	康德二年七月廿三日		三四五〇〃	
雜貨銀局	振興和	二百〃	王振林	〃	大同二年九月廿日		一〇六〇〃	
仝	[illegible]	一百〃	劉[illegible]南	〃	〃二年二月[illegible]日		六五一[illegible]〃	

仝	世興成	〃〃	徐賢八	〃	康徳[illegible]年八月[illegible]日		[illegible]	[illegible]
仝	天立和	〃〃				康徳二年九月五日停止営業		[illegible]
[illegible]	源泰昌	四百〃	劉溥堂	遼中	大同二年一月七日		二八四[illegible]	
仝	義興成	二百〃	漢義安	〃	康徳三年三月廿日		安	[illegible]
仝	[illegible]	〃〃	宮殿玉	〃	〃元年二月一日		一六八[illegible]	
仝	信源盛	〃〃	李渡濤	〃	〃二年三月九日		五[illegible]	
雑貨店	利源長	六百〃	信丙[illegible]	〃	民国十八年二月一日		一八四三〃	
仝	裕記雑貨	三百〃	何景九	〃	〃十七年五月一日		一[illegible]	
仝	大[illegible]源	二百〃				康徳二年[illegible]月一日停止営業		[illegible]
仝	東盛興	一百〃	高殿一	遼中	康徳元年五月廿八日		[illegible]	
[illegible]	[illegible]	五百〃	李[illegible]	錦州	民国十三年五月十二日		二六五[illegible]	
自動車[illegible]	[illegible]	二百〃	[illegible]仙周	遼中	大同二年四月十五日		[illegible]	
仝	[illegible]	〃〃	馬鴻山	〃	康徳元年九月廿[illegible]日		一八[illegible]	
皮店	[illegible]發源	四百〃	常[illegible]	〃	〃二年三月一日		一五〇〇〃	
仝	劉皮舗	〃〃	劉恒義	〃	民国六年二月一日		三九〇〇〃	
仝	常皮舗	二百〃	常年先	〃	康徳二年七月廿八日		六〇〇〃	

[illegible]	[illegible]	一百二〃	陳広珍	京中	大同元年一月六日		[illegible]
仝	高汝鉻	〃〃	高殿擧	〃	〃元年二月一日		一〇〇〇〃
雜貨洋行	德興昌	二百〃	陳錫恩	〃	康德三年三月一日		無	[illegible]
雜貨當坊	長春永	〃〃	楊栢清	〃	民国七年四月一日		四〇〇元
大車糸坊	大生全	五百〃	王景新	〃	〃十八年一月六日		一二四〇〇〃
染坊	義盛礼	二百〃		〃		康德三年二月六日停止営業		[illegible]
仝	公聚源	二百〃	王紀学	〃	大同元年五月十日		三〇〇〇元
仝	裕源和	〃〃	蘇長恩	〃	康德三年四月二日		無	新設
木局	福興長	三百〃	常甲林	〃	民国十五年二月一日		八五三五元
仝	宏興成	〃〃	謝恩錫	〃	大同元年四月一日		二四〇〇〃
仝	德興泰	二百〃	牟餘丰	〃	康德三年二月八日		無	新設
洋行	艶麗洋行	四百〃	劉煥章	〃	〃三年三月十八日		無	新設
仝	輔仁洋行	二百〃	姜輔仁	〃	〃二年四月一日		八五〇元
洋行成衣	慶成号	〃〃	張星五	〃	大同二年六月一日		一〇四〇〃
書局	永信泰	五百〃	宋玉琪	〃	民国十七年二月四日		一八一八〇〃
仝	広興昌	四百五十〃	吳慶山	〃			九五〇〇〃

仝	奇々書局	二百〃	王恭安	〃	康德三年二月十四日	無	[illegible]
印刷	德新石印局	〃〃	丁叢忱	〃	〃元年五月二十八日	一二〇〇元	
仝	復古印刷局	〃〃	張家民	〃	大同元年十二月五日	一〇〇〇〃	
仝	福興印刷局	五十〃	王義廷	〃	康德二年五月一日	三〇〇〃	
照像	滿美照像館	四百〃	劉海柱	〃	〃三年三月一日	無	新設
仝	德記照像館	二百〃	呉國臣	奉天城	〃三年一月六日	無	新設
西医	安東医院	〃〃	傅耀東	遼中	大同元年五月一日	六〇〇〃	
仝	雅斉薬房	三百〃	楊雅斉	遼陽	康德三年四月一日	無	新
仝	中西薬房	一百〃	呉兆俊	遼中	〃元年三月一日	一三〇〇〃	
仝	博済医院	〃〃	王景田	〃	大同二年四月廿一日	六〇〇〃	
仝	滙化医院	〃〃	張海濤	〃	康德二年二月一日	八〇〇〃	
仝	大和医院	〃〃	孫嘉澤	遼陽	〃元年九月廿七日	三〇〇〃	
中医	新盛堂	五十〃	姜佐舟	遼中	〃二年一月六日	二〇〇〃	
仝	春熊堂	〃〃	梁慶九	〃	〃二年二月八日	二八〇〃	
饅店所	福記麥店所	二千四百〃					
仝	如意軒	一千二百〃					

[illegible]	[illegible]	五百元						
[illegible]	[illegible]	〃〃	孫[illegible]臣	遼中	大同一年二月十七日		一六一〇〃	
[illegible]	[illegible]	二百〃				康德一年十二月一日停止營業		[illegible]
[illegible]	永順成	〃	王世昌	遼中	康德元年一月六日		一四五三元	
[illegible]	興順永	一百〃	[illegible]林	〃	民國廿年一月六日		八〇〇〃	
花店	[illegible]興花店	[illegible]	[illegible]	〃	大同一年七月一日		一三一三〃	
[illegible]	[illegible]興利	[illegible]	邢國士	[illegible]	康德二年[illegible]月二七日		無	新設
[illegible]	吉祥合	[illegible]	王恩[illegible]	〃	民國十一年一月六日		四〇〇元	
[illegible]	[illegible]	五十〃	王錫麟	〃	大同二年三月十日		二〇〇〃	
[illegible]	[illegible]順[illegible]	一百〃	蔡万元	河北	民國十五年二月十五日		一一一〇〃	
仝	和[illegible]堂	〃〃		遼中		康德二年三月一日停止營業		[illegible]
仝	德長軒	五十〃	張成林	〃	大同二年六月一日		二〇〇元	
仝	[illegible]泉居	〃〃	張德泉	〃	〃二年六月一日		二〇〇〃	
仝	[illegible]和軒	〃〃	孫殿[illegible]	〃	〃二年六月一日		二五〇〃	
[illegible]	方[illegible]	二百〃	方玉維	〃	康德二年一月十五日		一一〇〇〃	
仝	[illegible]	〃〃	孫[illegible]	〃	大同二年六月十五日		一二〇〇〃	

八一	[illegible]	[illegible]〃	[illegible]	〃	康德二年三月一日	八〇〃
[illegible]	[illegible]	二百〃	趙鳳君	[illegible]中	〃二年四月一日	[illegible]
八三	[illegible]	二百〃	[illegible]正[illegible]		大同元年一月六日	八〇〇〃
八四	同合館	六十〃	[illegible]国才	〃	康德三年三月廿五日	[illegible]
八五	[illegible]合源	五十〃	韓玉林	〃	大同二年六月一日	[illegible]
八六	[illegible]館	〃	陳[illegible]	〃	〃二年六月一日	[illegible]
八七	[illegible]聚[illegible]	〃	馮玉文		〃元年三月一日	[illegible]
八八	[illegible]	一百〃	[illegible]	〃	康德一年[illegible]月十五日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	二百五十〃	李景[illegible]	〃	民国十四年一月六日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	一百〃	[illegible]	〃	民国十九年一月六日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	一百五十〃	姜存中		康德三年二月廿五日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	〃	鄭仙[illegible]	〃	〃[illegible]年二月八日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	二十〃	李光明		大同元年十二月十三日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	康德元年一月一日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	〃	丁汶勛		大同[illegible]年八月一日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	〃	〃一年八月一日	[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]生	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	黄[illegible]德	[illegible]	〃三年二月十五日	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]百〃	趙雲章	〃	[illegible]日	六[illegible]
[illegible]政	[illegible]和軒	六十〃	張長林	〃	〃[illegible]年一月六日	[illegible]
[illegible]理	[illegible]陞[illegible]	一百〃	李紫[illegible]	〃	〃[illegible]年[illegible]月六日	五八[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	蔡[illegible]清	〃	〃[illegible]年二月四日	五[illegible]
[illegible]	[illegible]成館	四百〃	石[illegible]	〃	〃二年五月一日	[illegible]
仝	[illegible]館	[illegible]〃	解[illegible]則	〃	大同[illegible]年[illegible]月[illegible]	三[illegible]
仝	[illegible]	[illegible]	孫[illegible]	〃	[illegible]年六月二日	[illegible]
仝	[illegible]館	〃	高顯之	〃	康德元年四月一日	[illegible]
仝	大生[illegible]館	一百〃	王雪[illegible]	〃	〃元年二月一日	五〇〇〃
仝	会文石	三百〃	陳会[illegible]	〃	〃元年一月一日	三〇〇[illegible]
仝	[illegible]興店	二百〃	[illegible]代[illegible]	〃	民國二年二月廿日	八[illegible]
仝	[illegible]興府	[illegible]〃	宋[illegible]	〃	〃十八年八月[illegible]日	三[illegible]
仝	[illegible]店	〃	吳[illegible]	〃	〃十五年一月六日	七[illegible]
仝	[illegible]	〃	[illegible]	〃	大同二年八月一日	[illegible]

仝	大发旅館	〃〃	李錫芝	〃	民国廿年二月一日	八〇〇〃
仝	天順店	〃	曾長禄	〃	康德元年四月一日	一〇〇〃
仝	天和店	五十〃	蔡雲閣	〃	民国五年二月十五日	一六〇〃
仝	永興利棧	一百〃	張德身	〃	康德二年一月一日	縣 新設
仝	東平客店	五十〃	李慶雲	山東	大同二年十月十五日	二〇〇元
飯館	德発園	一百〃	陶德庫	遼中	民国十七年二月廿七日	二三〇〇〃
錶店	華記世興盛	二百〃	祁明林	〃	康德三年十月廿七日	[illegible]
仝	玉盛興	一百〃	劉宋漢	〃	康德二年五月一日	[illegible]
麺店	東盛永	三百〃	李恩汝	〃	〃二年五月三日	[illegible]
鞋舗	同興永	一百〃	于春山	〃	〃元年二月廿五日	[illegible]
茶館	泰興茶館	一百五十〃	秦貴生	〃	民国十六年□月一日	[illegible]
鞋店	聚鞋舗	〃〃	魏玉琛	〃	康德二年三月一日	[illegible]
理髪	恩榮閣	二十〃	薛継恩	〃	〃元年八月十五日	[illegible]
油房	永隆泉	二百〃	安福神	〃	〃二年十一月二日	[illegible]

遼中縣城計大小商号現在営業者一百五十四户

焼鍋一戸一年間所用糧（即原料）計二千石
計出焼酒三十万斤糟五百個
油房一戸一年間所用大豆計（即原料）計二百石
計出油五千斤豆餅一千六百塊
由公歳一月起至現在止計中途止営業之商業八戸
全城房存磨房二十五戸毎戸日用小麦（即原料）各二斗合成白麺七十斤
一年間（以十個月計算）共用原料一百五十石共出白麺五万二千五百斤

濱中県商品別取扱数量

本県に於ける輸入物品の主なるものは食塩、面粉、布疋、雑貨にして今綿織物、絹織物、内口雑貨、外口雑貨の移輸入額の大要を示せば次の如くである。（調査年度不明）

綿織物	四〇〇〇〇疋	二四〇、〇〇〇円
絹織物	一〇〇〇疋	二〇、〇〇〇円
内口雑貨		一〇〇、〇〇〇円
外口雑貨		二五〇、〇〇〇円

康德二年十二月九日提出

遼中縣重要物產表（重要物產調查表）其ノ一

甲表　　　　遼中縣[illegible]調查

種別	單位	收穫量	價格（円）	需要量
農產				
水稻（稻子）	石	八八〇	一〇、五六〇	五六〇
陸稻（稻子）	〃	二三九三一	二三九、二一〇	八、〇〇〇
大麥（大麥）	〃	一〇〇二四	六〇、〇〇四	二、三九四
小麥（小麥）	〃	一三七九一	一九一、八六五	五、七九七
高粱（高粱）	〃	一〇四一二	七〇二、一六〇	一三八、一四〇
粟（穀子）	〃	一六九一八	一〇一、五〇八	三、四八二
黍（黍子）	〃	二四二	三、四二〇	三四二
稗（稗子）	〃	七三五五四	六七、〇五四	六五〇、五四〇
大豆（大豆）	〃	四八八二七	三九〇、六九六	九六四八
小豆（小豆）	〃	一五〇〇	二二、五〇〇	六一八
綠豆（綠豆）	〃	三六六	五、四九〇	三六〇
蕎麥（蕎麥）	〃	一〇五	五二五	一一五
胡麻	〃	三六〇〇	五四、〇〇〇	一、四一二
棉花	〃	八五六四	二五六、八〇〇	三四五
麻	〃	二六二四	一四、〇〇〇	一六
煙（[illegible]）	〃	一〇四六	一〇、四六〇	四六
高粱稈	〃	一六四〇〇〇	三二八、〇〇〇	一六四、〇〇〇
[illegible]稈	〃	二〇〇〇	一四、四〇〇	一三、〇〇〇
[illegible]稈	〃	五八〇八	五、八〇八	五、八〇八
包米稈子	〃			
雜穀稈子	〃	一四八四〇	一六三、二四	一四、八四〇

価格（本地消費）	輸入 数量	輸入 価格	輸入 仕向地（輸出地）	輸出 数量	輸出 価格	輸出 仕向地（輸出地）
円		円			円	
六、七二〇	三〇	三〇〇	営口	三五〇	三、〇〇〇	本大
八六、〇〇〇				一五、九三一	一五九、三一〇	〃
一四、三六四	五、三三五	三〇、七五〇	〃	九八〇	五、八八〇	〃
八六、九五五	四、一六四	六三、四六〇	〃	一、三六〇	二〇、四〇〇	〃
六四〇、七〇〇	七、六四四	三八、二二〇	〃	二、七〇〇	一三、五〇〇	〃
[illegible]	一、九四四	一二、九〇四	〃	一、六〇〇	九、六〇〇	〃
三、四二〇						
四、〇〇〇	四〇、〇〇〇	七三、五五四	〃	一、五〇〇	一五、〇〇〇	〃
七七、一八四	三三、八八二	一九一、〇五六	〃	六、五三四	五二、二七二	〃
九、二七〇	三四八	五、一九〇	〃	二八八	四、三二〇	〃
九、四九〇						
五三五						
二一、一六五	九四六	一四、一九〇	〃	七六二	一一、四三〇	〃
一〇三、五〇〇				一六〇	四八、〇〇〇	〃
八〇〇				一四一	七、〇五〇	〃
四六				一、〇〇〇	一、〇〇〇	
三三八、〇〇〇						
一四、四〇〇						
五、八〇八						
一六、三二四						

[illegible]

[illegible]

数量	価格 円	仕向先(輸出先)	数量	価格	仕向先(輸出先)	数量	価格	仕向先(輸出先)
四〇	四八〇	台湾						
一、三三九	九、三一〇	〃						
一、四七〇	三三、〇五〇	〃						
一、九四八	九、七四〇	〃						
八五三	五、一一三	〃						
三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〃						
八、七七三	七〇、一八四	〃						
三四八	三、七三〇	〃						
四八一	七、三一五	〃						
二三一	一〇五、二〇〇	〃						
一三五	六、七五〇	〃						

合計	数量	価格
	[illegible]	八、[illegible]
	三三、九三[illegible]	二三九、三一〇
	一〇、〇三四	六〇、二〇四
	一三、七九[illegible]	一九一、八六五
	一四〇、四三二	七〇三、一六〇
	一六、九一八	一〇一、五〇八
	三四[illegible]	三、四三〇
	七二、五五四	七三五、五四〇
	四八、八三七	三九〇、六一四
	一、五〇〇	三三、五〇〇
	三六六	五、四九〇
	一〇五	五三五
	三、六〇〇	五四、〇〇〇
	八五六	二五六、八〇〇
	二九二	一四、六〇〇
	一、〇四八	一〇、四八
	一六四、〇〇〇	三、二三八、〇〇〇
	一二、〇〇〇	一四、四〇〇
	五、八〇八	五八〇八
	一四八四〇	[illegible]

備考 [illegible]本年[illegible]民[illegible]以[illegible]出[illegible]
[illegible]不足人民食用

記載事項　　（關連例）

1、[illegible]外ノ資料[illegible]
チ場合ニ於テハ適宜ノ方法ニ據ルモ妨ゲズ。

2、暦年ニ依リ調査シ六月十日。（康徳元年十二月十日）

3、価格ハ[illegible]内卸売平均価格ニヨリ計算記入スル。

4、[illegible]

5、生産高ト消費及移出内訳ハ符合スベキモノ。

6、[illegible]ニ対スル増減ノ事由ヲ備載スルコト。

7. 皮革類ハ總テ其ノ二ノ一ニ依ルコト。（但シ上ニ依リ難キ場合ニ於テハ二ノ一ニ準據スルモノトス。

康徳二年十二月九日提出

重要物産表 （重要物産調査表）其ノ二

水産	林産	産														業	種別
淡水魚	薪	豚脂	牛脂	豚毛	其他毛皮	[illegible]	[illegible]	犬皮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	種別 / 單位
〃	[illegible]	〃	[illegible]	〃	[illegible]	〃	〃	〃	[illegible]	〃	〃	〃	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一三〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

消費状況						
地場消費(在地消耗)		移出				
数量	価格 円	数量	価格 円	仕向地(輸出先)	数量	価格 円
五一	四〇八					
[illegible]八	二、六八〇					
一六四	八二〇					
二一九	二、六二八					
一四	二八					
一、三六五	一三、六五〇	三、三二一	三三、二一〇	各地		
五、九六二	二、一九三	五七、九〇二	二、一五八	〃		
七二	七二	五九四	五九四	〃		
一八	六	一四	七	〃		
一三七	二一	二一二	二二	〃		
一四九	七五	三一四	一五七	〃		
		二	五〇	〃		
一、五〇〇	三〇〇					
一〇、〇〇〇	二、〇〇〇					
三〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇					
一、二〇〇	九、六〇〇	—				

仕向地（輸出地）																
数量	五一	六八	二八四	二〇	[illegible]	四、八八[illegible]	六三、八六四	六六七	二五八	三四九	四六三	一	一、五〇〇	一〇、〇〇〇	二九、[illegible]	一[illegible]
価格	四〇八	三、六八八	[illegible]	[illegible]	二八	四六、八六〇	一三、七七三	六六七	七八	五三	二三二	五〇	三〇〇	二、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七、七〇〇

備考	本年度産物ヲ産ニ対シ上年比較尚顕著ナル増減ナシ

康徳三年十二月九日提出

重要物産表（重要物産調査表）其ノ三

[illegible]表　　　　登中[illegible]商務調[illegible]

区分	生産						
品別	豆粕（豆餅）	豆油（豆油）	豆素麺（粉條）	胡麻油（香油）	焼酒（焼酒）	味噌（大醤）	普通煉瓦（磚）
単位	両斤	〃	〃	〃	〃	〃	千個

消						
[illegible]（[illegible]年度）		[illegible]（[illegible]年度）		同		
数量	価格（円）	数量	価格（円）	数量	価格	[illegible]
二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一九、二〇〇	八、〇〇〇	一二、八〇〇	営口
二、〇〇〇	一六、〇〇〇	二、〇〇〇	一六、〇〇〇			
三五〇	二、八〇〇	三五〇	二、八〇〇			
五〇	七五〇	五〇	七五〇			
四八、〇〇〇斤	一八四、七八八	八三七、八四八斤	一〇三、四八一	二二一、七四五斤	二七七一八	営口
一五〇、八〇〇	七五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇			
一、二〇〇	七、二〇〇	一、二〇〇	七、二〇〇			

[illegible]	[illegible]		
		數量	三九五、六六〇斤
		價格 円	三六、九五八
	[illegible]	仕向地 輸出地	奉天
		數量	二一八、二六四斤
		價格	一四、七八三
	商	仕向地 輸出地	台[illegible]
		數量	一四、七八二斤
	輸出	價格 円	一、八四八

合計(本年)	数量	二〇、〇〇〇	二、〇〇〇	三五〇	五〇	一四七八、三〇〇	一五〇、〇〇〇	一、二〇〇
	価格 円	三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	二、八〇〇	七五〇	一八四、二八八	七五〇、〇〇〇	七、二〇〇
増減	価格比							
	価格							
	数量							
	価格比							
備考	査本年工産物対上年比較並ニ顕著ナル増減							

奉天省遼中縣批発物価表

康徳二年度

番號	品名	等級及銘柄	單位	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	番號
一	麺粉	満洲産	袋	円 三、七〇	円 三、七〇	円 [illegible]	円 [illegible]	円 [illegible]	円 [illegible]	円 [illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	円 三、七〇	一
二	〃	[illegible]八五	〃	三、九〇	三、八三	三、八三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三、九〇	二
三	豆油		斤	一八、[illegible]	[illegible]	一七、五〇	一七、七八	[illegible]	[illegible]	一八、五[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三
四	[illegible]		〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七、八〇	七、九〇	八、〇〇	八、〇〇	七、九〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	四
五	[illegible]		〃	一三、〇〇	一三、五〇	一三、二〇	一三、六〇	一四、〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	五
六	焼酒		〃	一八、〇〇	一七、〇〇	一七、五〇	一八、一〇	一八、五〇	一八、五〇	一八、三〇	一八、五〇	一八、一〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、五〇	六
七	棉花		〃	六、〇〇	五、〇〇	五、六〇	五、五〇	五、四〇	六、〇〇	六、一〇	六、一〇	五、九〇	五、八〇	六、〇〇	六、〇〇	七
八	洋線	白	斤	[illegible]	八〇	八五	八八	八六	[illegible]	九[illegible]	八八	九一	九〇	九〇	九一	八
九	〃	藍	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一三七	一、〇〇	一三[illegible]	一三[illegible]	[illegible]	[illegible]	二、[illegible]	[illegible]	[illegible]	九
十	粗布	尺布	疋	九、〇〇	八、五〇	八、六〇	八、五〇	八、九〇	九、一〇	八、九五	九、〇〇	九、[illegible]	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	十
十一	花旗布		〃	八、五〇	[illegible]	八、三〇	八、〇〇	八、七〇	八、六〇	八、六〇	八、五〇	[illegible]	八、六〇	八、六〇	八、六〇	十一
十二	士林布		〃	一三、五〇	[illegible]	一三、七〇	一三、〇〇	一三、七〇	一三、一〇	一三、[illegible]	一三、六〇	一一、六〇	一二、四〇	一三、七〇	一三、〇〇	十二
十三	洋花布		〃	六、〇〇	[illegible]	六、五〇	六、四〇	六、一〇	六、二〇	六、一〇	[illegible]	六、一〇	六、〇〇	[illegible]	六、〇〇	十三

一三	三井		一四	一、六〇	一、六〇	一、六二	一、六二	一、五八	一、六五	一、五九	一、五九	一、六九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一三	〃湖	毛牌	一五	四、四〇	四、三〇	四、五〇	四、六〇	四、三二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一六	〃	集牌	〃	四、一〇	四、三〇	四、五〇	四、〇〇	四、〇〇	四、五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一七	廣安	場	頭	三、〇〇	三、五〇	三、五〇	三、〇〇	三、〇〇	三、五〇	三、〇〇	三、五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一八	両姿錦		一番	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
一九	〃錦		同	四八	五〇	四七	四五	四九	四九	四五	四五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
二〇	串紐		〃	八二	八〇	八一	八〇	八〇	八三	八一	八一	八〇	八〇	八〇	八〇	八一
二一	湖絹		〃	七六	七七	七九	七七	七五	七九	七七	七八	七五	七五	[illegible]	[illegible]	
二二	緑錦		〃	一三	一三	一五	一三	一二	一四	一二	一四	一二	一二	一二	一二	一二
二三	〃絡		〃	六〇	六〇	五七	五五	五八	五五	六二	六〇	六〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
二四	貢走吧		〃	五六	五七	五八	五五	五七	五七	五五	五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
二五	毛絨吧		〃	四八	四五	四四	四三	四二	四七	四一	四七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
二六	花絨		〃	一六	一五	一四五	一三	一七	一七	一六	一五	一六	一六	一五	一五	一五六
二七	理子絨		〃	三二	三一	三二	三一	三四	三三	三四	三一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
二八	仁絨		〃	四六	四五	四四	四〇	四八	四七	四五	四五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
二九	金銀絨		〃	一九	一八	一八五	一五	二〇	二〇	二一	一九	一八	一八	一九	一九	

[illegible]	包絲紋	〃	一〇	〇九	二一	一二	一二	一二	一二	一〇	一一	一〇	一一	一〇	三〇
[illegible]	紅洋[illegible]	〃	〇九	〇八	一〇	〇五	〇五	一〇	一一	〇九	〇九	〇九	一一	〇九	三一
[illegible]	雪花膏	瓶	一〇	三八	三八	四一	四八	四六	四三	二九	二七	八	一一	四〇	三二
[illegible]	頭油	〃	五六	五四	五五	五三	五二	五一	五五	五〇	五〇	五四	二一	五一	三三
[illegible]	浴珍粉	〃	二〇	二八	二九	二五	三二	二二	二二	二〇	二一	一〇	一一	二二	三四
三五	花露水	〃	六〇	五五	五三	五五	六四	六二	三、	二五	四四	三六	六	五八	三五
[illegible]	牙粉	盒	一五	二二	一四	二〇	一一	一七	二一	二〇	一五	三五	三五	二二	三六
[illegible]	香粉	〃	二六	三五	二四	三四	三五	一二	二四	二二	一	三五	三六	三六	三七
[illegible]	牙刷	個	一〇	一一	九	一二	九	二二	九	四	二一	〇	二一	一〇	三八
[illegible]	洋磁盆	〃	三二	三五	三一	三〇	三五	一四	二二	二五	二五	六	二五	三五	三九
[illegible]	皂盒	〃	一五	一五	一四	一六	一六	一八	一六	二五	二五	二五	二三	二五	[illegible]
[illegible]	線毯	〃	一、八〇	一、六六	一、七五	三、〇〇	一、九〇	一、九〇	一、一	八一	一、七〇	一、八五	一、七五	一、八〇	[illegible]
[illegible]	洋襪	〃	二、八〇	三、八五	三、七九	二、七〇	三、九〇	二、九〇	二、七五	三、八一	三、六〇	三、九〇	三、八一	[illegible]	[illegible]
[illegible]	被單	〃	八五	八三	八四	八〇	八一	八六	八〇	八六	八〇	八〇	八三	八二	四三
[illegible]	洋傘	〃	一、三〇	一、一〇	一、〇〇	一〇〇	一一五	一、三〇	一、一〇	一、三一	一、三〇	一、〇〇	一、一〇	一三〇	四四
[illegible]	香水	瓶	[illegible]	一一	二九	三五	三二	三二	三一	三〇	三〇	三五	三〇	三〇	四五

奉天営口小賣物價調

（康徳二年）

満洲中央銀行調査

（單位國幣）

類別	品名	銘柄品質	數量單位	六月 奉天	六月 営口	十二月 奉天	十二月 営口
主食物	白米	地米	一斗	三、四〇円	三、三〇円	三、二〇円	三、五〇
	高粱	満洲産	〃	二、一〇	二、二〇	一、三〇	一、七〇
	粟	〃	〃	二、七〇	二、六〇	[illegible]	[illegible]
	玉蜀黍	〃	〃	一、五〇	一、六〇	一、〇五	一、四〇
	麥粉	宝鶴	一袋	三、三五	三、一五	[illegible]	[illegible]
	玉蜀黍粉		一〇斤	〇、六五	〇、六〇	〇、五〇	〇、五〇
	切面		〃	〇、八〇	〇、七〇	〇、八〇	〇、七〇
	大豆		一斗	一、四〇	一、八〇	一、五〇	二、〇〇

品 食 物

品名		単位				
粉條	細	一斤	〇、一六	〇、一五	〇、一八	[illegible]
豆腐		一個	〇、〇一	〇、〇五	[illegible]	[illegible]
干豆腐		一斤	〇、〇八	〇、〇八	[illegible]	〇、一[illegible]
筍		一斤	〇、〇〇	〇、[illegible]〇	[illegible]	[illegible]
蒜		〃	一、〇〇	〇、八〇	一、二[illegible]	[illegible]
白菜		〃	〇、八〇	〇、八〇	〇、五〇	[illegible]
菠菜		〃	〇、〇五	〇、〇四	〇、一五	[illegible]
韭		〃	〇、一〇	〇、二〇	[illegible]	一、[illegible]
萌		〃	〇、一八	〇、四〇	〇、二〇	[illegible]
唐辛子	生	〃	六、〇〇	六、[illegible]〇	三、〇〇	[illegible]
馬鈴薯	生	〃	〇、七〇	〇、八〇	〇、四〇	[illegible]
大根	生	〃	〇、一〇	〇、三〇	〇、一〇	[illegible]
鮮魚	鮮	一斤	〇、一二	〇、一〇	〇、一[illegible]	[illegible]
鹽魚	鮮	〃	〇、一六	—	〇、[illegible]四	[illegible]
豚肉		〃	〇、二六	〇、七〇	〇、[illegible]五	[illegible]
牛肉		〃	〇、三六	〇、二〇	〇、二〇	[illegible]五

品名	備考	単位				
牛[illegible]		一斤	0、二0	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鶏[illegible]	大	一羽	一、五五	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鶏卵	比卵	一[illegible]	[illegible]、二二	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豆腐		一〇斤	0、七0	0、七0	[illegible]	[illegible]
砂糖	含明	〃	一、四0	一、二[illegible]	[illegible]	[illegible]
醤油	満人造上等品	一斤	[illegible]、一八	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃	満人造[illegible]等品	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃	日人造下等品	〃	0、0八	0、0三	0、0八	0、0[illegible]
味噌		〃	0、0五	0、0六	0、0五	0、0、
胡麻油		〃	0、三六	0、三0	0、三八	0、三五
豚油		〃	0、二八	0、二五	0、三二	0、二八
豆油		〃	0、一六	0、一六	0、二0	0、二二
曹達		一〇斤	0、五0	0、三五	0、四0	0、四0
酢		一斤	0、0五	0、0五	0、五0	0、0五
焼酒			0、二四	0、一九	0、二二	0、二0

（調味料：醤油〜焼酒）

区分	品名	銘柄	単位				
嗜好品	黄酒		〃	〇、二〇	〇、二〇	〇、一四	〇、二〇
	紹興酒		〃	〇、三六	〇、四〇	〇、三五	〇、四〇
	サイダー	壹印	一壜	〇、一〇	〇、一二	—	〇、一五
	煙草	勞力士	一個	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇
	〃	哈德門	〃	〇、〇六	〇、〇六	〇、〇六	〇、〇六
	〃	雙鶴	〃	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五
	茶	香片毛峰	一斤	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇
	〃	[illegible]大方	〃	二、四〇	一、六〇	二、四〇	一、六〇
燃料	石油	黄印	一缶	〇	三、六七	三、八[illegible]	三、六[illegible]
	〃	赤印	〃	〇	三、五七	三、六〇	三、五〇
	本炭	白炭	百斤	〇、五〇	[illegible]、三〇	[illegible]、四〇	[illegible]、三八
	〃	黒炭	〃	〇、三〇	[illegible]、一八	[illegible]、二[illegible]	[illegible]
	山炭	塊炭	一噸	七、五〇	一二、五〇	[illegible]、五[illegible]	一三、[illegible]
	〃	[illegible]	〃	八、〇〇	一一、三〇	[illegible]、二[illegible]	一[illegible]、[illegible]
	薪	[illegible]	百斤	一、二〇	一、〇五	一、[illegible]	一、三[illegible]

品目	品名	銘柄・産地	単位				
衣料靴類	綿糸	白色佳月	一斤	〇、八〇	〇、七二	[illegible]	[illegible]
	〃	藍色佳月	〃	一、〇〇	〇、七九	[illegible]	[illegible]
	綿布	白色通済	一尺	一、〇〇	〇、八五	[illegible]	[illegible]
	〃	藍色通済	〃	一、二〇	一、二〇	[illegible]	[illegible]
	緞子	直貢緞	〃	一、四〇	三、〇〇	一、二〇	[illegible]
	人造絹布	満洲公子	〃	二、五〇	二、〇〇	[illegible]	[illegible]
	棉花	満洲産	一斤	〇、五二	〇、五〇	[illegible]	[illegible]
	靴下	洋貨綿製	一足	〇、四〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	方口靴	牛皮底	〃	二、四〇	二、〇〇	二、四〇	[illegible]
	深頭靴	満洲自由牌	〃	〇、五〇	〇、八五	〇、五〇	[illegible]
	皮靴	牛皮	〃	五、〇〇	六、五〇	[illegible]	[illegible]
雑品	燐寸	紅山牌	一包	〇、〇五	〇、〇五	[illegible]	[illegible]
	燒紙		一巻	〇、一〇	〇、二五	〇、一〇	[illegible]
	化粧石鹸	白玉霜	一個	〇、一三	〇、一三	〇、一三	[illegible]
	歯磨粉	美人牌	一包	〇、〇七	〇、〇五	〇、〇八	[illegible]
	洗面器	琺瑯引	一個	〇、三〇	〇、四〇	〇、二五	[illegible]

備考

1. 度量衡ハ各地ニヨリ多少ノ相違アリ。指定ノ銘柄又ハ品質ノ品無キ時ハ之ト類似品値ヲ調査ス。

2. 毎月十五日調査

濱中税捐局糧石税收入表

自康德元年八月一日起
至康德二年三月末日止

月 \ 種目	糧穀	雜穀	油穀	豆類	計	備考
康德元年八月	二四二、六七	七六五、五八	二六七、五	一三八、五九	一一七三、五九	
九月	四〇、五六	三三四、六八	八三、五	二、〇一九、九〇	二、三九三、四九	
十月	四九、八一	一〇一、九四	三〇三、九四	六、九二六、三二	七、三八二、〇一	
十一月	四、五四	七三、五五	三四三、四	二、三七八、三四	二、二一一、四七	
十二月	二〇二、八七	二〇二、四七	一九三、二四	一、七三七、三三	二、三三五、九一	
康德二年一月	一一、五三	三一二、七一	八五、五一	一、四五四、六	一、九五五、二一	
二月	一七三、八七	一七六、六二	一三一、八二	三、八三八、八三	三三二一、四	
三月	一一〇、五四	九六六、九	六、三五	九一五、〇二	一一三八、六〇	

四月	六九、五二	五六、三二	二、五〇	四、四七二、九二	四、六〇一、二六
五月	一二、三六	六二、〇七	九、五二	二、一六七、二四	二、二五一、一九
六月	二〇、〇一	五二、六八	一七、八四	九六四、四二	一、〇五四、九五
七月	一一、四二	六五、〇八	一九、九四	一、四四四、八〇	一、五四一、二四
八月	四三、四〇	三五六、四七	八、〇五	一一九、四六	五二七、三八
九月	一一七、〇四	二〇六、四八	三、一四	三、四一〇、二二	三、七二六、八八
十月	二九六、〇四	七八、三八	四八、三二	六、八九〇、〇二	七、三一二、七五
十一月	二一〇、六五	一六四、一一	一五三、一三	四、一〇八、一四	四、六三六、〇四
十二月	三八三、三〇	二五四、二四	六六、一四	二、四〇〇、一四	三、一〇二、八[illegible]
康德三年 一月	二八四、三五	一四四、六四	一四一、六五	一、七三四、三五	二、三〇四、九九
二月	一九三四六	九七、〇八	四四、二一	五六一、八六	八九六、六一
計	二、六四六、九四	三、五九一、八〇	一、六一二、四三	四六、五三二、三六	五四、四三三、五三

遼中税捐局糧石税収入表

自康徳元年八月一日
至康徳三年三月末日

月別＼税目	粗糧	細糧	油類	豆類	計	摘要
康徳元年八月	二五、四〇	八九、〇七	一一、一〇	[illegible]、八[illegible]	一[illegible]、[illegible]二	
九月	六、〇五	三七、五三	五七	二三八、〇四	二八二、一七	
十月	六四三	一〇、一〇	一二、三	一〇七一、七四	一一[illegible]、[illegible]七	
十一月	一三、三〇	一六、〇八	三一、三八	三五二、二三	四一二、九九	
十二月	二七、八九	一[illegible]、六四	一二、七[illegible]	[illegible]二一四	一三[illegible]、[illegible]	
康徳二年一月	二五、二〇	三三、三八	七、六二	三八八、四六	四五四、六六	
二月	四[illegible]、三九	四六、六二	五、九[illegible]	[illegible]、三五	[illegible]一[illegible]、二八	
三月	二六、九四	七、一四		一六〇、八六	一九四、九四	
四月	一五、四〇	九、六九	一、〇八	一、三四八、五一	一、三七四、六八	
五月	四、八四	一六、七四	一、九三	[illegible]四五、一八	四六八、[illegible]	
六月	三六	一、〇〇		一六九、一四	一七〇、五〇	
七月	五、五四	一九、一二		二六一、八五	二八六、五一	
八月	一二、〇〇	九八、七〇		二二、九〇	一三三、六〇	

遼中税捐局小北河分所糧石税收入表

自康徳元年八月一日
至康徳二年二月末日

月別＼種目	粗糧	細糧	油糧	豆類	計	備考
康徳元年八月	三四、〇四	二九六、七六	二、一三	五、三一	三三八、二四	分内ノ三
九月	九、二七	一一八、〇九	八五	七九、九[illegible]	二〇八、一四	
十月	一七、一〇	三五三、六	七〇、五四	八四二、七九	九六五、七九	
九月	七、七五	四一、六九	一、三五	[illegible]	四七六、八四	
十月	一五八、五五	二一、五六	一八、五二	[illegible]	三、一七八、二〇	
十一月	三三、六四	八一、八二	四三、二二	一、七五五、四四	一、九一三、一二	
十二月	一〇〇、四六	一一五、六九	八、六八	五六〇、九九	八八五、四一	
康徳二年一月	七四、二〇	五三、四八	五六六、〇	四〇四、[illegible]	五八八、[illegible]五	
二月	二七、六五	二一、七七	五、八七	六五、八一	一二[illegible]、九〇	
計	六二二、九九	七三一八四	二一九、八七	一二、〇四五、一八	一三、六一九、八八	

十一月	一七、四六	一九、三九	一〇六、一一	四二三、〇一	五六五、九七
十二月	三九、四五	三三、九一	四〇、七六	五二九、八九	六五四、〇一
康徳二年 一月	一七、二七	三五、三四	一六、五八	四七〇、一五	五三九、三四
二月	一一、七四	四三、五〇	九、三二	九一七、六三	九八三、一九
三月	三八、七七	二三、三一		一五六、七一	一八二、八九
四月	一、八七	三、三〇	六八	五六三、〇八	五六八、九三
五月	五五	一六、四四	一、六九	二七〇、八五	三八九、五三
六月	七、三五	一六、二〇	•	一九七、四九	二二一、〇四
七月	五三、三二	一、八九	一六〇	四九五、四〇	五〇四、二一
八月	二〇、八四	一七、三一		四六、〇一	八四、一六
九月	二五、〇九	五一、六一	七三	八五五、九	一六三、〇二
十月	三七、七九	一九、二二	一三、一〇	二八四、四一	三五四、五二
十一月	三六、二八	二七、八三	七四、六〇	二四五、〇九	三八三、八〇
十二月	七四、九一	四二、六三	三一、二二	九六六、一六	一、一一四、九二
康徳三年 一月	七七、〇一	三四、三九	六二、九二	五〇七、七一	六八二、〇三
二月	七八、九三	九、七二	二六、九九	一七三、六一	二八九、二五
計	五一六、七四	八四五、二〇	四六〇、三一	七、二七〇、八二	九、一九三、〇七

遼中稅捐局茨榆坨分所按月稅收入表

自康德元年八月[illegible]日起
至康德二年[illegible]月[illegible]日

月別＼稅目	諸捐	[illegible]	油捐	[illegible]	合計	備考
康德元年八月	二二、五〇〇	八七、四七		[illegible]	[illegible]	
九月	[illegible]、五八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一三五、三一	
十月	五、六〇	[illegible]	五、九六一	[illegible]	[illegible]	
十一月	一七、八二	四、八一	一一、四〇	一四〇、[illegible]四	一七四、四七	
十二月	三九、七六	九、七七		五〇四、[illegible]九	五五三、七二	
康德二年一月	一六、六四	三一、二三	三、二三	二四七、三七	二九八、四七	
二月	五二、[illegible]八	二三、〇二		[illegible]	[illegible]	
三月	三二、〇九	九、五三	八四	三九、五八	八二、九四	
四月	三五、〇五	一〇、三二		一二四、九四	[illegible]	
五月	六、九七	四、三一		二五二、二九	三六三、三九	
六月	九、八一	二、三一		一三二、五七	[illegible]	
七月	二六	四、四〇	二六	二六二、二[illegible]	二六七、二七	

月別	粗糧	細糧	油糧	豆類	計
八月	六、一八八	四五、一一五		二[illegible]、八九	七五、二二二
九月	一九、九六六	二五、九六六		五、二三○	五一、一一二
十月	四四、九八	二四、四九九	二、九九五	五六四、二七	六一六、六七
十一月	二二、九八	七、四九	七、四八	一六八、一九	二一六、二四
十二月	七六、一四	二二、八五	二○、三五	三四八、七五	四六八、一三
康德八年一月	七○、二六	一五、五八	八、七一	一五一、七一	二四六、二六
二月	三八、三二	三○、三六		七四、九○	一四三、五八
計	五三六、八六	四一三、七九	六四、四八	三、九九二、九一	五、○一○、○四

遼中稅捐局冷子堡分所糧石稅收入表

自康德七年八月一日起
至康德[illegible]年二月十日止

品目／月別	粗糧	細糧	油糧	豆類	計	備考
康德七年八月	四五○	一六、[illegible]二		一一、六七	四四、四[illegible]	
九月	二○	二八、○三		八五一、八九	八八○、一二	
十月		一五、二九	三四、五五一	二、○八八八	二、[illegible]五八、[illegible]七	

十一月	十二月	康徳二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	康徳三年一月	二月
一、〇九	五、一一	五、七五	九、三〇		一、三五						二一、四五	二〇、二六		五八	
四、三九	四三、六四	九九、七二	一二、四一	八、九八	一九、四六	七二	四、五八	七、二〇	六〇、三二	二、六一	三、三二		二〇、八三	四、八九	三、一二
二一、九一	七、九〇	三、三〇	一二、六八				一七、〇〇	三、八四				二、九七			
四六四、九七	三一一、〇五	六五、八九	三七一、六八	一一九、一六	四一五、九〇	一〇一、六九	四八、四二	二九、八七		一、六八八、八五	一、五〇七、〇三	五七一、五〇	一九五、一九	四四三、三七	一二二、五九
四九二、三六	三六七、七〇	一七四、六六	四〇六、〇七	一二八、一四	四三六、七一	一〇二、四一	七〇、〇〇	四〇、九一	六〇、三二	一、六九一、四六	一、五三一、八〇	五九四、七三	二一六、〇二	四四八、八四	一二五、七一

計	六九五[illegible]	三五五、七三	一〇〇、一五	九二五一、六一	九七七、〇八	

國甲號貨幣小新民毛[illegible]行使[illegible]況[illegible]（八月）[illegible]

月別／種目	新[illegible]	細[illegible]	泗[illegible]	三[illegible]	計	備考
宣統元年 八月	二二、〇	五七、二五	八六	七、二五	八七、三七	
九月	一〇、七七	一四、二二		四一、六三	六六、六[illegible]	
十月	[illegible]	[illegible]	四五、二	二五七、[illegible]	[illegible]	
十一月	二六、四一	一二、八三	一〇一、二六	一三七、六九	二六八、一九	
十二月	七五、三六	四七、九八	八二、四三	二〇九、八七	四一五、六四	
宣統二年 一月	一八、七一	七八、一二	一六、五三	三七、二一	一五〇、五七	
二月	[illegible]	三八、[illegible]	四六、一六	一四九、六七	四〇〇、三九	
三月	[illegible]	[illegible]	四、一五	四六、二六	七六、八一	
四月	五、五[illegible]	二、六八	一、三六	一一、六六	二一、[illegible]	
五月		六、二六	三、一八	一〇、六三	一九、〇七	
六月	二三	五、四九		四、八[illegible]	[illegible]	

七月		七、七[illegible]		四七、二五	五四、九五
八月	四、三八	三四、三一		四、七〇	四三、三九
九月	八七	二三、七五	二六	一二、二五	三六、二三
十月	一、七四	四、三九	一二、七六	七、七一	二六、六〇
十一月	四一、五一	一〇、四七	七、七八	一〇一、四八	一六一、二四
十二月	九九、二〇	三一、六二	五、八九	一六五、〇三	三〇一、七四
康徳二年一月	一〇、一五	二一、九二	六、七八	二九、三二	六八、一七
二月	三七、六七	一一、〇二		九七、一九	一四五、八八
計	四四六、九一	四二〇、〇[illegible]	三三四、〇二	一、四六八、六八	二、六九四、[illegible]

遼中税捐局老達房分所糧石税収入表

自康徳元年八月一日
至康徳二年二月末日

税目 月別	粗糧	細糧	油糧	豆類	計	備考
康徳元年八月	九五、〇八	八三、〇七	一〇、八三	四六、〇九	二三五、〇七	
九月	六、六九	一〇、一四	三、七五	三三二、三三	三五二、九一	

十月	十一月	十二月	康德二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	康德三年十二月	一月
一六	六	二、一五	一四、一九	一、四一	一九、七六	八、二二		二、一六	三〇		一[illegible]、五六	三一、五三	四六、九八	三一、五九	二二、一二
七九八	一二、二四	三四、二二	二五、七二	八、五五	二七、四一	二、六〇	七、四八	九、三六		六、四〇	四八、八六	五、五〇	三六、五一	二〇、六二	一四三八
五四、九六	二八、五二	三〇、九三	二三、七五	四二、四四						八、〇三	[illegible]	九、八八	一七、〇八		[illegible]
九一二、八七	三四九、一七	八三、七九	七〇、〇五	一三五、六九	一一八、九〇	五七九、一五	三一二、六七	二八八、七〇	一七一、〇二	一八、[illegible]六	三[illegible]五、[illegible]七	一五四七、〇三	一二六六、二四	一六四、三八	一九八、一七
九七五、九七	三八九、九八	一五〇、〇九	一三三、七一	一八八、〇九	一六六、〇七	五九[illegible]	三二〇、一二	三〇〇、二二	一七一、三二	[illegible]	[illegible]	一五八五、〇四	一三六六、八一	二一六、五九	二七一、三[illegible]

月份	二月	計
粗糧	一〇、八九	三三九、八八
細糧	二一、〇九	三八三、一一
油糧	一、三五	二四〇、〇八
雜類	二六、九八	七〇一九、四
合計	二[illegible]、[illegible]九	七九八二、九三

錦州稅捐局溝幫子分所特產稅收入表

自康德八年八月一日起
至康德九年三月末日止

月份＼稅目	粗糧	細糧	油糧	雜類	合計	備考
康德八年八月	一四、〇二	二四、〇七	八二	二、二〇六	六一、八五	由康德二年十月份起劃歸本分局徵
九月				五七〇、六九	五七〇、六九	
十月	五二	一〇	三七、五〇	一〇九三、五八	一、一三一、七〇	
十一月		一、一三	一九、九三	三一八、九八	三四〇、〇四	
十二月	一、一二	四七	八、八二	九、一五	一九、五六	
康德九年一月	三、一〇	二、七〇	二、二八	四、五五	[illegible]	
二月		六一	七、五[illegible]	四三、七三	五一、八五	
三月				一八八、二五	一八八、二五	
四月	一、一五	一三、〇八		七六八、六一	七八二、八四	

遼中稅捐局達都牛彔分所徵石稅收入表

自康德元年八月一日起
至康德二年二月末日止

五月		二、四〇〇		三六〇、八八八	三六三、二八八	
六月		二、四〇〇		七六、八三	七九、二三	
七月			一六、〇〇	一二一、五二	一三七、五二	
八月		一五、三〇			一五、三〇	
九月	二三、八八八	九、〇〇		五九八、〇五	六三〇、九三	
十月						
十一月						
十二月						
康德二年 一月						
二月						
計	四三九、三	八一、二七	九五、一三	四、〇五五、八五	四、一七八、一七	

月別＼品目	粗粮	細粮	油粮	豆類	計	備考
康德元年八月	二四、六〇	一〇二、五七		一一、〇〇	一三八、一七	由[illegible]
九月		六四、二八		三二、二五	九六、五[illegible]	
十月	一二、五一	二四、八〇	四二、七一	五五一、[illegible]三	六三二、二五	
十一月	八、四〇	一、六八	二一、五三	二〇一、八五	二[illegible]、四六	
十二月	一、〇三	二一、八四	九、六三	一二、二五	四四、[illegible]五	
康德二年一月	五九	七、五〇	九、四二	七一、九五	八九、四[illegible]	
二月	七二	三、一〇	七、七二	一三二、七四	一四四、[illegible]八	
三月	二八	九、〇〇	一、三六	八五、三〇	九五、九[illegible]	
四月		一九	四六	六六一、〇七	六六一、七二	
五月		七、七二	三、七二	三一三、〇七	三二四、五一	
六月		一一、三四	八四	四六、四六	五八、六四	
七月		二四、七七	一、一四	四五、六四	七一、七九	
八月		七八、九八		三、一〇	八二、[illegible]八	
九月	二一、九二	三、〇〇		一九八、四六	[illegible]八	
十月						
十一月						

計	十二月	昭和二十年一月	二月
七…、…五			
三…、…七			
七、四三			
二三六六、四七			
二八九五、七二			

各税細目表

通行税	貨物税	取引税	入場税	[illegible]	合計	備考
[illegible]1.50	1,3[illegible]0.25	[illegible]			10,676.26	予備[illegible]取扱ハ十月[illegible]成立
[illegible]1.50	[illegible]	[illegible]			16,282.08	
10.00	1,197.79	1,032.07			9,173.66	
222.50	1,257.20	7,597.58			15,720.40	
192.50	871.90	5,224.27			14,477.[illegible]5	
322.50	673.40	4,777.54			12,015.71	
142.50	369.18	6,031.24			11,430.93	
30.00	626.56	8,543.70			22,777.80	
25.00	362.77	9,291.03			19,810.05	
1,190.00	8,021.00	44,564.22			132,384.08	
	108.42	26,571.67			30,852.37	
		2,957.41			4,328.81	
		3,774.86			8,646.00	
		3,060.48	23.50	4.70	22,944.87	
		4,031.45			15,405.74	
		3,475.28			18,880.13	
	1[illegible]8.42	43,891.15			101,058.52	

康德元年十月至康德十年六月[illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]税	牲畜税	屠宰税	[illegible]税	酒税	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	26660	395772	28662	940	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	97230	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	19324	1,73733	46608	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	8551	1,45446	26826	[illegible]	[illegible]	245540	[illegible]	[illegible]
2	17301	17662	13182	282883	18462	[illegible]	[illegible]	215600	70560	[illegible]
3	11054	9667	635	91502	72759	1320	95482	238700	79126	[illegible]
4	6952	5632	250	447292	133253	1730	144092	231000	75600	[illegible]
5	1236	1207	952	216724	696599	1300	113666	238700	78120	42000
6	2001	5258	1784	96440	560811	1340	126457	155600	54000	0
[illegible]	[illegible]	[illegible]	105542	2277628	1575634	11660	1015271	1972157	754874	77000
[illegible]	1142	6528	1994	144480	65616	1510	14935	136400	44640	
[illegible]	[illegible]	35647	805	[illegible]	82832	1570	0	0	0	
[illegible]	11704	20648	314	321022	111006	2420	0	0	0	
[illegible]	29604	[illegible]	4831	687002	83985	2510	[illegible]	682619	0	
[illegible]	21065	10412	15331	410814	66294	[illegible]		803888	[illegible]	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2430	517505	657594	[illegible]	
	106085	112477	27871	1837218	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	

康德元年一月至十二月出產貨物稅表

物別	課稅件數	課稅標準 數量	課稅標準 價額	稅額	備考
棉花	二五一	八八五、一五〇斤	三五四、八六〇元	五三一一元	每斤按兩角計算
烏豆	一	二、〇〇〇〃	一三三〃	二	每斤按五分計算
皮張	二	二、二四四張	六、七三三〃	一〇一	每張按三元計算
其他	一三〇	一、七三八、〇〇〇斤	一七三、八〇八〃	二七〇七	如蘇子花生瓜子等類
計	三八四		五三四、七二六〃	八、一二一	

稅捐局調查

康德二年一月至六月出產貨物稅表

種別	課稅件數	課稅標準 數量	課稅標準 價額	稅額	備考
棉花	一一三	二一五、六〇〇斤	八六、二四〇元	一二、九三六元	每斤按四角計算

稅捐局調查

区別				
葯秋	一	一、〇〇〇	五〇	一	毎斤按五分計算
皮紙	二	一二四四枚	三、七三二	五六	毎張按三元計算
其他	六一	五八七八〇〇斤	五八、七八〇	八八二	如蘇露芝生仏不得実
計	二七	一四八八〇二	一三八七五		

遼中県現有県警察力（康徳二年度）

遼中県公署警務局

区別	警察署所在地	人員	装備			
第一区	県城内	一二五	歩銃 小銃	一九 七〇	弾	一、〇〇〇 八、〇五五
第二区	茨榆坨	二二	〃 〃	七 二四	〃	二九〇 一、七〇〇
第三区	小北河	二一	〃 〃	四 一六	〃	一六五 四二二
第四区	代家房	二三	〃 〃	五 一六	〃	一八六 四七七

第五区	達牛堡	三一	拳銃	六	弾	二一七	
			小銃	二四		一、〇一四	
第六区	清都口	二七	〃	六	〃	三[illegible]	
			〃	二六		九七[illegible]	
第七区	毛家屯	二一	〃	四	〃	一[illegible]四	
			〃	一六		六一八	
第八区	冷子堡	二七	〃	五	〃	三三[illegible]	
			〃	二[illegible]		[illegible]	
第九区	[illegible]家[illegible]子	一九	〃	六	〃	二[illegible]	
			〃	二[illegible]		[illegible]	
第十区	八家[illegible]屯	三四	〃	七	〃	二七九	
			〃	一四		一、[illegible]四	
合計		二七五	〃	六九	〃	三、一三〇	
			〃	二三[illegible]		一二、[illegible]八[illegible]	

康徳二年十二月末遼中縣河征保甲制度実施状況調表（続 乙）

（遼中縣公署警務局調）

保	警察署名	数
	第一区警察署	一
	第二区 〃	一
	第三区 〃	一
	第四区 〃	一
	第五区 〃	一
	第六区 〃	一
	第七区 〃	一
	第八区 〃	一
	第九区 〃	一
	第十区 〃	一
	合計	一〇

[illegible]	[illegible]	[illegible]	計		[illegible]	警備	[illegible]	[illegible]	年次
[illegible]	、	[illegible]	三九八七		三六一五	三七二	一	三八七	一九
[illegible]	四	七五	四三八一		三九三三	三五九	一	六[illegible]	一七
[illegible]	三	六〇	三九一五		三七五五	一六〇	一	四三七	八
[illegible]	三	七五	一七三五		一一六七	三五八	一	[illegible]	一〇
[illegible]	三	八〇	三四八八		三〇二八	四六〇	一	六〇〇	一二
[illegible]	三	七五	[illegible]四五		[illegible]四五	三〇〇	一	三八八	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]六七		[illegible]	一九九	一	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

罰件數						警察官數	
罰 至十二月			自七月至十二月				
賭徒	通匪	火藥	過怠	賣買	私烟	行政	警察隊
			三			二一	九一
			四			二八	
			一〇			一七	四〇
	四六		一八			一八	四八
			五			二六	四八
			六			二二	[illegible]
				一		一六	二四
						二六	二三
						二四	
				一	一	二九	
[illegible]	[illegible]		[illegible]	二	一	三一四	[illegible]

臺中縣各月別匪賊總計表

康德二年度

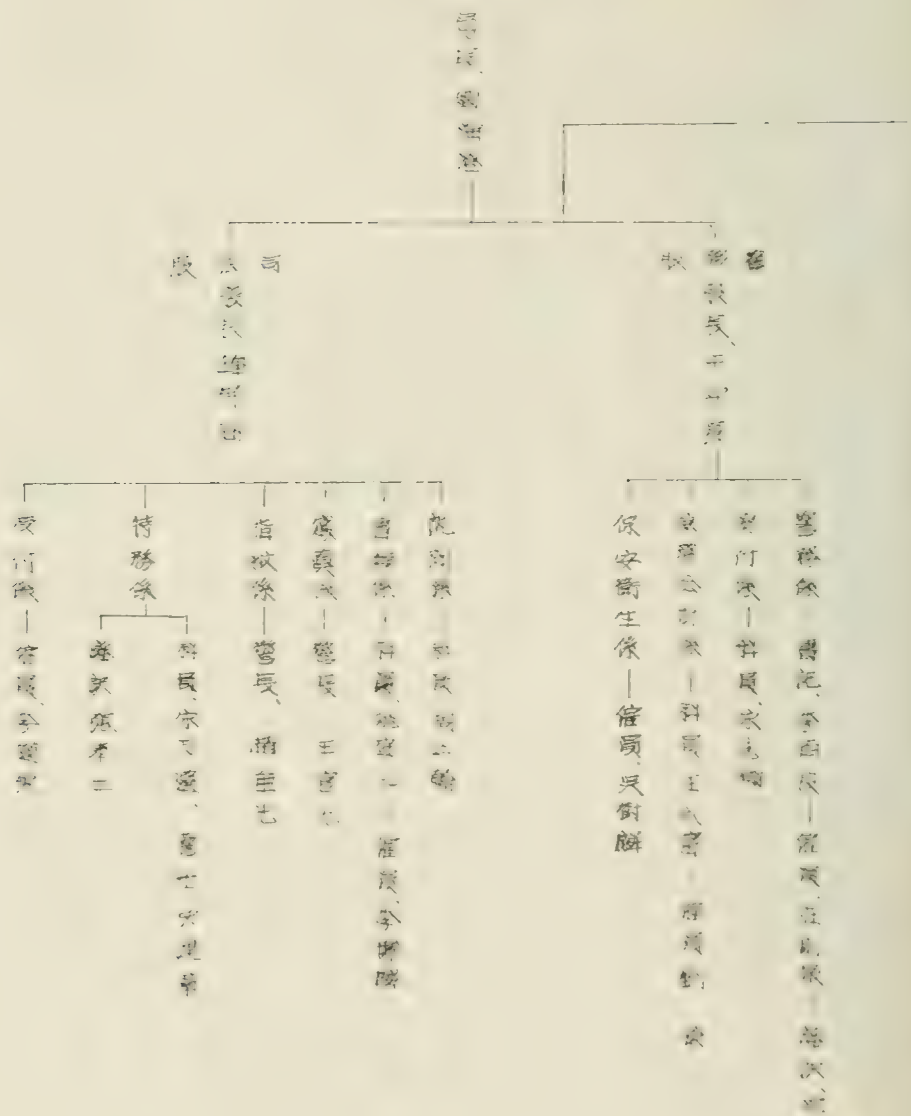
項別/月別	現出回數	匪首名	延數
一月	一六	詹海等	七九
二月	一	下許	二
三月	七	大色字	二一
四月	一三	海寬	四二
五月	一二		三五
六月	九		二二
七月	一四	南日本、民雄、天東	一四一
八月	一八	天保古山	一〇二
九月	一〇	林芳	三三六
十月	四		一〇
十一月	四	古竹	二四七
十二月	一二	海寬	一二一

実数	討伐回数	討伐延人数	匪賊 死	傷	捕	銃	弾	馬	人質	討伐隊 死	傷	拉	銃	弾	所耗弾
七九	一一	三五二		一	一	三	八			一	四		三	二〇〇	四、四
二	一	八													三四七
二一	六	一三八	一		二	二	五一								五〇九
四二	一二	三五三			一	一	三								
[illegible]	一一	二〇五													
二二	九	一五六	一			[illegible]									
八一	一四	四二九	二			三			一	[illegible]	二		三		三四七二
[illegible]	[illegible]	[illegible]	四	四	[illegible]	四	一〇	二	八						八八九
八	[illegible]	[illegible]	七	二		[illegible]	二一		二						[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]			一	一	六								
[illegible]	四	[illegible]						一							
[illegible]	[illegible]	[illegible]	四		四	[illegible]	[illegible]	一	四						

備考	其他	組合	戸數	疾	罪	飢	拉	傷	死
	二六九、二〇	二七九、四〇		一五				二	一
				六					
	一七七、〇〇	一四五、六〇	六	三					
	三五三、〇〇	一〇〇三、〇〇	一一	六			六	二	一
	五六、〇〇	六〇〇、〇〇	一〇					三	一
		、四〇〇	七	六				三	
	一五〇、〇〇	三三五〇	一三				六		一
		[illegible]		三			一二		三
		四一、一〇	三	六六					
	七、	七三、	三						
	三、八	五一、	三	六			[illegible]		
	四六七五	三五三	八	二			[illegible]		

林景俊
- 陳元由管士敏
- 杏醫清　　學良
  - 國棟正國
  - 河野宗
- 江少元古

警[illegible]組織表



第一区警察署長一、―巡官五、―警長五、―警士二六、―分所一〇、―警長一〇、―警士五一
第二区 〃 一、―巡官一、―警長一、―警士 五、―分所 四、―警長 四―警士 三〇、
第三区 〃 一、―巡官一、―警長二―警士 五―分所 二、―警長 二―警士 八、
第四区 〃 一、―巡官一、―警長二、―警士 五、―分所 二、―警長 二、―警士 八、
第五区 一、―巡官一、―警長二、―警士 五、―分所 四、―警長 四、―警士 一六
第六区 〃 一、―巡官一、―警長二、―警士 五―分所 三、―警長 三、―警士 一二
第七区 〃 一、―巡官一、―警長一、―警士 五、―分所 二、―警長 二、―警士 八、
第八区 〃 一、―巡官一、―警長一、―警士 五、―分所 三、―警長 三、―警士 一二、
第九区 〃 一、―巡官一、―警長一、―警士 五、―分所 二、―警長 三、―警士 一一、
第十区 〃 一、―巡官一、―警長二、―警士 五、―分所 四、―警長 四―警士 一一、
練習所―教務長一、―教官一、―巡官一、―警士六〇、
政務室―巡官―一、―警長二、―警士八、
差遣室―巡官―一、―警長一、―警士四、

―歩一中隊―
- 第一分隊長一、―班長三、―隊兵二一
- 第二分隊長一、―班長三、―隊兵二〇

警務局

- 警察大隊長一、
  - 傳令一、
  - 隨從一、
  - 書記一、
  - 大隊附一、
  - 步二中隊
    - 第一分隊長一、 — 班長三、 — 隊兵二一、
    - 第二分隊長一、 — 班長二、 — 隊兵二〇、
  - 騎一中隊
    - 第一分隊長一、 — 班長三、 — 隊兵二一
    - 第二分隊長一、 — 班長二、 — 隊兵二〇
  - 騎二中隊
    - 第一分隊長一、 — 班長三、 — 隊兵二一
    - 第二分隊長一、 — 班長二、 — 隊兵二〇
  - 鐵道中隊
    - 鐵同檢分隊長一、 — 班長二、 — 隊兵[illegible]
    - 追擊隊分隊長一、 — 班長二、 — 隊兵三〇

康徳三年五月調査

（満鉄嘱託）

遼中縣第一区[illegible]（カリマ）[illegible]村農業事情概要

遼中縣公署

第一、一般事項

一 沿革

清朝時代ハ奉清朝ノ農民ヲ移住ニ依リテ張、胡、徐、孫、李、等ノ山東省民[illegible]移住シ[illegible]

[illegible]遼河ヲ利用シテ[illegible]最モ土地肥沃ニシテ農耕ニ適スルヲ知リ[illegible]

、是ハ地[illegible]ヲ[illegible]リ、爾来此地ハ肥沃ニシテ[illegible]

[illegible]農民[illegible]来タリ農耕ニ従事[illegible]今日ノ部落ヲ形成スルニ至レリ。

清光緒十四年ハ[illegible]天主教堂ハ現住信徒四百二十余名[illegible]

[illegible]

民国十一年省府議定区村制発行セラレ同十九年省令ニヨル[illegible]改組[illegible]

区村制改組開始セラル現在改組ヲ実行中ナリ。

[illegible]小[illegible]、霍家[illegible]

之れを八屯に分てり。

大小馬村屯名称戸数並牌数

屯名称	屯域	屯所村名	戸数	牌数
大小馬家第一屯	本村腰街西面		九[illegible]	[illegible]
第二屯	本村西南面		一〇〇	[illegible]
第三屯	本村東南面		一〇〇	[illegible]
第四屯	本村腰街東面		九〇	[illegible]
第五屯	本村東北面		一〇〇	[illegible]
第六屯	本村西北面		八〇	[illegible]
白家村屯	白家村		八〇	[illegible]
小竜寺屯	小竜寺と瞿家岡		四六	[illegible]
		瞿家岡	一六	[illegible]
合計		一	七[illegible][illegible]	[illegible]

註、新大力廠ハ[illegible]八屯ニ分[illegible]居リシガ後[illegible]各屯ノ[illegible]、戸口等[illegible]
[illegible]本調査要件ヲ[illegible]大力廠村並白家村、小竜湾、霊次宮ノ各部落ニ付[illegible]

二、位置及地勢

略々北緯四十一度三十分、東経百二十二度三十分ニ位シ村ノ東域ハ[illegible]村ニ[illegible]、[illegible]ヨリ[illegible]六区[illegible]村ト境セラレ北南域ハ同区[illegible]村ニ北域ハ[illegible]区[illegible]。

全村ニ山岳丘陵ト名付クヘキモノ少ク坦々タル平野ニシテ、二、三ケ所ノ小河沼アルノミナリ。

遼河ハ村ノ西域ヲ北ヨリ南ヘ流レ河運ノ便ヲ与フ。

三、面積及戸口

イ、面積　（単位　天地＝十畝）

部落名	山林	耕地	宅地	荒野	道路河川等除地	計
大力廠	三五、〇	一、八七〇、〇	三〇〇、〇	二五、〇	三五〇、〇	二、五八〇、〇
白家村	／	三〇八、〇	八、五	一〇、〇	三、[illegible]	[illegible]二、五
小竜湾	／	一二六、一	八、〇	三、〇	一、九	一三八、〇
霊次宮	／	一六、〇	三、四	二、〇	一、〇	二二、四

合計	[illegible]五、[illegible]	二、三二[illegible]、一	三一九、九	[illegible]七、[illegible]	[illegible]五[illegible]、七	[illegible]、[illegible]六[illegible]、[illegible]

2. 戸口

部落名	総戸数	総人口	職業別戸口							
			農業		商業		工業		[illegible]	
			戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
卡力馬	五六〇	二、六九〇	五三七	三、五四二	一五	九五	八	[illegible]	/	[illegible]
白家村	八〇	三八八	七九	三八三	/	/	一	[illegible]	/	[illegible]
小竜湾	四六	三〇七	四六	三〇七	/	/	/	/	/	[illegible]
羅家岡	一六	九九	一三	八二	/	/	二	[illegible]	/	/
合計	七〇二	四、四八四	六七五	四、三一四	一五	九五	一二	[illegible]		

四、交通及治安状態

縣城より卡力馬を経て双山子に至る縣道開通し縣城より卡力馬部約十支里[illegible]自動車[illegible]馬車にて四十分徒歩にて一時間余を要す。尚各部村に通ずる村道あり荷馬車ノ通行可能ナ[illegible]

河運（遼河）に関するものにして、結氷期を除き[illegible]河口営口[illegible]

[illegible]は[illegible]、[illegible]下[illegible]一ヶ月に二、乃至三回、[illegible]一艘[illegible]

量六〇石（旧）（高粱））の停泊あり。

[illegible]順風の日にて二日間普通二日間逆風の[illegible]一週間[illegible]

[illegible]営口に出荷する高粱の量平均年に二乃至三千石に達す。

通信、警察分署に一信置（郵便局）の設備ありて便利なり。

警察分署並自警団ありて警備し治安良好住民安堵して從業す。

五

附近に於ける集散都市の状況（縣城に於ける）

[illegible]は縣城と[illegible]の村落を[illegible]一二の商は鉄道開通[illegible]交通便利[illegible]

縣城の戸数一千三百九十一戸人口五千九百六十四人其の内商工業に従事するもの約二百二十

[illegible]、鍛冶屋、理髪屋、油房焼鍋、米舗、薬店、[illegible]、雑貨屋、菓子屋、飯店、

旅館等にして農家は約千六十余戸他は官公吏有り。

[illegible]縣城及附近各村の農民[illegible]

[illegible]

穀物の出廻りは常時は三、四十石内外にして十一月十二月に於ては[illegible]

[illegible]石を下らず。

出廻り穀物は高粱、大豆、小麦、大麦、粳米、黒豆、高粱米、稗米等[illegible]

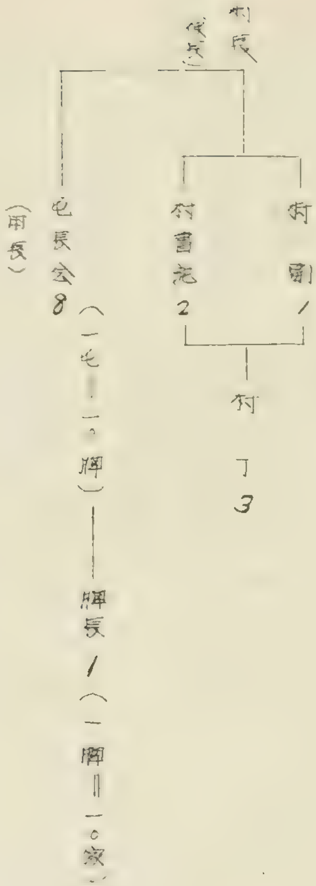
の如し。

高粱 三〇% 大豆 二〇% 大麦 五% 小麦 一〇%

高粱米 一〇% 黒豆 一〇% 稗米 五%。其の他の雑穀 一〇%

又同市には家畜の市も立ち馬、騾馬、驢、等春期七・八十頭、夏期卅、五十頭、秋期[illegible]頭、冬期廿二、三十頭を集めて売買せらる。

六、現在の村の機構



七、康徳三年度村予算

村予算は村制の改組に伴ふ改編中にて現在県に於て査定中なれば次に掲ぐる予算は目下[illegible]

[illegible]のみなり。

臺中縣第一区下方長村々予算書

[illegible]一年度　自一月一日起
　　　　　　至十二月三十一日止

村長
村副
書記

[illegible]一年度臺中縣第一区下方長村歳入歳出予算

歳入

一、経常　八千六百六十七元五角　経常部予算額
一、〃　二百一十元　臨時部予算額
合計金　八千八百七十七元五角

歳出

一、経常　八千一百零七元五角　経常部予算額
一、〃　七百七十元　臨時部予算額
合計金　八千八百七十七元五角

歳出歳入殘額無

款	項		目	金額			備考
二、[illegible]料	一、[illegible]料		一、[illegible]金	[illegible]			高等班一級初等班五級の生徒より徴収す
			一、[illegible]授業料	一、三〇〇、〇〇〇			[illegible]
			二、[illegible]代入	一、[illegible]			は二千円合計は以上の如し
三、雑収入	一、過年度収入		一、過年度滞納授業料収入				
			二、過年度[illegible]				
			三、過年度滞納寄宿舎費収入				
	二、歳計預金利子		一、歳計存款利息				
	三、廃物売出金		一、不用品売払金				
	四、雑入		一、雑入				

四、村税				七、二八七、五〇			
	一、地租附加税			七、二八七、五〇			
			一、地租附加税	七、二八七、五〇			本村ニ属スル耕地面積ハ合計[illegible] [illegible] [illegible]
	二、営業税附加税						
	三、戸別割附加税		一、営業税附加税				
	三、戸別割附加税						
			一、戸別割附加税				
	四、府税附加税						
			一、府税附加税				
経常部計				八、六六七、五八			

歳入（臨時部）

予算			説				明
科目		予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
款	項						

一、縣費補助				二一〇、〇〇			一個校舍は高等班一級初等班四級にして補助費は
	一、縣費補助			二〇〇〇			百八十円也の一個校舍に[illegible]
			一、出張費縣費補助	二一〇、[illegible]			三千円合計八五級の如し。
二、補助金	一、補助金						
			一、旅費指定消費				
三、滚入金							
經常部計				二一〇、〇〇			
歳入合計				八八七、五〇			

款	項	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
一、公所費			二、七六八、〇〇			
	一、給料		一、五三六、〇〇			
		一、村長給料	二六四、〇〇			村長一名月に二二円全年合計二六四円也
		二、村副給料	一四四、〇〇			村副一名月に一二円全年合計一四四円也
		三、書記給料	四五六、〇〇			書記二名一人は月に二〇円他の一人は月に一八円全年合計四五六円也
		四、村丁給料	一七二、〇〇			村丁一名月に[illegible]全年合計[illegible]
	二、雑公費		二九二、〇〇			
		一、備品費	五〇、〇〇			事務[illegible]二[illegible]の[illegible]費
		二、消耗費	四〇、〇〇			村務会議に対する茶費
		三、修繕費	二四、〇〇			帳簿用紙、[illegible]費
		四、郵便及運搬費	六、〇〇			郵送費
		五、燃料費	三二、〇〇			四ケ月分の石炭費
		六、其他費	三六、〇〇			紙筆墨[illegible]

款	項	目	金額		摘要
		七、房租費	五〇〇、〇〇		[illegible]円[illegible]一〇〇円ノ租金合計ハ上欵ノ如シ、
	三、雑費		[illegible]		
		一、雑費	一八〇、〇〇		本場管理人ケ当三〇円雇傭費八ケ当二〇円 新聞代六四、八円接待費[illegible]八円石油及[illegible]費[illegible]円[illegible]
	四、旅費		三六、〇〇		
		一、旅費	三六、〇〇		[illegible]副書記[illegible]ノ旅費
	五、修繕費		六〇、〇〇		
		一、修繕費	六〇、〇〇		
二、[illegible]費			一、八三九、〇〇		
	一、諸費		一、[illegible]		
		一、國民學費	九六〇、〇〇		國民一名月ハ金費、八円合計以上の如し
		二、國丁給費	一四四、〇〇		國丁一名[illegible]月ハ[illegible]円[illegible] 以上の如し、
	二、諸公費		五九〇、〇〇		
		一、保[illegible]費	五[illegible]		前年度の予算ハ標準して組上たるもの、
	三、砂糖費				
		一、砂糖費	四八〇、〇〇		
	四、賞與金				
		一、賞與金	四八〇、〇〇		[illegible]

科目	細目	金額	備考
五、服装費		一二六、〇〇	
	一、服装費	一二六、〇〇	被服、靴、キャハン、靴下等を購入する
六、雑　費		二〇、〇〇	
	一、雑　費	二〇、〇〇	[illegible]する生活[illegible]
三、[illegible]		三七八六、八〇	
一、[illegible]費		[illegible]	
	一、[illegible]薪金	[illegible]	一個学級々長一名月に三十六円支給す
	二、高級々任薪金	三六〇、〇〇	高等班級任一名月に三十円を支給す
	三、三級々任々位勤員薪金	二四、〇〇	[illegible]
	四、初級々任薪金	一、五六〇、〇〇	初等級[illegible]給す
	五、夫役工費	三二六、〇〇	一[illegible]三名
	六、[illegible]費	一、[illegible]	高等級[illegible]
	七、消耗費	二〇四、〇〇	仝
	八、冊簿費	一〇、八〇	仝
	九、文具費	二四、〇〇	仝
	十、郵電費	一二、〇〇	仝

		一一、暖房費	一九二、〇〇	仝
		一二、図書費	一三二、〇	二個所分
		一三、衛生費	二一、〇〇	仝
		一四、雑費	一六八、〇	仝
		一五、旅費	三六、〇〇	仝
		一六、修繕費	二四、〇〇	仝
		一七、童子團費	五四、〇〇	高等班一級初等班四級なる一個所
	二、学事諸費		六九、〇〇	
		一、展覧会費	一八、〇〇	二個所分
		二、運動会費	五一、〇〇	仝
	三、[illegible]費		一七〇、〇〇	
		一、図書館費	二〇、〇〇	各種の書籍代
		二、民衆学校費	五〇、〇〇	
		三、青年訓練所費	一〇〇、〇〇	
四、社会事業費			二四七、五〇	
	一、救済費		二四七、五〇	
		一、救済医院費	二四七、五〇	毎戸九厘分擔して合せて以上の如し

五、財産造成費				
		二、貧民救済費		
	一、財産造成費	一、基本財産造成費		
	二、管理費	一、管理費		
六、予備費			四六六、二〇	
	一、予備費		四六六、二〇	
		一、予備費	四六六、二〇	
経常部計			八、一〇七、五〇	
三、積立金			七七〇、〇〇	
	一、積立金		七七〇、〇〇	
		一、積立金	七七〇、〇〇	本村校舎を修繕すべき見額の金銭を用ひ [illegible] ふる。
四、償還費				
	一、償還費			

一、償還費

臨時部計	七七○、○○
歲出合計	八八七七、五○

本村成立保甲狀況

一、團丁總數	三百六十名	十八歲以上四十歲以下之男子均編入保甲團丁
二、甲數	四甲	共分四甲每甲用九十人「約以一村一甲為標準」
三、排數	三六排	共分三十六排每排十人
四、班數	十八班	共分十八班每班二十人
五、每日值班人數	二十名	
六、換班日數	初一日	
七、本村借用火槍數	十枝	

八、総　数	[illegible]
[illegible]、[illegible]附　数	[illegible]

第二　営農関係事項

一、気　象

作物名	播種期	除草期 第一回	除草期 第二回	除草期 第三回	中耕期	収穫期
高粱	立夏－小満	芒種以後	第一回ヨリ約十五日後	小暑前後	各除草期ト同時ニ行フ	秋分後
稗子	穀雨前	芒種以前	仝右	小暑以前	仝右	秋分前
谷子	穀雨前後	芒種以後	仝右	大暑	仝右	秋分後
大麦	清明節前	小満一回			小満一回	小暑前
小麦	清明節前	仝右			仝右	小暑後
糜子	穀雨前後	芒種以後	第一回ヨリ十五日後	小暑前後	各除草期ト同時ニ行フ	大暑前後
大豆	穀雨－立夏	仝右	仝右	仝右	仝右	秋分後

小豆	立夏—小満	仝	右	仝	右	仝	右	仝	右	仝	右
蕎麦		仝	右	仝	右	仝	右	仝	右	立秋後	

初　霜—寒露前後
晩　霜—立夏前後

霜ノ深度—五寸（文）

初　雪—立冬前後
終　雪—穀雨前

結氷期—霜降
解氷期—春分

地下凍結初—小雪
地下凍結終—穀雨

地下凍結深度—四尺（支）

雨　期—小暑—立秋

旱　魃—夏至より約一ヶ月間最近十年間に大豆、谷子、高粱等の枯死しく[illegible]劇減[illegible]

ここ二乃至三回あり。

出水期—小暑より立秋

最近二十五年間に洪水による被害無し。

二、土質

区域	土質	色	全面積に対する大略の割合（％）	各土質に於ける一反当生産量（石）
東部	アルカリ性土（鹹土）	灰色	三〇	一五斗
西部及西北部	河淤土	黒褐色	二〇	四〇
南部及東南部	粘土	黄黒色	三〇	三〇
北部	砂質土	淡黄色	二〇	二〇

三、水利状況

イ、河川（遼河）ノ水量

イ、平常は水の深さ約四、五米突幅は約二百五十米突位にして八月頃出水する時は堤防一杯に達する過ぎざるに至り堤防との間約四粁は濁水に充たされ一見大湖の如き観を呈す。

ロ、堤防の高さ五米突底幅十八米突上幅二米突あれども大出水の場合には安全を保ち難し。されど最近二十五年間に洪水の被害なし。

ハ、灌漑施設なし。

2. 地下水

平時ハ地下五米突、降雨時ニハ地面ノ二米突、

旱魃時ニハ地面下六、九米突、

一年ヲ通シテ六月頃地下水量最多ニシテ冬期少シ、

飲料水ハ村ノ中央部ハ混濁地部ニ清澄ニ[illegible]

[illegible]ル部分モアリ、

四、土地利用状況

（単位 天地一十畝）

部落名	利用別総面積			可耕地利用						
				既墾地			未墾地			
	可耕地	不可耕地	計	旱田	水田	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	計
長力營	一八七・○	七一・○	二五八・○	一八七・○	/	一八七・○	/	/	/	/
白家村	三○八・○	二一・五	三二九・五	三○八・○	/	三○八・○	/	/	/	/
小苑溝	一三六・一	一・九	一三八・○	一三六・一	/	一三六・一	/	/	/	/
霍家洞	一六・○	六・四	二二・四	一六・○	/	一六・○	/	/	/	/
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	/	[illegible]	/	/	/	

五、小作慣行

1、小作契約ノ時期及方法

イ、契約は普通地主対小作人間にて直接に行はる。特別の場合（小作人信用なきもの、なるとき）には仲介人の仲介によりて契約するもこの場合仲介人必ずしも保証人ならず。

ロ、契約は一切口頭にて行はれ證書によることなし。

ハ、契約の時期は前年の契約満了期より本年清明節前。

ニ、契約の期限は一ヶ年

2、小作料

イ、小作料（一天地当）

地等別＼年別	康徳元年	康徳二年	康徳[illegible]年
上地	二〇、〇〇円	二〇、〇〇円	[illegible]
中地	一五、〇〇	二〇、〇〇	[illegible]
下地	七、〇〇	一〇、〇〇	[illegible]

締方、小作料は契約当時に於ける穀物の価格を標準として地主と小作人協議の上決定す。

ロ、[illegible]

小作料は契約の時より播種期迄の間に銀納にて一回乃至二、三回に分ちて小作人より地主へ[illegible]一播種期迄には[illegible]慣例とす。

物納、（穀物）の場合極少数なり。

3、其の他

イ、押租金、保証人は小作料前納なるに[illegible]不要。

ロ、小作料割引なし。

ハ、地主に対し小作人の従属的関係なし。

ニ、契約期間の満了は常例秋収を以って終了とし地主小作人共[illegible]継続す

[illegible]

ホ、[illegible]

六、地価

1、旱田（一天地当）

地目／年別	大同元年	康徳元年	康徳二年	康徳[illegible]年	[illegible]
上地	二〇〇、〇〇円	二五〇、〇〇円	全上	全上	三〇斗

中地	一五〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇	仝上	仝上	二七
下地	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	仝上	仝上	二〇

2. 林地

頭之下地　一天地　三、〇〇〇円

雑木林地　〃　六、七〇〇〇

七、租税公課

1、国税

1. 銭穀税（地主及自作農一天地に付き）（財務局）

イ、田　一、三四四円　中田　一、〇〇〇

ロ、畑　〇、七七八　中畑　〇、三二三

2. 物品税（一〇年 - 売渡にタナイ収穫率）（税務局）

イ、穀類（高粱、粟子、谷子、大麦、小麦等）　千分ノ一

ロ、繊維（亜麻、大麻、白米等）　百分ノ一

ハ、油類（ゴマ、棉実等）　千分ノ二五

ニ、豆類（豆類）　千分ノ二五

3、牲畜税（税捐局）

イ、馬、牛、騾馬、　其価格ノ百分ノ六

ロ、驢、猪、羊　其価格ノ百分ノ三

2、雑税

1. 畝捐税（地主及自作農一天地ニ付き）（税務局）

上則　一、〇六円　中則　一、四〇円

下則　一、三四　沙鹹　〇、六七

2、車輌税（税務局）

五頭付　一台　六、〇〇円　三、四頭付　一台　四、〇〇円

二頭付　一台　二、〇〇　一頭付　一台　一、〇〇

3. 村公費、其の他

1. 村公費（村公所費四分ノ一保甲四分ノ一教育費四分ノ一 [illegible]
一ヶ年、二円六五（一ヶ年）
年額を三に分け必要に応じ徴収す。村公費は地主自作農の外頭據し [illegible]

2、学費は生徒一人に付年に二円五〇二期に分ちて徴収す。

3、農務会費としては毎戸とも年に〇、二〇円を農務会へ納入す。

4、土塁道路等の改築修理及看青（番人）等として労力の必要なるときは毎戸より徴収 [illegible]

せざるものよりは相当賃銀を徴收す。

八、生産品の販路並同々市場

1、販路

輸送は主として営口、遼陽、遼中にして遼河結氷して汽船帆船航行不能なる一、二、三、[illegible]期は主に出荷し遼河解氷し船の航行可能となる四月より六月頃までは営口に出荷し小量なるときは遼中にて売却す。

全売却量の六〇%は営口、三〇%は遼陽、一〇%は遼中にて各々売却せらる。

2、取引方法

村と全部経済人（経紀）の斡旋によりて売却せらる。

この場合経済人（経紀）へ斗捐と称して売却量一斗に付き四銭内外又は売上金額の千分の一五内外（一円に付き一銭五厘内外）の手数料を支払ふものとす。

、経済人、[illegible]経紀[illegible]

[illegible]大量を[illegible]場合は営口又は遼陽等に見本を持参して買手の経済人（経紀）[illegible]価格[illegible]送付することあり。此の場合[illegible]

価格の[illegible]経済人（経紀）と[illegible]との間にて行はる。

村内販売は殆ど僅少なり。

3、生産

イ、河越[illegible]

積立金は約六〇石内外なれば大力馬番口迄の運賃一般に付き九〇、〇〇〇以外なり。

ロ、[illegible]

[illegible]

[illegible]

4. 販売[illegible]

[illegible]

の左に掲げあるを以て参照せられたし。

販[illegible]

（[illegible]調査に依る）

種類	単位量	大正元年 六月末	大正元年 十二月末	大正二年 六月末	大正二年 十二月末	[illegible]	[illegible]
高粱	一石	五、〇〇円	一四、五〇円	二六、[illegible]	一五、〇〇円	二〇、〇〇円	一六、一〇円
実綿	一、六斤	一三、〇〇	一四、〇〇	一三、〇〇	一五、〇〇	一四、〇〇	一三、六〇
大豆	一石	一三、〇〇	一八、〇〇	二三、〇〇	二二、〇〇	三〇、〇〇	二〇、一〇
瓜子	一石	四、〇〇	一三、〇〇	二四、〇〇	一三、〇〇	一八、〇〇	一四、二〇

せざるものよりは相当負銀を徴收す。

八、生産品の販賣並に市場

1. 販賣

時期は[illegible]として遼陽、遼中にして遼河結氷して汽船の航行不能なる一、二、三、[illegible]

満は主に出荷し遼河解氷し船の航行可能となる四月より六月頃までは營口に出荷[illegible]

ときは遼中にて売却す。

全而部量の大半は營口三の名は遼陽、一部は遼中にて各々売却せらる。

2. 取引方法

然し[illegible]経紀人（経紀）の斡旋[illegible]て売却せらる。

この場合経済人（経紀）へ斗摘と称して売却量一斗に付き四銭内外又は売上金額の千分の

一五内外（一円に付き一銭五厘内外）の手数料を支拂ふものとす。

[illegible]経紀[illegible]生産者[illegible]購入[illegible]場合あり。

[illegible]大量[illegible]場合[illegible]又は遼陽等に関手を[illegible]

（経紀）[illegible]送付することあり。此の場合[illegible]

価格の決定[illegible]経済人（経紀）と[illegible]の間に於て行はる。

又同販売は始と[illegible]なり。

3. [illegible]

イ、河運ノ場合ニハ営口迄穀物ノ運賃ハ[illegible]一石ニ付[illegible]運賃[illegible]

賃ニシテ約六、七石内外ナレバ大車ニテ営口迄ノ運賃一般ニ[illegible]外[illegible]

ロ、陸運、穀物ノ種類ニヨリ多少ノ差アルモ普通商人[illegible]

[illegible]営口一斗ニ付キ[illegible]二[illegible]一斗ニ付キ[illegible]作ナリ[illegible]

[illegible]運賃ハ[illegible]従来[illegible]普通トス。

4. 販売市場ノ穀物價格

営口ノ穀價ニ付[illegible]ノ調査ハ困難ナルヲ以テ遼中縣内ニ於ケル調査ニヨリ一、二[illegible]

サバ左ノ如クナルヲ以テ参照セラレタシ。

穀物市場價

（遼中縣城ニ於ケル）

種別	単位量	康徳元年 六月末	康徳元年 十一月末	康徳二年 六月末	康徳二年 十二月末	康徳三年 六月末	平均
高粱	一石	五、〇〇円	一四、五〇円	二六、[illegible]円	一五、〇〇円	二〇、〇〇円	一六、一〇円
実綿	一〇斤	一三、〇〇	一四、〇〇	一三、〇〇	一五、〇〇	一四、〇〇	一三、六〇
大豆	一石	一二、〇〇	一八、〇〇	二三、〇〇	二二、〇〇	三〇、〇〇	二〇、一〇
谷子	一石	四、〇〇	一二、〇〇	二四、〇〇	一三、〇〇	一八、〇〇	一四、二〇

稷子	一石	七、〇〇〇	八、〇〇〇	一三、〇〇〇	一二、〇〇〇	一六、〇〇〇	一一、二〇〇
水稻	〃	七、二〇〇	八、一二五	一三、二〇〇	一二、三〇〇	一六、一〇〇	一一、三九〇
小豆	〃	八、〇〇〇	一三、〇〇〇	二五、〇〇〇	三二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一九、六〇〇
綠豆	〃	一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三八、〇〇〇	三五、六〇〇
大麥	〃	六、〇〇〇	七、〇〇〇	一二、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	八四〇
小麥	〃	一四、〇〇〇	一八、〇〇〇	二五、〇〇〇	二四、〇〇〇	二五、〇〇〇	二一、二〇〇
蕎麥	〃	八、〇〇〇	九、〇〇〇	一二、〇〇〇	一一、〇〇〇	一二、〇〇〇	一〇、四〇〇
芝麻	〃	三[illegible]、〇〇〇	三三、〇〇〇	四三、〇〇〇	四八、[illegible]	[illegible]	[illegible]
落花生	一〇〇斤	三、〇〇〇	三、五〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇	五一〇
大麻	〃	三五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	三九、六〇〇
青麻	〃	六、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、[illegible]	九、二〇〇
苜蓿	〃	三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三七、〇〇〇
[illegible]	〃	四六、[illegible]	四六、〇〇〇	四五、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	四七〇	六五〇	七六〇	六五〇	六八[illegible]	[illegible]
二[illegible]	〃	一二、〇〇〇	一三、〇〇〇	一四[illegible]	一八、〇〇〇	二五[illegible]	[illegible]
[illegible]	一擔	一、[illegible]	一、五〇〇	一、七[illegible]	一、七〇〇	一、[illegible]	[illegible]

品目	単位						
塩	一、〇〇〇斤	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	[illegible]	六五、〇〇〇	[illegible]
砂糖	〃	一四〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	[illegible]
牛肉	〃	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一四〇、〇〇〇
[illegible]	〃	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	一錢(三、五斤)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鶏卵	一〇〇個(一二斤)	一、六〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
土炭	一面(三〇〇〇斤)	[illegible]、五〇〇	[illegible]	[illegible]	〇、五〇〇	[illegible]	[illegible]
[illegible]	一〇〇斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二二、〇〇〇	[illegible]	[illegible]
粉條子(寧条)	一〇〇斤	九、〇〇〇	九、〇〇〇	[illegible]	一二、[illegible]	[illegible]	[illegible]
石油	一缶	三、七〇〇	三、七〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	一車(四〇〇斤)	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	一〇〇〇把(三〇〇〇斤)	一五、〇〇〇	一三、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
谷草	一〇〇斤	一六、〇〇〇	一二、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	四、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	五、〇〇〇	[illegible]
[illegible]	一〇〇斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
白米	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
葱	〃	[illegible]	二、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

焼酒	一〇〇斤	一三、〇〇〇	一六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一七、五〇〇	八、七〇〇
入浸	[illegible]	一、二〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	[illegible]	[illegible]

註、以上は旧度量衡に由れるものにして、新度量衡との係数関係次の如し。

新　旧　換算比率表

一斗　一　〇・二八七

一斤　一　〇・六〇〇八一（四）

九、経営上の関係

イ、[illegible]

[illegible]

の割合を以て之を輸入して不足を補ふ。

[illegible]

[illegible]

2、営業員の状態

1. 職工

イ、職工の[illegible]　[illegible]

旧正月末頃に仲介人（親類、知人等）の斡旋により契約し、この場合仲介人は保証の責任

[illegible]

[illegible]

ロ、[illegible]

[illegible]

打頭的（普通労働者中にて最も能力の優れたるもの）

大半季（[illegible]）[illegible]

打更的（夜警）は二〇、〇〇〇　次級的（一ヶ年）六〇〇円—七〇〇円

跟做的（普通の雇夫）を能力によりて左の如く分つ。

整個的（耕耘、播種、除草、中耕、収穫調製等の能力一人前なるもの）[illegible]

大半拉子（整個的の半分以上の能力あるもの）　二五、〇〇

半拉子（大半拉子の半分以上の能力あるもの）　一八、〇〇

小拉子（半拉子の半分以上の能力あるもの）　一五、〇〇

2、月工

イ、契約

契約の方法は仲介人の仲介による場合あり又は日工と月工に変更する場合もあり。

一ヶ月につき賃銀を定めて雇傭するものを月工と称す。
長工と同じく住込み一日三回給食なり。

ロ、賃銀は長工の一ヶ月分より二、三割高く後払ひを普通とす。

3、日工

イ、農忙期には本村内に労働市場立ち若干の労務者は此処に行きて仕事の種類並に[illegible]
賃銀を掲げて募集し応ずるもののあるときは之を日工として雇傭す。

ロ、賃銀、一人前の労働者一人一日大略播種は〇円二〇銭耕耘、除草、中耕等は〇円[illegible]
又、収穫調査等は〇円〇〇—〇円六〇なり

ハ、労働市場に出る労働者の大部分は村内の零細小作人にして附近の村々より来るもの少なし。

女の賃銀は大略男の二分の一なり。

4、[illegible]年工

一人前に付き一年五〇〇円（給食）内外にて賃銀の支払は播種以前とす。
以上の賃銀は何れも金銭にて支払ふを原則とし契約は総て口頭にすることなきを普通とす。

一〇、農家戸口

1. 土地所有別農家戸数

部落名	農家戸口 戸数	農家戸口 人口	地主 戸数	地主 人口	自作農 戸数	自作農 人口	自作兼小作農 戸数	自作兼小作農 人口	小作農 戸数	小作農 人口
[illegible]原	五三七	[illegible]	一八〇	[illegible]	一一〇	九一〇	[illegible]	[illegible]	九七	[illegible]
田家村	七九	三八三	二〇	九四	一六	八五	三五	一六〇	八	四四
八重港	四六	三〇七	一一	八二	七	五〇	二三	一四七	五	二八
[illegible]	[illegible]	[illegible]	六	[illegible]			五	[illegible]	二	[illegible]
計	六七二	四、三二四	二一七	一、三六四	一三三	一、〇四五	二一三	一、三九二	一一二	五一[illegible]

2. 耕地所有階級別農家戸数と其の面積 （単位＝[illegible]）

[illegible]村	無地小作	一二畝未満	二四畝未満	三〇畝未満	四〇畝未満	六〇畝未満	六〇畝以上
農家戸数	三二四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	九七
面積	[illegible]	七六・二	一六二・八	六九・〇	一八二・九	六三・七	一、七六五・五

戸数百分率	四六・三	一三・五	一三・二	三・八	七・五	一七	一二・[illegible]
面積百分率	〇	三・三	七・〇	三・〇	七・九	二・一	[illegible]

全村平均　三・三〇

農家一戸当平均　三・四四

3. 経営面積階級別農家戸数、土地所有面積　（南山・大地）

	非耕作	一二畝未満	二四畝未満	[illegible]畝未満	[illegible]畝未満	六〇畝未満	一[illegible]畝以上
農家戸数	二[illegible]	八三	一〇〇	四九	七一	七二	一〇四
面積		[illegible]	[illegible]	一二二・八	三四一・六	三[illegible]	[illegible]
戸数百分率	二・八	一一・八	一四・二	七・〇	一〇・一	一〇・三	一四・八
面積百分率		[illegible]	七・九	五・三	一〇・五	一四・九	五八・二

全村平均　三・二九

農家一戸当平均　三・四二

4. 性別年令別人口

部落名	総 男	総 女	[illegible] 男	[illegible] 女	[illegible] 男	[illegible] 女	[illegible] 男	[illegible] 女	[illegible] 男	[illegible] 女	[illegible] 男	[illegible] 女	[illegible] 男	[illegible] 女
大方莊	八八七	[illegible]	一四四	一三五	一九五	八[illegible]	[illegible]	一四[illegible]	四[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
白家村	一九八	一九〇	二八	二六	三〇	三二	二五	二八	四六	四〇	三五	三〇	三四	三四
小竜潭	一四六	一六[illegible]	一六	一五	二〇	一五	一六	二八	一五	[illegible]	[illegible]	八	五	[illegible]
霍家莊	四七	五〇	三	一	四	五	一	[illegible]	一五	[illegible]	[illegible]	六	八	[illegible]
合計	二一八[illegible]	[illegible]	七三	七二	二四九	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

二、作付作物の種類並其の作付歩合

1、作付作物

高粱、大麦、小麦、谷子、大豆、小豆、稗子、蕎子、青菜、大麻、

2、作付歩合（一〇天地の耕作を為すもの）

高粱 四天地、小麦 二天地、（大豆） 稗子 二天地、

谷子、糜子 一天地、[illegible] 一天地

二、施肥状況

一般に毎年施肥すれども隔年又は三年に一回より施肥せざるものあり、化学肥料に対する知識を有するも皆無なり。

肥料の種類は馬糞、土糞の二種のみにして一天地当馬糞一〇袋、一袋六、二〇〇斤（[illegible]）又は土糞一〇袋（一袋二、〇〇〇斤〇、五〇）を耕起前に田面全体に撒布し後耕起す。

三、作物の平均収量

作物名	収量	麻縄及稈茎
高粱	三石	八〇〇把（四、〇〇〇斤）
大麦	五〃	
小麦	一〃	
大豆	二―三〃	八〇〇把（三、四〇〇斤）
小豆	二	
谷子	二	七〇〇斤
稗子	三	一、二〇〇―一、五〇〇斤
青麻		繊維 二〇〇―三〇〇斤
実棉		五〇〇―六〇〇斤

一四、凶作及其他天災ノ被害

1. 雹害

民国二十五年四月二十一日[illegible]数十年来ノ降雹あり作物ハ全滅シ[illegible]代ル野菜ヲ播キ[illegible]収穫[illegible]りて餓死を免れたり。

2. 旱魃

最近一ヶ年間に二、三回作物収穫二、三割減収セシ。殊ニ民国十五年自三月十五日ノ新暦ノ際ハ[illegible]外ニ[illegible]セル[illegible]大[illegible]は乾る程にて作物収穫六、七割の減収を見たり。

3. 出水

出水による被害無し。

一五、家畜ノ種類及其ノ頭数並一頭（羽）当平均価格

部落名	馬	牛	騾	驢	豚	羊	狗	兎	鶏	鵞	鴨
下九屯	八〇	二	一一〇	二六	一、八〇〇	/	六〇〇	/	二、五〇〇	一一〇	一九一
白家村	八	/	七	二一	一三〇	/	七〇	/	一五〇	/	/
小電湾	一一	/	七	一一	三三	/	二八	/	九〇	/	/

雇家同	三	／	二	／	一七	／	一一	／	二、	／	／
合計	一〇二（@八五円）	二（@二〇円）	二八（@一〇円）	五八（@一〇円）	一、九八〇（@[illegible]円）	／	七三九	／	[illegible]（@[illegible]円）	[illegible]（@〇、七五円）	[illegible]（@〇、五円）

注　何れも[illegible]

一六、副業の種類、生産数量並に其の価格

副業としては運河により運搬を行ふもの三戸一ヶ年一戸平均運搬量一〇、〇〇〇斤、価格一〇〇、円尚冬期に農民は麻網を利用して穀物袋（一袋三斗入）の製造をなす[illegible]

[illegible]、袋、価格二[illegible]円原料木棉花にして他より購入す而して純益は一袋[illegible]

皮なりこの袋は長力農の名産として近隣に名高し。

以上の外に副業と名付くべきものなし。

問三、農家生活関係事項

（仮定）六〇年以上の老人男一人、壮年の男二人、女一人、一三年以下の小数男女各一人、合計六人の自作農家庭の一ヶ年間の衣食住費其の他。

区分	品名	数量	単価	金額	備考
主食物	高粱	九〇〇斤	〇・一八〇	一六二・〇〇	成人一人当[illegible]斗
	谷子	六〇〇〃	[illegible]・八〇	四八・〇〇	〃 一斗
	稗子	二[illegible]〃	[illegible]・五〇	三[illegible]・五〇	〃 [illegible]
	大豆	五[illegible]〃	[illegible]	[illegible]	〃
	[illegible]	三〇〇斤	[illegible]・六	[illegible]	〃 [illegible]
計				[illegible]	
副食	蔬菜 白菜	一、〇〇〇斤	〇・六〇円	六〇・〇〇円	成人一人当一六〇斤（一天地当生産量一五、〇〇〇斤）
	蔬菜 茄子	一、二〇〇〃	〇・三〇	三六・〇〇	〃 三〇〇〃（〃 五〇、〇〇〇）
	蔬菜 根菜	五〇〇〃	一・〇〇	五・〇〇	〃 一〇〇〃（〃 二〇、〇〇〇）
	豆腐	一〇〇〃	〇・二〇	二〇・〇〇	〃 二〇〃
	塩	二五〇〃	〇・〇八	二〇・〇〇	〃 五〇〃
	醤	一〇〇〃	〇・一二	一二・〇〇	〃 三〃
	粉条子	五〇〃	〇・一六	八・〇〇	〃 三〃
	肉（猪）	三〇〇〃	〇・二二	六六・〇〇	〃 六〇〃

区分	品目	数量	単価	金額	備考
物	鹽魚	一〇斤	〇.一二	一.二〇	成人一人当 二斤
	茶	一二斤	〇.六〇	一九.二〇	〃 三〃
	煙草	一、〇〇〇盒	〇.〇六	六〇.〇〇	〃 二五〇盒
	酒	九〇斤	〇.二〇	一八.〇〇	〃 六〇斤
	鷄卵	五〇〇個	〇.〇一五	七.五〇	〃 三〇〇個
計				二三五.七〇	
被服	衣服	三〇着	二.五〇	七五.〇〇	成人一人当 三着
	綿花	二五斤	〇.五〇	一二.五〇	〃 六斤
	鞋	二〇足	〇.五〇	一〇.〇〇	〃 三足
	襪子	二五足	〇.二〇	五.〇〇	〃 四足
	帽子	五頂	一.五〇	七.五〇	〃 二頂
(計)				一一〇.〇〇	
	運搬修繕			一〇.〇〇円	三間房子
	[illegible]用	六〇斤	〇.一六	九.六〇	

宅	炊事	三、〇〇〇把	〇・〇一	三〇・〇〇	炊事位三ヶ所
計				四九・六〇	
文献費		一〇〇円	〇・五〇	五〇・〇〇	
医薬費		四〇〇	〇・五〇	二〇・〇〇	
合計				六六三・六〇	

燃料は高粱稈年三、三〇〇〇把（一五、〇〇〇〇斤）一日に付三合一〇把、[illegible]把、[illegible]一把 [illegible] 把。平均にして燃料用として木材三、〇〇〇斤位使用す。

康徳二年度

遼中縣全縣耕地利用状況調査表

遼中縣公署内務局実業股調査

区別	耕地面積（畝）	大子児	小子児	高粱	穀子	大豆	包米	其他
		農作物耕種面積						
第一区	一九八、二一〇	八二	九九、四八	九四、三九〇	六二、七〇 畝	三九、五二〇	三〇〇	三〇、七〇〇

第二区	二〇五、五三五	—	二、九五	八〇五五〇	一〇、三二〇	三八、一八〇	—	二八、五一〇
第三区	一三一、二四八	—	九八	七〇、〇〇〇	二、六〇〇	二二、八〇〇	二五〇	二一、〇〇〇
第四区	一三三、九一二	—	四一二	七〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二三、二〇〇	二〇〇	一七、三〇〇
第五区	二〇一、七八五	—	三、八七五	六一、五〇〇	三、五〇〇	七〇、二一〇	三〇〇	五一、〇〇〇
第六区	一四四、八〇六	三三〇	七、六〇六	六三、〇〇〇	四六〇〇	二四、六〇〇	五〇〇	二四、五〇〇
第七区	二一、二〇〇	—	三、六一〇	四八、〇〇〇	四、六〇〇	三三、一二〇	—	八、四七〇
第八区	一九六、三九五	—	四、一〇五	七〇、三〇〇	一九、二四〇	四四、九一〇	—	二六、四二〇
第九区	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	一、五五〇	四三、六六〇	—	[illegible]
第十区	二〇三、七四〇	—	三六〇	七五、五四〇	三、二八〇	五一、八九〇	一〇一〇	三四、三八〇
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

区別	稗子畝	粳子畝	青麻	芝麻
第一区	八、五〇〇	五、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
第二区	二四、一七〇	一九、八六〇	七五〇	一、〇〇〇

第三区	八,〇〇〇	九〇〇	六,一〇〇	一,五〇〇
第四区	六,八〇〇	六〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇
第五区	一〇,〇〇〇	四五〇	九五〇	一,〇〇〇
第六区	一七,〇〇〇	一,六五〇	八六〇	一〇〇
第七区	一一,二〇〇	二,五〇〇	五〇〇	三〇〇
第八区	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第九区	一二,一九〇	一七,五六〇	一,二〇〇	—
第十区	二〇,五五〇	一六,五六〇	—	二七〇
合計	一三〇,八八〇	七〇,二八〇	一三,八六〇	七,九〇〇